

第一章 明細書及び図面

1. 明細書及び図面の開示原則.....	2
2. 明細書.....	4
2.1 意匠名称.....	4
2.1.1 意匠名称の記載原則.....	4
2.1.2 意匠名称が記載原則に合わない例.....	5
2.2 物品用途.....	6
2.3 意匠の説明.....	7
2.3.1 図面開示内容に「意匠を主張しない部分」を含む場合.....	8
2.3.2 画像意匠に連続動的变化がある場合.....	8
2.3.3 各図間に同一、対称又はその他の事由による省略がある場合.....	9
2.3.4 変化外観を有する意匠.....	11
2.3.5 補助図又は参考図を有する場合.....	11
2.3.6 組物意匠の構成物品名称.....	12
3. 図面.....	12
3.1 図面に具わるべき図.....	13
3.1.1 一般原則.....	13
3.1.2 補助図.....	15
3.1.3 参考図.....	15
3.2 図面の開示方法.....	17
3.2.1 一般原則.....	17
3.2.2 「意匠を主張する部分」の開示方法.....	17
3.2.3 「意匠を主張しない部分」の開示方法.....	19
3.2.4 意匠に色彩の主張がある場合.....	20
3.2.5 意匠に色彩の主張がない場合.....	20
3.2.6 補助図の開示方法.....	21
3.2.7 参考図の開示方法.....	22
4. 専利出願に係る意匠の解釈.....	22
5. 審査における注意事項.....	23

第一章 明細書及び図面

専利出願人は、専利主務官庁に対して意匠（設計専利）を出願する場合、願書、明細書及び図面を用意すべきであり、提出された明細書及び図面は、出願日取得に係る書類の一つである。

専利制度の目的は、産業発展を促進するために、特許（発明）、実用新案（新案）及び意匠（設計）の創作を奨励、保護、利用することにある。意匠が出願、審査手続きを経ることによって、出願人に専有排他の専利権を授与し、その意匠を奨励、保護する。一方、専利権を授与する場合は、公衆が明細書及び図面の開示により当該意匠内容を知り、さらに当該意匠を利用して新たな意匠を創造し、産業の発展を促進することができるように、当該意匠の保護範囲をも確認しなければならない。上記立法の目的を達成するためには、明細書及び図面に意匠を明確かつ十分に開示し、公衆が利用する意匠文献として当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者が、その内容を理解するとともにそれに基づいて実現（本章「1. 明細書及び図面の開示原則」を参照）することができるようにすべきであり、専利権を保護する専利書類として専利出願の意匠の範囲を明確に限定しなければならない。

本章では、明細書及び図面の共通性規定について説明するが、物品全体に関する意匠（本章では、以下「全体意匠」という）、物品に応用するコンピュータグラフィックス及びグラフィカルユーザインタフェース意匠（本章では、以下「画像意匠」という）、組物の物品の意匠（本章では、以下「組物意匠」という）又は関連意匠（衍生設計）の関連部分の詳細については、本編第二、八、九、十、十一章を参照されたい。

1. 明細書及び図面の開示原則

意匠の出願は、専利出願に係る意匠（claimed design）を明確かつ十分に開示するために、明細書及び図面を用意し、当該意匠の属する分野において通常知識を有する者が、その内容を理解するとともにそれに基づいて実現することができるようにしなければならない。このうち、専利出願に係る意匠とは、明細書及び図面において開示された出願対象（subject matter）を指す。

専利法第 126 条第 1 項に規定されている「当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者がその内容を理解するとともにそれに基づいて実現する

ことができる」(本章では、以下「それに基づいて実現可能な」要件という) こととは、明細書及び図面には専利出願に係る意匠を明確かつ十分に開示すべきであり、それによって当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者が、明細書及び図面の両者全体の基礎として、出願時の通常知識を参酌し、余計な憶測をせずとも、その内容を理解するとともにそれに基づいて専利出願に係る意匠を製造することができることを言う。

当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者とは、虚構の人間であり、出願時に当該意匠の所属する分野において一般知識 (general knowledge) 及び普通技能 (ordinary skill) を有する者が出願時の先行意匠を理解、利用することができることを指す。出願時とは出願日を指し、優先権を主張する場合は、当該優先権日を指す。

一般知識とは、当該意匠の所属する分野における既知の知識を指し、参考書又は教科書に記載された周知 (well-known) の知識を含み、また、普遍的に使用された (commonly used) 情報参考書及び経験法則から理解された事項も含む。普通技能とは、意匠作業を実行する普通能力を指す。一般知識及び普通技能を、本章では「通常知識」という。

一般の状況において、当該意匠の所属する分野における通常知識を有する者とは、架空の一個人であるが、当該意匠の属する分野の具体的事実を考慮し、当該意匠の属する分野における通常知識を有する者について、一群の人とする方が適切である場合には、架空の一群の人とすることもできる。

意匠は、「物品」に応用する形状、模様、色彩又はその組み合わせ(本章では、以下「外観」という)であり、視覚を通じて訴求される創作であり、専利出願に係る意匠の実質的内容は、図面に開示された物品の外観に準じて明細書に記載された物品及び外観に関する説明を斟酌することで、専利出願に係る意匠の範囲を限定する。意匠の明細書及び図面の作成は、意匠の分類及び先願の検索が容易にできるように、図面には意匠の「外観」を明確かつ十分に開示するとともに明細書の意匠名称には対象とする「物品」を明確に指定しなければならない。図面又は意匠名称が専利出願に係る意匠の内容を明確かつ十分に開示することができない場合は、当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者がその内容を理解するとともにそれに基づいて実現することができるように、明細書の物品用途欄及び意匠の説明欄に当該意匠を応用する物品及び外観特徴の説明を記載しなければならない。

審査時に、明細書及び図面の開示が実施可能要件を満たしていない場合は、専利法第 126 条第 1 項の規定に違反することを理由に、出願人に対して明細書及び図面の応答又は補正を通知しなければならない。補正が出願時の明細書及び図面に開示された範囲を超えているか否かは、本編第六章「補正、誤訳の訂正及び更正」に基づいて審査しなければならない。

2. 明細書

意匠出願に係る明細書には意匠名称、物品用途及び意匠の説明を明記すべきであり、所定の順序及び方法に基づいて書くとともに標題を付加しなければならない。物品用途又は意匠の説明が意匠名称又は図面に明確に表現されている場合は、記載しなくてもよい。以下、各事項について説明する。

2.1 意匠名称

専利出願に係る意匠は、その応用された物品から離脱して、単独で形状、模様、色彩又はその組み合わせを専利標的としてはならない。従って、専利法における「意匠の出願は、施す物品を指定しなければならない」との規定は、即ち意匠名称において施す物品を指定することである。

2.1.1 意匠名称の記載原則

意匠名称は、意匠が応用される「物品」の主要な依拠の一つであり、施す物品を明確かつ簡略に指定すべきであり、関連のない文字を記してはならない。意匠名称は、原則的には「工業意匠の国際分類（International Classification for Industrial Designs）第三階に列記された物品名称に基づいて択一して指定し、若しくは一般の公知又は業界に慣用されている名称で指定しなければならない。

意匠が物品のパーツである場合は、意匠名称に指定された物品が専利出願に係る意匠の実質的内容と一致し、その具体的な用途を理解することができるように、何物品の何パーツであるかを明記しなければならない。例えばライターの防風カバーは、専利出願に係る意匠が主張しようとする標的が不明確になり又は当該物品の用途が肉焼きセット若しくはその他の物品の防風カバーであると誤認し、審査官が誤った類別を指定してしまうことがないように、その名称を「ライター」又は「防風カバー」とのみ指定してはならず、「ライターの防風カバー」と指定すべきである。しかしながら、意匠名称には何の物品のパーツ

であるかを明確に指定せず、当該パーツ名称のみを記載したが、明細書の 物品用途欄にその用途を明記し、又は図面でその使用状態を開示する際に当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者がその内容を理解するに足り、それに基づいて実現することができる場合は、認めることもできる。

また、意匠を出願する場合は各意匠について出願を提出すべきであり、意匠名称は、一つ以上の物品を指定してはならない。例えば「自動車及び自動車玩具」又は「万年筆とボールペン」として指定する場合は、一意匠一出願に合わないことを理由に、出願人に対して期限までに補正又は分割出願するよう通知しなければならない。

又、審査官は、意匠名称に指定された物品に基づいて図面の内容及び物品用途の記載を対照させ、「国際工業意匠分類表」に従ってその類別番号を指定しなければならない。当該類別番号は、大分類番号 (classes)、小分類 (subclasses) 番号及び例えば 26-04 B0609 といった英語版物品番号を含まなければならない。当該意匠が物品のパーツである場合は、当該パーツの類別番号を指定すべきであるが、「国際工業意匠分類表」に特定の類別が明記されていない場合、その類別番号は当該物品と同一でなければならない。

2.1.2 意匠名称が記載原則に合わない例

意匠名称に施す物品が明確かつ十分に指定されず、「それに基づいて実現することができる」要件に違反した場合は、出願人に対して期限までに補正するよう通知しなければならない。例えば、

- (1) 指定物品が誤って出願内容と一致せず、例えば「計算機」を「カウンター」と指定してしまった場合。
- (2) 漠然としかつ具体的ではなく、例えば「ナイトライト」を「ムード製造用具」と指定してしまった場合。
- (3) 名称が省略され、用途が不明確であり、又は物品のパーツであるにもかかわらず、何の物品のパーツであるかを明記していない場合。例えば「防風カバー」は、「ライターの防風カバー」と指定すべきである。
- (4) 外国文字又は外来語を使用し、一般公知のものでなく又は業界の慣用的なものではない場合。例えば「KIOSK」、「プリント機器」は、「マルチメディア情報ステーション」、「プリンター」と指定すべきである。

- (5) 2 つ以上の用途が併記されている場合。例えば「ラジオ及びレコーダー」について、当該物品が単一物品であり、その 2 つの用途を兼ね備えている場合は、「ラジカセ」と指定すべきである。しかしながら、例えば「自動車及び自動車玩具」について、当該物品が単一物品としてその 2 つの用途を兼ね備えることは不可能であり、一意匠一出願の規定に合わないため、出願人に対して期限までに補正又は分割出願するよう通知し、それぞれ「自動車」、「自動車玩具」と指定すべきである。

また、意匠名称には施す物品を明確かつ十分に指定しているが、関連のない又は贅語の説明文字を記載している場合は、依然として専利法施行細則の規定に基づき、出願人に対して期限までに補正するよう通知しなければならない。例えば、

- (1) 商標又は特殊番号、例えば「王氏・・・」、「PC034A・・・」を冠する場合。
- (2) 形容詞、例えば「新しい・・・」、「軽便・・・」を冠する場合。
- (3) 造詣スタイル等の説明文字、例えば「ハワイ・・・」、「唐風・・・」を冠する場合。
- (4) 技術又は効果の文字、例えば「エネルギー節約効果を有する・・・」、「高パワーを有する・・・」、「医療効果を有する・・・」を冠する場合。
- (5) 外観用語の文字、例えば「・・・の形状」、「・・・の模様」、「・・・の色彩」、「・・・の形状及び模様」、「・・・の形状、模様及び色彩」を冠する場合。

2.2 物品用途

物品用途は、意匠を施す物品の使用又は機能等の記述を補助説明し、当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者がその内容を理解するとともにそれに基づいて実現することができるようにするためのものである。特に新規開発された意匠物品又は意匠物品がその他の物品のパーツである場合は、特に説明しなければならない。

当該物品用途が意匠名称又は図面に明確に記載されている場合は、記載しなくてもよい。しかしながら、出願人が書くことを省略し、専利主務官庁が意匠名称又は図面には当該意匠が応用される物品の用途が明確に記載されていないと認めた場合は、職権により出願人に対して期限までに補正するよう通知することができる。

2.3 意匠の説明

意匠の説明は、意匠の形状、模様、色彩又はその組み合わせ等の記述を補助説明するためのものであり、意匠の特徴、及び図面に開示された意匠関連事情を含み、当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者がその内容を理解するとともにそれに基づいて実現することができるようにするものである。

図面に開示された意匠に以下の事情がある場合は、意匠の説明欄に明記しなければならない。

- (1) 図面の開示内容が「意匠を主張しない部分」を含む場合。
- (2) 画像意匠に変化外観がある場合（以下、「変化外観を有する画像意匠」）、変化順序を明記しなければならない。
- (3) 各図面間に同一、対称又はその他の事由により省略がある場合。

又、以下の事情がある場合は、必要に応じて意匠の説明欄に簡単に明記することもできる。

- (1) 材料特性、機能調整又は使用状態の変化によって、意匠の外観に変化が生じた場合（以下、「変化外観を有する意匠」）。
- (2) 補助図又は参考図を有する場合。
- (3) 組物意匠で専利を出願する場合、その各構成物品の名称。

当該意匠の説明が図面に明確に記載されている場合は、記載しなくてもよい。しかしながら、出願人が書くことを省略し、専利主務官庁が図面に当該意匠が明確に表されていないと認めた場合、職権により出願人に対して期限までに補

正するよう通知することができる。以下、図面に開示された意匠関連事情について、節に分けて以下のように詳しく説明する。

2.3.1 図面開示内容に「意匠を主張しない部分」を含む場合

図面開示内容に「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」とを含む場合は、その両者を明確に区別できる方法、例えば実線破線、半透明色付け、グラデーション色付け、丸囲み、又はその他の方法によって表示しなければならない。当該「意匠を主張しない部分」の表示方法については、意匠の説明に簡略に説明すべきであり、例えば、「図面に開示された破線部分は、本願において意匠を主張しない部分である」（本章 3.2.3 節の図 1-18 を参照）、「図面に開示された破線は、応用された運動靴を示し、本願において意匠を主張しない部分である。図面における一点鎖線によって囲まれたものは、本願が主張しようとする範囲を限定し、当該一点鎖線自体は、本願において意匠を主張しない部分である」（本章 3.2.3 節の図 1-19 を参照）、「図面に開示されたグラデーション色付けは、本願において意匠を主張しない部分である」（本章 3.2.3 節の図 1-20 を参照）、「図面に開示された半透明色付けは、本願において意匠を主張しない部分である」（本章 3.2.3 節の図 1-21 及び図 1-22 を参照）などと記載する。（「意匠を主張しない部分」のその他の説明の詳細については、本編第八章「部分意匠」及び第九章「画像意匠」）を参照されたい）。

2.3.2 画像意匠に変化外観がある場合

変化外観を有する画像意匠をもって専利を出願し、当該図面に開示された複数枚の図が順に連続的な動的変化を表示する画像意匠である場合、意匠の説明にその変化順序を明記すべきである。例えば、「図式に開示された各面図は、正面図 1 ないし正面図 5 の順序により連続的な動的変化外観を生じる画像意匠である」（図 1-1 を参照）。（変化外観を有する画像意匠の詳細については、本編第九章「画像意匠」を参照）。

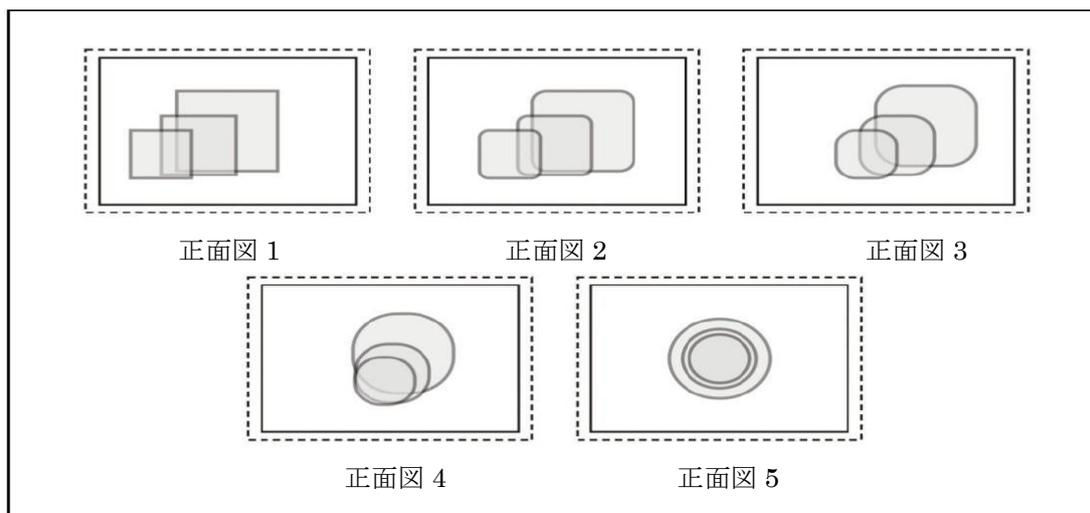


図 1-1

2.3.3 各図間に同一、対称又はその他の事由による省略がある場合

意匠の図面は、主張する意匠の外観を十分に開示するために、十分な図を用意しなければならない。意匠が立体である場合は、立体図を含まなければならない。意匠が連続的平面である場合は、ユニット図を含まなければならない。従って、三次元空間を有する立体意匠については、専利出願に係る意匠の全ての内容を十分に開示するために、通常、立体図及びその他の図（例えば他の立体図、若しくは正面図、背面図、左側面図、右側面図、上面図、底面図等の図）を用意しなければならない。未開示の図は原則的に「意匠を主張しない部分」と見なさなければならない（詳細は第 8 章「部分意匠」を参照）。しかしながら、各図間に同一、対称又はその他の事由により、一部の図を省略する場合、省略した内容は「意匠を主張しない部分」に属する分けではないことから、意匠の説明において省略の事由を説明しなければならない。

（1）各図の間に同一又は対称の事由があることによる図が省略される場合

各図の間に同一又は対称があり、そのうちの一方の図から他の図の内容を直接理解することができるため、当該図を省略する場合、その省略した図は「意匠を主張しない部分」に属するものではないため、意匠の説明においてその事由を説明しなければならない。例えば、「底面図は平面図と対象であるため、底面図は省略する」；又は「右側面図は左側面図と対称であるため、右側面図は省略する」（図1-2を参照）と記載する。

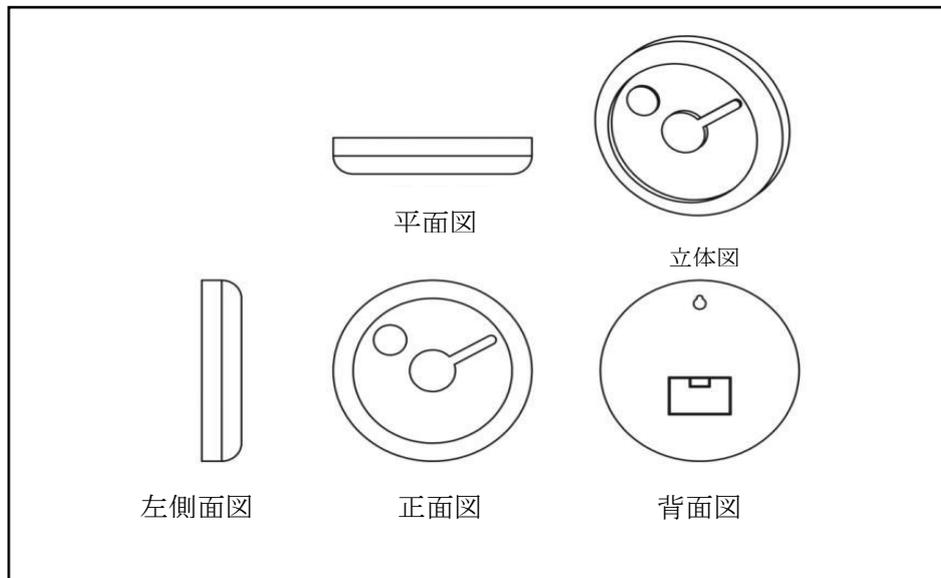


図1-2

(2) その他の意匠内容から直接知り得ることができる事由によって図が省略される場合

図 1-3

ある物品の形態が単純で、一部の図から直接知り得る内容に属することから省略された場合、その省略された図は「意匠を主張しない部分」には属さないため、意匠の説明においてその事由を説明しなければならない。例えば、ある物品の厚さが極めて薄く、その極めて薄い面が、通常、簡単な断面であり直接知り得る内容に属するため、当該図を省略した場合、意匠の説明においてその事由を説明しなければならない。例えば、「前、後、左側、右側面図は、厚さが極めて薄い簡単な断面であるため、省略する」（図1-3を参照）。

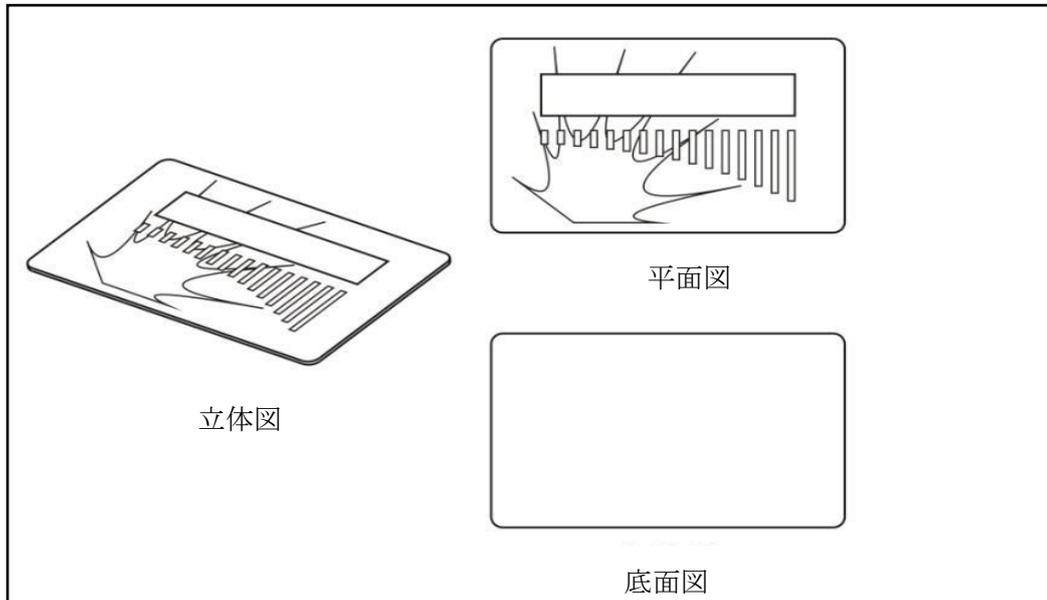


図 1-3

上述した直接知り得ることができる内容に属するとして省略されたものではない場合、原則的に省略した図は「意匠を主張しない部分」と見なされ、省略した図の理由が普通の消費者が購買時に又は使用時に注意しない又は意匠の特徴を備えない図であるか否かについては、問わない。

2.3.4 変化外観を有する意匠

専利出願に係る意匠が、材料特性、機能調整又は使用状態によって外観に変化を有する意匠である場合、必要に応じて図面に開示された「変化状態図」又は「使用状態図」をもって簡略に説明しなければならない。例えば、「使用状態図は、本意匠において側蓋を開けてUSBプラグを取り出す使用状態である」（本章3.1.2節図1-13を参照）と記載する。

2.3.5 補助図又は参考図を有する場合

(1) 補助図を有する場合

図面に補助図（例えば断面図、拡大図）が別途描かれている場合は、必要に応じて意匠の説明において、当該図が表示しようとする内容を簡略に説明しなければならない。例えば、「A-A 断面図に開示された斜線部分は、正面図における A-A 端面の凹面特徴を示す」（本章 3.1.2 節図 1-11 を参照）と記載す

る。

(2) 参考図を有する場合

図面に参考図が別途描かれている場合は、必要に応じて意匠の説明において、当該図が表示しようとする内容を簡略に説明しなければならない。例えば、「参考図は、本意匠にイヤホンが装着された使用状態である」又は「参考図は、本意匠を壁に設置した使用状態である」（本章 3.1.3 の図 1-14 及び図 1-15 を参照）と記載する。

2.3.6 組物意匠の構成物品名称

組物意匠をもって意匠を出願する場合は、必要に応じて意匠の説明に各構成物品の名称を明記しなければならない。例えば、「図面の立体図に開示された物品は、左スピーカ、プレーヤ及び右スピーカを含む」（図 1-4 を参照）と記載する（詳しくは本編第十章「組物意匠」第 3.1.3 節を参照）。

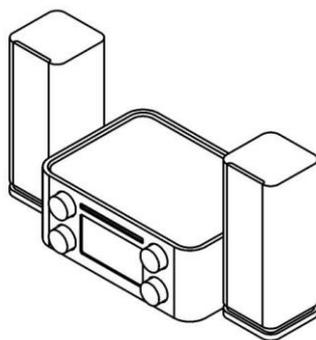


図1-4

3. 図面

意匠の図面は、「それに基づいて実現することができる」要件を満たさなければならない。即ち、意匠の図面は、当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者が専利出願に係る意匠の内容を理解するとともにそれに基づいて実現することができるように、主張する意匠の外観を十分に開示するための十分な図を用意すべきであり、かつ、各図は、明確な開示方法を満たさなければならない。以下、図面に用意しなければならない図及びその開示方法について

てそれぞれ説明する。

3.1 図面に具わるべき図

3.1.1 一般原則

意匠の図面は、主張する意匠の外観を十分に開示するために、十分な図を用意しなければならない。当該図は、立体図、六面図（正面図、背面図、左側面図、右側面図、上面図、底面図）、平面図、ユニット図又はその他の補助図であってもよい。図面の各図にはその名称を標示しなければならない。

十分な図とは、専利出願に係る意匠の全体外観を構成するために、図面に含まれた図が権利を主張する意匠の内容を十分に表現するに足る各図である。又、意匠が立体である場合、当該図面が当該意匠の空間立体感を明確に表現できるように、当該立体意匠を明確に開示するよう立体図を含むべきである。未開示の図は、原則的に「意匠を主張しない部分」と見なす（詳細は第8章「部分意匠」を参照）。従って、立体図及び六面図（図1-5の「mp3 イヤホン」意匠を参照）であろうと、立体図に一部六面図を合わせたもの（図1-6の「ハードディスク外付けボックス」意匠）であろうと、或いは2つ以上の立体図（図1-7の「イヤホンコード巻き取り器」意匠）等の方法であろうとも、当該立体意匠の空間立体形状及びその出願に係る意匠のすべての内容を明確かつ十分に開示することができれば、専利法施行細則の規定を全て満たす。

意匠が平面（図1-8の「小風呂敷」意匠）である場合、その意匠特徴が当該物品上の平面意匠にあるため、意匠を出願する図面は、正面、背面の2つの図のみをもって表示することができる。意匠特徴が片面のみにある場合は、正面図又は平面図のみをもって表示することができる。意匠が連続的平面（図1-9の「生地」意匠）である場合は、当該平面意匠を構成するユニット図を含まなければならない。

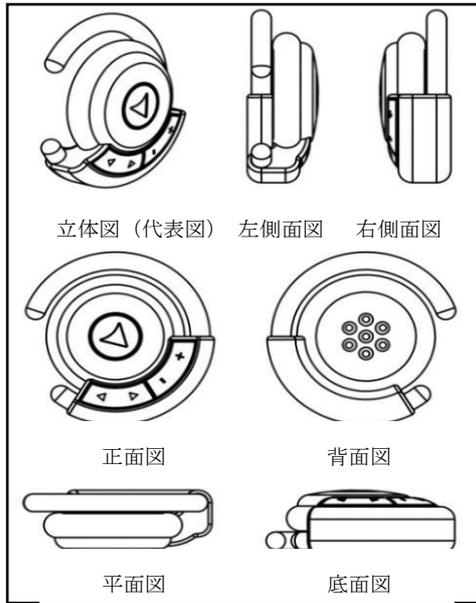


図 1-5 立体図及び六面図

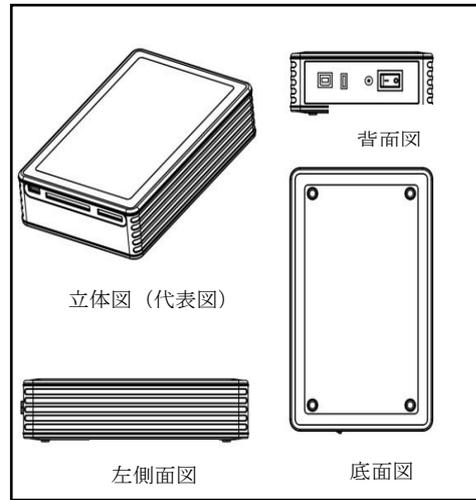


図 1-6 立体図と一部の六面図との組み合わせ

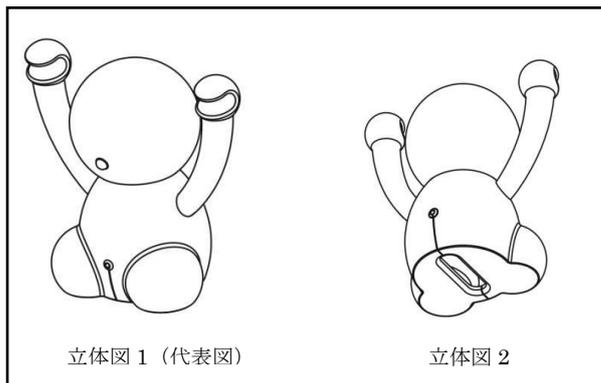


図 1-7 二個以上の立体図

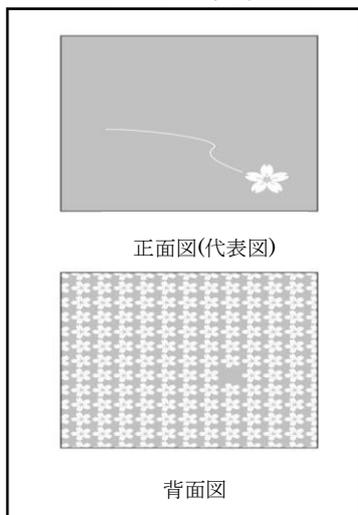


図 1-8 正面、背面図

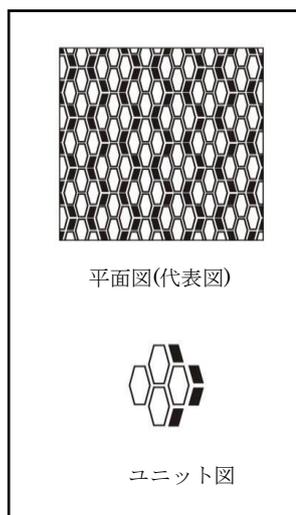


図 1-9 平面図及びユニット

3.1.2 補助図

意匠の図面としては、専利出願に係る意匠を十分に開示することに寄与するために、その他の補助図を描くこともできる。例えば、意匠の表面特徴を表示するために描かれた断面図（図 1-10）、意匠の局所特徴を強調するための局所拡大図（図 1-11 及び図 1-12）、変化外観を有する意匠を表示するための使用状態図（図 1-13）等が挙げられる。図面に補助図が含まれている場合は、必要に応じて意匠の説明において簡略に説明することができる。

3.1.3 参考図

意匠の図面は、専利出願に係る意匠を十分に開示することに寄与するために、参考図を描くこともできる。例えば、意匠とその他の物品又は使用環境との関係を表示するための参考図（図 1-14 及び図 1-15）等が挙げられる。図面に参考図が含まれている場合は、必要に応じて意匠の説明において簡略に説明することができる。

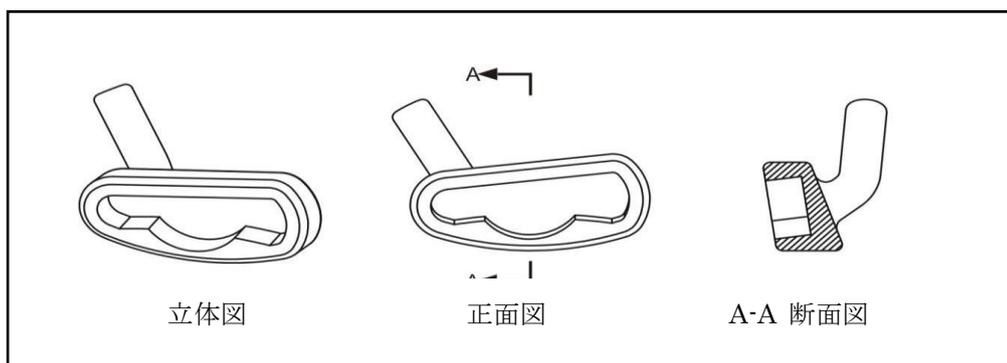


図 1-10 ゴルフクラブのヘッド

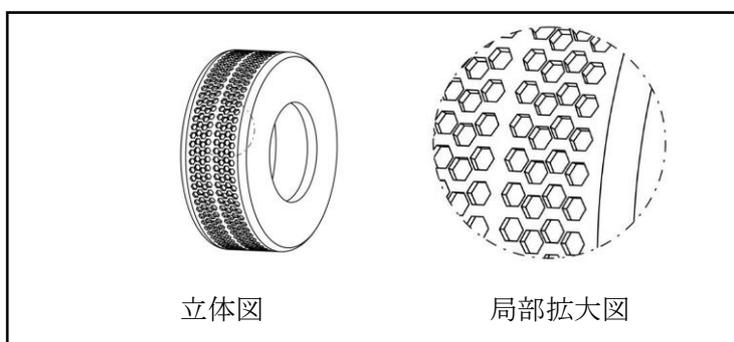


図 1-11 タイヤ

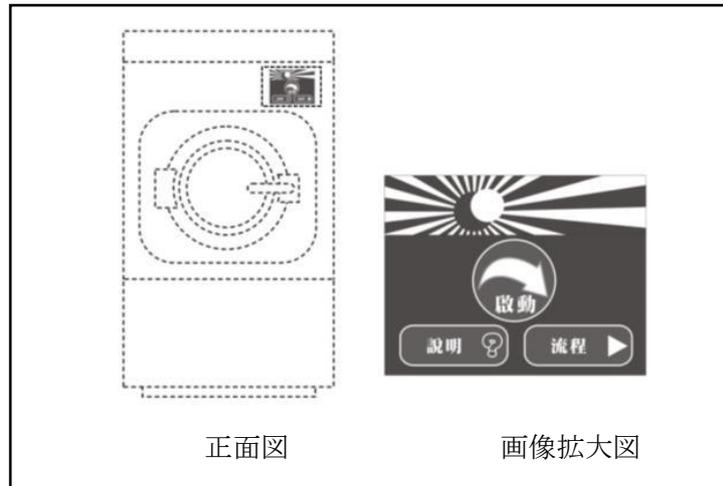


図 1-12 洗濯機の GUI

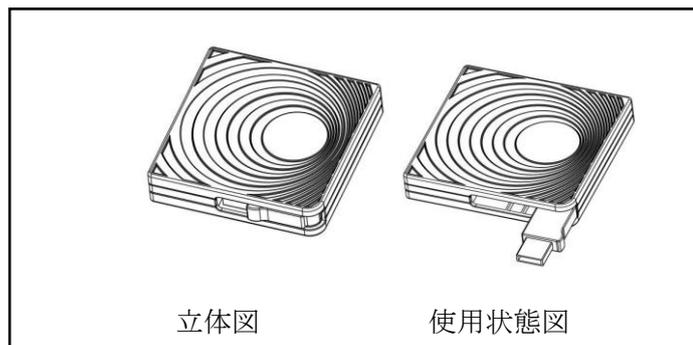


図 1-13 携帯 USB

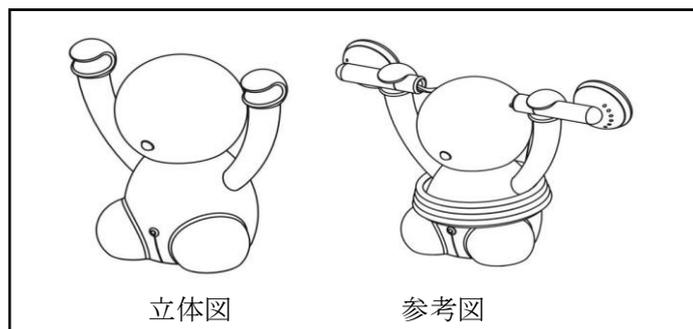


図 1-14 イヤホンコードホルダー

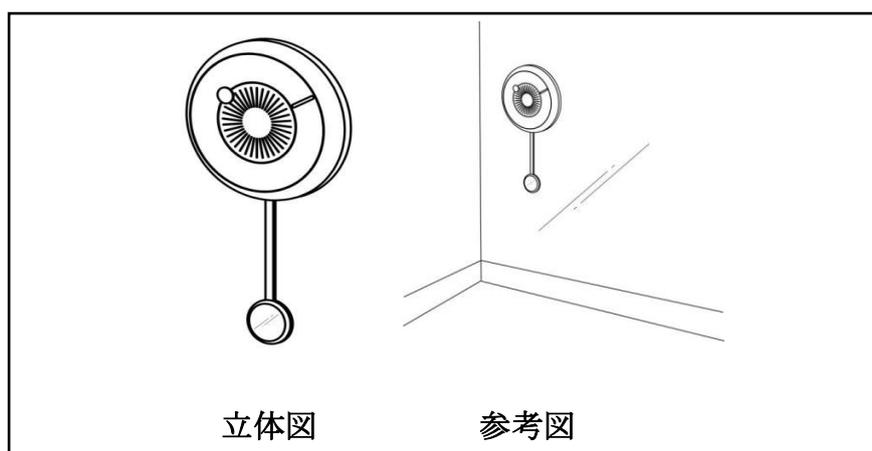


図 1-15 壁掛け時計

3.2 図面の開示方法

3.2.1 一般原則

図面は、工業製図法を参照して、線図、コンピュータグラフィックス又は写真で表示すべきであり、各図が3分の2に縮小された場合でも、依然として図面における各ディテールを明瞭に識別できるものでなければならない。

意匠の中で「意匠を主張する部分」を表示するために線図で表示された場合、実線で各図面を描かなければならない。コンピュータグラフィックス又は写真で表示された場合は、工業製図法を参照して各図面を表示しなければならず、「意匠を主張する部分」の詳細な説明については、本章「3.2.2『意匠を主張する部分』の開示方法を参照すること。

しかしながら、意匠における「意匠を主張しない部分」を表示する場合にのみ、破線又はその他の断線（例えば一点鎖線、二点鎖線等）又は半透明色付けで表示することができる。「意匠を主張しない部分」に関する詳細な説明については、本章「3.2.3「意匠を主張しない部分」の開示方法」を参照されたい。また、混同することのないように、図面には意匠出願の標的と関係がない文字を記載してはならない。また、6面図は線図、コンピュータグラフィックス又は写真の中の2つ又は3つを混合して使用してはならない。

3.2.2 「意匠を主張する部分」の開示方法

線図で表示された各図面は、一般に「実線」で具体的かつ写實的に専利出願

に係る意匠の「意匠を主張する部分」を実際に目に見える形状及び模様で描かなければならない。遮蔽され且つ物品内部又はその他の部分の隠れた線を見ることができない場合、いずれも工業製図法により図面に「破線」形式で描く必要はない。透明材質の物品の内部を表示する場合、それは外観の一部が見えるものに属するため、一般的な実線又は比較的細く、比較的淡い実線で表示する必要がある（図 1-16 参照）。この他、物品の表面に実際に現れている「ミシン線、継ぎ目線、折線」等の意匠を主張する部分の形状及び模様を表現する際、「破線」形式で表現することができ、必要に応じて意匠の説明にこれを簡略に説明することができる。例えば、「図面に開示した破線部分は、本物品の手提げ袋のミシン線を表示する。」と記載する（図 1-17 参照）。

コンピュータグラフィックス又は写真で表示された場合は、工業製図法を参照して各図面を表示しなければならず、明確かつ明瞭な解像度を満たして専利出願に係る意匠のすべてのディテールを表示すべきであり、その背景は、単色でなければならず、意匠出願の対象ではないその他の物品又は意匠が混在してはならない。この他、背景色は、出願対象と区別して、出願対象の外側の輪郭と背景を明瞭に分別しなければならない。専利出願に係る意匠の表面に影及びグラデーションがある場合、三次元のコンピュータグラフィックスの方法で表現することが好ましい。



図 1-16 透明材質の物品の表示方法

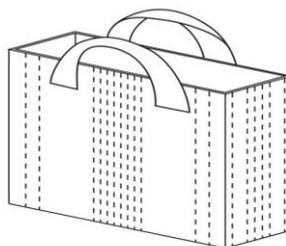


図 1-17 破線でミシン線を表示する形式

3.2.3 「意匠を主張しない部分」の開示方法

図面における「意匠を主張しない部分」は、意匠を応用する物品、主張を排除しようとする部分又はその環境の解釈に用いられるのであり、意匠における緊要又は重要では無い部分を表示することに用いられるのではない。よって、図面に「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」とが含まれている場合は、明確に区別できる表示方法で表現しなければならない。線図で表示する場合、「意匠を主張しない部分」は、破線又はその他の断線（例えば一点鎖線、二点鎖線等）（図 1-18、図 1-19 を参照）、又はグラデーション色付けで表示しなければならない（図 1-20 を参照）。コンピュータグラフィックス又は写真で部分意匠が表示される場合、「意匠を主張しない部分」は、半透明色付け等で表示しなければならない（図 1-21、図 1-22 を参照）。それらの「意匠を主張しない部分」の表示方法は、意匠の説明欄に明記しなければならない。

破線又はその他の断線を描く際は、「意匠を主張する部分」を妨げたり超越してはならず、また、専利出願に係る意匠が不明確にならないよう「意匠を主張する部分」を表現する実線より太い黒で表現してはならない。

図面がすでに実線・破線又はその他上述の方法で「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」を分けてはいるが、「意匠を主張する部分」の範囲を具体的に明確に表現されていない場合、出願人は、その他の断線方法（例えば一点鎖線）で境界線を描くことができる（図 1-19 参照）。当該境界線

（boundary）は、1本のバーチャルの仮想線で、実際には応用される物品上には存在せず、ただ「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」を分けるためだけであり、当該境界線の作用は、専利出願に係る意匠で「意匠を主張する部分」が当該境界線の範囲にまで及ぶことを表すのに用いられる。しかし、当該境界線自体を含まないため、当該境界線自体は、「意匠を主張しない部分」に属する。

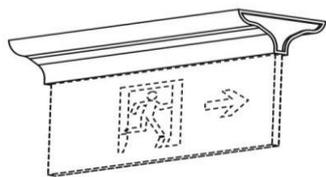


図 1-18

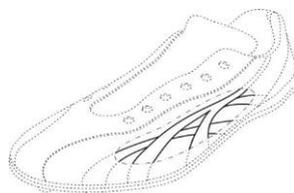


図 1-19



図 1-20



図 1-21



図 1-22

3.2.4 意匠に色彩の主張がある場合

専利出願に係る意匠に色彩の主張がある場合、図面には、その色彩を具体的に表示しなければならない。専利出願に係る意匠の解釈は、図面に開示された内容を基準とすることから、意匠に色彩の主張がある場合、図面は、専利公報が作成された後に専利出願に係る意匠が明瞭に表示されるとともに今後の意匠権の実施依拠となるように、その主張する色彩を具体的かつ明確に表示しなければならない。また、出願人は主張する色彩を明確に表示するため、意匠の説明において指定する色彩の工業色見本番号を明記又は色カードを添付することもできる。

3.2.5 意匠に色彩の主張がない場合

全体意匠、画像意匠又は、組物意匠を出願する際、その意匠に色彩の主張がない場合、図面は線図、グレースケールのコンピュータグラフィックス、又はモノクロ写真の方法で表すべきで、図面にその色彩を施し、「図面に開示された色彩は、本案の意匠を主張しない部分である」と意匠の説明において説明するのみではない。

部分意匠出願の際、その意匠の色彩を主張しない場合は、破線、断線、又はその他の方法で「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」を明らかに分けなければならない。破線、断線、又はその他の方法で明らかに分けることができない場合、出願人は、単色の遮蔽方法で「意匠を主張しない部分」を表すことができ、並びに意匠の説明において「図面に開示した赤の遮蔽部分

は、本案の意匠を主張しない部分である」と記載しなければならない（図 1-23 を参照）。ただし、出願人が「意匠を主張する部分」について、色彩を主張したい場合、当該部分に色彩を施すべきで、それにより当該色彩を主張することを表明し（図 1-24 参照）、意匠の説明において「図面に開示した赤の遮蔽部分は、本案の意匠を主張しない部分である」と記載し、また、出願人は「意匠を主張する部分」に緑を施したことから、当該緑の色彩を主張することの表明となる。



図 1-23 瓶の部分



図 1-24 瓶の部分

ただし、出願人がすでに前述の規定に基づき、線図、グレースケールのコンピュータグラフィックスで出願に係る意匠の形状又は模様を表現したが（図 1-20～1-22 を参照）、出願に係る意匠が図に示すようなモノクロ又はグレースケールの色を含むものだと誤解されないよう、その範囲を明確にするため、出願人は意匠の説明において「本願はモノクロ画像（グレースケールのコンピュータグラフィックス）で表現したもので、各図の表面に示される濃淡は本願の形状を表現したにすぎず、図に示すモノクロ（グレースケール）の色彩を主張するものではない」と明記することができる。

3.2.6 補助図の開示方法

図面に開示されている図に「断面図」、「局部拡大図」、又は「使用状態図」と表示された場合、当該図の目的は、専利出願に係る意匠の内容を更に十分に開示させるためであり、例えば、専利出願に係る意匠の造型が複雑で、立体図及び 6 面図だけでは当該意匠を表すのは不十分であり、又はその特定の断面輪郭の特徴を表現する場合、断面図で補助することが可能である。或いは、例えば意匠の詳細な表現、又は特定の局部特徴の表現を補助する場合、局部拡大図

による補助が可能である。或いは専利出願に係る意匠が材料の特性や機能の調整、又は使用状態の変化により外観が変化又は新しい視覚的特徴が増えた場合、変化状態図、使用状態図又はその他の補助図を描くことが可能である。その内容は、やはり立体図及び6面図で規定されている開示方法と一致しなければならないが、当該図がその他の物品、使用環境、操作説明を含む場合、出願人に対して補正して当該図を参考図と表示するよう通知しなければならない。

3.2.7 参考図の開示方法

図面に開示された図に「参考図」、「使用状態参考図」又は「○○参考図」と標示された場合、当該図の目的は、審査官の審査時の参考としてのみ提供され、その表示する内容は実線又は破線等の上述に規定された開示方法に限定されず、当該図に専利出願に係る意匠と関係がないその他の物品又は使用環境が含まれているか否かを斟酌する必要もない。しかしながら、当該参考図に開示された内容が専利出願に係る意匠とまったく関係がない場合は、出願人に対して当該図を削除するよう通知しなければならない。

4. 専利出願に係る意匠の解釈

意匠権範囲は、図面に準じるとともに明細書を斟酌することができる。従って、意匠の図面は、専利出願に係る意匠を特定する主要な基礎であり、専利出願に係る意匠を解釈する場合、図面における各図（立体図、六面図、平面図、ユニット図又はその他の補助図）に開示された内容によって構成された具体的な意匠を総合するとともに明細書における文字記載内容を斟酌することにより専利出願に係る意匠の範囲を特定できる。図面及び明細書における各項目の内容について以下のように詳しく説明する。

- (1) 図面に開示された内容：専利出願に係る意匠の認定は、主に図面に開示された物品及び外観について行う。図面に開示された内容に、「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」とが含まれている場合、専利出願に係る意匠の外観は、「意匠を主張する部分」をもって確定し、「意匠を主張しない部分」は、「意匠を主張する部分」との位置、寸法、分布関係の解釈、又はその環境の解釈に用いられるべきであり、また専利出願の意匠が応用する物品の解釈にも用いることが可能である。そのうち、「位置」は当該物品の全体外観にとって、当該「意匠を主張する部分」の相対的位置関係を指す。「寸法」は、「意匠

を主張する部分」の寸法を指し、この寸法は、絶対的な一つの寸法から認定するものではなく、当該意匠の属する技術分野において通常の知識を有する者が理解できる寸法の範囲により認定される。「分布」は、当該物品の全体の外観にとっての当該「意匠を主張する部分」の相対的面積比の関係を指す。

- (2) 明細書の意匠名称：意匠名称は、意匠を施す物品の記載に用いられるため、意匠名称もまた、意匠を応用する物品を認定する主な依拠の一つである。
- (3) 明細書の物品用途：物品用途に記載がある場合は、意匠を応用する物品を認定する際に斟酌することができる。
- (4) 明細書の意匠の説明：意匠の説明に記載がある場合は、意匠が表示された外観を認定する際に斟酌することができる。

簡単に言えば、専利出願に係る意匠を解釈する時、意匠が主張する外観を認定することは、図面に開示された内容を基礎とし、図面の内容に「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」とが含まれている場合は、「意匠を主張する部分」を主とし、又、意匠の説明に記載がある場合は、これも参酌できる。意匠を応用する物品の認定は、図面に開示された内容に基づいて意匠名称に記載された物品を対比して認定し、物品用途に記載がある場合は、これも斟酌できる。上述のようにして、専利出願に係る意匠の全体範囲が構成される。しかしながら、注意すべき点は、図面に参考図と標示された場合は、専利出願に係る意匠範囲としてはならないが、応用する物品又は使用環境の説明に用いることができる。

5. 審査における注意事項

- (1) 明細書及び図面における文字記述は、中国語によるものでなければならず、技術用語の訳名が国家教育研究院によって編集翻訳されている場合は、当該訳名を原則としなければならない。当該院によって編集翻訳されていない又は専利主務官庁によって必要があると認められた場合は、出願人に対して外国語の原名を付記するよう通知することができる。
- (2) 意匠名称、物品用途及び意匠の説明の記載を審査する時、その文字記

述が一致するか否か、図面に開示された内容と一致するか否か、図面に開示された内容が意匠の説明に従って明確かつ完全な意匠を再構成することが可能であるか否かを斟酌しなければならない。

- (3) 明細書又は図面が「それに基づいて実現することができる（実施可能性）」要件に合わない場合は、理由を明記し、出願人に対して期限までに応答又は補正するよう通知しなければならない。期限までに応答又は補正されなかった場合は、専利法第 126 条第 1 項の規定に違反することを理由に専利を与えない。明細書又は図面に開示された内容が 専利法施行細則第 50 条ないし第 54 条の規定を満たさない場合にも、出願人に対して期限までに応答又は補正するよう通知しなければならない。期限までに応答又は補正されなかった場合は、専利法第 126 条第 1 項、第 2 項の規定に違反することを理由に専利を与えない。しかしながら、明細書又は図面の文字又は符合の明らかな誤りのみであれば、専利主務官庁は、職権により訂正し、出願人に通知することができる。

第二章 意匠とは何か

1. 意匠の定義.....	2
1.1 前書き	2
1.2 意匠は物品に応用しなければならない	3
1.3 意匠が表現する外観.....	4
1.3.1 形状.....	4
1.3.2 模様.....	5
1.3.3 色彩.....	6
1.3.4 形状、模様、色彩の組み合わせ.....	7
1.4 意匠は視覚を通じて訴求される創作でなければならない.....	7
2. 法に定められた意匠を与えない項目	8
2.1 前書き	8
2.2 純機能的意匠の物品造形.....	8
2.3 純芸術創作	9
2.4 集積回路回路レイアウト及び電子回路レイアウト	9
2.5 物品が公の秩序又は善良な風俗を妨害する場合	9

第二章 意匠とは何か

本章では意匠の定義及び法に定められた意匠を与えない項目の両方について、専利法に規定された意匠をそれぞれ説明する。

1. 意匠の定義

1.1 前書き

意匠とは、物品の全部又は一部の形状、模様、色彩又はその組み合わせに対して視覚を通じて訴求される創作である。また、物品に応用するコンピュータグラフィックス及びグラフィカルユーザインタフェースも、本法に基づき意匠を取得することができる。ここで、コンピュータグラフィックス及びグラフィカルユーザインタフェースは、コンピュータプログラム製品により生じる二次元又は三次元のバーチャルグラフィックスであり、当該図形自体は、形状、模様、色彩又はそれらの組み合わせの性質に属し、物品に応用されて初めて意匠の定義を満たす。

従って、専利法における意匠に対する定義に基づき、意匠が保護する標的は、おおまかに「物品の全部意匠」（本章では、以下「全体意匠」という）、「物品の部分意匠」（本章では、以下「部分意匠」という）、及び「物品のコンピュータグラフィックス及びグラフィカルユーザインタフェース意匠」（本章では、以下「画像意匠」という）の一般出願態様を含む。又、専利法に基づき組物の意匠（本章では、以下「組物意匠」という）、「関連意匠（衍生設計）」専利を出願する場合、両者は、それぞれ「一意匠一出願」及び「先願主義」に属する特殊な出願態様であるが、依然として専利法における意匠に関する定義を満たさなければならない。即ち、専利出願に係る意匠は、一般出願態様又は特殊な出願態様のいずれに属しても、専利法における「物品の形状、模様、色彩又はその組み合わせに対して視覚を通じて訴求される創作である」との意匠の一般定義を満たさなければならない。

本章では主に意匠に関する一般定義について説明するが、部分意匠、画像意匠、組物意匠及び関連意匠の詳細については、本編第八章、第九章、第十章及び第十一章を参照されたい。

専利出願に係る意匠は、意匠の定義を満たすべきであり、即ち専利出願に係る意匠が表現する「形状、模様、色彩又はその組み合わせ（本章では、以下『外観』という）の創作は、「物品に適用し」かつ「視覚を通じて訴求される」具体的な意匠であることに符合して初めて専利法に規定された意匠となり、さもなければ専利を付与してはならない。しかしながら、専利出願に係る意匠は、たとえ意匠の定義を満たしたとしても、法に定められた専利を与えない項目に属した場合は、依然として専利を付与してはならない。

1.2 意匠は物品に応用しなければならない

意匠とは、物品（全部又は部分）の外観に応用する創作であり、図面に開示された物品の外観を基礎とし、明細書に記載された物品及び外観に関する説明を斟酌して、専利出願に係る意匠の範囲を全体的に構成することができる。専利出願に係る意匠は、産業上利用できるように物品に応用する外観意匠でなければならない。応用された物品から離脱して単独で意匠権範囲を構成してはならない。

意匠が意匠の定義を満たすために物品に応用しなければならないことに基づき、意匠で専利を出願する場合は、施す物品を指定しなければならない。従って、専利出願に係る意匠を応用する物品の認定は、人に当該物品の用途、機能を理解させるよう、図面に開示された内容を基礎としなければならない。また意匠名称に指定された物品を斟酌することができる。意匠は発明（特許）、新型（実用新案）の技術創作とは異なり、その創作内容は物品自体ではなく、物品に応用する外観の創作である。従って、専利出願に係る意匠が応用される物品の用途、機能は、通常、意匠名称の指定により、確定することができる。意匠名称の指定は、通常、当該意匠が応用される物品が所属する分類分野をも確定し、同一又は類似物品範囲を特定する判断の依拠の一つとすることができる。

意匠は、物品の外観に応用する創作であり、原則的に専利出願に係る意匠外観を、応用された物品と組み合わせて三次元の実体形状を有する有体物を構成することで、物品の用途、機能を実現し産業上利用できるようにするものでなければならない。当該意匠が応用された物品とは、生産プロセスにより重複して再現することができるいかなる製品も指し、工業又は手工業により製造されたものを含み、建築物、橋梁又は室内デザイン等の意匠もまたこれに属する。画像意匠の場合、当該コンピュータアイコン（Computer Generated Icons）及びグラフィカ

ルユーザインタフェース（Graphical User Interface, GUI）は、コンピュータプログラム製品を介して生じたもので、当該コンピュータプログラム製品もまた広義的には産業上の利用に供することができる実用物品であることから、「コンピュータプログラム製品」等の実体形状を有しないアプリ又はソフトウェアもまた物品とすることができる（詳細は第九章「画像意匠」を参照）。応用された物品から離脱する創作は、意匠が保護する標的ではなく、意匠の定義を満たさない。

- (1) 粉状物、粒状物等の集合体であって固定凝集のない形状、例えばチャーハン、粉菓等。ただし、固定凝集のある形状、例えばおにぎり、角砂糖、饅頭、ケーキ、展示用食品模型等は含まない。
- (2) 物品が三次元特定形態、例えば具体的形状を有しない気体、液体、又は形状を有するが実体を有しない光、電気、花火等。ただし、コンピュータアイコン又はグラフィカルユーザインタフェースは、三次元形態を有しないが、上述したいわゆる「コンピュータプログラム製品」又はその他電子情報製品等の物品に応用される場合、依然として専利法の規定を満たし、意匠が保護する標的に属する。

1.3 意匠が表現する外観

意匠が保護する標的は、物品に応用する形状、模様、色彩又はそれらの2つ又は3つの組み合わせであり、視覚を通じて訴求される創作であり、音声、匂い又は触覚等に関する非外観の創作は含まない。専利出願に係る意匠が意匠によって保護される標的に属さない場合は、意匠の定義を満たさないことを理由に専利を与えない。以下、形状、模様、色彩又はその組み合わせについてそれぞれ説明する。

1.3.1 形状

形状とは、物体外観三次元空間の輪郭又は形態を指す。

(1) 物品自体の形状

物品自体の形状とは、物品用途、機能を実現する形状外観を指し、物品がその他の用途に転化される形状、例えば展示販売効果を目的とした、タオルを巻いてケーキの形状にすることである。その他の物品が付与する形状、例えば包装紙でプレゼントを包装する形状も含まない。又、物品自体の形状は、物品自体の形状

をもって他の物品の形状を模ったものも含まない。例えばクッキーの型として出願された意匠は、その形状には当該型により模られたクッキーは含まない。その逆も同様である。

意匠図面には意匠名称によって指定された物品自体の外観を開示しなければならない。例えば、意匠を応用する物品が「タオル」であれば、図面にはタオルの元々の用途又は機能から生まれる外周形状及び表面の模様等を開示しなければならない。開示されたものがタオルによって巻かれたケーキ形状である場合、展示販売効果を目的としてタオルを巻いてケーキ形状にすることを指すが、当該タオルによって巻かれたケーキ形状の外観がタオルの使用状態又は取引時の展示形状に属するものの、当該タオルによって巻かれたケーキ形状の外観は、タオル自体の外観ではない。こうした状況では、図面からタオルの外周形状及びその表面の模様を認定することができないため、図面には出願標的であるタオル自体の外観は開示されていないと認定しなければならない。

しかしながら、専利出願に係る意匠がタオルによって巻かれたケーキ形状の装飾品について、その物品用途が、タオル自体の用途ではなく、装飾用途にある場合は、「装飾品」又は「タオル装飾品」の物品をもって出願を提出しなければならない。

(2) 変化外観を有する物品形状

専利出願に係る意匠は、通常、唯一の外観のみを有するが、物品の材料特性、機能調整又は使用状態の変化によって、意匠の外観に視覚的に変化が生じ、その外観が唯一のものではなくなる場合、この変化する各々の外観は全て意匠の一部に属するため、認知上、一意匠の外観と見なすべきであり、その全体で一つの意匠と見なされる意匠は意匠を出願することができる。例えば、折り畳み椅子、挟み、変形ロボット玩具等の物品の意匠は、使用時に外観上に複数の特定の変化が生じる可能性がある。その各々の変化外観が全て当該意匠の一部分に属する場合、それを全体で一つの意匠と見なし、一つの出願案件をもって意匠を出願することができる。

1.3.2 模様

模様とは、点、線、面又は色彩によって表現される装飾から構成される。模様

の形式は、平面形式によって物品表面に表示されるもの、例えば捺染、織り合わせ、平面パターン又はコンピュータグラフィックス、若しくはエンボス形式及び立体形状によって一体に表示されるもの、例えばタイヤのトレッドパターン、若しくは色ブロックの対比を利用して模様を構成し模様と色彩との組み合わせを表示するもの、例えばカラーアニメパターン又はカラーコンピュータグラフィックスを含む。上記 3 種類のパターンの模様は物品から離脱するといずれも従属するものがなくなり、単独で意匠を構成することができないため、出願標的に模様が含まれている場合、図面は模様及びその従属する物品を表示して初めて具体的な意匠を構成することができる。

意匠が保護する模様は、視覚効果を有する模様自体であり、専利出願に係る意匠に文字、商標又は記号等の模様の構成要素が含まれている場合、その出願標的は、その隠された意思表示、商標使用权又は著作権ではなく、文字、商標、記号自体が表現する視覚効果であり、又は意匠構成若しくはレイアウトされた後に全体が表現される視覚効果である。

図面に開示された物品表面の文字、商標、記号等が、専利出願に係る意匠が保護を主張する模様の一部、例えばバーコード、成分表示、携帯電話又は時計上の数字符号等に属さない場合は、原則上、依然として部分意匠における「意匠を主張しない部分」に関する図面の開示方法の表現を参照して、破線、断線又はその他の明確に識別可能な表示方法によりそれらの文字、商標、記号を表現しなければならない。また意匠の説明に当該物品表面の文字、商標、記号等が当該意匠を主張しない部分に属することを明記しなければならない。例えば、「図面に開示される破線は本案意匠が主張しない部分である」と記載するが、もしそれらの文字、商標、記号等の主張しない部分が、図の破線、断線又はその他方法で明確に区別できない場合、例えば包装箱又は包装袋等の包装物品である場合には、意匠の説明において「図に開示した文字、商標、記号等の内容は、本案で意匠を主張しない部分である」と簡略に文字説明を記載することができる。

1.3.3 色彩

色彩とは、光が目投射して生じた視覚感覚である。意匠が保護する色彩とは、

意匠外観が表現する色彩計画又は着色効果を指し、即ち色彩の選別及び色使用空間、位置及び各色分量、比例等である。それは、従属する物品から離脱して単独で色彩のみで意匠を構成してはならない。

専利出願に係る意匠に色彩の主張がある場合、図面にはその色彩を明確に表現しなければならない。全体意匠、画像意匠、組物意匠の出願で、その意匠が色彩を主張しない場合、図面は、墨線図、グレースケールのコンピュータグラフィックス、又はモノクロ写真の方法で表示しなければならない。部分意匠を出願する時、その意匠が色彩を主張しない場合は、破線、断線又はその他の方法で明確に「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」を分けなければならない。破線、断線又はその他の方法で明確に分けることが難しい時、出願人は単色の遮蔽方法で「意匠を主張しない部分」を表示することができる。出願人は「意匠を主張する部分」について色彩を主張する際、当該部分に色彩を施し、当該色彩を主張することを表明しなければならない（詳細は、本篇第 1 章「明細書及び図面」3.2.5 の図 1-24 及び図 1-25 を参照）

1.3.4 形状、模様、色彩の組み合わせ

意匠保護の標的が物品の形状、模様、色彩又はその 2 つ又は 3 つの組み合わせからなる全体意匠であるため、意匠範囲は、図面に開示された内容を基準とするとともに明細書を斟酌することができる。意匠が応用される物品が三次元空間の実体形状を有する有体物でなければならぬため、明細書及び図面に開示された物品に従属していない模様又は色彩をもって単独で模様を出願し、単独で色彩を出願し又は模様及び色彩のみを出願した場合は、意匠の定義を満たさない。

1.4 意匠は視覚を通じて訴求される創作でなければならない

専利出願に係る意匠は、視覚を通じて訴求される具体的創作ではなければならない。即ち、肉眼で識別・確認可能であり視覚効果（装飾性）を有する意匠でなければならない。しかしながら、そのような物品が、例えばダイヤモンド、発光ダイオード等、通常、器具により観察することで普通の消費者が商品の選別購入を行えるようにするものである場合も、肉眼で識別・確認可能であり視覚効果を有する意匠であると見なすことができる。

専利出願に係る意匠は、図面に表示された外観の具体的意匠に併せて明細書に記載された物品及び外観に関する説明を斟酌することで意匠権範囲を全体的に構成することができる。具体的に物品の形状を図面で表現せず、又は物品に応用された模様、色彩を図面で表現せず、又は文字のみで記述された形状又は発明（特許）、新型（実用新案）の技術思想は、いずれも意匠が保護する標的ではなく、意匠の定義を満たさない。また、視覚による訴求を目的とせず単純に機能要求に依存した意匠は、物品機能を実現した構造又は装置、例えば回路レイアウト、機能性構造等にすぎず、いずれも意匠が保護する標的ではない。しかしながら、視覚効果を有する意匠が機能性をも有する場合は、意匠及び発明（特許）又は新型（実用新案）の二重保護を取得することができる。

2. 法に定められた意匠を与えない項目

2.1 前書き

専利制度は、専利権の授与を通じて、特許（発明）、実用新案（新型）及び意匠（設計）を利用した創作を保護し、さらに国家産業の発展を促進することを目的とする。純機能性物品、純芸術創作、非ビジュアル性創作、又は論理道徳に違反した意匠については、専利を与えるべきではない。意匠を与えない項目は、専利法第 124 条に規定されている。

2.2 純機能的意匠の物品造形

物品造形とは、物品の形状、模様、色彩等の外観からなる意匠である。物品の造形が機能性の考慮にかかっており、視覚的外観を施すことが可能ないかなる創作スペースもない創作である場合、即ち純機能的物品造形である。例えばボルトの意匠について、当該意匠の特徴が別の周知のナットのねじ山に全く対応した特徴で、また、鍵の意匠について、当該意匠の特徴が別の周知の鍵穴のノッチ及び歯（合い形）に全く対応した特徴である場合、当該物品の造形は別の周知物品が必然にマッチングする（must-fit）部分の基本形状のみによって決まり、その全体意匠はその他の周知物品において生じた必然的な創作の連結又は組み立てに過ぎず、いかなる創作的思想も融合されていない場合、純機能的意匠の物品造形であるとして、意匠を付与しないと認定すべきである。しかしながら、意匠の目的が、例えば積み木、レゴ玩具又は文具の組み合わせ等のような、物品のモジュールシステムにおける多様な組み合わせ又は連結にある場合は、このような

物品意匠は、純機能的意匠の物品造形に属さず、各パーツを審査対象としなければならない。

2.3 純芸術創作

意匠及び著作権の美術著作は、いずれも視覚性の創作に属するが、両者の立法目的は少し異なっている。意匠は、実用物品の外観創作であり、産業上利用可能なものでなければならない。著作権の美術著作は、精神創作に属し、思想、感情の文化面に属する。純芸術創作を生産工程により繰り返して再現させることができない物品は、専利を与えることができない。装飾用途の飾り物については、それが生産工程により再現することができない単一作品である場合、著作権が保護する美術著作とすることができる。それが生産工程により繰り返して再現する創作である場合は、手作りでの製造にしても機械での製造にしても、専利を与えることができる。

2.4 集積回路回路レイアウト及び電子回路レイアウト

集積回路又は電子回路レイアウトは、視覚性の創作ではなく、機能性の配置によるものであり、意匠を与えてはならない。

2.5 物品が公の秩序又は善良な風俗を妨害する場合

論理道徳の維持に基づき、社会混乱、秩序喪失、犯罪及びその他の違法行為を排除するために、公の秩序又は善良な風俗を妨害する意匠をいずれも法に定められた専利を与えない項目に入れる。明細書及び図面に記載された物品における商業利用が公の秩序又は善良な風俗を妨害する場合、例えば手紙爆弾、幻覚剤の吸引器等は、当該意匠が法に定められた専利を与えない項目に属すると認定すべきである。

意匠が応用された物品の商業利用が公の秩序又は善良な風俗を妨害しない場合、たとえ当該物品が濫用され妨害の虞があるとしても、法に定められた専利を与えない項目に属しない。例えば各種の将棋類用具、カード又は開錠工具等がそれに該当する。

第三篇 第3章 専利要件

1. 産業上の利用性.....	4
1.1 前書き	4
1.2 産業上の利用性の概念	4
1.3 産業上の利用性と実施可能要件との差異	5
2. 新規性.....	5
2.1 前書き	5
2.2 新規性の概念.....	6
2.2.1 先行意匠.....	6
2.2.1.1 刊行物に開示されている	7
2.2.1.1.1 一般原則.....	7
2.2.1.1.2 刊行物公開日の認定	8
2.2.1.1.3 インターネット上の情報.....	8
2.2.1.1.3.1 認定原則.....	8
2.2.1.1.3.2 証拠引用方法.....	10
2.2.1.1.3.3 審査における注意事項	10
2.2.1.2 既に公開実施されている	11
2.2.1.3 既に公衆に周知されている	11
2.2.2 引用文献.....	11
2.3 新規性の審査原則.....	13
2.4 新規性の判断基準.....	14
2.4.1 判断主体.....	14
2.4.2 物品の同一、類似の判断	15
2.4.3 外観の同一、類似の判断	15
2.4.3.1 判断原則	16
2.4.3.2 判断方法	16
2.4.3.2.1 全体観察.....	16
2.4.3.2.2 肉眼による直接観察対比	17
2.4.3.2.3 総合判断.....	17
2.4.3.2.4 その他の注意事項	18
2.5 新規性の擬制喪失.....	19
2.5.1 新規性の擬制喪失の概念	20
2.5.2 引用文献.....	20
2.5.3 出願人.....	21
3. 創作性.....	22
3.1 前書き	22

3.2 創作性の概念.....	22
3.2.1 当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者.....	23
3.2.2 先行意匠.....	23
3.2.3 容易に想到しうる.....	23
3.2.4 引用文献.....	23
3.3 創作性の審査原則.....	23
3.4 創作性の判断基準.....	24
3.4.1 専利出願に係る意匠の範囲の確定.....	25
3.4.2 先行意匠に開示された内容の確定.....	25
3.4.3 意匠の所属する分野において通常知識を有する者の意匠レベルの確定.....	25
3.4.4 専利出願に係る意匠と先行意匠との差異の確認.....	26
3.4.5 容易に想到しうるものであるか否かの判断.....	26
3.4.5.1 自然界の形態の模倣.....	27
3.4.5.2 著名な著作の模倣.....	28
3.4.5.3 直接転用.....	28
3.4.5.4 置換、組み合わせ.....	29
3.4.5.5 位置、比例、数等の変更.....	30
3.4.5.6 従来意匠外観の運用.....	31
3.4.6 創作性の補助的判断要素（secondary consideration）.....	32
3.5 審査における注意事項.....	33
4. 新規性又は創作性喪失の例外.....	33
4.1 前書き.....	33
4.2 事実公開の行為主体.....	34
4.3 新規性又は創作性喪失の例外の期間.....	34
4.4 意匠公報でなされた公開.....	35
4.5 新規性又は創作性喪失の例外を適用する事情.....	35
4.6 新規性又は創作性喪失の例外の効果.....	36
4.7 新規性又は創作性喪失の例外の審査.....	37
4.8 審査の注意事項.....	40
5. 先願主義.....	41
5.1 前書き.....	41
5.2 先願主義の概念.....	42
5.2.1 同一又は類似の意匠.....	42
5.2.2 先願主義が適用される状況.....	42
5.2.3 引用文献.....	43
5.3 先願主義の審査原則.....	44
5.4 先願主義の判断基準.....	44
5.5 審査手続.....	47

5.5.1 異なる日付の出願	47
5.5.1.1 異なる出願人	47
5.5.1.2 同一の出願人	48
5.5.2 同日出願.....	48
5.5.2.1 出願人が異なり且つ出願案件がいずれも公告されていない.....	48
5.5.2.2 出願人が異なりいずれか1つの出願案件が既に公告されている	49
5.5.2.3 出願人が同じで且つ出願案件がいずれも公告されていない.....	49
5.5.2.4 出願人が同じで且ついずれか1つの出願案件が既に公告されている	50

第三章 専利要件

専利法の規定に基づき意匠を付与するか否かの斟酌すべき事項には、意匠の定義、産業上の利用性、新規性及び創作性の要件、新規性の擬制喪失の要件、法に定められた専利を与えない項目、明細書及び図面の開示要件、関連意匠の出願要件、先願主義、一意匠一出願、組物意匠の出願要件、原意匠の出願時に開示した範囲を超越する出願変更後の意匠又は関連意匠出願、出願時の外国語版に開示した範囲を超越する中国語版の補正、原意匠出願時の開示範囲を超越する分割後の出願、出願時に開示した範囲を超越する補正、出願時の外国語版が開示する範囲を超越する誤訳の訂正の規定が含まれる。その中で、明細書及び図面の開示要件、意匠の定義及び法に定められた専利を与えない事由の項目などは本篇第一、二章において説明済みである。

本章では、産業上の利用性、新規性、新規性の擬制喪失、創作性、及び先願主義等について説明し、残りの専利要件の説明については、本篇のその他の章節を参照のこと。

1. 産業上の利用性

1.1 前書き

産業上利用可能である意匠は、本法に基づき意匠を出願・取得できる。即ち専利出願に係る意匠は、産業上利用可能であることによって初めて意匠を出願する要件を満たし、それを産業上の利用性と称する。産業上の利用性とは、意匠本質の規定であり、検索するまでもなく判断することができるため、通常、新規性及び創作性を審査する前に予め判断しなければならない。

1.2 産業上の利用性の概念

専利法には、専利出願に係る意匠が産業上利用可能でなければならないと規定されているが、産業の定義は明文化して規定されていない。一般に、専利法における産業とは、広義に属し、広義の産業、例えば工業、農業、林業、漁業、牧畜業、鉱業、水産業等を含み、さらには運輸業、通信業等を含むと考えられる。

専利出願に係る意匠が産業上製造又は使用可能であるものであれば、当該

意匠は、産業上利用可能であるものであり、産業上の利用性を有すると認定する。ここで、製造又は使用可能であることとは、視覚を通じて訴求される創作が産業上製造又は使用される可能性があり、当該意匠の創作が実際に製造又は使用されたことに限らない。例えば幾何原理上の錯視（illusion）効果を利用して描かれた無限螺旋階段は、実際の生活において製造又は使用可能なものではないため、産業上の利用性を有しない。

この他に、明細書又は図面に開示された専利出願に係る意匠が一つであり又は再現不可能な創作、例えば窯変によって模様外観がランダム又は偶然に形成された陶磁作品である場合は、それが純芸術創作に属することを理由に、専利を付与しない。

1.3 産業上の利用性と実施可能要件との差異

産業上の利用性については、専利出願に係る意匠は必ず製造又は使用可能であること、と規定されている。実施可能要件は、専利出願に係る意匠の開示によって、必ず当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者（本章第 3.2.1 節を参照）がその内容を理解するとともにそれに基づいて実現することができることと規定されており、両者は、判断順序又は級別上に前後、高低の差異がある。専利出願に係る意匠が製造又は使用可能であれば、更に明細書及び図面に専利出願に係る意匠の先行意匠に対する貢献が明確かつ十分に開示されているか否かを斟酌すべきであり、意匠の開示内容が当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者がそれに基づいて実現可能な程度に達して初めて専利を与えることができる。それが製造又は使用可能ではあるが、明細書及び図面には専利出願に係る意匠が明確かつ十分に開示されていなければ、専利法に規定された明細書及び図面の「実施可能」要件の範疇に属さなければならない。例えば、デスクランプの外観創作をもって意匠を出願したが、出願した図面には当該デスクランプの外観は明確かつ十分に開示されていない場合、当該デスクランプの意匠がすでに製造され又は使用可能であることから、産業上の利用性に合わないことはなく、実施可能要件に違反することを理由に拒絶すべきである。

2. 新規性

2.1 前書き

専利制度は、出願人に専有排他の専利権を授与することで意匠公開を奨励し、公衆が当該意匠を利用することができる制度である。専利出願前に同

一又は類似の意匠が既に公開され公衆に周知された、又は他の先願に開示された意匠には、専利を授与する必要はない。従って、専利出願に係る意匠が出願前に同一又は類似の意匠が既に刊行物に開示され、既に公開実施され又は公衆に周知されている場合は、意匠を与えてはならない。また、専利出願に係る意匠が、先に出願してその出願後に始めて公告された意匠出願案件に添付された明細書又は図面の内容と同一又は類似である場合も、意匠を与えることができない。

上述の両者がいずれも新規性要件の規定に属するが、適用の事情及び概念は異なっている。前者の適用は、本章第 2.2 ないし 2.4 節において説明し、後者の適用は、本章第 2.5 節において説明する。

2.2 新規性の概念

専利出願に係る意匠が、先行意匠の一部と同一又は類似では無い場合、当該意匠が新規性を有すると称する。専利法でいう先行意匠とは、出願前にすでに刊行物で見受けられ、公開実施され、又は公衆が知悉している意匠を指す。

新規性は、意匠を取得する要件の一つであり、専利出願に係る意匠が新規性を有するか否かは、通常、産業上の利用性を有すると認定した後に初めて審査する。

2.2.1 先行意匠

先行意匠には出願前に公衆に周知される (*available to the public*) すべての情報を含むべきであり、世界中のいかなる場所、いかなる言語又はいかなる形式、例えば文書、インターネット又は展示等にも限らない。しかしながら、新規性を審査する場合、対比する先行意匠は、同一又は類似の物品の意匠分野にのみ限る。

出願前とは、意匠出願案件出願当日の前を指し、出願日を含まず、優先権を主張する場合、優先権当日の前を指し、優先権日を含まない。

公衆に周知されることとは、先行意匠が公衆においてその実質内容に接触し獲得可能な状態にあることを指し、公衆が実際に既にその実質内容を真に獲得したことを必要としない。秘密保守義務を負っている人によって知られ秘密保守すべき意匠は、先行意匠に属さない。それは、公衆が当該意匠の実

質内容に接触し獲得することができず、秘密保守義務を負っている人のみが知り未公開状態にあるからである。しかしながら、秘密保守義務に違反し意匠が漏洩することで当該意匠の実質内容が公衆に周知された場合、当該意匠は、先行意匠に属する。秘密保守義務とは、契約に明文化された約定秘密保守義務のみならず、社会観念又は商業慣習上、秘密保守責任を負うべき黙契秘密保守義務、例えば会社に所属する職員が通常、会社事務に対して秘密保守義務を負っていることを含むと考えられる。

2.2.1.1 刊行物に開示されている

2.2.1.1.1 一般原則

専利法における刊行物とは、公衆に対して公開する文書又は情報が記載されたその他の記憶媒体を指し、世界中のいかなる場所に、若しくはいかなる文字で公開されるかを問わず、抄録、撮影、コピー、複製又はインターネット伝送等の方法により公衆がその内容に接触することができれば該当するものになる。その形式は、紙面による書類に限らず、電子、磁気性、光学又は情報が記載されたその他の記憶媒体、例えば磁気ディスク、フロッピーディスク、磁気テープ、光ディスク、マイクロフィルム、集積回路チップ、写真フィルム、インターネット又はオンラインデータベース等を含む。従って、専利公報、定期刊行物雑誌、研究報告、学術論文、書籍、学生論文、談話記録、コース内容、講演原稿は、いずれも専利法における刊行物に属する。

刊行物に開示されていることとは、文書又は情報が記載されたその他の記憶媒体を、公衆が意匠内容を閲覧し開示することで当該意匠を公衆に周知される状態にし、公衆が実際にその内容を閲覧又は真に知ることを必要としない。例えば、書籍、雑誌、学術論文を図書館の閲覧ラックに置き、図書館の図書目録に編入すること等はいずれもそれに該当する。しかしながら、当該文書又は情報が記載されたその他の記憶媒体がまだ公衆に周知される状態にないことを示す明確な証拠がある場合は、それが既に公開されていると認定することができない。例えば、定期刊行物雑誌の原稿及び出版日が印刷されている完成品が、特定者にのみ属する場合はそれに該当する。また、「内部書類」又は「機密書類」等のような類似文字が印刷されている文書は、それが既に外部に対して公開されていると示される明確な証拠がないかぎり、公衆に周知されるとは認定することができない。

2.2.1.1.2 刊行物公開日の認定

刊行物公開の日付について、証拠がある場合は、証拠に基づき認定すべであり、証拠が無い場合は、以下の方法により推定すべきである。

(1) 刊行物に発行日が記載されている場合

- a. 発行の年のみが記載されている場合は、その年の最終日とする。
- b. 発行の年月が記載されている場合は、その年月の最終日とする。
- c. 発行の年月日が記載されている場合は、その年月日とする。
- d. 年を跨いで発行する年が記載されている場合は、第一年目の最終日とする。
- e. 年を跨いで発行する年月が記載されている場合は、第一年目の年月の最終日とする。

年を跨いで発行する年月日が記載されている場合は、第一年目の年月日とする。

- f. 季刊発行である場合は、発行地で認定される季節の最終日とする。

(2) 刊行物に発行日が記載されていない場合

- a. 外国の刊行物について、国内に輸入された日付が判明すれば、その国内に輸入された日付から、発行国から国内へ輸入されるのに通常要する時間を遡ってその公開日を推定する。
- b. 刊行物の書評、要約、カタログ等が他の刊行物に掲載されている場合は、当該書評、要約、カタログ等が掲載された他の刊行物の発行日を、当該刊行物の公開日として推定する。

(3) 刊行物が再版されたものである場合、その初版及び再版の発行日が記載されているときは、その初版の発行日を、当該刊行物の公開日として推定する。

2.2.1.1.3 インターネット上の情報

2.2.1.1.3.1 認定原則

インターネット上の情報とは、インターネット又はオンラインデータベースに記載された情報を指し、それが専ら法における刊行物に該当するか否かは、公衆が実質的にそのウェブサイトへアクセスしたか否か又はそのウェブサイトへアクセスするのに料金を支払ったりパスワード (password) を必要とするか否かを問わず、公衆がそのウェブページ及び位置を知ることができ、当該情報を取得することができるか否かに拠るべきである。ウェブサイトが特にユーザを制限しておらず、公衆が申請手続きを通じて当該ウェブサ

イトにアクセスすることさえできれば、公衆に周知されることに属する。逆に、インターネット上の情報が、特定の団体又は企業のメンバーのみがイントラネットを通じて取得した機密情報、符号化 (encoded) されたため有料又は無料等の通常方法により復号化ツールを取得することで内容を知ることができない情報、サイトアドレスが正式に公開されておらず偶然でしか得ることができない情報等のいずれか1つに該当する場合は、当該情報が公衆に周知されるものに属しないと認定すべきである。

新規性の審査について、出願日又は優先権日の前に既に公開され公衆に周知される情報であって初めて先行意匠に属する。従って、原則的には、インターネットに公開された情報は公開の時間を記載して初めて証拠として引用し先行意匠とすることができる。当該情報に公開の時間が記載されていない場合、審査官が当該時間の真実性に対して疑義を呈した場合、又は出願人が客観的かつ具体的証拠を添付して当該時間の真実性に疑義を呈した場合は、当該情報を公開又は維持するウェブサイトから出された証明又はその他の証拠を取得し、当該情報公開の時間を証明すべきであり、さもなければ引例としてはならない。

上述のその他の証拠の例は以下の通りである。

- (1) インターネットアーカイブサービス (internet archive service) が提供するウェブページ情報。例えばタイムマシンサイトであるウェイバックマシーン (Wayback Machine) (www.archive.org)。
- (2) ウェブページ又はファイル変更履歴のタイムスタンプ (timestamp)。例えばウィキペディア (wikipedia) の編集履歴。
- (3) インターネット上のファイルディレクトリ (file directory) 又は自動注記情報などコンピュータが生成したタイムスタンプ。例えばブログ (blog) の文章やインターネットフォーラムメッセージ (forum message) の公表時間。
- (4) ウェブサイトサーチエンジンが提供する索引日 (index date)。例えば、グーグル (Google) のキャッシュ情報 (cached)。

インターネットの性質は書面と異なり、インターネット上に公開された情報はいずれも電子形式であるため、モニターに現れる公開された時間が操作されて変動したか否かを判断するのは困難であるものの、インターネット上の情報量が膨大で且つ内容が多岐にわたっていることを考慮して、操作される機会は極めて少なく、特定の逆の指示がない限りは、当該時間を事実とし

て推定することが認められるべきである。若し情報内容に変更がある場合、その変更履歴の内容及び対応する時間を確定することができるときは、当該変更時間を公開日とすべきであり、さもなければ最後に変更した時間を公開日とすべきである。

2.2.1.1.3.2 証拠引用方法

インターネット上の情報は変更され易いため、証拠引用の際に、ウェブページのフォーマットに基づいて当該先行意匠の内容を印刷し、その印刷された書類に取得日、ウェブサイトのアドレス及び審査対象の出願番号等を注記することによって、当該先行意匠がその後にウェブサイトの保守管理者によって削除や変更されることを回避しなければならない。そして審査意見通知書及び査定書においては、極力以下の順で先行意匠の関連情報を記載しなければならない。即ち、先行意匠の作者氏名、意匠の名称、公開日、ウェブサイトの名称、意匠内容のデータベース又はファイルディレクトリにおける位置、インターネットのファイルディレクトリの位置、ウェブサイトのアドレス等。

2.2.1.1.3.3 審査における注意事項

インターネット上の情報の公開日は明確でなければならない。例えば公開日が記載された電子新聞であるもの。若しインターネット上の情報に公開日が記載されていない場合、その情報を公開又は保守管理するウェブサイトから提出された証明又はその他の証拠を取得しなければならない。さもなければ引用証拠としてはならない。

引用文献において前記の引用方法により記載すべき事項が確実に記載されており、且つウェブページを印刷したものも添付されている場合、若し出願人が答弁においてその文献の公開日及び情報内容の事実性に対する疑義を呈するに過ぎず、如何なる客観的かつ具体的な証拠も提出しなかったときは、直接元の引用文献に基づき査定することができる。

若しインターネット上の情報と同一の内容を有する文書があり、且つその情報及び文書がいずれも引例とすることができる場合、文書を優先して引用しなければならない。

2.2.1.2 既に公開実施されている

専利法における実施とは、製造、販売のための申出、販売、使用又は上記目的のための輸入等の行為を含む。公開実施とは、前記行為を通じて意匠内容を開示することで、当該意匠が公衆に周知される状態にすることを指し、公衆が実際に既に実施する又は既に当該意匠の内容を知っていることを必要としない。

公開実施によって意匠内容が公衆に周知された時点を、公開実施の日とする。普通の消費者が公開実施された先行意匠に基づき、専利出願に係る意匠が先行意匠の一部と同一又は類似であると判断した場合（判断基準については本章 2.4 「新規性の判断基準」を参照）、当該意匠が既に公開実施されていると認定すべきである。

2.2.1.3 既に公衆に周知されている

公衆に周知されることとは、展示等の方法により意匠内容を開示し、例えばテレビ報道等の方法により、又は図面、写真、模型、サンプルの公開展示により、当該意匠が公衆に周知される状態にすることを指し、実際に既に閲覧又は当該意匠の内容を確実に知ることを必要としない。

展示等の行為によって意匠内容が公衆に周知された時点を、公衆によって周知された日とする。例えば上記のテレビ報道の日、及び公開展示の日がそれである。

2.2.2 引用文献

実体審査においては、先行意匠又は先願の中から関連文献を検索し、当該文献と専利出願に係る意匠を対比して、専利出願に係る意匠が専利要件を有するか否かを判断する。当該引用された関連文献を引用文献という。

出願前に公衆に周知される情報は全て先行意匠であるが、実務上、主に刊行物ですで見られる先行意匠の引用であり、当該刊行物を引用文献とする。意匠出願は公開又は公告された後、先行意匠の一部となり、当該出願がその後に取り下げ又は専利を付与しないと査定（拒絶査定）されたか否かを問わず、もしくは当該出願がその後棄却又は取り消されたか否かを問わず、すでに開示又は公告された明細書及び図面はいずれも前述の刊行物に属し、引用文献とすることができる。

刊行物の公開日、公開実施された日又は公衆に周知された日は、意匠出願案件の出願日の前でなければならない。出願当日に始めて公開された意匠は、先行意匠の一部を構成しない。出願案件が優先権を主張する場合、引用文献の公開日は優先権日の前でなければならない。

新規性を審査する場合は、引用文献に公開された内容に準じるべきであり、引用文献の開示は、当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者が専利出願に係る意匠を実現することができるに足るものではなければならない。引用文献に開示された先行意匠、例えばすでに公開又は公告された専利図面における特許の実施例の図、意匠出願の参考図又は「意匠を主張しない部分」に開示された意匠は、いずれも引用文献の一部に属する。

図 3-1 に示すように、先行意匠は、「カメラのレンズ」の部分意匠であり、そのうち破線で表示されたカメラ本体は、意匠を主張しない部分であり、その開示の程度は、当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者がそれに基づいて実現することができるに足るものであれば、当該破線部分で開示された意匠も、引用文献とすることができる。又、図 3-2 に示すように、先行意匠は、「指示ライトのランプベース」の意匠であり、当該専利にはランプベースに従来の指示板が装着された使用模式図が別の参考図として開示されており、当該参考図も引用文献とすることができる。

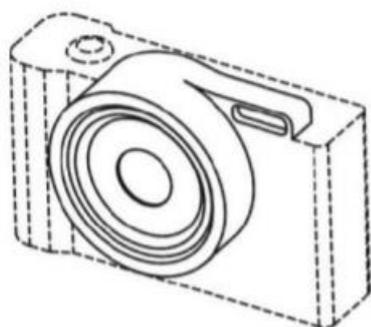


図 3-1 破線で開示されたカメラ自体も引用文献とする先行意匠

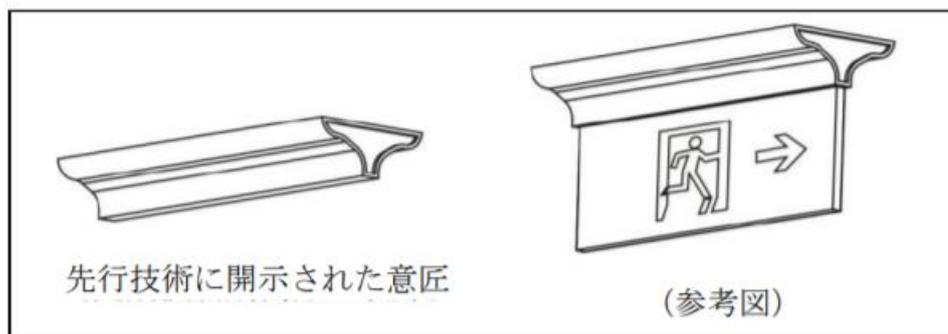


図 3-2 参考図も引用文献とする先行意匠

2.3 新規性の審査原則

新規性を審査する場合は、明細書及び図面に開示された専利出願に係る意匠について単一の先行意匠と対比すべきであり、当該意匠について複数の引用文献の全部又は一部の意匠内容の組み合わせ、若しくは引用文献における一部の意匠内容の組み合わせ、若しくは引用文献における一部の意匠内容とその他の公開形式（すでに公開実施又は公衆に周知されている）で公開された先行意匠内容の組み合わせと対比してはならない。

また、新規性を審査する場合は、明細書及び図面に開示された専利出願に係る意匠について単一の先行意匠に開示された対応する意匠と対比すべきである。例えば、専利出願に係る意匠標的が形状であり、先行意匠に形状及び模様が開示されている場合は、形状や形状及び模様ではなく、形状のみについて単独で同一又は類似であるか否かを対比すべきである。又は専利出願に係る意匠が物品の部分意匠であり、先行意匠に物品の全部が開示されている場合は、物品の一部及び物品の全部ではなく、当該対応する物品の一部のみについて同一又は類似であるか否かを単独で対比すべきである。逆に、専利出願に係る意匠標的が形状及び模様であり、先行意匠に形状のみが開示されている場合は、先行意匠に模様が開示されていないため、たとえ両者の形状が同一又は類似であるとしても、原則的にはそれらの 2 つの意匠が同一でもなければ類似でもない認定すべきである。又、専利出願に係る意匠が時計ベルトであり、先行意匠に時計ベルトを含む腕時計が開示されている場合は、時計ベルト及び腕時計ではなく、2 つの時計ベルトについて単独で同一又は類似であるか否かを対比すべきである。逆に、専利出願に係る意匠が時計ベルトを含む腕時計であり、先行意匠に時計ベルトのみが開示されている場合は、先行意匠に時計ケーシングが開示されていないため、たとえ両者の時計ベルトが同一又は類似であるとしても、原則的にはそれらの 2 つの意匠は同一でもなければ類似でもない認定すべきである。

2.4 新規性の判断基準

新規性の審査は、明細書及び図面に開示された専利出願に係る意匠の全体を対象とすべきであり、専利出願に係る意匠に開示された外観が、引用文献における単一の先行意匠に対応する部分と同一又は類似であり、かつ当該意匠が応用される物品が同一又は類似である場合は、同一又は類似の意匠であり、新規性を具えないと認定すべきである。

同一又は類似の意匠には 4 つの態様があり、以下のいずれか一つに該当する場合は、新規性を具えない。

- (1) 同一の外観が同一の物品に応用される場合、同一の意匠である。
- (2) 同一の外観が類似の物品に応用される場合、類似の意匠に属する。
- (3) 類似の外観が同一の物品に応用される場合、類似の意匠に属する。
- (4) 類似の外観が類似の物品に応用される場合、類似の意匠に属する。

2.4.1 判断主体

専利法には新規性審査の判断主体は規定されていないが、他人が消費市場において専利出願を剽窃又は模倣する行為を排除するために、専利制度は、出願人に対して専有排他の意匠権範囲を授与し、同一又は類似の意匠を含むため、意匠の同一又は類似を判断する場合、審査官は、市場消費形態をシミュレートし、当該意匠が応用される物品に対して普通認知能力を有する消費者（本章では、以下「普通の消費者」という）を主体とし、その購入商品の観点に基づき、専利出願に係る意匠が引用文献における先行意匠とは同一又は類似であるか否かを判断すべきである。

新規性の判断主体は創作性と異なり、創作性の判断主体は、「当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者」であり、それは、出願時における、当該意匠の所属する分野における一般知識及び普通技能の人（「当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者」の詳細については、本編第一章「1. 明細書 及び図面の開示原則」を参照）を指す。新規性の判断主体は、「普通の消費者」であり、当該意匠の所属する分野における専門家又は専門創作者ではない。しかしながら、類型の異なる物品には、認知能力程度の異なる普通の消費者が存在する可能性がある。例えば、日常用品の普通の消費者は、一般大衆であり、医療器材の普通の消費者は、病院の購買担当者又は専門医師である。

2.4.2 物品の同一、類似の判断

同一の物品とは、用途、機能が同一であるものを指す。類似の物品とは、用途、機能が類似であるものを指す。物品の用途、機能が類似であるか否かを判断することは、普通の消費者が使用する実際状況をシミュレートし、商品生産販売及び選別購入の状況を考量すべきである。例えば、椅子及び背凭れ椅子の場合、後者は、前者に比べ背凭れ機能が付加されているが、両者の座る用途、機能は類似している。又、万年筆及びボールペンの場合、両者はインク供給方法が異なっているが、筆記用途、機能は類似している。又、食卓及びデスクの場合、両者は使用場所が異なっているが、用途、機能は類似しているため、いずれも類似物品に属する。

また、当該物品に複数の用途、機能がある場合、そのうちの一部の用途、機能が同一であるときは、両者は類似物品に属する。例えば mp3 再生用途、機能を兼ね備える携帯電話及び mp3 プレーヤは、いずれも mp3 再生用途、機能を有しており、両者は類似物品に属する。

用途が同一でもなければ類似でもない物品、例えば自動車及び玩具自動車は、同一又は類似の物品ではない。物品の間に完成品とパーツの関係がある場合、例えば万年筆及びキャップについても、両者の用途、機能は同一でもなく、同一又は類似である物品ではない。

専利出願に係る意匠が応用される物品を認定する場合は、図面に開示された 実際の内容に基づき意匠名称に記載された物品と対照することを判断の基礎とすべきである。専利出願に係る意匠が物品のパーツである場合、物品の同一、類似の判断は、当該物品分野におけるパーツを対象とし、当該物品のパーツの用途、機能についてそれが同一又は類似の物品に属するか否かを判断する。例えば、「自動車のランプ」について、当該意匠の物品は、「自動車」自体でもなければ、いかなる分野の「ランプ」でもなく、「自動車分野」に応用される「ランプ」である。また、認定する場合は、物品用途欄に記載された用途及び図面に開示されたその他の補助図を斟酌することができ、必要に応じて「国際工業意匠分類」をも斟酌することができる。

2.4.3 外観の同一、類似の判断

意匠の外観の同一や類似の判断は、まず専利出願に係る意匠及び引用文献における先行意匠の実質的内容を認定し、そして後述する 2.4.3.2「判断方

法」に基づき専利出願に係る意匠の外観と引用文献における先行意匠との異同を対比し、両者の意匠が同一又は類似であるか否かを総合的に判断すべきである。

2.4.3.1 判断原則

新規性を審査する場合、審査官は、普通の消費者が商品を購入する観点をシミュレートし、専利出願に係る意匠と引用文献に開示された単一の先行意匠に対応する内容とが同一又は類似であるか否かを対比し判断すべきであり、商品購入時の観察及び認知に基づき、専利出願に係る意匠から生じた視覚印象によって普通の消費者がそれを当該先行意匠と誤認してしまう、即ち混同、誤認の視覚印象が生じる場合は、専利出願に係る意匠が当該先行意匠と同一又は類似であると判断すべきである。

2.4.3.2 判断方法

2.4.3.2.1 全体観察

専利出願に係る意匠は、図面に開示された内容で2次元又は3次元空間の全体外観が形成され、意匠の外観の同一、類似を判断する場合は、各意匠要素又は微細な局所の差異に拘束されることなく、図面に開示された形状、模様、色彩からなる全体外観を観察、判断の対象とすべきであり、純機能的意匠を排除しなければならない。明細書及び図面に開示された内容に「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」とが含まれている場合、専利出願に係る意匠の認定は、図面における「意匠を主張する部分」の全体外観に準じるべきである。「意匠を主張しない部分」の外観は、専利出願に係る意匠の内容ではないが、それに基づき意匠を応用する物品の解釈、又は「意匠を主張する部分」との位置、寸法、分布関係の解釈、もしくはその環境を解釈できるため、外観の同一又は類似を判断する場合は、依然として斟酌しなければならない（部分意匠の「外観の同一又は類似の判断」の詳細については、本編第八章第3.2.2節を参照）。

また、外観の同一、類似を対比する場合は、専利出願に係る意匠の全体外観及び引用文献に開示された先行意匠に対応する内容について対比すべきであり、両者の六面図における各図についてそれぞれ対比すべきではない。対比する場合は、それぞれの意匠特徴を無視してはならず、図面に開示された「意匠を主張する部分」のすべての内容を含むが、「意匠を主張しない部分」は含まず、参考図をも含まない。

2.4.3.2.2 肉眼による直接観察対比

審査官が意匠外観の同一、類似の判断を行う場合は、普通の消費者が商品を購入する観点をシミュレートし、原則的には肉眼による直接観察に準じるべきであり、微細な差異を拡大し、もともと普通の消費者に混同を生じさせるに足る外観を類似ではないと判断することを回避する。しかしながら、そのような物品は、通常、普通の消費者が商品、例えばダイヤモンド、発光ダイオード等の選別購入を行うために器具により観察するため、そのような観察方法を肉眼による直接観察と見なすことができ、器具による観察対比であるか否かに拘束される必要はない。

2.4.3.2.3 総合判断

外観の同一、類似の判断は、商品の局所特徴を逐一観察、対比するのではなく、専利出願に係る意匠の全体外観を対象とすべきである。従って、審査の際には各局所外観の対比結果を考量し、普通の消費者が注目し易い特徴を重点とし、その他の部分が専利出願に係る意匠全体外観の統合を構成する視覚効果を総合して、それが先行意匠と同一又は類似であるか否かを客観的に判断すべきである。

意匠外観の同一又は類似の判断は、専利出願に係る意匠の全体外観を対象とするが、その重点は、普通の消費者が注目し易い特徴部位にある。それが普通の消費者が注目し易い特徴部位において同一又は類似であり、局所の微細な差異のみがある場合は、全体外観が類似であると認定すべきである。

普通の消費者が注目し易い特徴部位の判断は、通常、意匠特徴、視覚重点及び変化外観を有する意匠の3種類の類型について考量すべきである。

(1) 意匠特徴

意匠特徴とは、先行意匠に比して、専利出願に係る意匠に新規性、創作性等の専利要件を具備せしめる新規創造内容であり、視覚を通じて訴求される創作でなければならない。

審査の際は、先行意匠の検索により専利出願に係る意匠と先行意匠との異同を比較し、客観的に専利出願に係る意匠における先行意匠と異なり且つその他の先行意匠に開示されていない意匠内容について、初めて意匠特徴であると認定することができる。また、明細書の意匠の説明欄に意匠特徴が特に

説明されている場合は、併せて斟酌しなければならない。

(2) 視覚重点

意匠は、図面に開示された図形により物品の外観が構成され、一般の立体物としては、6つの面における各々の面は同様に重要であるが、ある物品は、6つの面のすべてが普通の消費者が注目し易い部位であるわけではない。このような物品について、審査官は、通常、物品特性に基づき、普通の消費者が商品を選別購入又は使用する際に注目する部位、例えばテレビのリモコンの操作パネル及び冷蔵庫の扉等を視覚重点とする。このような意匠を審査する場合は、当該視覚重点及びそれに開示された意匠特徴を、普通の消費者が注目し易い部位とすべきであり、その他の部位には特殊な外観がなければ、通常、同一、類似の判断には影響を及ぼすことはない。

(3) 変化外観を有する意匠

商業競争、消費者及び運輸等の各種の要求に応じるために、意匠には複数の変化の外観を呈する可能性があり、例えば文具組み合わせは、若干のパーツが組み合わせられ、若干の外観の異なる意匠に変換することができる。折り畳み式物品は、使用状態に展開させることもできれば、収容状態に折り畳むこともできる。変形ロボット玩具は、若干の外観の異なる意匠に変換することができる。このような意匠を審査する際は、それに開示された各々の変化外観の意匠及び開示された意匠特徴を判断対象とすべきである。例えば、専利出願に係る意匠が変形ロボット玩具である場合、ロボット及び変形後の飛行機外観が開示されており、先行意匠が同一又は類似の外観である飛行機玩具に過ぎず、先行意匠にはロボット概観の意匠は開示されていないため、原則的には専利出願に係る意匠は先行意匠と同一でもなければ類似でもない意匠であると判断すべきである。

2.4.3.2.4 その他の注意事項

(1) 先行意匠の密集程度によって当該意匠類似範囲の幅が決まる

革新的な意匠、例えば最初のスケルトンタイプの時計ケーシングの腕時計意匠、又は最初に流線型スタイルを自動車製品に導入した意匠は、両者とも関連製品における革新的な創作であり、改良された既存物品の意匠に比して、このような意匠は、市場における競争商品が少なく、比較的程度の高い創意及び比較的多い開発資源を必要とすることから、産業における研究開発と創作を奨励するために、その意匠の専利権の範囲は改良された既存物品よりも一層広く取るべきであって、類似認定の範囲を広くしなければならない。さらに、改良された既存物品の意匠出願案件は、審査時に引用文献とす

る先行意匠を比較的容易に見つけ出すことができるため、類似認定の範囲は相対的に縮小する。

(2) 透明物品内部の可視意匠がもたらす全体視覚効果の考量

意匠は物品外観に応用される創作であるが、物品の表面の透明材質を通じて物品の内部意匠を観察することができる、若しくは屈折、反射によって物品の全体又は局所に光学効果が生じて異なる視覚効果がもたらされる場合は、その物品表面の外観のみを審査対象としてはならず、見える物品内部又は物品の光学効果がもたらす視覚効果を対比、判断の範囲に収め、全体的な総合対比、判断を行うべきである。

(3) 色彩の全体視覚効果に対する影響の考量

意匠の外観の同一、類似の判断は、出願に係る意匠が開示している形状、模様、色彩が構成する全体の内容と先行意匠において相対的な部分で対比し、原則的にいずれの意匠の特徴も軽視してはならないが、出願に係る意匠の先行意匠と比較した差異が既存の色彩体系から単一の色彩を選択又は変更するだけの場合、出願に係る意匠が施す又は変化する単一の色彩は全体の視覚印象に影響しない局部の微細な差異とみなし、類似意匠であると判断する。ただし、出願に係る意匠にすでに二種類以上の配色又は色彩を施す計画がある場合、当該意匠は配色又は色彩計画を経て表現された全体の意匠は容易に想到しうる創作に属するか否かをさらに一步進んで判断しなければならない。

(4) 純機能的特徴は対比、判断の範囲に属さない

意匠外観の同一、類似の判断は、専利出願に係る意匠における視覚を通じて訴求される創作が先行意匠とは混同するか否かを判断し、物品の構造、機能又は寸法等、通常物品に属する純機能的特徴は、意匠斟酌範囲に属さず、たとえ外観に表現されているとしても、依然として対比、判断の範囲としてはならない。

2.5 新規性の擬制喪失

専利制度は、出願人に専有排他の専利権を授与することで意匠の公開を奨励し、公衆が当該意匠を利用できるようにする制度である。明細書又は図面に開示されているが専利出願に属さない意匠は、出願人が公衆に公開して自由に利用させる意匠であり、専利を授与する必要はない。従って、後出願の意匠出願案件（本節では、以下「後願」という）の明細書及び図面に開示された専利出願に係る意匠が、後願の出願日の後に初めて公告された先出願

の意匠案件（本節では、以下「先願」という）に添付された明細書又は図面に開示された内容と同一又は類似である場合、新規性喪失の事情はないが、当該意匠は依然として新規性の擬制喪失によって意匠を取得することができない。従って、新規性及び新規性の擬制喪失の適用の事情及び概念はそれぞれ異なっている。ここで注意すべき点は、上述の先願及び後願がいずれも台湾へ出願を提出したものであることである。

2.5.1 新規性の擬制喪失の概念

先行意匠は、出願日の前に公衆が周知するすべての意匠を含む。後願の出願日の後に初めて公告された先出願の意匠案件は、本来先行意匠の一部を構成するものではない。ただし、専利法の規定に基づき、意匠先願に添付された明細書又は図面の内容は、法的擬制（legal fiction）によって先行意匠とされ、後願の専利出願に係る意匠が、先願に添付された明細書又は図面に開示された意匠内容と同一又は類似である場合は、新規性の擬制喪失となる。

新規性の擬制喪失の審査は、後願の専利出願に係る意匠の全体を対象とし、その出願日の後に公告された先願に添付された明細書又は図面の内容を基に、専利出願に係る意匠について先願の明細書又は図面に記載された意匠内容と対比を行うべきである。審査の際は、関連する審査原則には本章 2.3 「新規性の審査原則」を準用し、判断基準には本章 2.4 「新規性の判断基準」に記載された内容を準用するとともに、後願の明細書およびその出願時の通常知識を斟酌することで専利出願に係る意匠を理解する。

意匠は、視覚を通じて訴求される創作であり、発明（特許）又は新型（実用新案）が技術思想の創作であるのとは異なっている。従って、意匠における後願の新規性喪失の例外を審査する場合は、意匠における先願のみを引用文献とすることができ。また、新規性の擬制喪失の概念は、創作性の審査には適用しない。

2.5.2 引用文献

新規性の擬制喪失を審査する場合、引用文献は後願の出願日の後に初めて公告された意匠における先願でなければならない。先願を引用文献とすることができるか否かを認定する関連事項は以下の通りである。

- (1) 先願の明細書又は図面に開示された内容は、出願日取得に係る明細書及び図面のすべての内容、及びそれに明示された先行意匠、その

他の文献から引用された事項、例えば部分意匠出願案件における「意匠を主張しない部分」または参考図に開示された内容を含むが、優先権証明書類を含まない。

- (2) 先願の出願日は、後願の出願日より早く、且つ当該後願の出願日の後に公告されなければならない。先願が審査当時にまだ公告されていない場合は、引用文献としてはならない。
- (3) 先願が変更出願案件又は分割案件である場合は、当該先願が援用する原出願案件の出願日によって、出願の前・後を認定しなければならない。
- (4) 先願が国際優先権を主張した場合は、優先権基礎出願及び先願の明細書又は図面に開示された意匠について、当該先願の優先権日によって、出願の前・後を認定しなければならない。先願の明細書又は図面のみに開示され優先権基礎出願には開示されていない意匠については、当該先願の出願日によって、出願の前・後を認定しなければならない。
- (5) 先願は、公告された後、先行意匠の一部として擬制され、当該専利案 22 件がその後放棄、取り消し又は消滅したか否かを問わず、新規性の擬制喪失を審査する際の引用文献とすることができる。
- (6) 先願の明細書又は図面に開示された意匠内容が公告され、たとえそのうちの一部の内容がその後更正（訂正）され削除されたとしても、当該削除された部分は、依然として新規性の擬制喪失を審査する際の引用文献とすることができる。先願の明細書又は図面に開示された意匠が不明確又は不十分であり、後願の所属する分野において通常知識を有する者がそれに基づいて後願の専利出願に係る意匠を実現することができない場合は、新規性喪失の例外を審査する際の引用文献としてはならない。
- (7) 先行意匠として擬制される先願は、意匠出願案件でなければならない。発明（特許）又は新型（実用新案）出願案件であってはならない。

2.5.3 出願人

同一人による前、後 2 つの出願があり、後願の専利出願に係る意匠と同一又は類似である意匠が先願の明細書又は図面に開示されているが、先願の専利出願に係る意匠ではなく、例えば先願の参考図のみに開示されている場合、若しくは先、後願で意匠を主張する部分の範囲が異なっており且つ類似を構成していない場合は、同一人がその意匠について異なる専利範囲の保護を請求するため、もし後願の出願日の前に先願がまだ公告されず且つ専利権を重複して授与する虞がなければ、後願については依然として

専利を与えることができる。

新規性の擬制喪失は、異なる出願人が異なる出願日に前、後 2 つの出願を有し、後願の出願する意匠が先願に開示された内容と同一又は類似である状況のみに適用する。出願人が同一であるか否かを認定する関連事項は、以下の通りである。

- (1) 先願、後願の出願人が同一であるか否かの認定においては、後願の出願日を時間的基準として、その願書に記載された出願人について認定する。同一出願人であると認定され場合、たとえその後変更、相続又は合併等の事由によって出願人が一致しない状況があったとしても、原認定は、依然として有効である。
- (2) 共同で出願する場合は、先願、後願の願書に記載された出願人がまったく同一であって初めて同一であると認定することができる。
- (3) 後願が変更出願又は分割出願である場合、出願人が同一であるか否かの認定においては、後願の援用した原出願日を時間的基準としなければならない。

3. 創作性

3.1 前書き

専利制度は、出願人に専有排他の専利権を授与することで意匠を公開することを奨励し、公衆が当該意匠の制度を利用できるようにするための制度である。先行意匠に対して貢献をなさない意匠には、専利を授与する必要はない。従って、専利出願に係る意匠が、当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者が出願前の先行意匠に基づき容易に想到しうる場合は、意匠を与えることはできない。

3.2 創作性の概念

専利出願に係る意匠が先行意匠と同一でもなく類似でもなく差異を有するものの、それが当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者が出願前の先行意匠に基づき容易に想到しうるものである場合は、当該意匠は創作性を具えないと認める。

創作性は、意匠を取得するための要件の 1 つであり、専利出願に係る意

匠が創作性を具えるか否かは、それが新規性（新規性の擬制喪失を含む）を具えることが確定した後に初めて審査を行なうべきであり、新規性を具えない場合は、その創作性を斟酌する必要はない。

3.2.1 当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者

当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者は、虚構の人間であり、出願時に当該意匠の所属する分野における一般知識及び普通技能を有し、出願時の先行意匠を理解、利用することができる者を指す。意匠の所属する分野において通常知識を有する者の詳細については、本編第一章第1節「明細書及び図面の開示原則」を参照されたい。

3.2.2 先行意匠

創作性を審査する場合、先行意匠が、出願前に既に刊行物に開示され、既に公開実施され又は既に公衆に周知される意匠であるときは、本章 2.2.1 「先行意匠」を参照されたい。当該先行意匠は、出願日及び出願後に初めて公開又は公告された意匠、及び先に出願し出願後初めて公告された意匠出願を含まない。ここで注意すべき点は、創作性審査時の先行意匠が同一又は類似である物品に制限されないことである。

3.2.3 容易に想到しうる

当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者が先行意匠を基礎とし、出願時の通常知識を参酌して、当該先行意匠を模倣、転用、置換、組み合わせ等の簡単な意匠手段により専利出願に係る意匠を完成し、且つ特異な視覚効果が生じない場合は、容易に想到しうる意匠であると認定すべきである。

3.2.4 引用文献

創作性を審査する場合、専利出願に係る意匠が専利要件を有するか否かを判断する引用文献とすることができる関連規範は、本章 2.2.2 「引用文献」に記載された内容を準用する。

3.3 創作性の審査原則

意匠は、視覚を通じて訴求される創作を保護し、その創作内容は、物品自

体ではなく、物品の外観に応用された意匠にある。専利出願に係る意匠の実質的内容は図面に開示された物品の外観であり、並びに明細書に記載された物品及び外観に関する説明とから構成される内容を斟酌できるが、創作性の審査は、明細書及び図面に開示された内容からなる専利出願に係る意匠の全体的外観を対象とし、それが容易に想到しうるものであるか否かを判断し、容易に想到しうるものであれば、創作性を具えない。意匠が応用される物品については、物品自体の創作性を考量する必要はなく、該物品と先行意匠物品との異同のみを考量するだけでよい。

創作性を審査する場合は、複数の引用文献における全部又は一部の意匠内容の組み合わせ、若しくは1つの引用文献における一部の意匠内容の組み合わせ、若しくは1つの引用文献における一部の意匠内容とその他の公開形式（すでに公開実施又は公衆に周知されている）による先行意匠との組み合わせみよって、専利出願に係る意匠が容易に想到しうるか否かを判断することができる。

3.4 創作性の判断基準

創作性の審査は、専利出願に係る意匠全体を対象とすべきであり、当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者が先行意匠に基づき、出願時の通常知識を斟酌して当該意匠が容易に想到しうるものであると判断した場合、当該意匠は創作性を具えない。専利出願に係る意匠が創作性を具えるか否かを判断する場合は、当該意匠を理解するために、明細書及び出願時の通常知識を参酌することができる。

専利出願に係る意匠が創作性を具えるか否かは、通常、以下のステップに基づき判断することができる。

- ・ ステップ 1：専利出願に係る意匠の範囲を確定する。
- ・ ステップ 2：先行意匠に開示された内容を確定する。
- ・ ステップ 3：専利出願に係る意匠の所属する分野において通常知識を有する者の意匠レベルを確定する。
- ・ ステップ 4：専利出願に係る意匠と先行意匠との差異を確認する。
- ・ ステップ 5：専利出願に係る意匠と先行意匠との差異は、当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者が先行意匠及び出願時の通常

知識を参照して容易に想到しうるに足るものであるか否かを判断する。

3.4.1 専利出願に係る意匠の範囲の確定

専利出願に係る意匠は、図面に開示された物品の外観を基礎とし、並びに明細書に記載された物品及び外観に関する説明を斟酌することができ、専利出願に係る意匠の範囲が全体的に構成される。明細書及び図面に開示された内容に「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」とが含まれている場合は、専利出願に係る意匠の外観を「意匠を主張する部分」で限定し、「意匠を主張しない部分」は、専利出願に係る意匠の外観の限定に用いてはならないが、「意匠を主張する部分」との位置、寸法、分布関係の解釈、もしくはその環境の解釈に用いることができ、専利出願に係る意匠が応用される物品の解釈にも用いることができる。専利出願に係る意匠の解釈の詳細については、本編第一章第 4 節、第八 26 章第 2.3 節、第九章第 2.3 節及び第十章第 2.3 節を参照されたい。

3.4.2 先行意匠に開示された内容の確定

専利出願に係る意匠の範囲が確定された後、専利出願に係る意匠の内容と対比し、関連先行意匠の検索を行うことができる。先行意匠の分野は、同一又は類似である物品の意匠分野に制限されるものではない。専利出願に係る意匠の外観が明らかにその他の意匠分野における物品を模倣又は転用している場合は、当該意匠分野についても検索を行うべきである。例えば、専利出願に係る意匠は、従来 of 自動車外観について直接玩具に転用するものである場合、関連先行意匠を検索するときは、玩具の意匠分野を検索するほか、専利出願に係る意匠の外観に関連する自動車意匠分野をも考量しなければならない。又、出願前に公開又は公告された意匠図面について、その開示された「意匠を主張しない部分」または参考図に開示された意匠もまた創作性審査における先行意匠とすることもできる（引用文献認定の詳細については、本章第 2.2.2 節「引用文献」を参照されたい）。

先行意匠が検索された後、当該意匠に関する先行意匠を引用文献として列挙すべきであり、専利出願に係る意匠の範囲と対比することで先行意匠に開示された対応する部分の内容を確定する。

3.4.3 意匠の所属する分野において通常知識を有する者の意匠レベル

の確定

意匠の所属する分野において通常知識を有する者とは、出願時の当該意匠の所属する分野における一般知識及び普通技能を有する虚構の人間であり、通常、意匠作業を実行する普通能力を有する創作者を指す。審査官は、関連先行意匠を検索し対比し、また出願時の通常知識も参照することで、当該意匠分野における通常知識を有する者をシミュレートし、意匠の所属する分野において通常知識を有する者の意匠レベルを形成する。

3.4.4 専利出願に係る意匠と先行意匠との差異の確認

専利出願に係る意匠及び先行意匠を対比する場合、上記の列挙された引用文献の中から、最も近い又は最も適切な先行意匠を主要引例としてできるだけ選択するとともに、専利出願に係る意匠と主要引例との差異、例えば意匠が表現する外観又はそれが応用される物品の差異を確認することで、当該差異が所属する意匠分野において通常知識を有する者が容易に想到しうるに足るか否かを判断する論述依拠とし、専利出願に係る意匠が創作性を具えるか否かを客観的に判断する。

3.4.5 容易に想到しうるものであるか否かの判断

創作性の審査は、専利出願に係る意匠全体を対象とすべきであり、選定された主要引例資料と対比した上で、その両者の差異が、当該意匠の所属する意匠分野において通常知識を有する者が先行意匠及び出願時の通常知識を参酌して容易に想到しうるに足るものであるか否かを判断する。

専利出願に係る意匠及び主要引例を対比する場合、両者の差異が、先行意匠及び出願時の通常知識を参照してなされた簡単な手段の創作に過ぎず、当該意匠の全体外観に特異な視覚効果を生じさせることができない場合は、当該意匠が容易に想到することができ、創作性を具えないものであると認定すべきである。例えば、当該差異が、非類似物品のみについて直接模倣又は転用等の手段、例えば自然界の形態、著名な著作を模倣し又はその他の意匠分野における先行意匠を直接転用したものであり、若しくは当該差異が、従来意匠の外観のみについて簡単な変化手段、例えばその他の先行意匠についての直接置換、組み合わせ、位置、比例、数を変更したものであり、若しくは従来意匠を運用した簡単な変化であって、それらの簡単な手段によりなされた創作であり且つ当該意匠の全体外観に特異な視覚効果を生じさせることができない場合は、当該意匠が容易に想到しうるものであると認定すべきである。また特異な視覚効果とは、専利出願に係る意匠が明確に先行意匠と

は異なるものを生み出し、且つ意匠特徴の視覚効果を兼ね備えることを指す。

視覚効果が特異であるか否かは、専利出願に係る意匠の各項目の意匠内容及び先行意匠について対比することができる。審査時に、各項の意匠内容についてその創作性を斟酌するのではなく、各項の対比結果についてそれが意匠全体の外観に特異な視覚効果を生じさせるか否かを総合的に判断することにある。

3.4.5.1 自然界の形態の模倣

自然界における形態は、人類の知的創作による成果ではなく、自然界の形態を直接模倣することは、意匠の革新に対し実質的に寄与しない。従って、専利出願に係る意匠と先行意匠との差異が、動物、植物、鉱物、虹、雲、星辰、山川河海等の宇宙の万物、万像等の自然界の形態について異なる物品の模倣応用を行ったものに過ぎず、当該模倣手法が、当該意匠の全体外観に特異な視覚効果を生じさせることができない場合は、容易に想到しうると認定すべきである。図 3-3 に示す花の金飾りについて、その差異は、自然界の花の形態について直接模倣して金飾り物品に応用したに過ぎない点である。しかしながら、当該自然界を模倣する手法が、修飾又は再構成された結果、意匠の全体外観に特異な視覚効果を生じさせるものとなれば、容易に想到しうるものであると認定してはならない。



図 3-3

自然界の形態の模倣を理由に専利出願に係る意匠が容易に想到しうるものであると認定した場合、審査官は、引用文献を先行意匠として引用しなくてもよいが、当該意匠が容易に想到しうる理由を具体的に明記しなければならない。

3.4.5.2 著名な著作の模倣

専利出願に係る意匠と先行意匠との差異が、著名な建築物又は画像等の著作について異なる物品へ直接模倣応用を行ったことによるもの、且つ当該模倣手法により、当該意匠の全体外観に特異な視覚効果を生じさせることができない場合は、容易に想到しうるものであると認定すべきである。例えば、張大千、朱銘、ミケランジェロ、ピカソ等の美術著作、朱徳庸の漫画キャラクター、ディズニーのアニメキャラクター、総統府、ピラミッド、台北 101 ビル、パリのエッフェル塔を模倣する等（図 3-4 のキーホルダは、その差異が、著名建築物であるエッフェル塔の外観について直接キーホルダ物品に模倣応用したことによるに過ぎない）。しかしながら、当該著名著作を模倣する手法が、修飾又は再構成され、例えば総統府の形状をユニットとし、物品外観の全体模様が修飾され又は再構成された結果、意匠の全体外観に特異な視覚効果を生じさせることができる場合、たとえ著名著作を含んだとしても、容易に想到しうるものであると認定すべきではない。



図 3-4

3.4.5.3 直接転用

創作性の審査について、先行意匠の分野は、同一又は類似である物品の意匠分野に限定されない。専利出願に係る意匠と先行意匠との差異が、その他の意匠分野の物品の外観について直接転用したことによるものであり、且つ当該意匠の全体外観に特異な視覚効果を生じさせることができない場合は、

容易に想到しうるものであると認定すべきである。図 3-6 に示す玩具自動車意匠について、それは、従来の自動車意匠（図 3-5¹ に示す）について玩具製品に転用したものに過ぎないため、容易に想到しうるものであると認定すべきである。しかしながら、当該転用手法が修飾され又は再構成された結果、意匠の全体外観に特異な視覚効果を生じさせることができる場合は、容易に想到しうるものであると認定すべきではない。

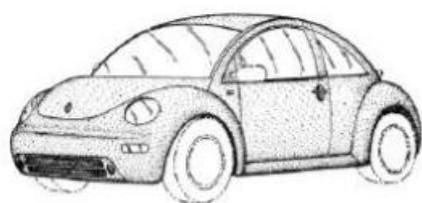


図 3-5¹



図 3-6

3.4.5.4 置換、組み合わせ

専利出願に係る意匠と先行意匠との差異が、従来の形状又は模様、自然界の形態、著名著作又はその他の先行意匠の内容からなされた簡単な置換、組み合わせによるものであり、かつ置換、組み合わせられた結果、当該意匠の全体外観に特異な視覚効果を生じさせることができない場合は、容易に想到しうるものであると認定すべきである。例えば、専利出願する電子鍋意匠と先行意匠との差異は、他の先行意匠の鍋用グリップからなされた簡単な置換に過ぎず、若しくは専利出願するデスクランプ意匠（例えば図 3-9 に示す）は、従来のデスクランプヘッド及びデスクランプベースについてなされた簡単な組み合わせに過ぎない。しかしながら、当該専利出願に係る意匠のパーツ又は局所特徴が、それぞれ各引用文献に開示されているものの、置換、組み合わせられた結果、依然として意匠の全体外観に特異な視覚効果を生じさせることができる場合は、容易に想到しうるものであると認定すべきではない。

¹ 図の出所： US D385220, Automobile body より抜粋

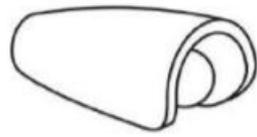


図 3-7

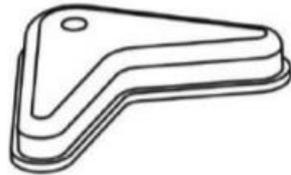


図 3-8



図 3-9

3.4.5.5 位置、比例、数等の変更

専利出願に係る意匠と先行意匠との差異が、先行意匠における意匠の比例、位置又は数に変更されてなるものであり、変更された結果、当該意匠の全体外観に特異な視覚効果を生じさせることができない場合は、容易に想到しうるものであると認定すべきである。例えば、従来 of 電話機のダイヤル及びスピーカ孔の位置を切り替えたに過ぎない、若しくは従来 of 靴箱の比率及び数を変更したに過ぎないもの（例えば図 3-10 及び図 3-11 に示す）がそれである。しかしながら、当該変更手法が修飾又は再構成された結果、意匠の全体外観に特異な視覚効果を生じさせることができる場合は、容易に想到しうるものであると認定すべきではない。

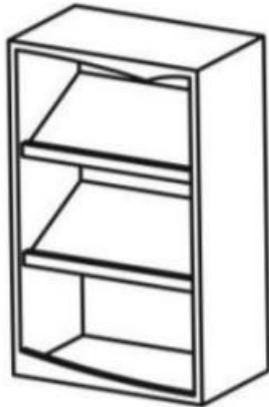


図 3-10

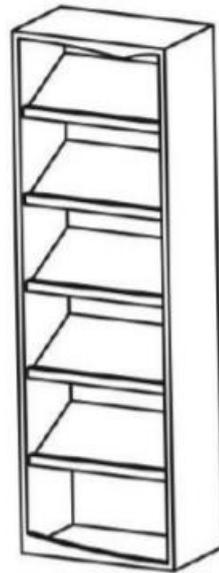


図 3-11

3.4.5.6 従来意匠外観の運用

専利出願に係る意匠と先行意匠との差異が、三次元空間又は二次元空間を運用した形状、模様又は色彩であり、基本幾何形、伝統的画像若しくは既に公衆に周知される形状若しくは模様等、例えば矩形、円形、三角形、卵形、梅花形、亜鈴形、螺旋系、星形、雲形、新月形、雷模様、饕餮模様、竜形、鳳形若しくは仏教、釈迦、道教画像等の従来意匠を運用した平面若しくは立体形状若しくは模様の外観である場合、又は左右、上下、前後、斜角、放射、碁盤式、等差級数及び等比級数等の基本構成形式を運用してなるものである場合、又は既存の色彩系から簡単な配色を当該意匠に用いた結果、当該意匠の全体外観に特異な視覚効果を生じさせることができない場合は、容易に想到しうるものであると認定すべきである。図 3-12 及び 3-13 に示す電球意匠について、その両者の差異は、六角形輪郭を円形の従来形状に変更したに過ぎない。又、図 3-14 及び図 3-15 に示すナプキン表面模様意匠について、その両者の差異は、模様要素を傾斜配列に変化させたに過ぎない。しかしながら、当該造形手法が修飾又は再構成された結果、意匠の全体外観に特異な視覚効果を生じさせることができる場合は、容易に想到しうるものであると認定すべきではない。

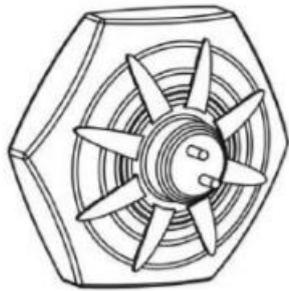


図 3-12



図 3-13



図 3-14



図 3-15

従来意匠を運用した外観をもって専利出願に係る意匠が容易に想到しうるものであると認定する場合は、その理由を具体的に明記しなければならない。必要に応じてその他の引用文献を引用して当該運用手法が所属する意匠分野に開示されていると証明しなければならない。

3.4.6 創作性の補助的判断要素 (secondary consideration)

専利出願に係る意匠が創作性を具えるか否かは、主に前記創作性の判断ステップに基づき審査を行う。出願人がその創作性を支持する補助的証明資料を提供した場合は、合わせて斟酌すべきである。例えば、専利出願に係る意匠に基づき製造された製品が、商業的に成功を収めており、又は知名デザインコンペにおいて受賞しており、出願人が証拠を提供してそれが意匠外観の意匠特徴によって直接もたらされたものであり、その他の要素、例えば販売テクニック、広告宣伝、又は機能性要素によってもたらされたものではないと証明した場合は、当該意匠が容易に想到しうるものではないことを補助的に証明することができる。

3.5 審査における注意事項

(1) 専利出願に係る意匠と先行意匠との差異を対比し、当該意匠が容易に想到しうるものであり、創作性を具えないと認定した場合、原則的に引用文献を添付し、当該差異が容易に想到しうる理由を明記すべきであり、又はその他の引用文献を添付してその差異がその他の先行意匠に開示されていると証明すべきである。当該先行意匠が自然界の形態を模倣したもの又は普遍的に使用される情報である場合、例えば字典、教科書、工具書等に開示されている場合は、この限りではないが、依然として査定書に拒絶理由を十分に明記しなければならない。

(2) 創作性の審査では、明細書又は図面に開示された意匠から生じた「後見の明」のみに基づき、容易に想到しうるものであるとの判断を下し、意匠が創作性を具えないと直接認定してはならない。専利出願に係る意匠全体について、関連先行意匠と対比を行い、当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者が専利時の通常知識を参照する観点から、客観的な判断を下すべきである。例えば専利出願に係る意匠は、先行意匠を基礎としてなされた置換、組み合わせ又は転用等のデザイン手法であるが、出願時の通常知識を参照する観点において、依然として特異な視覚効果を生じさせる場合は、依然として容易に想到しうるものであると認定すべきではない。

4.新規性又は創作性喪失の例外

4.1 前書き

新規性又は創作性喪失の例外の猶予とは、意匠出願前の一定期間内において、出願人が特定の事情により公開にいたった事実がある場合、当該公開の事実により意匠出願に係る意匠が新規性又は創作性を喪失し、意匠権を取得できないことには至らないことを指す。このため、出願人の本意により、又は本意によらずに公開された事実があり、当該公開の事実が発生して6ヶ月以内に意匠出願をする場合、当該意匠には新規性又は創作性喪失の例外の猶予が適用され、当該公開の事実に関する意匠の内容は、意匠出願に係る意匠が新規性又は創作性を有するか否かを判断する先行意匠にはならない。前述した6ヶ月の期間は、猶予期間（グレースピリオド： **grace period**）と称する。

前述した公開の事実について、出願人が意匠出願により台湾又は外国で法により意匠公報上で公開された場合、原則的に、意匠出願に係る意匠は新規性又は創作性喪失の例外の猶予は適用されず、当該公開の事実に関する意匠の内容も、当該意匠が新規性と創作性を有するか否かを判断する先行意匠になる。

4.2 事実公開の行為主体

新規性又は創作性喪失の例外となる公開の事実の行為の主体は出願人又は第三者である。

いわゆる出願人とは、出願人の前権利者をも含む。いわゆる前権利者とは、専利出願権の被相続人、譲渡人、又は出願権者の被雇用者又は被招聘者を指す。

ここで言う第三者とは、出願人の意匠の内容を公開した出願人でない者であり、例えば出願人が委任、同意、指示した者、秘密保持義務に違反し、又は不法な手段である脅迫、詐欺で創作を搾取した者などを指す。

上述の出願人以外の者を、第三者を含め他人と称する。

4.3 新規性又は創作性喪失の例外の期間

グレースピリオドは、公開の事実が発生した日の翌日から起算して6ヶ月内であり、出願人が、グレースピリオドにおいて、その本意又は本意によらず複数回公開することにより、猶予が複数回適用可能である状況を有する場合、当該グレースピリオドは最も時期の早い公開の事実の発生日の翌日から起算して6ヶ月としなければならない。言い換えれば、猶予が適用される状況において、最も時期の早い公開の事実の発生日の翌日から意匠出願日まで、6ヶ月を超えてはならない。

公開の事実の発生日は、公開された意匠の内容に記載された期日、又は関連する証明書類をもって認定すべきであり、公開の事実の発生した年、四半期、年月、隔週又は週しか認定できない場合には、当該年の最初の日、当該四半期の最初の日、当該年月の最初の日、当該隔週の第一週の最初の日、又は当該週の最初の日として推定する。推定期日が出願前6ヶ月以内である場合、グレースピリオドが適用され、出願人に公開の事実の発生日を明記するよう別途通知する必要はない。推定期日が出願前6ヶ月より以前である場合、グレースピリオドは適用されないが、出願人がグレースピリオドの適用となると考える

場合、出願人は公開の事実、事実発生日を明記し、並びに関連する証明書類を添付してこれを証明しなければならない。

新規性又は創作性喪失の例外の猶予と優先権は、両者の起算日は異なっており、前者は、事実発生日の翌日から起算して6ヶ月であるが、後者は、国際優先権基礎出願の出願日から起算して6ヶ月とすべきである。従って、新規性又は創作性喪失の例外の猶予を適用する出願について、別途優先権を主張するものは、両者の起算日についてはそれぞれ認定しなければならない。

台湾の専利法はパリ条約第11条の規定を参照していないことから、国際優先権の起算日は意匠出願に係る商品が以前展覧会に参加した事実の発生日まで遡ってはならない。

4.4 意匠公報でなされた公開

出願人はすでに完成させた意匠の内容について台湾又は外国で意匠出願し、その後法により公告公報にてなされた公開については、原則的に意匠出願に係る意匠に、新規性又は創作性喪失の例外の猶予は適用されず、当該公開の事実に関する意匠の内容は、依然として当該意匠が新規性と創作性を有するか否かを判断する先行意匠に属する。

例外的に、当該意匠公報での公開が意匠主務官庁のミスによるものである場合、又は第三者が直接又は間接的に知り得た出願人の意匠の内容について、出願人の同意を得ずに意匠出願をした場合、且つ出願人が当該公開から6ヶ月以内に意匠出願した場合には、意匠出願に係る意匠は新規性又は創作性喪失の例外の猶予が適用され、当該公開の事実の意匠の内容は、当該意匠が新規性又は創作性を有するか否かを判断する先行意匠とはならない。このような状況において、出願人は公開の事実、事実の発生した日を明記し、並びに関連する証明書類を添付して証明しなければならない。

4.5 新規性又は創作性喪失の例外を適用する事情

新規性又は創作性喪失の例外の適用は、意匠公報でなされた公開を除いて、「出願人の本意によりなされた公開」と「出願人の本意によらずなされた公開」の2つの事情がある。

いわゆる「出願人の本意によりなされた公開」とは、公開が出願人の意向によるもので、出願人自らの行為に限るものではないことを指す。この状況の公開における行為の主体には、出願人、出願人が委託、同意、指示した者などが含まれる。

出願人が2人以上の時は、その出願前の公開行為は出願人全体の共同でなされたものに限る必要はなく、個別の各出願人が単独でこれを行うこともでき、且つ個別の各出願人の公開行為がその他の出願人の同意を得たか否かにかかわらず、いずれも「出願人の本意によりなされた公開」の事情に属する。

いわゆる「出願人の本意によらずなされた公開」とは、公開が出願人の意図に反して公開された状況を指す。この状況の公開における行為の主体には、出願人の委任、同意、指示を得ていない者、秘密保持義務に違反し、又は不法な手段である脅迫、詐欺により創作を搾取した者等が含まれる。

上述した2つの事情について、公開の態様に制限はなく、刊行物による発表、政府主催又は認可の展覧会への展示、公開実施による場合等が含まれる。

単独の他人による意匠が公開された場合、前述した2つの事情には該当せず、意匠出願に係る意匠は、新規性又は創作性喪失の例外の猶予を適用されず、当該公開された意匠の内容は、当該意匠が新規性又は創作性を有するか否かを判断する先行意匠となる。

他人が出願前に公開した事実がある場合、当該公開が前述した2つの事情に該当するか否かについて、すなわち意匠出願に係る意匠に猶予を適用されるか否かについて、出願人は公開の事実、事実の発生した日を明記し、並びに関連する証明書類を添付してこれを証明しなければならない。

4.6 新規性又は創作性喪失の例外の効果

新規性又は創作性喪失の例外の猶予の効果とは、公開された事実の意匠の内容を、意匠出願に係る意匠が新規性又は創作性を有するか否かを判断する先行意匠としないことである。

新規性又は創作性喪失の例外の猶予と優先権の両者の効果は異なっており、前者は、グレースピリオド内の公開事実の意匠の内容について意匠出願に係る意匠が新規性又は創作性を有するか否かを判断する先行意匠には属しないと認定するに過ぎず、意匠が専利要件に符合するか否かを判断する基準日に影響を及ぼさないが、後者は、優先日から出願日の間に公開された意匠の内容がいずれも意匠出願に係る意匠が新規性又は創作性を有するか否かを判断する先行意匠に属しないと認定するもので、意匠が専利要件に符合するか否かを判断する基準日に影響を及ぼす。従って、グレースピリオドにおいて、その他の関連意匠内容が公開されている場合、例えば、単独の他人による意匠の公開があれば、意匠出願に係る意匠は依然として新規性又は創作性の喪失により拒絶査定となる可能性がある。同様に、グレースピリオドにおいて、若し他人が同一の意匠について先に出願を提出した場合、新規性又は創作性が喪失しない猶予の主張は他人による先出願の事実を排除することができないことから、意匠出願に係る新規性の擬制喪失、または先願主義により意匠登録が許可されず、一方の他人による先出願の出願案件も、出願前に同一の意匠が公開されているという事実によって、新規性喪失となり意匠は許可されない。

4.7 新規性又は創作性喪失の例外の審査

意匠公報上でなされた公開について、意匠出願に係る意匠に猶予が適用されるかについては、本章4.4「意匠公報でなされた公開」を参照のこと。

公開の事実とは、意匠公報上でなされた公開を除き、もし（1）出願人が公開の事実発生から6ヶ月以内に意匠出願し（2）出願人の本意又は本意に関わらず公開された、という2つの要件を同時に満たす場合、当該意匠には新規性又は創作性喪失の例外の猶予が適用され、当該公開の事実に関する意匠の内容は意匠出願に係る意匠が新規性又は創作性を有するか否かを判断する先行意匠に属しない。

当該2つの要件を同時に満たすことができない場合、例えば、公開の事実の発生日が出願前6ヶ月より以前である、又は公開の主体が他人又は他人を含み、単独の他人による公開となる可能性がある場合、原則的に当該発明は新規性又は創作性喪失の例外の猶予は適用されないと推定され、当該公開の事実の意匠の内容は、意匠出願に係る意匠が新規性又は創作性を有するか否

かを判断する先行意匠となる。もし出願人が、当該意匠には猶予を適用され
ると考える場合には、公開の事実、事実の発生日を明記し、関連する証明書
類を添付してこれを証明しなければならない。

上述した2つの要件の審査については、以下に例示する。

(1) 出願人が公開の事実発生から6ヶ月以内に意匠出願する。

例えば、ある刊行物に公開した年月のみ記載されており、出願人が
当該刊行物の公開後に意匠出願した場合、当該刊行物の公開年月の最
初の日を公開日と推定するが、当該推定日が出願前6ヶ月以内であ
り、且つ公開行為の主体が出願人である場合、当該刊行物の公開は出
願人の意向によるものと認定することができ、当該意匠には猶予が適
用され、当該刊行物の公開する意匠の内容は、意匠出願に係る意匠が
新規性又は創作性を有するか否かを判断する先行意匠とはならない。

例えば、ある刊行物に公開した年のみ記載されており、出願人が当
該刊行物の公開後に意匠出願した場合、当該刊行物が公開された年の
最初の日を公開日と推定するが、当該推定日が出願前6ヶ月より以前
である場合、原則的に当該意匠には猶予が適用されず、当該刊行物の
公開する意匠の内容は、意匠出願に係る意匠が新規性又は創作性を有
するか否かを判断する先行意匠となる。もし、出願人が当該意匠は猶
予を適用されると考える場合、公開の事実、事実の発生日を明記
し、関連する証明書類を添付して証明することができる。

(2) 出願人の本意又は本意によらずなされた公開

例えば、刊行物に記載されたある物品の作者はAと明記されてお
り、出願人AとBは当該刊行物の公開後6ヶ月以内に意匠出願した場
合、公開行為の主体は出願人であるため、当該刊行物の公開は出願人
の意向によるものと認定することができ、且つ、出願人は当該公開の
事実の発生から6ヶ月以内に意匠出願していることから、当該意匠に
は猶予を適用し、当該刊行物で公開された意匠の内容は、意匠出願に
係る意匠が新規性又は創作性を有するか否かを判断する先行意匠とは
ならない。

例えば、刊行物に記載されたある物品の作者にAとBが明記されて

おり、出願人Aは当該刊行物の公開後6ヶ月以内に意匠出願した場合、公開行為の主体には他人が含まれているため、単独の他人による意匠の公開となる可能性もあるため、原則的に当該意匠には猶予は適用されず、当該刊行物で公開された意匠の内容は、意匠出願に係る意匠が新規性又は創作性を有するか否かを判断する先行意匠となると推定する。もし、出願人が当該意匠は猶予を適用されると考える場合、公開の事実、事実の発生した日を明記し、関連する証明書類を添付して証明することができる。

出願人の本意又は本意に関わらず多数公開された事実については、例えば、出願人自らが公開した後、メディア放送により報道された場合、意匠出願に係る意匠に新規性又は創作性喪失の例外の猶予を適用するか否かを判断するときは、これらの事実を個別に判断しなければならない。

上述の複数回の公開の事実が、「密接不可分」の関係である場合、即ち最も早い公開の事実とその後の公開の事実とに密接な関係がある場合、出願人は最も早い公開の事実の証明書類のみを提出すればよく、その後の公開の事実の証明書類を提供する必要はない。

いわゆる「密接不可分」の関係とは、以下に例示するものである。

- (1) 刊行物の初版と再版。
- (2) シンポジウムの論文発表とその後これに基づき発行された論文集。
- (3) 同一の展覧会の巡回展。
- (4) 展覧会の展示とその後発行された出展カタログ。
- (5) 同一の論文について出版社のサイトでの先行発表とその後当該出版社による刊行物発表。
- (6) 学位論文の発表と当該論文の図書館での展示。

さらに詳しく以下に説明する。

- (1) 出願人が出版社のサイトで行った論文発表と、その後当該出版社の刊

行物でなされた発表は、両者に密接不可分の関係があるため、サイトで発表された証明書類のみを添付すればよい。

- (2) 出願人が発表会又はシンポジウムで発表した学位論文と、その後の図書館での展示又は論文集の発行は、両者に密接不可分の関係があるため、当該論文を発表会又はシンポジウムで発表した証明書類のみを添付すればよい。
- (3) 出願人が意匠を新聞で公開することと、その後シンポジウムの刊行物で発表することは、両者は独立した公開行為であり、密接不可分の関係はないため、各公開の事実を明記し、各公開の証明書類を添付しなければならない。
- (4) 出願人が意匠を記載した原稿をそれぞれ別の出版社へ許諾し、当該原稿がその後それらの出版社からそれぞれ異なる刊行物に発表された場合、各回の発表には密接不可分の関係はないため、各公開の事実を明記し、各公開の証明書類を添付しなければならない。
- (5) 近い期間に開催された巡回ではない異なる展覧会で前後して展示された同一の意匠は、各展覧会で展示するか否かは、出願人自らが判断できるため、各公開の事実の間には、密接不可分の関係はなく、各公開の事実を明記し、各公開の証明書類を添付しなければならない。

複数回の公開の事実が密接不可分の関係を有しているか否かは、各公開の事実について客観的に判断すべきであり、審査の結果、密接な関係がなく、登録出願に係る意匠が新規性又は創作性を喪失する先行意匠となる得る場合、出願人は依然として各公開の事実について証明書類を提出しなければならない。

4.8 審査の注意事項

(1) 新規性又は創作性喪失の例外の猶予に関し、2017年5月1日後に提出された意匠出願については、本法改正後の関連規定を適用すべきで、これより前に提出された出願については、本法改正前の関連規定を適用しなければならない。

(2) 新規性又は創作性喪失の例外の猶予に関し、出願時の明記を要件とはせず、出願人が査定前に自発的に公開の事実、事実の発生日を明記し、並びに関

連する証明書類を添付した場合は、審査時に併せて考慮しなければならない。

(3) 新規性又は創作性喪失の例外の猶予に関し、たとえ「出願人の本意によらずなされた公開」の事情があったとしても、出願人はなおも意匠出願に係る意匠の内容が公開されてから 6 ヶ月以内に意匠出願して初めて適用される。もし 6 ヶ月の期間を過ぎた場合、当該公開の事実の意匠の内容は、当該意匠が新規性又は創作性を有するか否かを判断する先行意匠に該当し、当該猶予は適用されない。

注意すべきは、特許又は実用新案を意匠に出願変更する時、そのグレースピリオドは 6 ヶ月のみで、グレースピリオドは出願の最終的な種類により決まるといふことである。例えば、出願人が当該公開の事実の発生後、7～12 ヶ月以内に特許又は実用新案を出願した場合、12 ヶ月の期間的要件の規定には符合するが、当該出願を意匠に出願変更した場合には、6 ヶ月の期間を超えていることから、猶予は適用されず、当該公開の事実の意匠の内容は、当該意匠が新規性又は創作性を有するか否かを判断する先行意匠となる。

5. 先願主義

5.1 前書き

専利権の専有排他性は、専利制度の重要原則の 1 つである。従って、1 項の意匠につき 1 つの専利権のみを与えることができる。同一又は類似である意匠に 2 つ以上の専利出願案件がある場合は、その最先の出願についてのみ意匠を許可することができる。出願日又は優先権日が同日である場合は、出願人が同一人でないのであれば、出願人に対して協議で定めるよう通知すべきであり、協議が成立しなかった場合は、いずれにも意匠を与えない。出願人が同一人である場合は、出願人に対して期限までに択一するよう通知すべきであり、期限までに択一して出願されなかった場合は、いずれにも意匠を与えない。

しかしながら、上記 2 つ以上の出願案件が類似である場合、例えば原意匠出願案件と関連意匠出願案件との間、又は 2 つ以上の関連意匠出願案件の間に属するときは、専利法第 128 条第 1 項ないし第 3 項の先願主義の規定を適用しない。

意匠は、視覚を通じて訴求される創作であり、発明（特許）又は新型（実用新案）が技術思想の創作であるのとは異なっている。従って、意匠と発明との間であれ、意匠と実用新案との間であれ、重複して 2 つの同一の専利

を授与する虞はないため、発明又は実用新案は、意匠の後願を審査する先願主義の引用文献としてはならない。

5.2 先願主義の概念

先願主義とは、同一又は類似である意匠に2つ以上の出願案件（又は一専利案件一出願案件）がある場合、異なる日又は同日の出願であるかや、同一の又は異なる出願人による出願であるかを問わず、重複した専利を排除するために、最先の出願についてのみ専利を与えることができ、2つ以上の専利権を授与してはならない。

5.2.1 同一又は類似の意匠

同一又は類似である意匠とは、2つ以上の先、後願又は2つ以上の同日の出願案件に係る専利出願に係る意匠が同一又は類似であることを指す。先願主義を審査する場合は、専利出願に係る意匠の内容を理解するために、明細書及び出願時の通常知識を斟酌することができる。

5.2.2 先願主義が適用される状況

先願主義に基づき、同一又は類似である意匠に2つ以上の出願案件がある場合は、最先の出願についてのみ専利を与えることができる。出願人と出願日の態様の互いの組み合わせについて、以下の4つの状況がある。

- (1) 同一出願人が同一日に出願する。
- (2) 異なる出願人が同一日に出願する。
- (3) 同一出願人が異なる日に出願する。
- (4) 異なる出願人が異なる日に出願する。

(1) 及び (2) の同一日に出願された出願の審査、及び (3) の後願の審査の場合は、先願主義を適用する。本節の内容は、これら3つの状況を規定するものである。

(4) の異なる出願人が異なる日に出願した場合、先願が後願の出願日の前にまだ公告されておらず、後願の出願日の後に初めて公告された場合は、後願の審査に「新規性の擬制喪失」を適用する。

しかしながら、(3) 及び (4) の異なる日に出願した状況において、先願が後願の出願日の前に既に公告された場合は、後願の審査において優先的

に新規性要件を適用する。

5.2.3 引用文献

先願又は同日出願された他の出願案件を引用文献とすることができるか否かについての認定には、以下の原則を適用する。

- (1) 先願又は同日に出願したその他の出願案件は、専利出願に係る意匠を対比範囲とすべきであり、明細書の物品用途及び意匠の説明、及び出願時の通常知識を斟酌することで、当該意匠の内容を理解する。先願の図面に開示された参考図又は「意匠を主張しない部分」は、引用文献としてはならない。例えば、先願が部分意匠である場合は、部分意匠出願案件における「意匠を主張する部分」を対比とすべきであり、「意匠を主張しない部分」を引用文献としてはならない。
- (2) 出願の先・後の時点は、出願案件の出願日を基準として認定すべきである。出願が変更出願又は分割出願である場合は、当該出願の援用する原出願の出願日を基準とするべきである。出願が国際優先権を主張する場合は、その専利出願に係る意匠がその優先権基礎出願の明細書又は図面に開示されていれば、当該優先権日を基準とするべきである。
- (3) 取り下げられた、不受理処分が確定した、専利を与えない査定が確定した、又は専利許可が査定されたがまだ公告されていない若しくは許可書が受領されていない出願案件は、いずれも同一又は類似の意匠であるか否かを判断する引用文献としてはならない。また、専利を与えない先願を拒絶の引用文献としてもならない。もし適当であれば、当該先願を拒絶する引用文献及び理由で拒絶すべきである。
- (4) 発明（特許）及び新型（実用新案）の2つの専利は、いずれも自然法則を利用した技術思想の創作であり、意匠は、視覚を通じて訴求される創作である。従って、発明と意匠との間であれ、実用新案と意匠との間であれ、いずれも重複専利（二重専利）の状況が生じることはなく、先願主義の適用はない。

5.3 先願主義の審査原則

先願主義について審査する場合、関連する審査原則は本章 2.3「新規性の審査原則」に記載された内容を準用する。

5.4 先願主義の判断基準

同一又は類似である意匠の判断は、各出願案件の専利出願に係る意匠の全体を対象とすべきであり、それによって同一又は類似の意匠であるか否かを定める。判断の際は、専利出願に係る意匠を理解するために、明細書及び出願時の通常知識を斟酌することができる。専利出願に係る意匠が同一又は類似であるとする判断には、1. 同一である外観が同一の物品に応用される、2. 同一の外観が類似する物品に応用される、3. 類似する外観が同一の物品に応用される、4. 類似する外観が類似する物品に応用される、という4つの態様を含む。

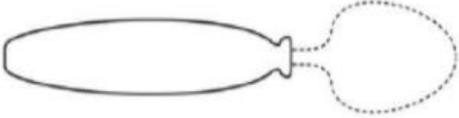
その2つの専利出願に係る意匠の物品が同一又は類似であるか否かの判断は、図面に開示された内容並びに意匠名称に記載された物品との対比を判断基礎とする。例えば、2つの出願案件はそれぞれ「スプーンの柄」の部分意匠及び「スプーンの柄」の全体意匠の場合、同一の物品であると認定すべきである。又、2つの出願案件がそれぞれ「スプーンの柄」の部分意匠及び「フォークの柄」の部分意匠である場合、どちらも食器の柄であるため、両者は類似する物品である。又、2つの出願案件はそれぞれ「スプーンの柄」の部分意匠及び「金槌の柄」の部分意匠であり、両者が異なる機能の異なる用途の柄であるため、両者は類似ではない物品である。

その2つの専利出願に係る意匠の外観が同一又は類似であるか否かの判断は、図面に主張された意匠の内容に準じる。例えば、2つの出願案件がいずれも部分意匠である場合は、その両者の図面における「意匠を主張する部分」に準じるべきである。「意匠を主張しない部分」自体の内容は、外観対比の範囲としてはならないが、「意匠を主張する部分」との位置、寸法、分布関係の解釈、もしくはその環境の解釈に用いることができる。又、2つの出願案件がそれぞれ全体意匠及び部分意匠である場合は、当該全体意匠の図面に開示された全体外観及び部分意匠における「意匠を主張する部分」についてその両者が同一又は類似の外観であるか否かを判断すべきである。又、2つの出願案件がともに組物意匠である場合は、図面に開示された組物の物品の全体外観について、その両者が同一又は類似の外観であるか否かを判断すべきである。

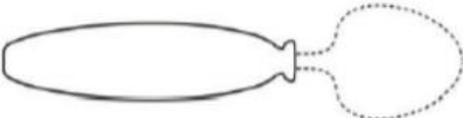
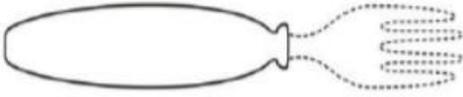
先願主義について審査する場合、同一又は類似の意匠に関する判断基準は本章 2.4「新規性の判断基準」に記載された内容を準用する。

事例

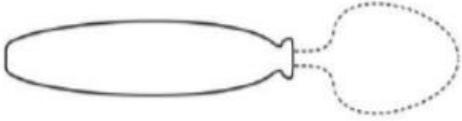
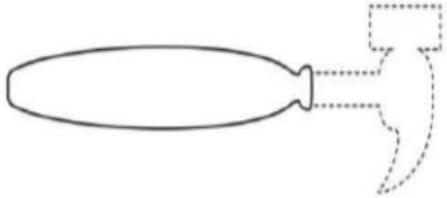
例 1：物品の同一、類似の判断

先願 「スプーンの柄」	後願 「スプーンの柄」
	
<p>[説明] 同一人によって出願された先願が「スプーンの柄」の部分意匠であり、後願が「スプーンの柄」の全体意匠である場合は、その両者が同一の物品であると認定すべきであり、又、その両者の外観が類似であり、その両者が類似の意匠である場合は、後願は先願主義の規定に符合しない。</p>	

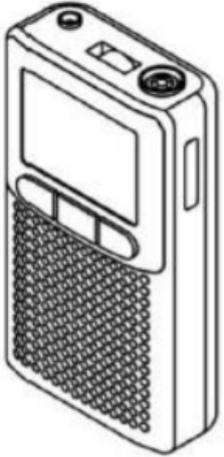
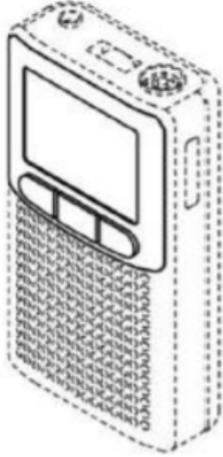
例 2：物品の同一、類似の判断

先願 「スプーンの柄」	後願 「フォークの柄」
	
<p>[説明] 同一人によって出願された先願が「スプーンの柄」の部分意匠であり、後願が「フォークの柄」の部分意匠である場合は、それらがともに食器の柄であるため類似の物品であり、又その両者の外観が類似であり、その両者が類似する意匠であるため、後願は先願主義の規定に符合しない。</p>	

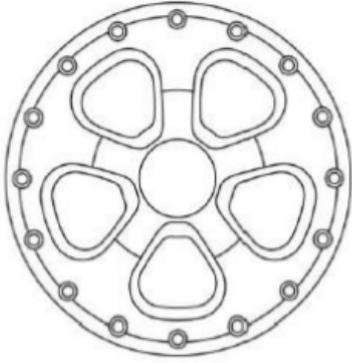
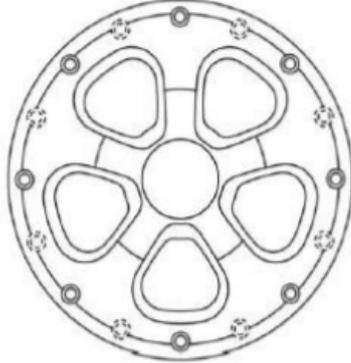
例3：物品の同一、類似の判断

先願 「スプーンの柄」	後願 「金槌の柄」
	
<p>[説明] 同一人によって出願された先願が「スプーンの柄」の部分意匠であり、後願が「金槌の柄」の部分意匠である場合は、両者が異なる機能の異なる用途の柄であり、その両者が類似しない物品であるため、たとえその両者の外観が類似であるとしても、両者が同一でもなければ類似でもない意匠であると認定すべきであり、後願は先願主義の規定に符合しないことはない。</p>	

例4：2つの出願案件がそれぞれ全体意匠及び部分意匠である

先願 「ボイスレコーダ」	後願 「ボイスレコーダの操作パネル」
	
<p>[説明] 同一人によって出願された先願が「ボイスレコーダ」の全体意匠であり、後願が「ボイスレコーダの操作パネル」の部分意匠である場合は、先願の全体外観及び後願の「意匠を主張する部分」について対比すべきであり、その両者が同一でもなければ類似でもない意匠であり、後願は先願主義の規定に符合しないことはない。</p>	

例5：2つの出願案件がそれぞれ全体意匠及び部分意匠である

先願 「タイヤホイール」	後願 「タイヤホイールの部分」
	
<p>【説明】 同一人によって出願された先願が「タイヤホイール」の全体意匠であり、後願が「タイヤホイールの部分」の部分意匠である場合、当該後願が一部のリベット特徴の主張を排除し、先願の専利出願に係る意匠の範疇とは若干異なっているが、前者の全体外観について後者の「意匠を主張する部分」と対比したと</p>	

ころ、その両者の外観が依然として類似であるため、その両者が依然として類似の意匠であり、後願は先願主義の規定に符合しない。

5.5 審査手続

5.5.1 異なる日付の出願

同一又は類似の意匠について2つ以上の出願案件が異なる日に出願された場合、後願の出願日の前に先願が既に公告されたときは、後願に対する審査は、新規性の規定を優先的に適用すべきである。後願の出願日の前に先願がまだ公告されていないときは、以下の状況に基づき審査する。

5.5.1.1 異なる出願人

異なる出願人が異なる日付で2つ以上の出願をし、同一又は類似の意匠である場合は、新規性の擬制喪失の規定を優先的に適用する。ただし、先願が公告された後に初めて後願の審査を行う。

5.5.1.2 同一の出願人

同一出願人が異なる日付で2つ以上の出願をし、それらが同一又は類似の意匠である場合、後願にその他の拒絶理由がなく専利を許可することができるときは、2つ以上の出願が同一の意匠である状況において、審査意見通知書を発行して後願が先願と同一の意匠であることを明記しなければならない。2つ以上の出願案件が類似の意匠である状況において、審査意見通知書を発行して後願が先願と類似の意匠であることを明記するとともに、後願を先願の関連意匠として変更出願することができることを明記しなければならない。その他の拒絶理由がある場合は、審査意見通知書を発行すべきであり、当該拒絶理由のほか、後願が先願と同一又は類似の意匠であることを併せて明記しなければならない。指定期間が満了した後、関連する先願、後願の補正、取り下げ、応答等の状況に応じて引き続き審査する。依然として同一の意匠であると認定し、若しくは後願が変更出願されておらず、依然として類似の意匠であると認定した場合は、後願について先願主義の規定に符合しないことを理由に拒絶査定書を発行すべきである。

5.5.2 同日出願

同日に出願した2つ以上の出願が同一又は類似の意匠である場合、審査する時は、異なる出願人又は同一の出願人及び全ての出願案件がまだ公告されず若しくは一部の出願案件が既に公告されている等の4つの状況について、それぞれ考慮して対応しなければならない。

5.5.2.1 出願人が異なり且つ出願案件がいずれも公告されていない

異なる出願人が同日に出願した2つ以上出願が同一又は類似の意匠である場合、関連する出願案件にその他の拒絶理由がなく専利を与えることができるときは、出願案件に関連する全ての出願人に対して、協議するとともに協議結果を申告するよう通知すべきである。その他の拒絶理由がある場合は、審査意見通知書を発行すべきであり、当該拒絶理由のほか、当該出願案件がその他の出願案件と同一又は類似の意匠であることを併せて明記しなければならない。指定期間が満了した後、関連する出願案件の補正、取り下げ、応答等の状況に応じて引き続き審査する。依然として同一又は類似の意匠であると認定し、且つその他の拒絶理由がない場合は、出願人に対して協議するとともに協議結果を申告するよう通知すべきである。出願人が指定期間内に協議結果を申告した場合は、その他の関連出願案件が取り下げられた後、協議を達成した出願案件について専利を許可しなければならない。出願人が

協議を達成せず若しくは指定期間が満了しても協議結果を申告せず協議未達成と見なされる場合は、すべての関連出願案件を拒絶しなければならない。

5.5.2.2 出願人が異なりいずれか1つの出願案件が既に公告されている

異なる出願人が同日に2つ以上出願し、それらが同一又は類似の意匠である場合、いずれか1つの出願案件が既に公告され、その他の出願案件についてはその他の拒絶理由がなく専利を許可することができるときは、出願人に対して協議するとともに協議結果を申告するよう通知しなければならない。その他の拒絶理由がある場合は、審査意見通知書を発行すべきであり、当該拒絶理由のほか、当該出願案件がその他の出願案件と同一又は類似の意匠であることを併せて明記しなければならない。指定期間が満了した後、関連する出願案件の補正、取り下げ、応答等の状況に応じて引き続き審査する。依然として同一又は類似の意匠であると認定された場合、出願人に対して協議するとともに協議結果を申告するよう通知しなければならない。

出願人が指定期間内に協議結果を申告した場合は、その他の関連出願案件が取り下げられ又はその他の関連専利案件が放棄された後、協議を達成した出願案件について専利を許可しなければならない。出願人が協議を達成せず若しくは指定期間が満了しても協議結果を申告せず協議未達成と見なされた場合は、すべての関連出願案件を拒絶しなければならない。

5.5.2.3 出願人が同じで且つ出願案件がいずれも公告されていない

同一出願人が同日に出願した2つ以上の出願案件が同一又は類似の意匠である場合、その他の拒絶理由がなく専利を許可することができるときは、2つ以上の出願案件が同一の意匠である状況においては、すべての関連出願案件について出願人に対して期限までに択一して出願するよう通知すべきであり、2つ以上の出願案件が類似の意匠である状況においては、すべての関連出願案件について出願人に対して期限までに原意匠案件として択一してその他の出願案件を関連意匠案件として変更出願するよう通知しなければならない。その他の拒絶理由があるときは、審査意見通知書を発行すべきであり、当該拒絶理由のほか、当該出願案件がその他の出願案件と同一又は類似の意匠であることを併せて明記しなければならない。指定期間が満了した後、関連する出願案件の補正、取り下げ、応答等の状況に応じて引き続き審査する。出願人が択一して出願又は変更出願せず、且つ依然として同一又は類似の意匠であると認定された場合は、すべての関連出願案件を拒絶しなければ

ばならない。

5.5.2.4 出願人が同じで且ついずれか 1 つの出願案件が既に公告されている

同一出願人が同日に出願した 2 つ以上の出願案件が同一の意匠である場合、いずれか 1 つの出願案件が既に公告されているときは、すべての関連出願案件について出願人に対して期限までに択一するよう通知すべきである。指定期間が満了した後、関連する出願案件の補正、取り下げ、応答等の状況に応じて引き続き審査する。出願人が択一せず、且つ依然として同一又は類似の意匠であると認定された場合は、全ての関連出願案件を拒絶するべきである。

同一出願人が同日に出願した 2 つ以上の出願案件が類似の意匠である場合、いずれか 1 つの出願案件が既に公告され、その他の出願案件にその他の拒絶理由がなく専利を許可することができるときは、すべての関連出願案件について出願人に対して期限までに原意匠案件として択一してその他の出願案件を当該原意匠案件の関連意匠案件として変更出願するよう通知しなければならない。指定期間が満了した後、関連する出願案件の補正、取下げ、応答等の状況に応じて引き続き審査する。出願人が択一して出願又は変更出願せず、依然として類似の意匠であると認定した場合は、すべての関連出願案件を拒絶しなければならない。

第四章 一意匠一出願

1. 一意匠一出願の審査	2
1.1 一物品	3
1.2 外観.....	3
2. 審査における注意事項.....	4

第四章 一意匠一出願

意匠の出願は、1つの意匠毎に出願を提出しなければならない。各意匠出願案件における明細書及び図面に開示された単一の外観は、単一の物品に応用される。これがいわゆる一意匠一出願である。

即ち、一意匠に2つ以上の外観が開示され、又は一意匠に2つ以上の物品が指定されている場合は、原則として1つの出願案件に合併して出願してはならない。しかしながら、意匠の外観に変化が生じ意匠の一部に属する場合（本章では、以下「変化外観を有する意匠」という）は、依然として一意匠一出願を満たすと見なすため、一意匠をもって出願を提出することができる。また、2つ以上の物品について、同一類別に属し、習慣上、組物の物品として販売又は使用される場合（本章では、以下「組物意匠」という）も、一意匠をもって出願を提出することができる。変化外観を有する意匠又は組物意匠をもって出願を提出した場合は、権利行使上、それを1つの全体の意匠と見なして権利を行使することしかできず、単一又はそのうちの複数の外観、若しくは単一又はそのうちの複数の物品について単独で権利を行使してはならない。本章では、主に専利法第129条第1項の一意匠一出願関連の基準について説明するが、組物意匠の規定の詳細については、本編第十章を参照されたい。

一意匠一出願は、出願人、公衆及び専利主務官庁の利便を考量し、社会公衆の利益に直接損害を与えていない。従って、専利法第129条第1項における一意匠一出願又は第2項における組物意匠の規定に違反した場合は、無効審判請求（挙発）の理由とはならない。

1. 一意匠一出願の審査

一意匠一出願とは、一つの意匠出願案件が、単一外観が単一物品に応用されることのみについて出願が提出されることを指す。

一意匠一出願の審査は、明細書及び図面に開示された物品の外観について審査し、一物品に違反し、若しくは一物品とは見なされず、若しくは一外観に違反し、若しくは一外観と見なされない場合は、出願者に対して明細書及び図面を補正するよう若しくは分割出願するよう通知しなければならず、又は専利法第129

条第 2 項の規定に符合する場合は、組物意匠に補正し、組物意匠の明細書及び図面に開示された方法に基づき出願を提出することができる（詳細は本編第十章を参照）。

1.1 一物品

一物品とは、独立した意匠創作対象が、特定用途を達成するために特定機能を有するものを指す。しかしながら、物品の構成ユニットが当該特定用途に併せて使用される必要性を有する場合は、当該構成ユニットの組み合わせを一物品と見なすことができる。例えば時計ベルト及び時計本体、ペンキャップ及びペン本体、ボトルキャップ及びボトル、コップ及びコップ蓋、電話機本体及び受話器、衣服隠しボタン等、組合せ関係を有する物品、また、対となる靴、対となる靴下、ペアとなる手袋等、左右一対の関係を有する物品、また、セットとなる将棋、セットとなるトランプ等、セットとなる意匠関係を有する物品は、いずれも複数の構成ユニットからなり、特定用途が構成される。各構成ユニットの間に当該特定用途に併せて使用される必要性があるため、各ユニットからなる全体を一物品と見なし、一意匠一出願の規定を満たすことができる。

1.2 外観

一外観とは、専利出願に係る意匠が特定の形状、模様、色彩又はその組み合わせを有する創作であることを指す。通常、一意匠は、1つの特定外観のみを有するが、それ自体の特性により変化外観を有する意匠である場合、例えば物品の材料特性、機能調整又は使用状態の変化により、当該意匠の外観に視覚上の変化が生じたことによりその外観が唯一のものではなくなる場合、このような外観変化が意匠の一部に属し、かつ当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者がその意匠内容を理解することができるため、認知上、一外観と見なすべきである。例えば、折り畳み椅子、鋏、変形ロボット玩具等の物品は、使用時に外観的に複数の規則的变化が生じるが、このような外観の変化は意匠の一部に属するため、認知上、一外観と見なすべきであり、1つの全体のデザインを一出願案件と見なして意匠を出願することができる。

意匠の外観は、立体輪郭形状、表面装飾模様又は色彩を問わず、物品に応用することで全体の意匠が構成されなければならない、特に形状、模様又は色彩を区別する必要はない。審査時には、明細書及び図面に開示された物品の全体外観を専

利出願に係る意匠と認定すべきであり、その形状、模様及び色彩は、応用される物品から独立させてはならない。

2. 審査における注意事項

(1) 一意匠一出願を審査する場合、明細書の意匠の名称及び図面に開示された専利出願に係る意匠が一物品又は一外観の規定に違反するか否かを審査するほか、明細書のその他の文字内容に意匠の名称とは異なる物品、若しくは図面とは異なる外観説明が含まれているか否かをも審査する必要がある、一意匠一出願に違反したことによって専利出願に係る意匠に不明確な事情がある場合は、必要に応じて審査意見通知書をもって理由を明記し、出願人に対して期限までに分割出願又は明細書若しくは図面の補正を行うよう通知しなければならない、組物意匠の規定を満たす場合は、組物意匠として補正することもできる。期限までに応答、分割出願又は補正を行わなかった場合は、一意匠一出願の規定に違反したことを理由に拒絶すべきである。

(2) 審査時に、専利出願に係る意匠が一意匠一出願に違反し、かつ専利出願に係る意匠に専利要件を満たさない状況がある場合は、審査意見通知書をもって理由を併せて明記し、出願人に通知しなければならない。

第五章 優先権

1. はじめに.....	2
2. 形式的要件	2
3. 実体的要件	3
3.1 「同一の意匠」の判断	3
3.2 「最初の出願」の判断	3
4. 優先権の効果.....	5
3.5 優先権と新規性又は創作性喪失の例外.....	6
6. 審査の注意事項	7
7. 事例の説明	8

第五章 優先権

専利法に定める優先権は、国際優先権及び国内優先権を含み、意匠は特許の国際優先権の規定を準用するのみで、第一国での法による出願後6ヶ月以内に、同一の意匠をもって台湾に意匠出願をする時に国際優先権を主張する。本章は、国際優先権に関する基準について説明する。

1. はじめに

国際優先権制度は、最初にパリ条約（Paris Convention）第4条に掲示され、加盟国の国民或いは準国民は、ある加盟国で専利出願をしてから、他の加盟国に同一意匠について出願した時、専利の種類の違いによりそれぞれ1年又は6ヶ月の優先期間が与えられるものである。この制度の主な目的は、創作者が、ある加盟国で専利を出願した後、公開、実施或いは他人が先に他の加盟国で該意匠を出願したことで、同一の意匠が専利要件に符合せず、他の加盟国で専利の保護を取得できなくなることを引き起こさないよう保障することにある。

出願人は、台湾と優先権の相互承認を行っている外国（本節では以下「互恵国」と称する）又は世界貿易機関（本節では以下「WTO」と称する）の加盟国（加盟国リストは、国際貿易局経済貿易情報ウェブサイトwww.trade.gov.tw/cwto/を参照）で最初に専利を出願し、当該専利出願に係る意匠を基礎として、6ヶ月以内に台湾で同一の意匠を以って意匠出願をした場合、出願人は当該出願の新規性、新規性喪失の例外、創作性及び先願主義などの登録要件に符合するか否かを判断する基準日として、当該外国での専利出願の出願日を優先日とすることを主張できる。外国の出願人がWTO加盟国の国民でなく且つ互恵国ではないが、WTO加盟国又は互恵国の領域内に、住所又は営業所を設置している（即ち、準国民）場合も、優先権を主張することができる。

2. 形式的要件

「出願人」、「国際優先権基礎出願」、「国際優先権の主張ができる期間（優先期間）」、「国際優先権主張に伴う声明事項」、「国際優先権証明書類及び書類送付の期間」、「国際優先権主張に伴う声明の訂正」、「国際優先権の復権」、「国際優先権の取下げ」、などの形式的要件の審査については、第一篇「方式審査と専利権の管理」第7章「優先権とグレースピリオド」の規定を参照。

3. 実体的要件

3.1 「同一の意匠」の判断

優先権を主張する時、「同一の意匠」の判断は、後願の図面に開示された専利出願に係る意匠が、既に優先権基礎出願の説明書又は図面の全ての内容に開示済みであるか否かを基礎とするべきで、単に優先権基礎出願の権利請求の範囲だけを基準としない。

後願の図面に開示された専利出願に係る意匠には、異なる視覚効果が生じず、当該意匠の属する分野における通常の知識を有する者が優先権基礎出願の図面及びその明細書において補助的説明の文字で開示された内容により、直接知ることができるものである場合、当該意匠は「同一の意匠」とであると認定すべきである。

「同一の意匠」は、優先権基礎出願と後願の図面に開示された意匠の外観及び文字による記載事項が形式上完全に一致するだけでなく、意匠の外観の細部へ加えた変化、例えば、コーナーのR角を少々修飾したが、全体の視覚効果に著しく影響しない場合は、依然として「同一の意匠」の範囲に属しており、該範囲は新規性を判断する基準においての類似範囲に相当しない。

3.2 「最初の出願」の判断

- (1) 「最初の出願」の判断は、WTO加盟国又は互惠国の領域内で出願した専利出願を外国で最初に提出した専利出願（台湾での特許、実用新案又は意匠の各種の工業財産権を含む）とすることを指す。先に前述した領域内に属しない領域内で最初の出願を提出し、のちに、前述した領域内で専利を出願した場合、その優先権の主張は認められない。前述した領域内で出願したものが専利出願でない場合、その優先権の主張も認められない。
- (2) 同一のWTO加盟国又は互惠国で前後して2回、専利出願をし、第2回目の専利出願の出願日当日又はその前において、既に最初の専利出願が取下げ、放棄又は受理されずに該最初の専利出願がまだ公開されて公衆の閲覧に供されておらず、且つ優先権も主張されておらず、又、いかなる権利も派生していない (left rights outstanding) 時、該第2回の専利出願は「最初の出願」と見なすことができる（パリ条約第4条C(4)の規定を参照）。前記派生の権利の例としては、例えば、米国の一部継続出願の図面において既に親出願で開示された部分についてその親出願のより早い出願日を有する利益を享有する場合、該親出願は派生の権利を有すると言われ、その詳細は後述する(3) b.の具体的な説明の通りとなる。優先権基礎出願が「最初の出願」ではなく派生の権利を享有する場合、後願の図面に開示された意匠が既に優先権基礎出願の親出願に開示されているか否かを判

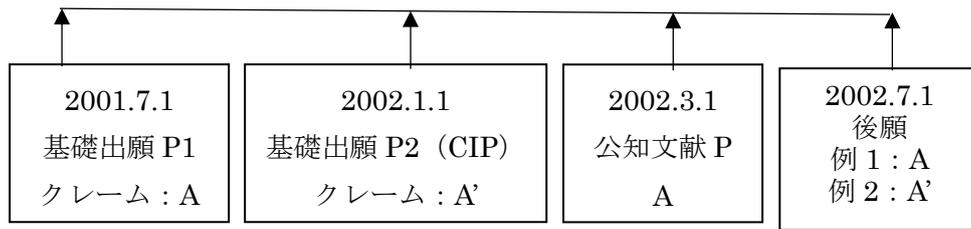
断しなければならず、全部又は一部が該親出願に開示されている場合、審査を行なうために、出願人に親出願の明細書及び図面を提出するよう要求すべきである。例えば、優先権基礎出願が米国の一部継続出願で、その親出願に開示された部分によって該一部継続出願が派生の権利を享有することになったとき、この状況において、審査を行なうために、出願人に親意匠の明細書及び図面を提出するように要求しなければならない。後願の図面に開示された意匠が優先権基礎出願のみに開示され、その親出願で開示されなかった場合、該優先権基礎出願が「最初の出願」となり、出願人に親出願の明細書及び図面を提出するように通知する必要はない。原則上、明らかにより早い出願が存在した、例えば、米国の一部継続出願を優先権基礎出願として主張した場合、明らかに先に出願された親出願が存在していると推測できる状況でなければ、審査の時に、優先権基礎出願が「最初の出願」であるか否かを特別に考量する必要はない。

(3) 「最初の出願」の態様：

- a. 米国の継続出願 (Continuation application) : 米国の継続出願の図面に開示された意匠は、先に出願した親出願の請求の範囲の中で請求されていないが、明細書又は図面に開示済みの意匠を援用するため、該継続出願には新たな他の意匠を追加していない。したがって、親意匠が「最初の出願」であり、継続出願は「最初の出願」ではない。後願が優先権を主張する時、該親出願を優先権基礎出願としなければならない。
- b. 米国の一部継続出願 (Continuation-in-part) : 米国の一部継続出願の図面に開示された意匠のある一部は、先に出願した親出願の明細書又は図面で開示済みの意匠を援用するため、その他の部分は新たに追加した意匠となる。一部継続出願に開示された意匠は、親出願に開示された一部で「最初の出願」ではないが、一部継続出願には新たに追加し且つ親出願に開示されなかった部分が存在するため、やはり一部継続出願の全体としては「最初の出願」の意匠と見なされる。したがって、一部継続出願を以って優先権基礎出願としなければならない。

以下、例を挙げて具体的に説明する：

- ・ P1は一部継続出願の親出願で、P1とP2の出願人は同一人である。
- ・ P2はP1の一部継続出願である。
- ・ 後願の例1及び例2は一部継続出願P2の優先権を主張する。
- ・ Pは意匠の内容Aの公知文献である。



〔説明〕

P2のA'とP1のAは同一意匠ではなく、A'の中の一部が新規事項である。P2はP1の一部継続出願であるため、P2とP1の同一部分については、P1の出願日の利益を享有し、台湾での出願の例1の意匠Aに対しては、P2は専利法第28条第1項でいう「最初の出願」ではない。したがって、たとえP1が放棄、取下げ、不受理又は未公開とされても、後願の例1で主張するP2の優先権（本例中においてのP1から後願までの出願日も既に優先期間を超えている）は認められない。後願の例2の意匠A'とP2のクレーム：A'は同一意匠であるため、P2を基礎として主張した優先権を認可できる。認可された後願の例2はP2を基礎として主張した優先権で、Aを開示した公知文献Pは例1の先行意匠になるが、例2の先行意匠にはならない。

- (4) 意匠出願の図面に開示された専利出願に係る意匠は、一意匠一出願に符合しなければならぬため、意匠出願は、専利出願に係る意匠全体において一つの優先日を主張できるのみであり、複数の優先権または一部優先権を主張する場合、これは認められない。
- (5) 検索により、出願または関連資料の出願日或いは公開日が、優先日と後願の出願日との間であることを発見した場合、優先権証明書類によりその優先権の主張が認められるか否かを判断しなければならず、その優先権の主張が認められない場合、その理由を明記しなければならない。必要に応じ、出願人に対し、期限を設けてその証明書類の中国語訳又は部分訳を提出するよう通知することができる。期限が過ぎても中国語訳を提出しなかった場合、その優先権の主張は認められない。

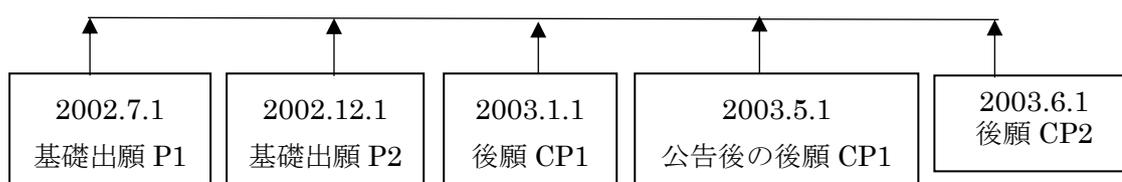
4. 優先権の効果

出願が専利要件に符合するか否かを判断するタイミングは、原則上、出願日を基準とするが、出願人が同一の意匠を開示した優先権基礎出願を以って、その最も早い優先日から6ヶ月以内に台湾へ専利出願をして優先権を主張する場合、その専利要件の審査は、優先日を基準とし、出願が新規性、新規性喪失の例外、創作性又は先願主義原則などの専利要件に符合するか否かを判断すべきであり、台湾での出願日が優先日に遡及するものではない。したがって、優先権を主張する出願は、その優先日から出願日までの間において、既に刊行物に掲載されたも

の、公開使用されたもの、公衆に知られたもの、出願後に別の先願が公告された
或いは2件以上の同一又は類似する意匠出願がある等の専利要件に符合しない
という事由で、拒絶査定されることにはならない。

以下のように説明する：

- ・ P1 は台湾での後願 CP1 が優先権を主張する基礎出願。
- ・ P2 は台湾での後願 CP2 が優先権を主張する基礎出願。
- ・ CP1及びCP2が出願した意匠は同一且つすでにP1、P2に開示されている。



〔説明〕

後願CP1が主張するP1及び後願CP2が主張する P2の優先権が認められたとき、CP1の優先日はCP2よりも早いため、CP1とCP2が異なる出願人により出願されたものである場合、専利法に定める擬制新規性喪失の要件の規定により、CP2には専利を付与してはならない。もしCP1とCP2が同一の出願人による出願である場合、先願主義に基づき、二件以上の同一又は類似する意匠出願について、最初に出願したもののみ専利を付与することができる。

後願CP2が主張するP2の優先権が認められなかった場合（例えば、最初の外国出願ではない）、CP1の公開日はCP2の出願日よりも早いため、専利法に定める新規性の規定を優先適用し、CP2には専利を付与してはならない。たとえCP1とCP2が同一の出願人による出願であっても、新規性の規定に符合しないという理由を以ってこれを拒絶査定すべきである。

3.5 優先権と新規性又は創作性喪失の例外

出願人が外国で最初専利を出願した後、優先期間内に同一の意匠を以って台湾へ専利を出願し且つ優先権を主張した場合、出願が専利要件に符合するか否かの審査は優先日を基準とし、優先日から出願日までの間において既に刊行物に見られたもの、公開使用されたもの、公衆に知られたもの、出願後に別の先願が公告された或いは二件以上の同一又は類似する意匠出願があるなどの専利要件に符合しないとの事由で拒絶査定されることにはならない。

専利出願に係る意匠が出願前に新規性又は創作性喪失の例外の事情に該当するとは、出願人の本意により、又は本意によらず公開された事実があり、並びに当該公開された事実が発生した日から6ヶ月以内に意匠を出願するが、該事実に関する意匠内容は先行意匠の一部を構成しないことを指す。詳細は第3章4.「新

規性又は創作性喪失の例外」を参照。

新規性又は創作性喪失の例外と優先権の効果は異なり、前者の規定では、単に6ヶ月の猶予期間内において、当該公開された事実に関する意匠内容を、専利出願に係る意匠が新規性又は創作性を有するか否かを判断する先行意匠として例外的に見なさず、公開日を新規性、創作性の要件を判断する基準日としない。したがって、出願人が主張した事実の公開日から出願日までの間において、他人が同一の意匠を以って出願した場合、出願人が主張する新規性喪失の例外の効果は、他人による先願の事実を排除することができないため、その後願にはいずれも専利を付与してはならない。

優先権と、新規性又は創作性喪失の例外を主張する起算日は異なり、優先期間の計算は、外国で最初に出願がなされた日から6ヶ月であり、グレースピリオドは事実発生日の翌日から起算して6ヶ月であることから、出願が優先権のほか、別途、新規性又は創作性喪失の例外の猶予の適用を主張しても、優先期間の起算は、やはり展覧当日に遡及してはならない。

6. 審査の注意事項

- (1) 特許及び実用新案の優先期間は12ヶ月で、意匠は6ヶ月である。二つの異なる優先期間が存在するため、審査の時は、優先権基礎出願と後願の種類を究明すべきである。優先権基礎出願が特許、実用新案又は意匠で、後願が意匠である場合、その優先権期間はいずれも6ヶ月である。
- (2) 審査により、後願が主張した優先権は認められたが、該出願が一つ以上の意匠を含む場合、のちに該出願を分割出願しても、各分割出願は優先権を主張することができる。
- (3) 後願の図面に開示された専利出願に係る意匠とその優先権基礎出願に開示されたものとが異なり、その優先権の主張が認められなかったとき、出願人は該明細書又は図面を補正することができる。該補正が専利出願に係る意匠とその優先権基礎出願に開示されたものとを同一にするものであるとき、その優先権の主張は認めることができるが、該補正の結果、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えたか否かを判断しなければならない。例えば補正内容がすでに原出願の参考図に見られるもので、専利出願に係る意匠と優先権基礎出願で開示したものが同一になる時、その優先権の主張は認めることができる。
- (4) 出願の優先権の主張が認められず、優先日の前に既に公開又は出願された引用文献があったとき、審査意見通知書の中でその優先権の主張が認められなかった理由及び専利要件に符合しない拒絶理由を併せて明記しなければならない。しかし、出願の優先権の主張が認められないものの、出

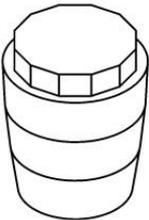
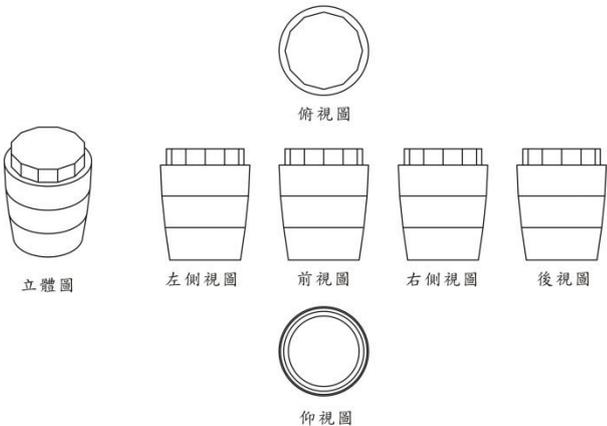
願日を判断の基準日としても、専利を付与しない理由がない時、或いは出願の優先権の主張が認められないが、優先権日から出願日までの間において既に公開又は出願された引用文献が存在することを検索により得られた場合、いずれの場合も査定する前に理由を明記して出願人に応答するよう通知しなければならない。期限までに応答しない場合、査定書の中でその優先権主張を認めない理由を明記しなければならない。

(5) 後願の優先権の主張の取り下げは、査定前に書面をもってこれをしなければならない。

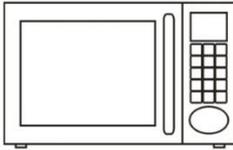
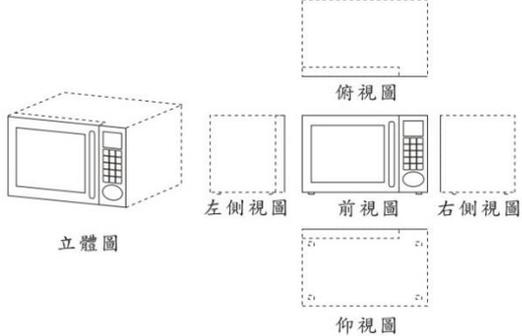
7.事例の説明

出願人は同一の意匠の優先権基礎出願について、その専利出願の出願日翌日から起算して6ヶ月以内に、台湾へ専利出願し且つ優先権を主張する場合、「一意匠一出願」に符合してはじめてその優先権の主張が認められる。出願が「一意匠一出願」に符合しない場合、分割出願してからはじめてその優先権の主張が認められる。

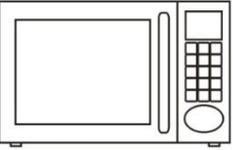
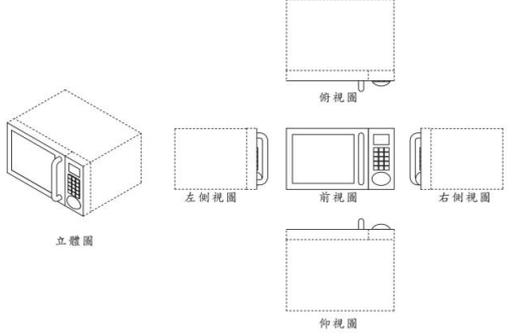
例 1. (図を追加)

優先権基礎出願 「水筒」	意匠出願 「水筒」
	
<p>〔説明〕</p> <p>優先権基礎出願では「水筒」の立体図のみが開示され、台湾での出願では立体図及び六面図で出願され、当該意匠の外観はシンプルな円柱形であることから、本来開示されていなかった六面図を追加したものの、それは当該意匠が属する分野における通常の知識を有する者がその2つが「同一の意匠」であると直接知り得ることができる内容であることから、その優先権の主張は認めることができる。</p>	

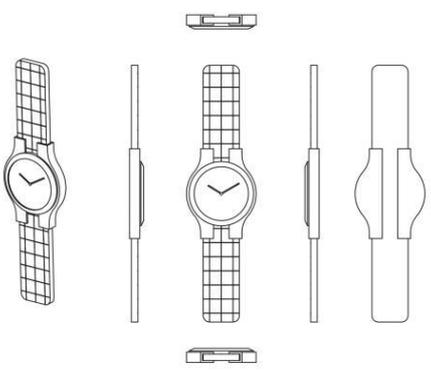
例 2. (図を追加)

優先権基礎出願 「電子レンジの前面パネル」	意匠出願 「電子レンジの前面パネル」
	
<p>〔説明〕</p> <p>優先権基礎出願では「電子レンジ」の前面パネルの意匠のみが開示され、台湾では部分意匠として出願され本来開示されていなかった部分は「意匠権を主張しない部分」として破線で表示されている。その追加された「意匠権を主張しない部分」は、シンプルな平面で、当該意匠が属する分野における通常の知識を有する者がその2つが「同一の意匠」とであると直接知り得ることができる内容であることから、その優先権の主張を認めることができる。</p>	

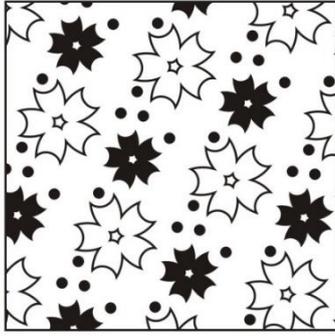
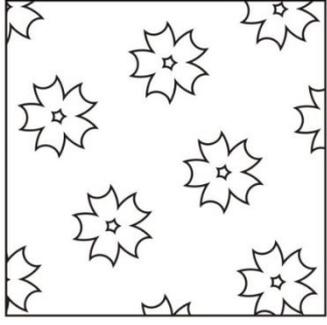
例 3. (図を追加)

優先権基礎出願 「電子レンジの前面パネル」	意匠出願 「電子レンジの前面パネル」
	
<p>〔説明〕</p> <p>優先権基礎出願では「電子レンジ」の前面パネルの意匠のみが開示され、台湾では部分意匠として出願され、本来開示していた扉を立体的な凹凸のある形状にしたものに改めたが、これらの新しく追加した立体的な凹凸のある形状の部分は優先権の基礎出願には開示されていない内容であるため、後に出願された意匠と優先権基礎出願は異なる意匠と認定すべきで、その優先権の主張を認めることはできない。</p>	

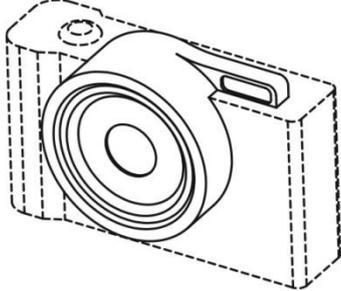
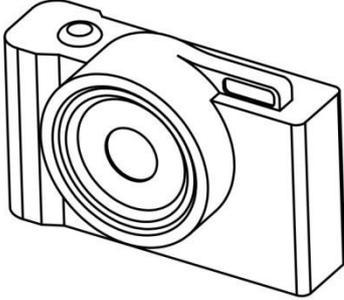
例 4. (分離可能な物品の例)

優先権基礎出願 「腕時計」	意匠出願 「ケース」
	
<p>〔説明〕</p> <p>優先権基礎出願で開示されている意匠は、ケースとベルトを含む「腕時計」であり、台湾では「ケース」のみが出願された。專利出願された「ケース」の意匠は優先権基礎出願で開示された対応する「ケース」部分と同一の意匠であるため、その優先権の主張を認めることができる。</p>	

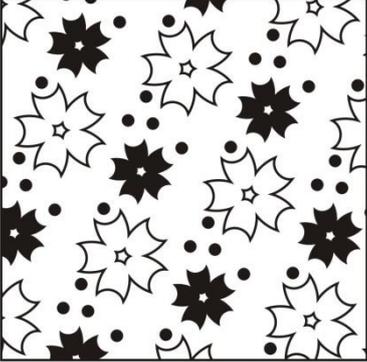
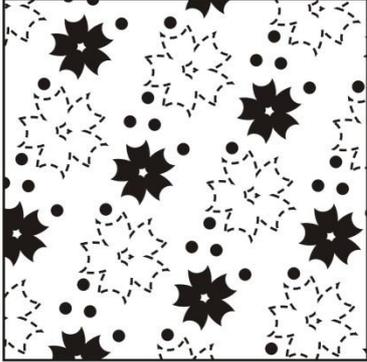
例 5. (全体的外観が分離できない例)

優先権基礎出願 「包装紙」	意匠出願 「包装紙」
	
<p>〔説明〕</p> <p>優先権基礎出願で開示されている意匠は「包装紙」の平面の花模様の意匠であり、多数の異なるサイズの図案を融合して一つの全体の意匠を構成している。台湾の出願では、その中の内容を分離して出願したが、該「包装紙」の意匠はその花模様が融合して一体となったもので、外観上分離できない意匠であり、且つ該「包装紙」の物品の実体は破壊しない限り一つから二つに分離することはできない。右図の專利出願に係る意匠は優先権基礎出願とは異なる意匠であり、その優先権の主張は認めることはできない。</p>	

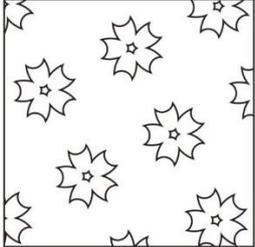
例 6. (部分意匠)

優先権基礎出願 「カメラのレンズ」	意匠出願 「カメラ」
	
<p>〔説明〕</p> <p>優先権基礎出願で開示されている内容には、「意匠を主張する部分」であるレンズと「意匠を主張しない部分」のボディが含まれ、台湾での出願時にはボディの部分を「意匠を主張する部分」に変更した。両者の専利出願に係る意匠の範囲は異なるが、後願の専利出願に係る意匠は優先権基礎出願で開示された内容と同一の意匠であるため、その優先権は認めることができる。</p>	

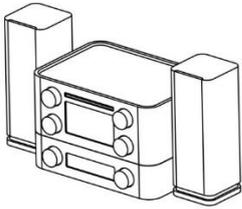
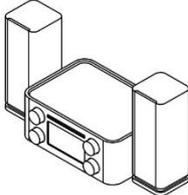
例 7. (部分意匠)

優先権基礎出願 「包装紙」	意匠出願 「包装紙の一部」
	
<p>〔説明〕</p> <p>優先権基礎出願に開示された意匠は「包装紙」の平面の花模様のデザインで、多数のサイズの異なる図案が融合して一つの全体の意匠を構成している。台湾での出願時には一部の内容を「意匠を主張しない部分」に変更した。両者の専利出願に係る意匠の範囲は異なるが、後願の専利出願に係る意匠は優先権基礎出願に開示された内容の対応する部分と同一の意匠であるため、その優先権は認めることができる。</p>	

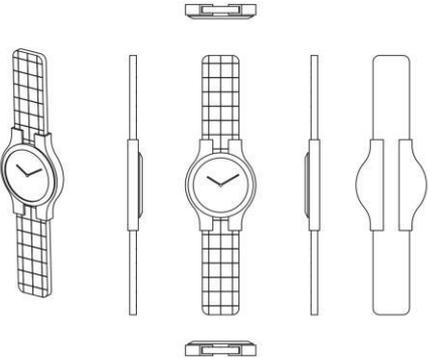
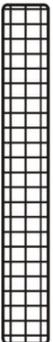
例 8. (部分意匠)

優先権基礎出願 「包装紙の部分」	意匠出願 「包装紙」
	
<p>〔説明〕</p> <p>優先権基礎出願で開示された意匠は「包装紙の一部」のデザインで、台湾出願時には、本来開示されていた「意匠を主張しない部分」を削除した。該「意匠を主張しない部分」は「意匠を主張する部分」との間の位置、大きさ、分布関係の解釈に用いられることから、該部分を削除した後に後願の専利出願に係る意匠と優先権基礎出願は異なる意匠であると認定すべきであることから、その優先権の主張は認めることはできない。</p> <p>以上の2つの図の例を逆にして、右図で開示された「包装紙」を優先権基礎出願とし、左図の「包装紙の一部」を意匠出願とした場合、出願は「意匠を主張しない部分」である破線の内容を新しく追加しただけであるが、該新しく追加された部分は優先権基礎出願に開示されていない内容であることから、後願の専利出願に係る意匠は優先権基礎出願とは異なる意匠と認定しなければならず、その優先権の主張は認めることはできない。</p>	

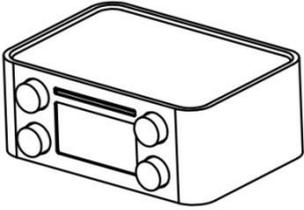
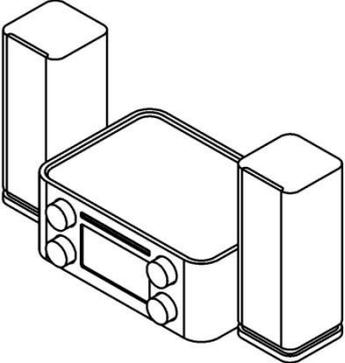
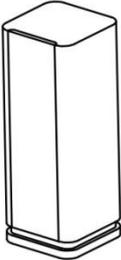
例 9. (組物意匠)

優先権基礎出願 「ステレオコンポ」	意匠出願 「ステレオコンポ」
	
<p>〔説明〕</p> <p>優先権基礎出願で開示された内容には、プレーヤー、スピーカー及びアンプが含まれており、台湾ではプレーヤー及びスピーカーのみの「ステレオコンポ」の組物意匠が出願された。両者の専利出願に係る意匠の範囲は異なるが、後願が開示する専利出願に係る意匠と優先権基礎出願の全ての内容の中の対応する部分が同一の意匠であるため、その優先権を認めることができる。</p>	

例 10. (複数優先権又は部分優先権)

優先権基礎出願 1 「ケース」	意匠出願 「腕時計」
	
優先権基礎出願 2 「ベルト」	
	
<p>〔説明〕</p> <p>「ケース」及び「ベルト」の2つの優先権基礎出願をもって、台湾で「腕時計」の複数優先権を主張する、或いは「ケース」の優先権基礎出願をもって、台湾で「ベルト」を結合させた創作について「腕時計」の部分優先権を主張する場合。優先権が開示している内容は合併後の全体は含まれないため、それと後願では同一の意匠とはならず、該複数優先権又は部分優先権の主張は認められない。</p>	

例 11. (複数優先権又は部分優先権)

<p>優先権基礎出願 1 「プレーヤー」</p>	<p>意匠出願 「ステレオコンポ」</p>
	
<p>優先権基礎出願 2 「スピーカー」</p>	
	
<p>〔説明〕 「プレーヤー」及び「スピーカー」の2つの優先権基礎出願をもって、台湾で「ステレオコンポ」の複数優先権を主張する、又は「プレーヤー」の優先権基礎出願をもって、台湾で「スピーカー」と結合させた創作である「ステレオコンポ」について部分優先権を主張した場合。優先権が開示した内容には、合併後の全体は含まれておらず、後願とは異なる意匠であるため、複数優先権又は部分優先権の主張は認められない。</p>	

第六章 補正、訂正及び誤訳の訂正

1.補正	3
1.1 はじめに	3
1.2 補正の時機.....	3
1.3 出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えるかの判断	4
1.4 補正の項目	5
1.4.1 明細書	5
1.4.1.1 意匠の名称	5
1.4.1.1.1 補正後も同一の物品である	5
1.4.1.1.2 図面に開示された出願対象に符合させる補正	6
1.4.1.2 物品の用途と意匠の説明.....	6
1.4.2 図面.....	7
1.4.2.1 不適合又は意匠を付与しない補正	8
1.4.2.2 外観に関する補正.....	8
1.4.2.2.1 出願時の外観の内容を変更	8
1.4.2.2.2 開示した外観が不明確又は不十分	9
1.4.2.2.3 特殊な意匠	10
1.4.2.3 その他.....	12
1.5 補正の効果.....	13
1.6 審査の注意事項.....	13
1.7 事例.....	14
2. 訂正	26
2.1 はじめに	26
2.2 訂正の時機.....	26
2.3 訂正の項目	26
2.4 図面の実質的拡大又は変更	27
2.5 訂正の効果.....	28
2.6 審査の注意事項.....	28
3. 誤訳の訂正	28
3.1 はじめに	28
3.2 誤訳の訂正の時機	29
3.3 誤訳の訂正の審査	29
3.3.1 形式要件.....	29
3.3.2 実体要件.....	29

3.3.2.1 誤訳の判断	30
3.3.2.1 誤訳の訂正が外国語版に開示された範囲を超えていないとする判断	30
3.4 審査の注意事項	31

第6章 補正、訂正及び誤訳の訂正

意匠の出願人が意匠の出願時に提出した明細書及び図面について、専利主務官庁は審査する際に、出願人に期限内に補正するように通知することができる。出願人が明細書又は図面に瑕疵があると発見した時にも、専利主務官庁に対し補正を申請することができる。既に登録査定が公告された明細書及び図面について、意匠専利権者は専利主務官庁に対し訂正を申請することができる。出願人が外国語書面により先に出願し、中国語版を補正する場合、後に補正した中国語版の翻訳に誤訳があることを発見した時には、誤訳の訂正を申請することができる。本章では明細書及び図面の補正、訂正及び誤訳の訂正に関する基準をそれぞれ説明する。

1.補正

1.1 はじめに

専利法の先願主義の規定に従い、同一又は類似する意匠に2つ以上の出願がある時、その最初に出願した者にのみ、意匠権を付与することができる。出願人は先に出願日を取得するために、意匠を完成させた後、できるだけ速やかに明細書及び図面などの書類を添付して専利主務官庁に出願するため、その明細書又は図面に誤記又は明確に記載されていない事情が発生する可能性を引き起こす。開示される意匠を明確且つ十分にするために、出願人による明細書又は図面の補正を許可することができる。もし、専利主務官庁は明細書又は図面に補正の必要がある、又は出願人が提出した補正書は規定に符合しないなどの専利を付与しない事由を発見した時、先ず出願人に対し期限内に応答するよう通知すべきであり、直接拒絶査定としてはならない。他にも、出願人と社会公衆の利益とのバランスを取ると共に、先願主義と将来取得する権利の安定性とを両立するために、補正は出願時の明細書及び図面に開示された範囲内に限られるべきで、これにより始めて補正することができる。

1.2 補正の時機

明細書又は図面の補正は、出願日から査定書が送達される前の期間内にしなければならない、且つ意匠出願が依然として初審又は再審査に係属している段階において、専利主務官庁は始めて申請に基づいて又は職権により出願人にこれを通知することができる。もし、出願が初審を経て意匠を付与しないとする査定書が出願人に送達した後の場合は、出願人は再審査を請求して、出願を審査段階に係属させてから、始めて補正を提出することができる。査定書が既に発行され

たが、出願人に送達される前においては、出願人による明細書又は図面の補正は依然として受理しなければならない。

1.3 出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えるかの判断

明細書又は図面の補正は、先ず、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えるか否かを審査した後に、その他の専利要件を参酌しなければならない。

出願の査定前においては、明細書又は図面を補正できるが、出願日を取得した出願時の明細書又は図面に開示された範囲に対して、補正により新規事項の導入（new matter）となつてはならない。いわゆる新規事項の導入となつてはならないとは、専利出願にかかる意匠の補正が、出願時の明細書又は図面で支持できるものでなければならないという基礎の下において始めてこれを行うことができ、前述の基礎の下でなされたものではない補正については、補正後に開示される内容は直接知ることができないため、新規事項の導入と見なされる。

意匠出願の意匠権請求の範囲は、図面に開示された「意匠を主張する部分」を基準とし、出願時の明細書又は図面に開示された内容を基礎として、補正の方法を通して意匠権請求の範囲を調整することができる。出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えるか否かの判断は、補正後に開示された内容が直接知ることができるか否かを判断の根拠とするため、意匠権請求の範囲の拡大又は縮小とは関係ない。

審査時には、補正後の明細書又は図面と出願時の明細書又は図面とを比較しなければならず、もし、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていれば、審査意見通知書で理由を明記して出願人に期限内に応答するよう通知しなければならない。期限を超えても応答しない又は補正後も依然として超える場合は、拒絶査定としなければならない。

意匠とは「物品」に応用される形状、模様、色彩又はそれらを結合させた（本章では以下「外観」と称する）創作であり、その実質的な内容は図面に開示された物品の外観を基準とし、並びに明細書に記載された物品及び外観に関する説明を斟酌することができる。物品の実質的な内容は主に図面に開示された内容と「意匠の名称」の欄に特定されたものを照合したもので、「物品の用途」の欄に記載がある時にはその内容を参酌することができる。意匠が応用される物品の実質的な内容を判断する時に、明細書に記載された文字や文句一つ一つのみでその意味を解釈してはならず、明細書及び図面の内容を全般的に理解して総合した後始めて物品の用途、機能を構成すべきである。外観の実質的な内容は主に「図面」に開示された専利出願に係る意匠の内容により特定され、「意匠の説明」欄に記載がある時はその内容を参酌することができる。意匠が表現する外観の実質的な内容を判断する時に、図面における各図面（立体図、六面図、平面図、ユ

ニット図又はその他の補助図を含む)に開示された内容を総合すると共に、意匠の説明に記載された文字の内容を参考して始めて一つ具体的外観を構成することができる。

補正された明細書又は図面の審査は、補正後の明細書又は図面の内容が「出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超える」か否かを判断しなければならない。出願時の明細書又は図面に開示された範囲とは、出願当日にすでに出願時の明細書又は図面（優先権証明書類を含まない）に明確に開示された全ての内容を指し、形式上開示された内容と形式上開示されていないが実質的に開示された内容を含み、形式上開示された各図面又は文字の範囲に限るものではない。

出願時の明細書又は図面が開示した内容とは、明細書の「意匠の名称」、「物品の用途」、「意匠の説明」の3つの欄の文字記載事項と図面に開示された内容で特定された実質的内容を総合したものを指す。

補正後の内容が出願時の明細書又は図面に開示した範囲を超える場合とは、補正後の該意匠が生じる内容について、該意匠が属する分野における通常の知識を有する者が出願時の明細書又は図面が開示する内容から直接知り得ることができない場合を指し、新規事項の導入により出願時の明細書又は図面に開示した範囲を超えると判断することができる。出願時の明細書又は図面が開示する範囲の判断は、意匠の類否判断は同等ではない。

1.4 補正の項目

1.4.1 明細書

1.4.1.1 意匠の名称

「意匠の名称」の欄で施される物品を指定することは、物品の用途、機能を確認することである。意匠の名称の補正時に、専利出願に係る意匠が応用される物品の用途、機能を変更し、出願時の明細書又は図面から直接知り得ることができない場合、原則的に出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えると判断しなければならない。しかし、それが出願時の図面で開示された出願対象と一致させるために、意匠の名称の文字を補正した場合には、出願時の明細書又は図面で開示された範囲を超えないと判断すべきである。

1.4.1.1.1 補正後も同一の物品である

「意匠の名称」の欄で指定された意匠を施す物品が規定に合わず補正した後、依然として同一の物品に属する場合、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えないと判断すべきである。以下に例を挙げる。

- (1) 関係のない文字を冠した意匠の名称、例えば商標、特殊な番号又は形状、模様、色彩などの形容詞或いはスタイル等を説明する文字、或いは技術又

は効果の文字を冠したもので、該関係のない文字を削除する場合。

- (2) 単純な外国文字の名称又は外来語の名称、例えば「KIOSK」という意匠名称を補正により「マルチメディアステーション」に補正する、又は「打
印機（プリンター）」を「列表機（プリンター）」に補正する場合。
- (3) 具体的でない名称、例えば物品の用途が不明確である意匠の名称「環境整
備用品」を「ナイトライト」に補正する、又は「搭載装置」を「自動車」
に補正する場合。

1.4.1.1.2 図面に開示された出願対象に符合させる補正

意匠権の範囲は、図面に開示された内容を基準とし、並びに明細書の文字の記
載を参酌することができる。意匠の名称が図面に開示された意匠の内容と一致
しない時、図面で開示された内容と実質的に符合し明確になるよう名称を補正
した場合、該補正は出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていない
と認定しなければならない。例えば、出願時の図面に開示された実質的内容がハ
ンドルのない「椅子」で、原意匠の名称を「ハンドル付き椅子」から「椅子」に
補正する。又は、出願時の図面に開示された実質的内容が「椅子のハンドル」と
いう部分意匠で、意匠の名称を「椅子」から「椅子のハンドル」に補正する場
合は、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えないと判断すべきである。

1.4.1.2 物品の用途と意匠の説明

意匠の名称に記載された物品又は図面に記載された外観が不明確或いは不
分である時、物品の用途又は意匠の説明の欄の文字の内容を結合させ、並びに図
面を主として専利出願に係る意匠の実質的内容を総合的に特定しなければならない。
物品の用途又は意匠の説明の補正された文字記載については、直接知り得
ることができる内容に属するか否かを見て、出願時の明細書又は図面に開示さ
れた範囲を超えるか否かを判断すべきである。例えば、

- (1) 物品の用途の欄の意匠の物品の用途、機能の補正について、該物品の用途、
機能の記述が意匠の名称が指定する物品をさらに具体的で明確にするた
めだけの場合、例えば、意匠の名称が「照明」で、物品の用途の欄に該照
明は街路灯又は街灯など屋外を照明する照明意匠であると補充説明され
ている場合、出願時の明細書又は図面で開示された範囲を超えていない
と判断すべきである。
- (2) 意匠の説明において、意匠の外観の文字説明を補正し、例えば図面に開示
された実質的内容が透明材質で、意匠の説明において、不透明材質を透明
材質とする文字説明を補正し、図面で開示した内容と一致させる場合、出
願時の明細書又は図面で開示された範囲を超えていないと判断すべきで

- ある。
- (3) 出願時の図面で既に明確に開示済みの特殊な意匠(本章 1.4.2.2.3 を参照)は、例えば折りたたみ式キーボードについて、出願時の図面にすでに明確にその折りたたまれた状態が開示され、意匠の説明にはその折りたたみデザインが明確に記載されておらず、その折りたたみデザインの内容の説明を新しく追加した場合、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断すべきである。
 - (4) 平面素材が布、プラスチック、壁紙などの材料で、その表面の模様を二方向に連続する又は四方向に連続するデザインが現れることが通常の知識に属し、意匠の説明においてそれが連続する模様であると補充説明した場合、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断すべきである。
 - (5) 出願時の図面に一部図面の欠落があるものの、意匠の説明において省略する事由を記載しておらず、それが同一、対称又はその他の理由により省略したものであるとする説明を補充した場合(省略できる図面の事由の詳細については本編第一章「2.3「意匠の説明」」を参照)、出願時の明細書又は図面に開示した範囲を超えていないと判断すべきである。
 - (6) 出願時の図面に既にその色彩が表現されており、補正により該色彩は意匠を主張する部分ではない等の説明文字を削除した場合、或いは出願時の図面に開示された文字、商標又は記号について、補正により該文字、商標又は記号は意匠を主張しない部分であると説明した場合、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断すべきである。
 - (7) 出願時に物品の部分意匠(本章では以下「部分意匠」と称する)、物品に応用されるアイコン及び GUI 意匠(本章では以下「画像意匠」と称する)として専利出願したが、出願時の意匠の説明において「意匠を主張しない部分」という表現方法で説明を記載せず、補正により説明を追加した場合、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断すべきである。

1.4.2 図面

意匠の図面の表現について、工業製図方法を参照して黒線、コンピュータグラフィックス又は写真により表現しなければならない、且つ各図の名称を表示しなければならない。その作用は意匠の外観を具体化して、出願される意匠の創作の実質的内容を確認することで、意匠の属する創作分野における通常の知識を有する者が出願される意匠内容を理解できると共にそれに基づいて実施できるようにするためである。意匠の創作内容は物品の外観にあり、物品の構造ではない

ため、明細書及び図面の各欄に記載される内容は「図面」の中の各図に開示されるものを主とすべきである。

1.4.2.1 不適合又は意匠を付与しない補正

補正された図面は出願日に提出されたものと見なされることから、社会公衆の利益と他人の出願の利益を維持するため、不適合又は意匠を付与しない対象に属する意匠について、適合又は意匠専利が付与される意匠に補正したものは、出願時の明細書又は図面に開示した範囲を超えたと認定すべきである。

- (1)意匠の保護客体でない場合、例えば「鑰の改良構造」又は「屋根の排水構造」を意匠として出願し、出願した図面には構造のみが開示され、物品の外観が開示されないものは、意匠の保護客体とすることができない。
- (2)専利法第 124 条の各号に規定される意匠を付与しない場合。
- (3)出願する意匠が全く判断できないもの、例えば写真が明確ではなく、その外観が全く判断できない場合。

1.4.2.2 外観に関する補正

意匠の外観とは、形状、模様、色彩又はそれらの結合から構成されるものであり、その主要なものは、意匠出願の図面を通し、黒線、コンピュータグラフィックス又は写真により具体的に該意匠の外観を表現されたものである。以下に示す意匠の外観の補正は、通常、専利出願に関する図面の内容の補正を指す。

1.4.2.2.1 出願時の外観の内容を変更

外観の内容は、図面に開示される形状、模様又は色彩から構成される全体の外観を指す。出願時の図面に開示された外観の変更は、例えば出願時の図面に開示された意匠の外観が野菜の形状であったが、補正により、野菜に昆虫形状を新たに追加したもの、又は出願時に主張した色彩は図面で開示した紅色と緑色であったが、補正後、全部黄色に変更するものは、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えると判断すべきである。

点、線、面と色彩の構成の変化は千差万別で、意匠外観に影響する要素は複雑で、図面の補正は、追加、削除又は変更した点、線、面又は色彩を審査の重点とするだけでなく、その生み出される外観内容が直接知ることができる内容に属するか否かを見るべきで、それが出願時の明細書及び図面に開示した範囲を超えたか否かを判断する。もし、異なる外観内容を生み出す場合は、それは直接知ることができる内容に属さず、出願時の明細書又は図面に開示した範囲を超えたと判断されるべきである。逆に、図面に点、線、面又は色彩を追加、削除又は変更したが、新規事項の導入となっていない場合は、それは直接知ることができる

内容に属し、出願時の明細書又は図面に開示した範囲を超えていないと判断すべきである。

補正後に新たに追加した色彩（カラーブロックを含む）が、出願時の明細書又は図面に開示されていない内容である場合、通常、新規事項の導入となり、出願時の明細書又は図面に開示した範囲を超えたと判断すべきである。反対に、色彩を削除し、直接知ることができる内容に属する場合、例えば、出願時の図面がカラーのコンピュータグラフィックス、カラー写真で表され、意匠の説明には「図面に開示された色彩は、意匠を主張しない部分である」と記載されている場合、又は、意匠の説明には記載されていないが、査定前に図面の全ての色彩は意匠を主張しない部分であると自発的に声明した場合、補正により図面を墨線図、グレースケール、モノクロ写真にしたものは、出願時の明細書又は図面に開示した範囲を超えていないと判断すべきである。ただし、全体意匠の出願時に色彩を主張する図面として赤と緑を開示し、補正後に直接緑を削除した場合、原出願時で主張した色彩には配色関係があり、緑を削除しただけですでに本来の配色関係が改変されたため、新規事項の導入となり、それは直接知ることができない内容に属するため、出願時の明細書又は図面で開示された範囲を超えると判断すべきである。しかし、補正により部分意匠に変更し、当該緑の部分をグレースケールで表し、並びに意匠の説明において「図面で開示したグレースケールの部分は、本出願で意匠を主張しない部分である」と記載した場合、出願時の明細書又は図面で開示した範囲を超えていないと判断すべきである。

部分意匠の中の「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」の変更で、出願時の明細書又は図面ですでに開示されている内容である場合、それは全て出願人が本来既に完成させていた創作であることから、原則上新規事項の導入にならず、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えてないと判断すべきである。しかし、出願時に開示された範囲を超えるか否かを判断する場合、明細書又は図面の形式上に開示された線、又は文字だけでなく、実質上開示されたデザインに基づいてそれが出願時に直接知り得ることができた内容か否かを判断しなければならない。例えば、補正により既存の実線を破線に変更したが、補正後に表現される外観内容が依然として出願時に開示されておらず、直接知ることができない内容に属する場合、出願時の明細書又は図面で開示された範囲を超えると判断すべきである。

1.4.2.2.2 開示した外観が不明確又は不十分

図面に開示したデザインが不明確又は不十分で、図面を補正した場合、明細書の文字内容を総合し、その図面で開示された内容を直接知ることができるか否かで、それが出願時の明細書又は図面で開示された範囲を超えるか否かを判断

しなければならない。例：

- (1) 図面の各図に開示される外観が不明確又は不十分で、その他の補助図面でも補えない場合。例：出願時の当該六面図及び立体図がすでに表面的特徴を開示したが、それが凹面か凸面かの特徴が明確に知ることができず、補正により明細書に文字説明を追加し、又は断面図を追加してその凹面特徴を確定した場合、原則上、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断すべきである。
- (2) 図面に形状又は模様ユニット図のみが開示され、模様を物品に応用した使用状態図がない場合。例：出願時の明細書にすでに当該模様を四方形の連続図形として記載しており、補正により四方形の連続図形を物品に応用した使用状態図を追加した場合、原則上、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断すべきである。
- (3) 専利出願に係る意匠に色彩が含まれるが、図面の各図に開示された色彩が不一致又は不明確で、図面の色彩の明晰具合を補正する場合。例：図面の立体図と正面図が写真撮影の光により一部の色彩の開示に不一致がもたらされており、正面図を補正してその色彩と立体図を一致させる、又は意匠の説明にカラーチャート番号を追加する場合、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断すべきである。
- (4) 明細書に記載された意匠と図面に開示された意匠が一致しない場合。例：図面で開示された意匠が「自動車のヘッドライト」という部分意匠で、意匠の名称の記載が「自動車のフロントバンパー」であり、意匠の名称を図面と一致するように補正した場合、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断すべきである。
- (5) 図面に開示した内容が「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」を明らかに区別することが出来ない場合、例えば、部分意匠の出願の図面で、すでに実線、破線又はその他の色付けの方法を「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」の区別に利用しているが、具体的に「意匠を主張する部分」の範囲を明確に表現できていない時、補正によりその他の破線方法（例えば一点鎖線）で境界線（boundary）を描いて、境界範囲を明確に区別した場合、補正後に開示された外観内容が直接知ることができる場合には、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断すべきである。

1.4.2.2.3 特殊な意匠

変形する意匠（例えば変形ロボット、変化する外観を有する画像意匠）、分離する物品の意匠（例えばキャップ付きボールペン）、積み木のように任意に組み合わせられる意匠、形状又は模様が反復する長尺形物品の意匠、又は透明な材質又

は軟性材質を有する物品の意匠などの特殊な態様の意匠に対して、その材料の特性、機能の調整又は使用状態によって、意匠の外観に変化が生じ、単一の外観のみでは出願する意匠を開示できない場合、それぞれの意匠の特徴が変化する外観を図面で完全に開示することで、明確且十分に当該変化する外観の意匠を開示することができる。図面の補正は、補正後に直接知ることができる内容であるか否かを確認して、出願時の明細書又は図面に開示した範囲を超えるか否かを判断すべきである。

- (1)出願時の図面に変化する外観が開示されていない意匠について、補正により図面に変化後の意匠の外観を追加した場合、例えば出願時の図面にはロボットの外観のみ開示されており、変化後の車の外観を追加した、又は単一の画像のみが開示された意匠について、その他の画像を追加してその変化する外観を示した画像意匠の場合、原則的に出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えたと判断すべきである。しかし、該図面が直接知ることができる内容に属するもの、例えば元の図面にロボットの両アームが下向きである外観しか開示されないが、その両アームを水平に伸ばした外観を補充する場合、又は、図面には単一の画像しか開示されていない意匠であるが、明細書において当該画像はクリック後に90度回転変化することが明記されており、その回転後の外観を新しく追加した場合、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断すべきである。
- (2)出願時の明細書又は図面に変化する外観が開示されていない意匠について、図面の補正により、変化後の意匠の外観を追加したことで、本来開示されていない要素又は特徴が生じることとなった場合。例えば出願時の図面には単にモップの外観しか開示されておらず、モップの取っ手が伸縮できる変化状態を追加したことにより、本来開示されていないモップが伸びた後の変化した外観を追加することとなり、当該モップが伸びた後の状態が生じる外観内容が直接知ることができる内容に属する場合、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断すべきである。
- (3)出願時の図面に既に変化する外観の意匠の変化前後のデザインが完全に開示されている場合。例えば折畳みベッドシートを「一」字状に展開した外観と「M」字状に折り畳んだ外観を、補正によりもう一つの変化後の外観を追加し、ベッドフレームを分離する意匠を追加した場合、原則的に出願時の明細書又は図面に開示した範囲を超えていると判断すべきである。但し、もし、それが直接知ることができる内容に属するものである場合、例えばその折畳みベッドシートの「M」字状の折畳み形態における角度を変化した意匠を追加するのみの場合、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断すべきである。

- (4)出願時の図面には単に形状ユニット又は模様ユニットのみが開示されており、図面を補正して、反復形状又は連続模様の全体外観を追加した場合、原則的に出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えたと判断すべきである。但し、出願時にすでにそれが二方連続又は四方連続する模様であると明記しており、直接内容を知ることができる場合、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断すべきである。
- (5)出願時の明細書に透明材質と記載されているが、図面に開示されていない物品の材質について、図面を補正して、透明な材質を有するデザインに変更するものは、もし、それが内部デザインの特徴を開示しない場合、原則的に出願時の明細書又は図面に開示した範囲を超えていないと判断すべきである。但し、図面を補正して、透明な部分の内部デザインの特徴が開示され、全体的な外観に新規事項の導入となった場合、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていると判断すべきである。

1.4.2.3 その他

明細書及び図面には、出願する意匠を明確且つ十分に開示して、意匠創作の実質的な内容と専利出願する意匠の範囲を確定しなければならない。補正する内容が物品に応用される用途、機能又はデザインが表現する外観ではない場合、原則的に出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断すべきである。但し、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超える場合があるので、以下のように説明する：

- (1)補正により図面の代りに写真にする－出願時の図面が黒の線による図で表現されており、補正によりカラー写真をこれの代わりとし、出願時の図面に開示されていない形状、模様又は色彩を新たに追加した時、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていると判断すべきである。しかし補正後のモノクロ写真が意匠とは関係のない光沢、陰影等を追加するものである場合、それは出願時の図面に開示されていないが、異なる外観内容を生じない場合、やはり出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断すべきである。
- (2)図面の中の各図が一致しない－例えば左側視図と右側視図が逆、又は視図自身が上下逆で、補正により図面を一致させる場合、直接知ることができる内容に属するものである場合、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断すべきである。
- (3)図面上に意匠と関係ない線、陰影、指示線、符号及び文字等がある、又は写真に意匠の判断に影響する背景、陰影及びコントラスト等がある－図面を補正して当該瑕疵を削除した場合、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を

超えていないと判断すべきである。

- (4) 図面の各図の比例が一致しない一図面を補正して一致させる場合、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断すべきである。
- (5) 特許又は実用新案登録出願を意匠に変更出願し、又は出願時の図面が規定により完備しておらず、補正により一部の図を追加する場合、図面に開示される内容は直接知ることができる内容に属するか否かを確認して、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えるか否かを判断すべきである。
- (6) 補助図面を追加する一補助図を追加した場合、図面に開示された内容は直接知ることができる内容に属するか否かを確認して、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えたか否かを判断すべきである。
- (7) 一部の図を削除する一一部の図を削除し、専利出願に係る意匠の実質的内容に影響しない場合、例えば意匠を主張しない部分として全て開示された破線の背面図を削除する場合、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断すべきである。
- (8) 図面の名称を補正する一例えば図面の名称「××図」を「××参考図」に補正する、又は「××参考図」を「××図」に補正する場合、図面に開示される内容が直接知ることができる内容に属するか否かを確認して、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えるか否かを判断すべきである。

1.5 補正の効果

補正が認められた明細書又は図面は、出願時の明細書又は図面に開示された範囲と同一と見なし、その後の実体審査は補正版に基づいて審査しなければならない。

1.6 審査の注意事項

- (1) 出願時に外国語による明細書及び図面を先に提出して出願し、並びに指定期間内に同一内容の中国語版を補正した場合、その後、補正が出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えるか否かの判断は、該中国語版に基づいて判断すべきである。
- (2) 出願人への明細書又は図面の補正の通知は、審査意見通知書で理由を具体的に且つ明確に記載しなければならない。もし、意匠を付与しないその他の理由があれば、併せて明記する。出願人が期限を過ぎても処理しない又は通知内容に基づいて処理しない場合、既存の資料に基づいて審査を続行することができる。
- (3) 明細書を補正する場合、補正部分に線を引いた明細書の補正ページ及び補正後の線なしの全ての明細書を提出すべきである。図面を補正する場合、補正

後の全ての図面を提出すべきである。

- (4)参考図と表示されたいかなる図面は審査の参考のみに提供され、それが出願する意匠の範囲を特定するものの一部であると主張してはならないため、如何なる製図方法、線、符号も全て使用でき、意匠の実質的判断には関係しない。但し、もし、該参考図に開示されるべき内容がなく、該図に開示された内容が専利出願に係る意匠の範囲の一部分に属すると判断する時には、該図面の名称から「参考」の二文字を削除し、図面に規定に合わない線、符号がある場合も、併せて補正するよう通知しなければならない。
- (5)明細書又は図面の中の文字又は符号に明らかな誤りがある場合、専利主務官庁は職権により訂正し、並びに出願人に通知することができる。

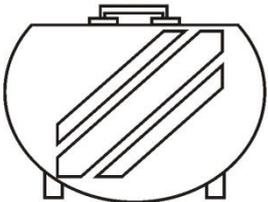
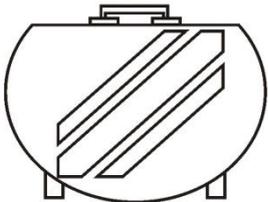
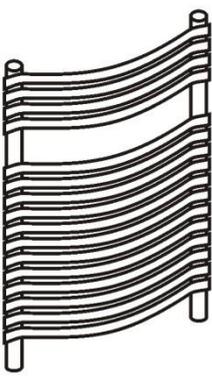
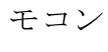
1.7 事例

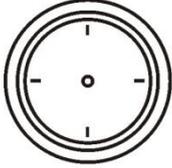
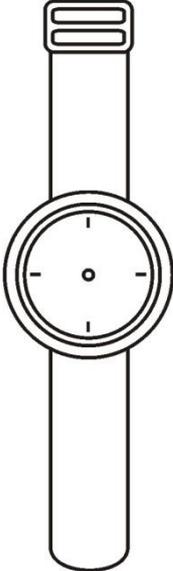
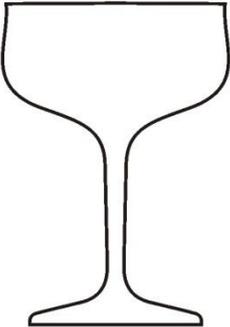
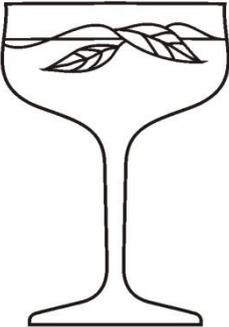
明細書又は図面の補正を審査する際に、補正後に開示される意匠が出願時の明細書又は図面から直接知ることができる内容に属するか否かを確認して、それが出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えるか否かを判断しなければならない。以下それぞれ意匠が応用される物品及び表現される外観について、補正後に超えるか否かの理由を説明する：

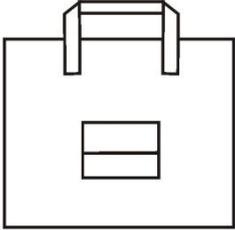
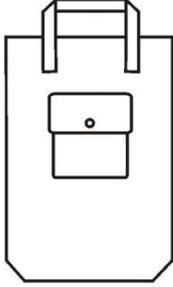
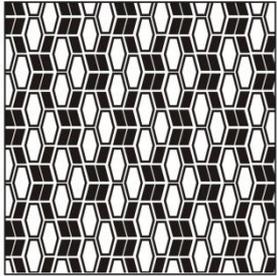
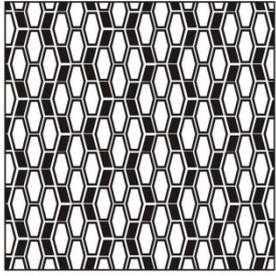
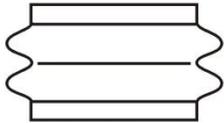
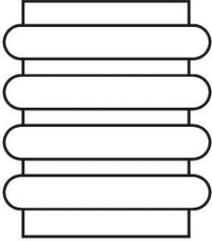
- (1) 出願時の明細書又は図面の内容から直接知ることができる内容である場合、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断すべきである（事例 1、12～14、24、26、28 及び 29 を参照）。逆に、直接知ることができない内容の場合、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えたと判断すべきである（事例 2～11、事例 15～23、事例 25、27、30 及び事例 31 を参照）。
- (2) 意匠の名称の補正は、その機能又は用途の変更が出願時の明細書又は図面から直接知ることができる内容に属するか否かにより出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えているか否かを判断する。一般的に、意匠の名称を補正して図面の内容と一致させる場合、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断すべきで、事例 1 を参照。しかし、意匠の名称の修正が、出願時の明細書又は図面からその意匠の物品の用途を直接知ることができない場合には、出願時の明細書又は図面に記載された範囲を超えらるゝとして補正が認められない（事例 2、3 を参照）。
- (3) 図面の補正は、その補正後の外観内容が、当該意匠の属する分野における通常の知識を有する者が直接知ることができる内容に属するか否かにより出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えるか否かを判断しなければならない。図面の補正により生じる外観内容が、直接知ることができる内容である場合、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判

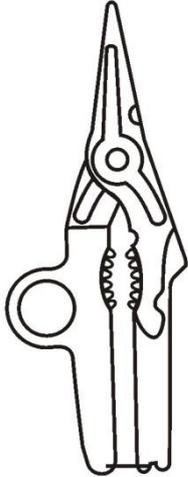
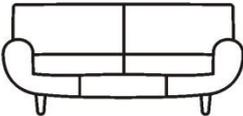
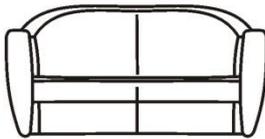
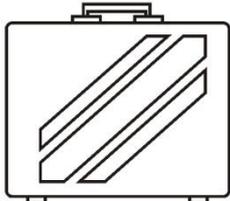
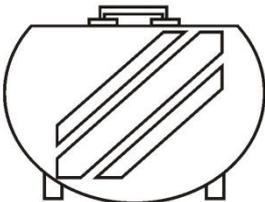
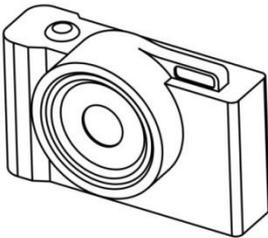
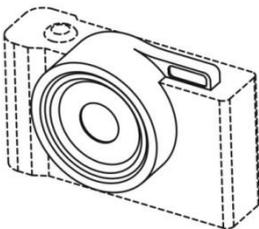
断すべきである（事例 12～14 及び事例 24、26、28、29 を参照）。但し、
 図面を補正して生じた外観内容が新規事項の導入となる場合、出願時の明細
 書又は図面に開示された範囲を超えたと判断すべきである（事例 3～11 及び
 事例 15～23、及び事例 25、27、30、31 を参照）。

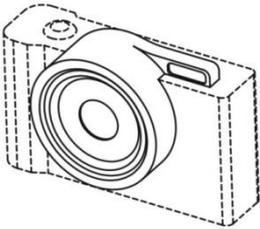
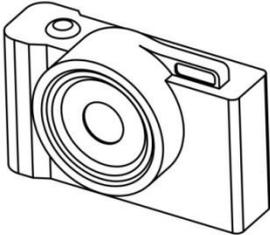
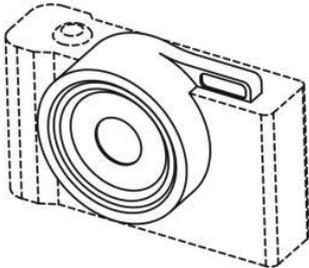
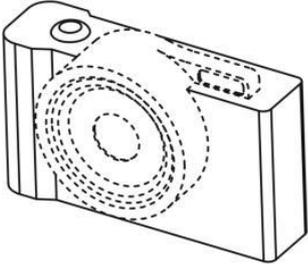
(4)異なる外観内容とは、出願時の明細書又は図面に開示されていない外観につ
 いて、明細書又は図面の補正により新規事項を導入する場合を指す。例えば
 パーツ、模様、色彩の追加又は外観の変更の場合には、出願時の明細書又は
 図面に開示された範囲を超えると判断すべきである（事例 3～11、及び事例
 15～23、及び事例 25、27、30、31 を参照）。

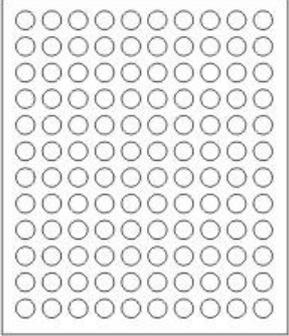
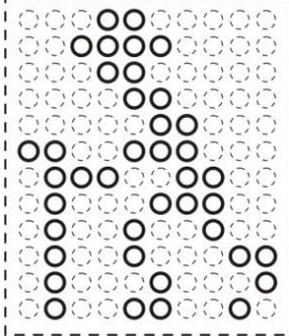
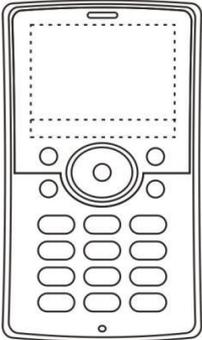
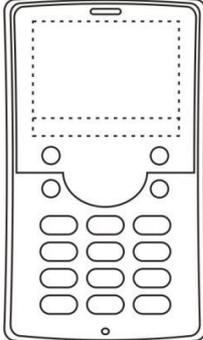
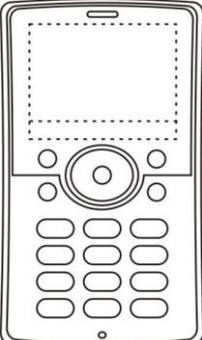
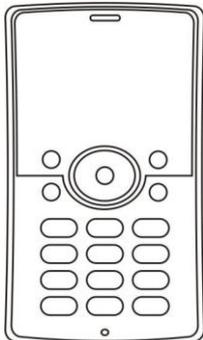
出願時 意匠の名称及び図面	補正後 意匠の名称及び図面	範囲を超えるか否かの判断理由
1 化粧箱 	ハンドバッグ 	範囲を超えていない理由： 出願時の「化粧箱」意匠につ いて、意匠の名称を「ハンドバッ グ」に補正。補正の前後の用途 はいずれも携帯用品として直 接知ることができる内容に属 することから、出願時の明細書 又は図面に開示された範囲を 超えていないと判断する。
2 パソコンケース 	電気ヒーターケース 	範囲を超えている理由： 出願時の「パソコンケース」意 匠について、意匠の名称を異なる 用途である「電気ヒーターケ ース」に補正し、且つ図面を補 正して、横ストライプから横曲 線に変更されており、異なる外 観内容を生じているため、出願 時の明細書又は図面に開示さ れた範囲を超えていると判断 する。
3 リモコン 	携帯電話 	範囲を超えている理由： 出願時の「リモコン」意匠につ いて、意匠の名称を異なる用途 である「携帯電話」に補正し、

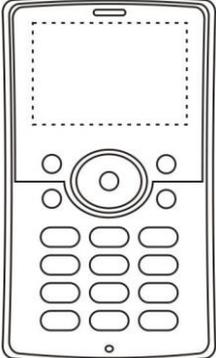
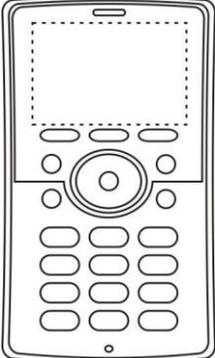
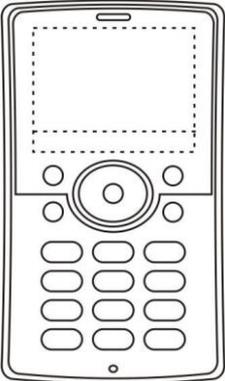
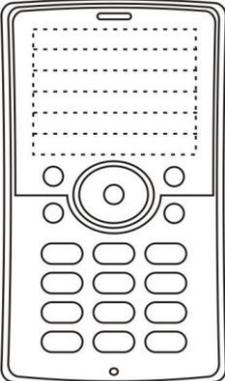
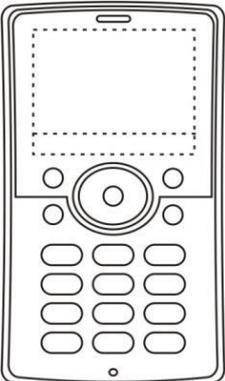
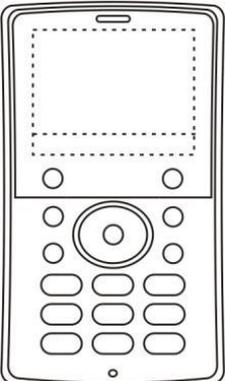
		<p>且つ図面を補正して、中段両側を円弧のデザインに変更し、並びに楕円形のボタン 2 つを追加したことで異なる外観内容が生じたため、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていると判断する。</p>
<p>4 時計のケース</p> 	<p>腕時計</p> 	<p>範囲を超えている理由： 出願時の「時計のケース」意匠について、補正時にベルトパーツを追加し、且つ意匠の名称を図面と一致するよう「腕時計」と補正した。補正後のベルトパーツは出願時の明細書及び図面に開示されておらず、出願時の明細書及び図面から直接知ることができない内容であるため、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていると判断する。</p>
<p>5 脚付きグラス</p> 	<p>脚付きグラス</p> 	<p>範囲を超えている理由： 出願時の「脚付きグラス」意匠について、補正時に表面の模様という特徴を追加した。補正後の表面の模様は出願時の明細書又は図面に開示されておらず、出願時の明細書又は図面から直接知ることができない内容であるため、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていると判断する。</p>
<p>6 手提げ袋</p>	<p>手提げ袋</p>	<p>範囲を超えている理由： 出願時の「手提げ袋」意匠について、補正時にデザイン外観を変更した。補正後に生じた外観</p>

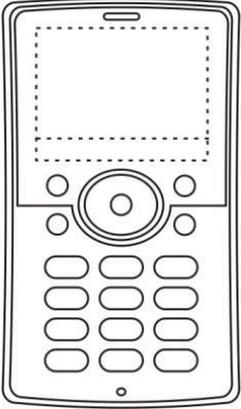
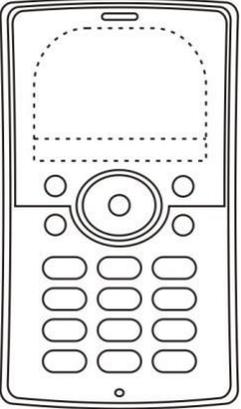
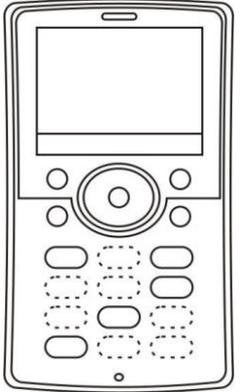
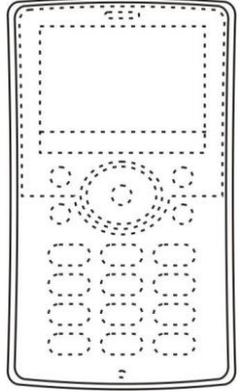
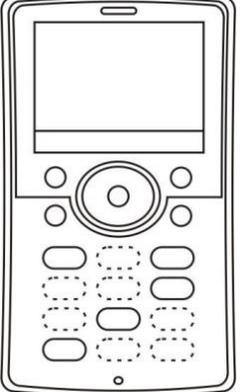
		<p>内容は出願時に直接知ることができない内容であるため、出願時の明細書又は図面に開示した範囲を超えていると判断する。</p>
<p>7 生地</p>  <p>平面図(代表圖)</p>  <p>單元圖</p>	<p>生地</p>  <p>平面圖(代表圖)</p>  <p>單元圖</p>	<p>範囲を超えている理由： 出願時の「生地」意匠について、補正時に模様構成ユニットの数量と配置を変更した。補正後に生じた外観内容が出願時に直接知ることができない内容であるため、出願時の明細書又は図面に開示した範囲を超えていると判断する。</p>
<p>8 ジョイント</p> 	<p>ジョイント</p> 	<p>範囲を超えている理由： 出願時の「ジョイント」意匠について、補正時に凸部のデザイン比率、数量及び細部のデザインを変更した。補正後に生じた外観内容が出願時に直接知ることができない内容であるため、出願時の明細書又は図面に開示した範囲を超えていると判断する。</p>
<p>9 ハサミ</p>	<p>ハサミ</p>	<p>範囲を超えている理由： 出願時の「ハサミ」意匠について、補正時にハサミのグリップ部分を円形に変更した。補正後</p>

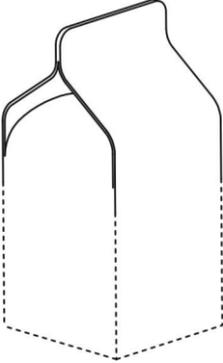
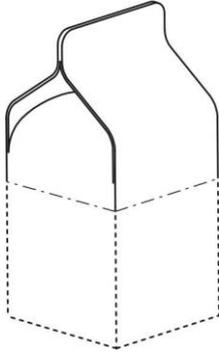
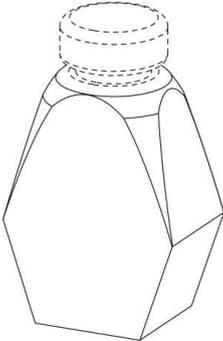
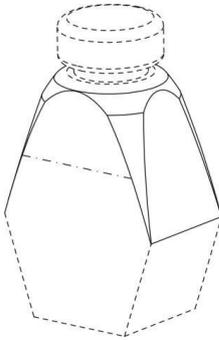
		<p>に生じた外観内容が出願時に直接知ることができない内容であるため、出願時の明細書又は図面に開示した範囲を超えていると判断する。</p>
<p>10 ソファ</p> 	<p>ソファ</p> 	<p>範囲を超えている理由： 出願時の「ソファ」意匠について、補正によりデザイン外観を完全に変更した。補正後に生じた外観内容が出願時に直接知ることができない内容であるため、出願時の明細書又は図面に開示した範囲を超えていると判断する。</p>
<p>11 手提箱</p> 	<p>手提箱</p> 	<p>範囲を超えている理由： 出願時の「手提箱」意匠について、補正時に箱のデザイン外観を完全に変更した。補正後に生じた外観内容が出願時に直接知ることができない内容であるため、出願時の明細書又は図面に開示した範囲を超えていると判断する。</p>
<p>12 カメラ</p> 	<p>カメラのレンズ</p> 	<p>範囲を超えていない理由： 出願時の「カメラ」の全体意匠について、補正時に本来開示していた部分の実線を破線にし、且つ意匠の名称を図面と一致するよう補正した。補正後の「カメラのレンズ」という部分</p>

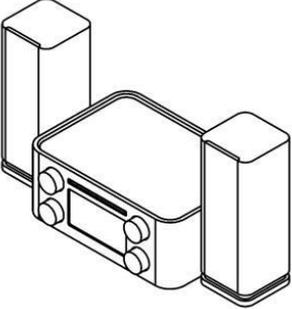
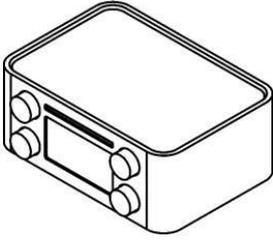
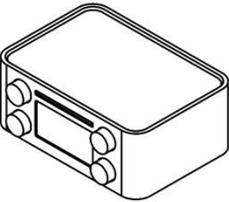
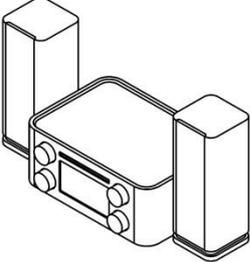
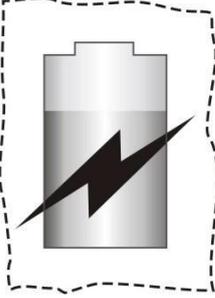
		意匠はすでに出願時の図面に開示されていたため、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断する。
13 カメラのレンズ 	カメラ 	範囲を超えていない理由： 出願時の「カメラのレンズ」という部分意匠を、補正時に本来開示されていた部分である破線を実線にし、且つ意匠の名称を図面と一致させた。補正後の「カメラ」という全体意匠はすでに出願時の図面に開示されていたため、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断する。
14 カメラのレンズ 	カメラの本体 	範囲を超えていない理由： 出願時の「カメラのレンズ」の部分意匠について、補正時に本来開示されていた実線を全て破線に変更し、本来開示されていた破線を全て実線に変更し、且つ意匠の名称を「カメラの本体」の部分意匠に補正した。補正により「カメラの本体」の部分意匠は出願時の図面にすでに開示されていることから、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断する。
15 発光パネル	発光パネルの一部	範囲を超えている理由： 出願時の「発光パネル」の全体意匠を補正により「発光パネルの一部」に変更した。出願時の図面の既存部分の実線を破線に変更したものであるが、補正

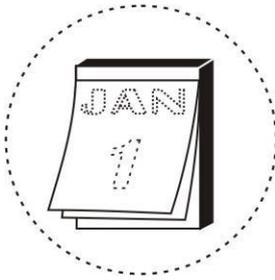
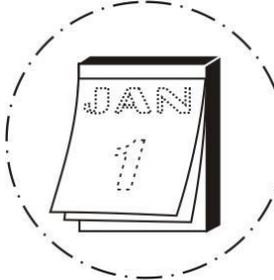
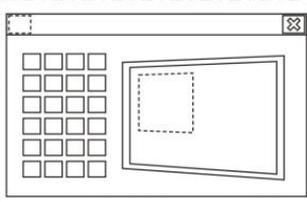
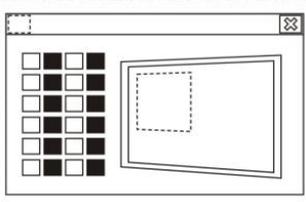
		<p>により表現された意匠は、出願時に開示されておらず、直接知ることができない内容に属するため、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていると判断する。</p>
<p>16 携帯電話の一部</p> 	<p>携帯電話の一部</p> 	<p>範囲を超えている理由： 出願時の「携帯電話の一部」の部分意匠を、補正により本来開示されていた一部の実線を削除したが、補正後に表現された意匠は出願時に開示されておらず、直接知ることのできない内容に属することから、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていると判断する。</p>
<p>17 携帯電話の一部</p> 	<p>携帯電話</p> 	<p>範囲を超えている理由： 出願時の「携帯電話の一部」の部分意匠を、補正により本来開示されていた一部の破線を削除したが、補正後に表現された意匠は出願時に開示されておらず、直接知ることのできない内容に属することから、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていると判断する。</p>
<p>18 携帯電話の一部</p>	<p>携帯電話の一部</p>	<p>範囲を超えている理由： 出願時の「携帯電話の一部」の部分意匠について、補正時に意匠を主張する部分として一部実線を追加したが、補正後に表現された意匠は、出願時に開示されておらず、直接知ることが</p>

		<p>できない内容に属することから、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていると判断する。</p>
<p>19 携帯電話の一部</p> 	<p>携帯電話の一部</p> 	<p>範囲を超えている理由： 出願時の「携帯電話の一部」の部分意匠について、補正時に意匠を主張しない部分として一部破線を追加したが、補正後に表現された意匠は、出願時に開示されておらず、直接知ることができない内容に属することから、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていると判断する。</p>
<p>20 携帯電話の一部</p> 	<p>携帯電話の一部</p> 	<p>範囲を超えている理由： 出願時の「携帯電話の一部」の部分意匠について、補正時に一部の実線を変更したが、補正後に表現された意匠は出願時に開示されておらず、直接知ることができない内容に属することから、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていると判断する。</p>
<p>21 携帯電話の一部</p>	<p>携帯電話の一部</p>	<p>範囲を超えている理由： 出願時の「携帯電話の一部」の部分意匠について、補正時に意匠を主張しない部分として一部の破線を変更したが、補正後に表現された意匠は出願時に開示されておらず、直接知ること</p>

		<p>とができない内容に属することから、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていると判断する。</p>
<p>22 携帯電話</p> 	<p>携帯電話の一部</p> 	<p>範囲を超えている理由： 出願時の「携帯電話」の全体意匠について、補正時に本来開示していた一部の実線をランダムに破線に変更し、且つ意匠の名称を図面の内容と一致するように補正した。しかし、補正後に表現された意匠は、出願時に開示された内容からは、どの線又はデザイン特徴ユニットが任意に選択されて意匠を主張する部分である実線になったのか判断できず、直接知ることのできない内容に属することから、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていると判断する。</p>
<p>23 携帯電話の一部</p> 	<p>携帯電話の一部</p> 	<p>範囲を超えている理由： 出願時の「携帯電話の一部」の部分意匠について、補正時に本来開示されていた一部の破線をランダムに実線に変更した。補正後に表現された意匠は、出願時に開示された内容からは、どの線又はデザイン特徴ユニットが任意に選択されて意匠を主張する部分である実線に</p>

		<p>なったのか判断できず、直接知ることのできない内容に属することから、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていると判断する。</p>
<p>24 パッケージの一部</p> 	<p>パッケージの一部</p> 	<p>範囲を超えていない理由： 出願時の「パッケージの一部」の部分意匠について、補正により外観形状の両端に新たに境界線を追加し、「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」をより明確に区別した。補正後の「パッケージの一部」の部分意匠はすでに出願時の図面に開示されていたことから、出願時の明細書又は図面で開示された範囲を超えてないと判断する。</p>
<p>25 瓶の一部</p> 	<p>瓶の一部</p> 	<p>範囲を超えている理由： 出願時の「瓶の一部」の部分意匠について、補正により外観形状において任意選択の方式で境界線を追加し、「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」をより明確に区別した。しかし、補正後に表現された意匠は、出願時に開示された内容からどのエリアが意匠を主張する部分としてどのように任意に選択されたのか判断することができず、直接知ることのできない内容に属することから、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていると判断する。</p>

<p>26 オーディオセット</p> 	<p>プレーヤー</p> 	<p>範囲を超えていない理由： 出願時の「オーディオセット」の組物意匠について、構成物品の一部を削除した。補正後の「プレーヤー」の意匠はすでに出願時の図面に開示されていたため、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断する。</p>
<p>27 プレーヤー</p> 	<p>オーディオセット</p> 	<p>範囲を超えている理由： 出願時の「プレーヤー」意匠に、スピーカーを追加し、意匠の名称を図面と一致させて「オーディオセット」と補正した。補正後のスピーカーは出願時の明細書又は図面に開示されておらず、新規事項の導入になるため、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていると判断する。</p>
<p>28 ディ스플레이モニターのアイコン</p> 	<p>ディスプレイモニターのアイコン</p> 	<p>範囲を超えていない理由： 出願時の「ディスプレイモニターのアイコン」の画像意匠について、補正によりアイコンの外側エリアにディスプレイモニターを示す破線を追加した。補正後の「ディスプレイモニターのアイコン」の意匠は、すでに出願時の明細書及び図面に開示されていることから、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断する。</p>
<p>29 ディ스플레이パネルのアイコン</p>	<p>ディスプレイパネルのアイコン</p>	<p>範囲を超えていない理由： 出願時の「ディスプレイパネルのアイコン」の画像意匠につい</p>

		<p>て、補正によりアイコンの外側エリアの破線を一点鎖線に変更した。補正後の「意匠を主張しない部分であるディスプレイパネルを示す一点鎖線」は「意匠を主張しない部分であるアイコン内の破線」とは明らかに区別して表現されているため、且つ意匠はすでに出願時の明細書及び図面に開示されていることから、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断する。</p>
<p>30 ディスプレイパネルのアイコン</p> 	<p>ディスプレイパネルのアイコン</p> 	<p>範囲を超えている理由： 出願時の「ディスプレイパネルのアイコン」の画像意匠について、補正により本来開示されていた破線を削除した。しかし補正後に表現された意匠は出願時に開示されておらず、直接知ることができない内容に属することから、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えると判断する。</p>
<p>31 ディスプレイモニターの GUI</p> 	<p>ディスプレイモニターの GUI</p> 	<p>範囲を超えている理由： 出願時の「ディスプレイモニターの GUI」の画像意匠について、補正により出願時の図面の中の既存の一部ブロックの実線を黒のブロックに変更しただけであるが、補正後に表現された意匠は、出願時に開示されておらず、直接知ることができない内容に属することから、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えると判断す</p>

		る。
--	--	----

2. 訂正

2.1 はじめに

意匠の出願は一旦登録査定が公告されたら公衆の利益に関係することになり、訂正が許可された明細書又は図面が専利公報に公告された後、出願日に遡及して発効する。もし、意匠権者が任意に明細書又は図面を訂正することを許可し、その所有する意匠権の保護範囲を拡大、変更させると、必然的に公衆利益に影響することとなり、専利制度の公平、公正の意旨に反するため、明細書又は図面の訂正については、誤記又は誤訳の訂正或いは不明瞭な記載の説明に限り、専利主務官庁に訂正を提出することができる。

2.2 訂正の時機

意匠権者が明細書又は図面を訂正できる時機は以下のとおり。

- (1) 意匠出願が意匠権を取得した後、意匠権者が自発的に訂正を申請。
- (2) 意匠出願について、他人から無効審判が請求され、意匠権者が答弁と同時に訂正を提出。

2.3 訂正の項目

専利の明細書又は図面に対して、意匠権者は誤記又は誤訳の訂正、或いは不明瞭な記載の説明のみ、専利主務官庁に対し訂正を申請することができる。

いわゆる誤記とは、一般的に当該意匠の属する分野における通常の知識を有する者がその出願前の通常の知識に基づいて、外部文献を参考しなくても直接明細書又は図面の全体的内容と上下の文句から、直ちに明らかに誤りのある内容であると判別することができ、考えることなく訂正すべき箇所とどのように訂正すれば、本来の意味に直すことができるか知ることができるもので、該本来の意味は明細書又は図面に既に記載されたものでなければならず、解読する際に本来の実質的内容に影響しない場合、誤記事項に属する。例えば：文字に明らかに漏れ又は誤り、前後の記載の用語又は名詞が一致しない、意匠の説明に記載された文字が明らかに図面に開示された内容と一致しない、図面の間に明らかに不一致がある場合等である。

いわゆる誤訳とは、出願人が先に外国語書類による出願を提出し、後に補正で中国語版を提出する時、中国語の単語又は語句の翻訳に誤りがある状況の場合、誤訳の事項に属する（誤訳の訂正についての詳細な説明は、本章「3.誤訳の訂正」を参照）。

いわゆる不明瞭な記載とは、登録査定となった意匠の明細書又は図面に開示された内容が依然として不明確であるが、当該意匠の属する分野における通常の知識を有する者が、出願時の明細書又は図面の各図面及び文字に開示された内容から、その実質的内容を明確に理解できるが、意匠権者が該部分を訂正又は釈明すれば、本来の意匠をより明確に理解し誤解を生まない場合を指す。

意匠の訂正がたとえ前述した事項に限られるとしても、図面自体を訂正した時は意匠権の範囲には通常変動が生じ、明細書のみで訂正をする場合にも、当該意匠権の範囲に影響する可能性があるため、訂正は誤記の訂正又は不明瞭な記載の釈明は、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えてはならず、明細書及び図面が外国語書類により提出された場合、その誤訳の訂正は出願時の外国語書類に開示された範囲を超えてはならない以外に、公告時の図面を実質的に拡大又は変更してもならない。

出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超える判断については、本章 1.3 「出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えるかの判断」を参照のこと。

出願時の外国語書類に開示された範囲を超える判断については、本章 3.3.2.1 「誤訳の訂正が外国語書類に開示された範囲を超えないかの判断」を参照のこと。

公告時の図面の実質的拡大又は変更についての判断は、以下の節の「図面の実質的拡大又は変更」を参照のこと。

2.4 図面の実質的拡大又は変更

公告時の図面の実質的拡大又は変更の判断については、公告時の図面に開示された専利出願に係る意匠の内容の範囲を判断基準とする。公告の図面の実質的拡大又は変更には、二つの状況が含まれ、即ち、図面の訂正のより公告時の図面内容の範囲に実質的拡大又は変更をもたらした場合と図面にはいかなる訂正もせず、意匠の明細書の記載のみを訂正したことで、公告時の図面内容の範囲に実質的拡大又は変更をもたらした場合である。

(1) 図面の訂正により図面の実質的拡大又は変更をもたらす場合。例えば、図面の「使用状態図」について、それが誤記であると主張して「参考図」に訂正する場合、「参考図」は出願する意匠の参考とされるのみで、意匠権の範囲としてはならないため、本来意匠権の範囲に属する「使用状態図」を「参考図」に訂正することは、図面の実質的拡大となる。逆に、図面の「参考図」について、それが誤記であると主張して「使用状態図」に訂正する場合、その意匠権の範囲を縮減することになるが、本来意匠権の範囲に属していない「参考図」を「使用状態図」に訂正することは、やはり図面の実質的変更に属する。

- (2) 明細書を訂正して図面の実質的拡大又は変更をもたらす場合。例えば、出願時の意匠の名称に記載した「自動車」を「玩具の車」に訂正した場合、当該図面にはいかなる訂正も行われませんが、意匠が応用される物品が既に実質的に変更していることから、やはり図面の実質的変更に属する。

2.5 訂正の効果

訂正が許可された明細書又は図面は専利（意匠）公報に公告された後、出願日まで遡及して発効する。

2.6 審査の注意事項

- (1) 意匠権者による訂正の申請の原因が不明である時、例えば、明細書又は図面の訂正書のみ提出したが、訂正理由及び根拠法条文を説明せず、通知しても応答しない場合は、当該訂正を受理しない。
- (2) 専利主務官庁が訂正を審査する対象は中国語版であり、意匠権者が外国語版のみ訂正し、同時に中国語版の訂正書を提出しない場合は、当該外国語版の訂正の問題について、外国語版の訂正を不受理とすべきである。ただし、明らかな誤記に属する場合、専利主務官庁は外国語版について訂正が申請されたものに対し、「准予備査（予備審査として許可）」と回答することができる。
- (3) 意匠権者が提出した訂正内容について、一部訂正を許可しない場合は、専利主務官庁は、理由を明記した上で専利権者に対し指定期間内に再び訂正を提出するよう通知しなければならない。期限を過ぎても訂正しない場合、全ての訂正を許可しないとすべきである。
- (4) 明細書又は図面を訂正する場合、訂正後の訂正箇所には線をひいてない線無し版の全ての明細書又は図面を添付しなければならない。
- (5) 訂正の審査中に意匠権が当然消滅した場合、依然として審査を続行し、並びに当然消滅した事実を処分書にて併せて説明しなければならない。

3. 誤訳の訂正

3.1 はじめに

意匠出願人が専利主務官庁に意匠出願の際に提出する明細書又は図面について、出願時に中国語版を提出せず、外国語版を先に提出し、且つ専利主務官庁が指定した期間内に中国語版を補正した場合、その外国語版を提出した日を出願日とすることができる。

出願は外国語版を提出した日を出願日とすることができ、その開示された意匠の内容の最大の範囲は即ち当該外国語版により確定され、後に補正により補われる中国語版の内容は当該外国語版の範囲にカバーされている必要があり、

当該外国語版に開示された範囲を超えてはならない。当該補正した中国語版について、出願人が後で翻訳ミスを発見した時、誤訳の訂正の機会が与えられるべきであるが、外国語版で開示された範囲を超えてはならない。

誤訳の訂正の制度は、中国語版の翻訳ミスの問題を克服するため、訂正を許可するか否かの対比基礎は出願日を取得した外国語版とする。翻訳ミスにより訂正が許可された場合、当該訂正版の中の訂正を許可された事項は、訂正申請前の中国語版（補正がある場合は補正版、公告された場合は公告版）の対応する記載の事項に代わり、当該訂正版を後続する一般的な補正及び訂正の対比基礎とする。

3.2 誤訳の訂正の時機

誤訳の訂正の時機は、中国語版を補正した日から初審又は再審査の査定書が送達される前の期間内に、単独又は補正と同時に申請を提出することができ、意匠権の取得後においても、単独又は訂正と同時に申請を提出することができる。

3.3 誤訳の訂正の審査

3.3.1 形式要件

誤訳の訂正の申請には、訂正申請書を具備しなければならない、並びに訂正版（ページ）及び訂正理由の説明を添付しなければならない。明細書を訂正する場合、訂正申請書には訂正するページ数、行、訂正理由及び対応する外国語版のページ数と行を記載しなければならない。図面を訂正する場合、訂正申請書には訂正する図面の名称、訂正理由及び対応する外国語版の図面の名称を記載しなければならない。訂正部分に線をひいた明細書の訂正ページについては、その線の対比基礎は訂正申請前の中国語版とし、すでに以前補正が許可されていた場合、別途補正が許可された当該補正版（ページ）を対比基礎となる線あり版（ページ）として添付しなければならない。

誤訳の訂正の審査の申請について、訂正申請書の記載が規定に符合しておらず、又は添付された書類に誤り、不足がある場合、出願人に期限を設けて補正を通知することができ、期限を過ぎても補正しなかった場合、訂正申請前の中国語版に基づき審査を続行し、並びに査定時にその理由を説明する。しかし、申請書と関連書類にすでに実質的な訂正事項が記載されていた場合、当該訂正申請を受理して審査を続行することができる。

3.3.2 実体要件

誤訳の訂正の実体審査は、まず当該訂正の申請が誤訳に属するか否かを判断し、次に当該誤訳の訂正が外国語版に開示された範囲を超えるか否かを判断す

る必要がある。意匠権を取得した後に誤訳の訂正を申請した場合は、当該訂正の結果が公告時の図面の実質的拡大又は変更になるか否かを判断する必要がある。

3.3.2.1 誤訳の判断

誤訳の訂正は、翻訳ミス of 中国語の単語又は語句に対する訂正で、当該中国語の単語又は語句は外国語の単語又は語句と対応していなければならない。外国語版のある段落が翻訳漏れしている中国語版については、外国語の単語又は語句が中国語の単語又は語句に翻訳される過程に生じたミスに属するものではない場合、誤訳の訂正は適用されない。しかし、当該段落の内容がすでに中国語版のその他の部分で開示されている場合、補正によりその内容を中国語版に補正することができる。

誤訳の訂正の申請について、審査を経て翻訳ミスに属しないとされた場合、直接、訂正申請前の中国語版（補正された場合は補正版）に基づき審査を続行し、その他の専利を付与しない事由がある場合には、訂正を許可しない事由と併せて審査意見書を発行して出願人に応答、補正又は再訂正の機会を与える。

出願人が後に提出した応答、補正又は再訂正について、先の通知で訂正が許可されず専利を付与しない拒絶理由を克服することができた場合、当該出願の審査を続行する。期限を過ぎても応答せず、又は訂正を許可しない又は専利を付与しない拒絶理由を克服できない時には、拒絶査定とすべきである。

3.3.2.1 誤訳の訂正が外国語版に開示された範囲を超えていないとする判断

訂正版が外国語版に開示された範囲を超えていないとは、訂正版に記載された事項が外国語版にすでに明確に記載されている場合、又は当該意匠が属する分野における通常の知識を有する者が外国語版の記載事項から直接知ることができる場合を指す。例えば、中国語版の意匠の名称の記載が「バイク」で、外国語版の意匠の名称の記載が「cycle」の場合、誤訳の訂正により専利出願に係る意匠と一致するよう「自転車」に改めるもの、中国語版の意匠の説明に照明カバーの表面特徴が「不透明」と記載されているものが、外国語版では「*semiopaque*」と記載されており、誤訳の訂正により「半透明」に改めるもの、又は中国語版の図面の中の図面の名称が「正面図」と記載されているものが、外国語版では「*top view*」と記載されており、誤訳の訂正により「上面図」と改めるものは、外国語版に開示された範囲を超えないと判断すべきである。

誤訳の訂正の申請について、審査により訂正後の内容が外国語版に開示された範囲を超えている場合、外国語版に開示された範囲を超えていることを理由に訂正を許可せず、並びに訂正申請前の中国語版（補正された場合は補正版）に基づいて審査を続行することができる。その他専利を付与しない事由がある時

は、訂正を許可しない事由を併せて審査意見通知書を発行し、出願人に応答、補正又は再訂正の機会を与える。

出願人が後に提出した応答、補正又は再訂正について、以前通知した訂正を許可しない及び專利を付与しない拒絶理由を克服できれば、当該出願の審査を続行することができる。期限を過ぎても応答しない、又は訂正を許可しない又は專利を付与しない拒絶理由を克服できない時は、拒絶査定としなければならない。

3.4 審査の注意事項

- (1) 誤訳の訂正を審査する時、補正の審査が完了していない場合、先ず誤訳の訂正を審査しなければならない、それから当該訂正版（ページ）の審査結果に基づいて補正の審査を続行する。審査により訂正を許可しない時は、訂正申請前の中国語版（補正された場合は補正版）に基づき審査を続行する。その他の專利を付与しない事由がある時は、訂正を許可しない事由と併せて出願人に応答又は補正するよう通知する。審査により訂正が許可された場合、当該訂正版を一般の補正の対比基礎とする。
- (2) 中国語版の用語又は段落に語意の不明又は不合理がある時、その前後の記載内容又は当該分野の通常知識からその正確な内容が何かを判断することができる場合、審査時に外国語版を対比する必要はなく、出願人に一般の補正を通知すればよい。中国語版でその正確な内容がなにか判断できない場合も、外国語版と対比する必要はなく、当該出願は專利法第 126 条に規定された開示要件に違反することを理由として出願人に応答するよう通知する。
- (3) 審査時には、原則上自発的に中国語版と外国語版の内容を対比する必要はない。対比が必要な時、外国語の種類がことなることで、審査上必要であると認められる時、出願人に期限を設けて中国語版と外国語版を対比した説明を提出するよう通知することができる。出願人が誤訳の訂正を申請する時も、対比説明を提出しなければならない。

第七章 分割及び変更出願

1. 分割	2
1.1 はじめに	2
1.2 分割要件	2
1.2.1 形式要件	2
1.2.2 実体要件	3
1.3 分割出願の効果	5
1.4 審査の注意事項	5
2. 変更出願	5
2.1 はじめに	5
2.2 変更出願の要件	6
2.2.1 形式要件	6
2.2.2 実体要件	6
2.3 変更出願の効果	6
2.4 審査の注意事項	7

第七章 分割及び変更出願

専利出願に係る意匠が実質上 2 つ以上の意匠である時、分割を申請することができる。専利を出願した後、出願する専利の種類が適切ではない場合は、その他の種類の専利に出願変更することができ、特許又は実用新案の出願後に意匠出願に出願変更することができる。同じ種類の変更出願については、意匠出願後に関連意匠出願に出願変更する、又は関連意匠出願後に意匠出願に出願変更するものがある。本章ではそれぞれ分割出願及び変更出願に関連する基準について説明する。

1. 分割

1.1 はじめに

意匠出願は、それぞれの意匠ごとに出願を提出しなければならない一意匠一出願である。また、2 つ以上の物品について、同一の類別に属する物で且つ習慣上組物物品として販売又は使用される場合、その 2 つ以上の物品で構成された全体を一意匠と見なすことができ、一つの意匠出願で出願を提出することができる（本章では以下「組物意匠」と称する。）。実質上 2 つ以上の意匠（一意匠一出願に符合しない、又は組物意匠の定義に符合しないことを含む）である場合、出願を分割することができる。このほか、明細書又は図面に開示されているが専利を出願していない意匠についても、出願人は自発的に分割出願することができる。

一つの出願において 2 つ以上の同一又は類似する意匠がある場合、同一の意匠であれば、そのうちの一意匠のみ出願でき、残りの意匠は削除しなければならない。類似する意匠であれば、1 つを選択して意匠出願し、残りの意匠は分割又は関連意匠へ出願変更しなければならない。

分割後の出願（以下「子出願」と称する。）は、依然として原意匠（親出願）の出願日を出願日とし、出願人及び社会公衆の利益の均衡のため、並びに先願主義及び将来取得する権利の安定性を両立させるため、子出願は親出願の出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えてはならない。

1.2 分割要件

1.2.1 形式要件

分割出願の形式要件である「分割出願をする者」、「分割出願の法定期間」、「備えるべき書類及び記載すべき事項」については、第一篇方式審査基準第 13 章「分割及び変更出願」第 1 節を参照。

1.2.2 実体要件

- (1) 専利出願に係る意匠が実質上 2 つ以上の意匠である場合、以下の状況の例のように、出願人は出願を分割して専利を付与しない事由（拒絶理由）を克服することができる。
 - a. 専利出願に係る意匠が 2 つ以上の外観又は 2 つ以上の物品を含み、一意匠一出願に符合しない場合。
 - b. 2 つ以上の物品で組物意匠を出願したが、当該構成物品が異なる類別に属するものである、又は習慣上組物として販売又は使用されるものではない場合。
- (2) 専利出願に係る意匠が、実質上 2 つ以上の意匠であり、図面に開示された 2 つ以上の物品の意匠を指すのではなく、分割前の親出願の明細書又は図面に開示された内容が実質上 2 つ以上の意匠とすることができる場合、一意匠一出願には符合しているものの、例えば図面の「参考図」が明らかに開示されたもう一つの意匠（図 7-1 を参照）、又は図面で明らかに開示されたそのコンポーネント（図 7-2 を参照）又は異なる範囲の主張内容（図 7-3 を参照）のような、出願人が出願時の明細書又は図面に開示したが意匠権について、そのうちの 1 つ又は多数の意匠を分割して、もう一つの又は多数の出願とすることができる。
- (3) 出願人は分割出願した後、親出願の明細書又は図面を補正する場合、補正の手続きにより審査を続行する。
- (4) 子出願は親出願の出願日を出願日とすることができることから、分割後の子出願の明細書又は図面は、親出願の明細書又は図面に開示された範囲を超えてはならない。当該親出願の出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超える場合、分割後の出願は親出願の出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えてはならないとの規定に違反することから、出願人に答弁を通知する。期限内に応答しなかった又は応答に理由なしと判断した場合、拒絶査定としなければならない。

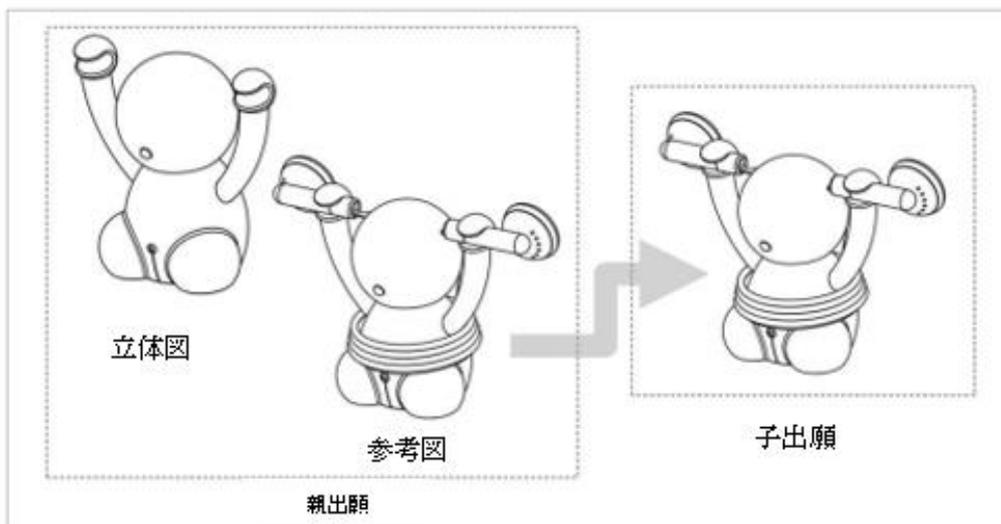


図 7-1 イヤホンコードホルダー

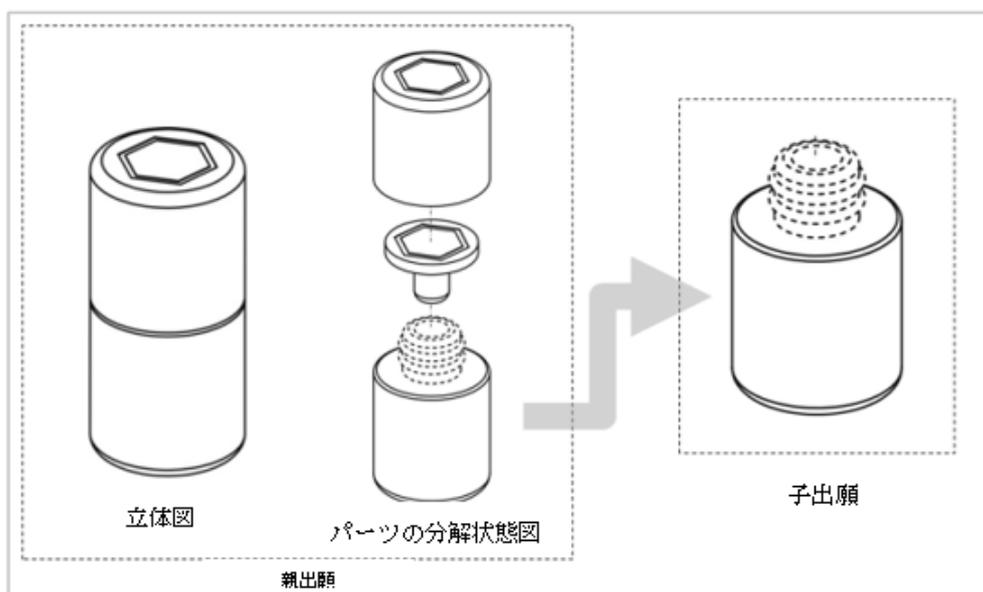


図 7-2 容器の一部

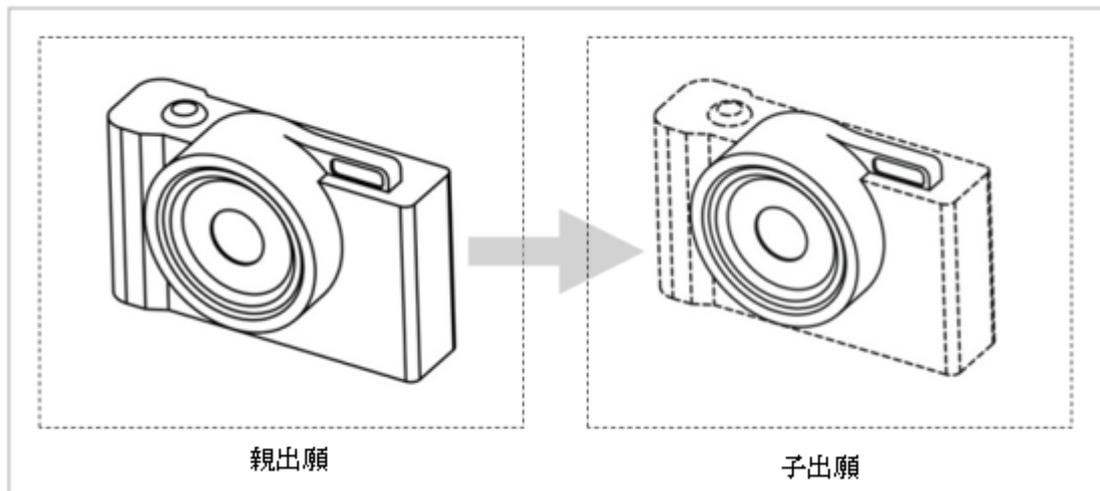


図 7-3 カメラの一部

1.3 分割出願の効果

- (1) 子出願は親出願の出願日とその出願日とすることができる。
- (2) 親出願で優先権を主張していた場合、子出願も優先権を主張でき、その専利要件の審査については、当該優先日が専利要件を判断する基準日とする。
- (3) 親出願で新規性又は創作性喪失の例外を主張していた場合、子出願も新規性又は創作性喪失の例外を主張することができる。

1.4 審査の注意事項

- (1) 親出願が主張している優先権或いは新規性又は創作性喪失の例外を主張する場合、それぞれの子出願の願書においてその旨声明し、並びに証明書類一式のコピーを添付しなければならない。
- (2) 出願を分割する時は、本来出願した専利の種類を変更してはならない。即ち、親出願が意匠の場合、子出願を特許又は実用新案としてならないが、親出願の関連意匠又は別の意匠出願とすることができる。
- (3) 参考図に開示された内容に、専利出願に係る意匠以外の物品が含まれる時、出願人に分割するよう通知する必要はない。
- (4) 出願が分割された後、たとえ親出願が後に取下げ、放棄、不受理、査定又は取消となっても、子出願の効力には影響しない。

2. 変更出願

2.1 はじめに

専利は特許、実用新案及び意匠の 3 種類に分けられ、特許及び実用新案は自然法則を利用した技術思想の創作を保護するもので、意匠は物品外観について

視覚を通じて訴求される創作を保護するものである。出願する専利の種類は出願人が自ら決定し、出願人が専利出願後、出願した専利の種類がそのニーズに合わない、又は専利法で規定されている意匠の対象に符合しないことを発見した場合、例えば内部構造の意匠出願で、すでに出願日を取得した本来の出願（本節では以下「原出願」と称する）を直接「他種」の専利出願へ変更（本節では以下「変更出願」と称する）することができ、原出願の出願日を変更出願の出願日とすることができるれば、専利出願人にとって相当便利で有利なものとなる。

前述した「他種」の専利への変更出願のほかに、「同種」の専利への変更出願について、例えば関連意匠が同一出願人によるもの及び親意匠と類似するものという要件に符合しない場合、出願人は関連意匠を意匠に変更出願することができる。

変更出願は、原出願の出願日とその出願日とすることができることから、出願人及び社会公衆の利益の均衡、並びに先願主義及び将来取得する権利の安定性の両立のため、変更出願は原出願の出願時の明細書又は図面に開示された範囲内のみに限られる。

2.2 変更出願の要件

2.2.1 形式要件

変更出願における形式要件の「変更出願する者」、「変更出願の法定期間」、「備えるべき書類及び記載すべき事項」、「反復する変更出願に関する規定」については、第一篇方式審査基準第13章「分割及び変更出願」第2節を参照のこと。

2.2.2 実体要件

- (1) 出願変更で受理した変更出願は、一般出願の専利要件に基づき審査しなければならない。
- (2) 変更出願は原出願の出願日とその出願日とすることができることから、変更出願の明細書又は図面は、原出願の出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えてはならず、超えるか否かの判断原則は本篇第6章「1.補正」を参照のこと。変更出願の明細書又は図面が原出願の出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超える場合、出願人に答弁するよう審査意見通知書により通知しなければならない。

2.3 変更出願の効果

- (1) 変更出願は原出願の出願日とその出願日とする。
- (2) 原出願で優先権を主張している場合、変更出願でも当該優先権を主張することができ、その専利要件の審査については当該優先日を基準とする。

- (3) 原出願で新規性又は創作性喪失の例外を主張していた場合、変更出願でも新規性又は創作性喪失の例外を主張することができる。

2.4 審査の注意事項

- (1) 変更出願時には、願書、明細書及び図面以外に、原出願の書類を援用することができる。変更出願の図面が原出願と異なる場合、関連する図面を補充して添付しなければならない。
- (2) 変更出願が原出願で主張した優先権を主張する場合、優先権証明書類を再度添付する必要はないが、声明は依然として行う必要がある。
- (3) 変更出願が原出願で主張した新規性又は創作性喪失の例外を主張する場合、再度その証明書類を提出する必要はないが、声明は依然として行う必要がある。
- (4) 関連意匠を審査する際、それと類似する親意匠が審査を経て専利を付与しないことが確定した場合、出願人は当該関連意匠を意匠へ出願変更しなければならない。出願人が変更出願しない場合、出願人にこれを通知しなければならない。期限内に変更出願しなかった場合、関連意匠の定義に符合しないことを理由に拒絶査定とする。

第八章 部分意匠

1. 部分意匠の定義	2
2. 明細書及び図面	3
2.1 明細書.....	3
2.1.1 意匠の名称	3
2.1.2 物品の用途	4
2.1.3 意匠の説明	4
2.2 図面	5
2.2.1 図面に備えるべき図	5
2.2.2 図面の開示方法	8
2.3 専利出願に係る意匠の解釈	10
3. 専利要件.....	12
3.1 産業上の利用性	12
3.2 新規性.....	12
3.2.1 物品の同一又は類似の判断	13
3.2.2 外観の同一又は類似の判断	13
3.2.3 事例	14
3.3 創作性.....	16
3.3.1 創作性の判断基準.....	16
3.3.2 事例.....	17
3.4 先願主義.....	18
3.4.1 先願主義の判断基準	18
3.4.2 事例	20
4. 一意匠一出願.....	21

第八章 部分意匠

意匠は、「物品」の全部又は部分の形状、模様、色彩又はその組み合わせ（本章では、以下「外観」という）を保護し、視覚を通じて訴求される創作である。物品の部分の外観（本章では、以下「部分意匠」という）をもって意匠を出願することとは、市場競争者が製品の局所のデザイン特徴を剽窃し当該意匠の保護を容易に逃れることを回避するために、出願人が物品の部分の意匠創作について出願を提出することができることを指す。即ち、専利出願に係る意匠標的は、物品の全部の外観（本章では、以下「全体意匠」という）のみに限らず、出願人は、物品の局所のデザイン特徴について部分意匠を出願することを選択することができる、それによってより完全的な意匠保護範囲を取得することができる。

部分意匠の専利出願案件を審査する場合、本編のその他の章節における一般的规定に基づくもの以外に、別途判断及び処理を行う必要がある事項について、本章において説明する。

1. 部分意匠の定義

部分意匠とは、物品の部分の外観について出願される意匠を指し、その保護標的の態様は、大まかに「物品の部分パーツ」（例えば図 8-1 に示す「指示ライトの基台」）及び「物品の部分的特徴」（例えば図 8-2 に示す「運動靴の部分」の表面模様、又は図 8-3 に示す「リモコンの部分」の形状輪郭）に分けられる。専利出願に係る部分意匠が、物品中の複数のパーツ又は複数の特徴に応用されるもの（例えば図 8-4 に示す「デスクランプの部分」及び図 8-5 に示す「包装袋の部分」）である場合も、部分意匠を出願することができる。

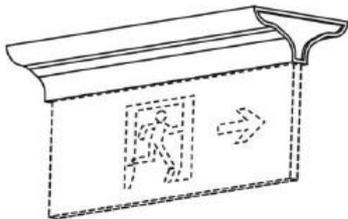


図 8-1



図 8-2

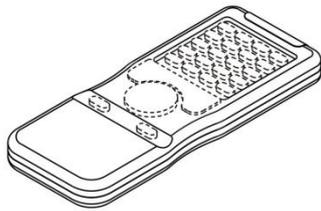


図 8-3



図 8-4

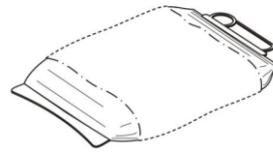


図 8-5

2. 明細書及び図面

2.1 明細書

意匠の出願に係る明細書について、その内容には、意匠の名称、物品の用途、及び意匠の説明が含まれなければならない。ここで、物品の用途又は意匠の説明が意匠の名称又は図面に明確に表現されている場合は、記載しなくてもよい。

2.1.1 意匠の名称

意匠の名称の指定する物品が専利出願に係る意匠の実質的内容と一致するよう、物品の部分パーツをもって部分意匠を出願する場合は、当該意匠の名称には何物品の何パーツであるかを明記しなければならない。例えば図 8-1 の例に示すように、「意匠を主張する部分」は、指示ライトの基台であり、意匠の名称には「指示ライトの基台」を記載しなければならない。何物品の何パーツであるかが明記されていないことによって、主張しようとする標的が不明確となっている場合は、明細書が「実施可能要件」に違反することを理由に出願人に対して期限までに補正するよう通知しなければならない。当該部分意匠が物品の部分的特徴について意匠を主張するが物品の何パーツであるかを明瞭に示しにくい場合は、意匠の名称を応用する「物品」又は「物品の部分」として記載することができる。例えば図 8-2 の例に示すように、意匠の名称を「運動靴」又は「運動靴の部分」として記載することができ、また図 8-3 の例に示すように、意匠の名称を「リモコン」又は「リモコンの部分」と記載することができる。

又、審査官は、意匠の名称の指定する物品に基づき、図面の内容及び物品の用

途の記載を対照させて、「国際工業意匠分類表」に基づき指定しなければならない。例えば意匠の名称が「自動車のヘッドライト」である場合は、当該類別番号は 26-06H0135 であり、12-08A0224（自動車）又は 26-05L0033（灯具）として指定することを回避しなければならない。しかしながら、「国際工業意匠分類表」に特定の類別が明確に定められていない場合は、その類別は当該物品と同一でなくてはならない。例えば、意匠の名称が「万年筆のグリップ」である場合、「国際工業意匠分類表」にはそのグリップの類別が明確に定められていないため、当該類別番号を 19-06B0075（万年筆）と指定しなければならない。

2.1.2 物品の用途

部分意匠の物品の用途は、主に「意匠を主張する部分」について使用方法又は機能の記述を行うことで、当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者がそれに基づいて当該意匠が応用される物品を理解することができるようにするものである。従って、物品の部分パーツをもって出願する場合、当該物品の用途には当該パーツの用途、使用方法又は機能について説明しなければならない。例えば、「この意匠が応用される物品は指示ライトの基台であり、当該基台の底部は、指示パネルが接続されるためのものであり、頂部は、天井にロックされ又は壁面に掛けられる」と記載する。一方、物品の部分的特徴をもって出願する場合、当該特徴部分が使用方法又は機能を有しなければ、物品の用途にはその従属する物品の用途、使用方法又は機能を記載しなければならない。

2.1.3 意匠の説明

部分意匠の意匠の説明は、主に「意匠を主張する部分」の外観特徴について説明することで、当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者がそれに基づいて当該意匠の外観を理解することができるようにするものである。

部分意匠の図面に開示された内容に「意匠を主張しない部分」が含まれている場合、意匠の説明には、当該「意匠を主張しない部分」の表示方法について明確且つ十分な説明を行わなければならない。例えば、「図面に開示された破線部分は、本願において意匠を主張しない部分である」（2.2.2 節の図 8-10 を参照）、
「図面に開示されたグレースケール色付けは、本願において意匠を主張しない

部分である」(2.2.2 節の図 8-11 を参照)、「図面に開示された半透明色付けは、本願において意匠を主張しない部分」(2.2.2 節の図 8-12、図 8-13 参照)、「図面に開示された破線は、応用される運動靴物品を示し、本願において意匠を主張しない部分である。図面における一点鎖線によって囲んだ部分は、本願において主張しようとする範囲を区切ったもので、当該一点鎖線自体は、本願において意匠を主張しない部分である」(2.2.2 節の図 8-14 を参照)。また、図面に開示されていない内容は、「意匠を主張しない部分」とみなし、原則的に当該開示されていない事情を特別明記する必要はない。

2.2 図面

部分意匠の出願に係る図面は十分な図を備えなければならない。図面における各図は、専利出願に係る意匠が明確かつ十分に開示され、当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者が当該部分意匠の内容を理解するとともにそれに基づいて実現することができるように、明確な開示方法を満たさなければならない。

2.2.1 図面に備えるべき図

部分意匠をもって専利を出願する場合、図面において表現される図は「意匠を主張する部分」のすべての内容を十分に開示できるものでなければならない。部分意匠が立体である場合、「意匠を主張する部分」の立体意匠を明確に開示するよう、別途立体図を含まなければならない。「開示されていない図は、原則的に「意匠を主張しない部分」とみなさなければならない。例えば、図 8-6 の「掛け時計」は、専利出願に係る意匠が立体形式であるため、「意匠を主張する部分」のすべての内容が十分に表現されるように、図面には立体図及びその他の図を含まなければならないが、開示されていない背面図は「意匠を主張しない部分」とみなさなければならない。また、図 8-7 の「キッチンの部分」の場合、図面に「意匠を主張する部分」のすべての内容が十分に表現されるように、図面には立体図及びその他の図を含まなければならない。開示されていない図は「意匠を主張していない部分」とみなさなければならない。平面形式である場合、意匠の出願に係る図面は正面、背面の 2 つの図、若しくは平面図のみで表現すればよい。例えば図 8-8 の「ハンカチの部分」の場合、その正面図又は平面図のみで表現すること

ができ、開示されていない背面は「意匠を主張していない部分」とみなさなければならぬ。

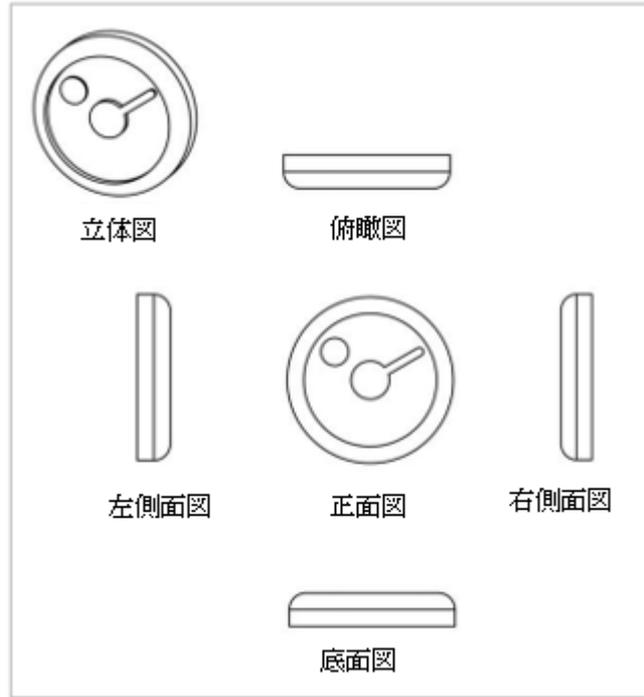


図 8-6 「掛け時計」

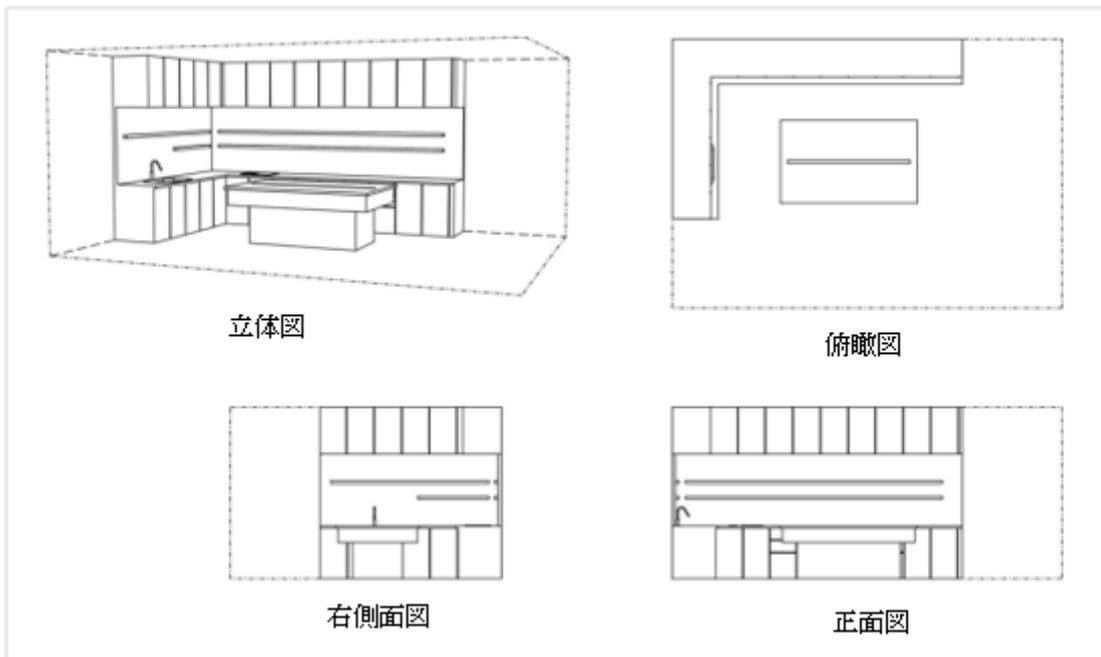
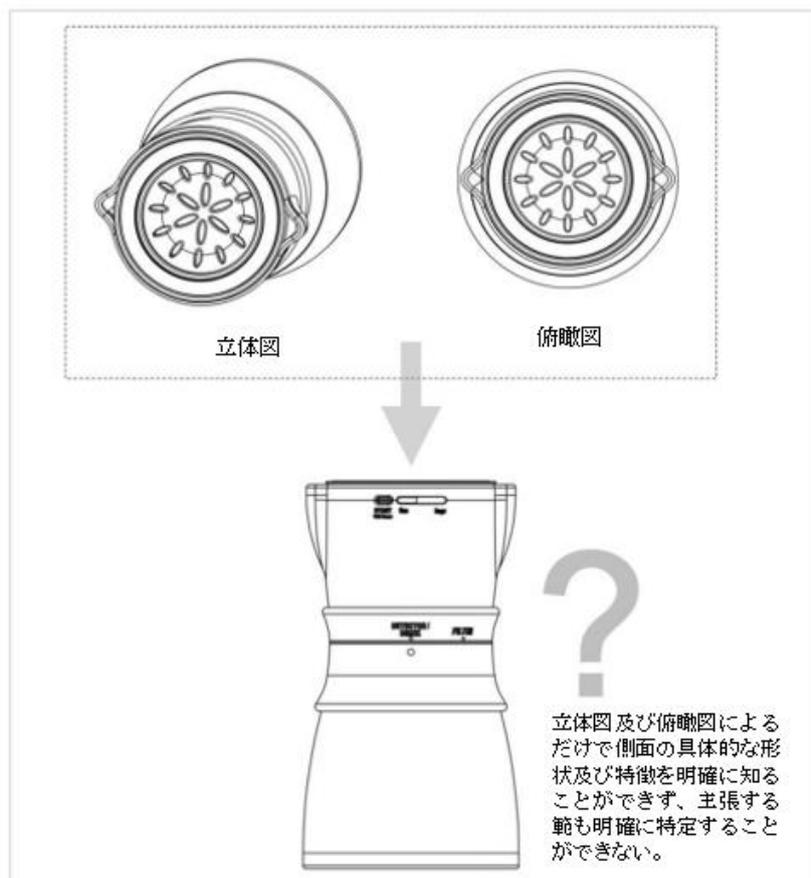


図 8-7 「キッチンの部分」



図 8-8 「ハンカチの部分」

しかしながら、図面に含まれる図が「意匠を主張する部分」の外観を十分に開示するに足りない、又はその主張する範囲を明確に特定することができない場合、当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者がそれらの制限のある図面のみで専利出願に係る意匠の具体的内容を理解できない場合、この時は「実施可能」要件に符合しないと判断する。図 8-9 の「水濾過機」を例にあげると、図面で開示されている立体図及び俯瞰図から知ることができるその「意匠を主張する部分」には当該水濾過機の上面及び側面部分を含むが、当該立体図及び俯瞰図のみからは当該側面の具体的形状及び特徴を明確に知ることができず、その省略された正面図、背面図、左側面図、右側面図が「意匠を主張する部分」又は「意匠を主張しない部分」のどちらに属するのかを明確に特定することができない。この時、開示されていない全てのものを直接「意匠を主張しない部分」とみなすことはできず、よって「実施可能」要件に符合しないと判断しなければならない。また、図面を補足して不明確な内容を明確なものに変更したい場合は、補正後に新事項を導入して出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えてはならないことに注意しなければならない。



2.2.2 図面の開示方法

部分意匠をもって専利を出願する場合は、その図面における「意匠を主張する部分」及び「意匠を主張しない部分」は、例えば実線・破線、半透明色付け、グレースケール色付け、マル付け又はその他の方法で、明確に区別可能な表示方法で表現しなければならない。墨線図で部分意匠を表現する場合、「意匠を主張する部分」は、専利出願に係る意匠の外観を実線で具体的かつ写実的に描画すべきであり、「意匠を主張しない部分」は、破線等の断線方法又はグレースケール色付け方法で表現すべきである（例えば図 8-10 及び図 8-11）。コンピュータグラフィックス又は写真をもって部分意匠を表現する場合、「意匠を主張しない部分」は、「意匠を主張する部分」と明確に区別することができるように、半透明色付け等の方法で表現すべきである（図 8-12 及び図 8-13）。

部分意匠の出願に係る図面において、実線、破線又はその他の方法により「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」とは区別されてはいるが、「意

匠を主張する部分」の範囲が依然として具体的に明確に表現されていない場合、出願人は、その境界範囲（図 8-14 に示す）を明確に区別するよう、その他の断線方法（例えば一点鎖線）により境界線 (boundary) を描画することができる。当該境界線は、虚偽の仮想線で、「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」を区別するためだけのもので、当該境界線自体も「意匠を主張しない部分」に属する。2 つ以上の表示方法で「意匠を主張しない部分」を表示する場合は、意匠の説明にその両者の表示する意味を具体的に明記すべきであり、例えば「図面に開示された破線は、応用される運動靴を示し、本願において意匠を主張しない部分である。図面に開示された一点鎖線で囲んだ部分は、本願において主張しようとする範囲であり、当該一点鎖線自体は、本願において意匠を主張しない部分である」と記載する。

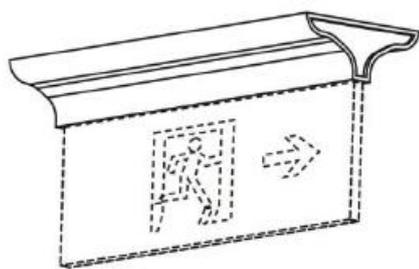


図 8-10



図 8-11



図 8-12



図 8-13



図 8-14 応用される運動靴を破線で表示し、意匠を主張する境界範囲を一点鎖線で表示する。

また、図面における「意匠を主張しない部分」自体の内容は、専利出願に係る意匠の外観の限定に用いてはならない。従って、その環境と専利出願に係る意匠が応用される物品が明確かつ十分に解釈されている場合、当該「意匠を主張しない部分」について、応用される物品の全部外観を開示する必要はない。例えば図 8-15 に示す「ゴルフクラブのクラブヘッド」又は図 8-16 に示す「自動車のヘッドライト」の部分意匠の場合、その開示された「意匠を主張しない部分」には応用されるゴルフクラブ物品（クラブヘッドのみ開示されクラブシャフトが完全には開示されていない）又は自動車物品（自動車の前半部のみ開示）は完全には開示されていないが、専利出願に係る意匠が明確かつ十分に表示されているため、当該物品の全部外観を開示する必要はない。

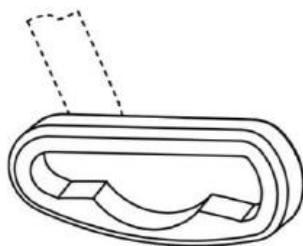


図 8-15

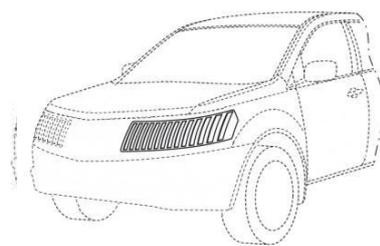


図 8-16

2.3 専利出願に係る意匠の解釈

意匠権範囲は、図面に準じるとともに明細書を斟酌しなければならない。従って、意匠の図面は、専利出願に係る意匠を限定する主要な基礎であり、部分意匠

の専利出願に係る意匠を認定する場合は、主に図面に開示された「意匠を主張する部分」の内容に準じ、明細書に記載された物品及び外観に関する説明も斟酌することができる。

又、図面における「意匠を主張しない部分」は、専利出願に係る意匠の外観の限定に用いてはならないが、意匠が応用される物品、主張を排除しようとする部分、又はその環境の解釈又は表示に用いることができる。その他の断線方法により描画された境界線も、「意匠を主張しない部分」に属する。従って、専利出願に係る意匠を解釈する場合は、図面における「意匠を主張しない部分」も斟酌でき、それに基づいて意匠が応用される物品を解釈し（2.2.2の図8-11を参照）、又は「意匠を主張する部分」との位置、寸法、分布関係を解釈し（2.2.2の図8-14を参照）、若しくはその環境を解釈する（2.2.2の図8-16を参照）。以下、図面及び明細書における各項内容について詳しく説明する。

（1）図面に開示された「意匠を主張する部分」：専利出願に係る意匠の外観は、「意匠を主張する部分」をもって限定するため、審査時には各図に開示された「意匠を主張する部分」の全部内容をもって専利出願に係る意匠の全体外観を構成しなければならない。

（2）図面に開示された「意匠を主張しない部分」：図面における「意匠を主張しない部分」自体の内容は、専利出願に係る意匠の外観の限定に用いてはならないが、「意匠を主張する部分」との間の位置、寸法、分布関係の解釈、又はその環境の解釈に用いることができ、専利出願に係る意匠が応用される物品の解釈にも用いることができる。

（3）明細書の意匠の名称：意匠の名称は、意匠が適用される物品に用いられるため、意匠の名称も、意匠の物品を認定する主要な依拠の1つである。

（4）明細書の物品の用途：物品の用途が記載されている場合、意匠が応用される物品を認定する時にもそれを斟酌することができる。

（5）明細書の意匠の説明：部分意匠をもって専利を出願する場合、意匠の説明には、「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」とを明確に区別するために、図面における「意匠を主張しない部分」の開示方法について明確且つ

十分に説明を行わなければならない。従って、専利出願に係る意匠を解釈する場合にも斟酌することができる。また、意匠の説明に外観に関するその他の説明がある場合にも、それを斟酌することができる。

簡単に言えば、専利出願に係る意匠を解釈する場合、部分意匠の外観の限定においては、図面における「意匠を主張する部分」の全部内容を基礎とするとともに意匠の説明における記載を斟酌することができる。又、図面における「意匠を主張しない部分」は、「意匠を主張する部分」との間の位置、寸法、分布関係の解釈、又はその環境の解釈に用いてもよい。部分意匠が応用される物品の限定は、図面に開示された内容（「意匠を主張しない部分」を含む）に基づいて、意匠の名称に記載された物品を対照させ、物品の用途が記載されている場合は、それも斟酌することができる。上述のようにして、専利出願に係る意匠の全体範囲が構成される。ここで注意すべき点は、図面において参考図として表示されている場合、専利出願に係る意匠の範囲としてはならないが、応用する物品又は使用環境の説明に用いることができることである。

3. 専利要件

3.1 産業上の利用性

専利法には、専利出願に係る意匠は産業上利用可能なものでなければならぬと規定されている。部分意匠をもって専利を出願する場合、「意匠を主張する部分」が当該物品分野において産業上製造又は使用可能であるときは、当該部分意匠が産業上の利用性を有すると認定すべきである。

3.2 新規性

部分意匠の新規性を審査する場合、審査官は、普通の消費者が商品を選別購入する観点をシミュレートし、明細書及び図面に開示された専利出願に係る意匠を対象として、専利出願に係る意匠に開示された外観が引用文献における単一の先行意匠の対応する部分と同一又は類似であり、かつ当該意匠が応用される物品が同一又は類似である場合は、同一又は類似の意匠であり、新規性を具えないと認定しなければならない。

新規性を審査する場合、対比とする先行意匠は、引用文献に開示された内容に準じる。例えば公開又は公告された専利図面に開示された「意匠を主張しない部分」、又は参考図に開示された意匠は、その開示程度が、当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者がその内容を理解するとともにそれに基づいて実現することができるに足るものであれば、いずれも引用文献の一部に属する。

3.2.1 物品の同一又は類似の判断

部分意匠が応用される物品を認定する場合は、図面に開示された内容に基づき、意匠の名称に記載された物品を判断の基礎とすべきであり、並びに物品の用途、機能の説明を斟酌し、それに基づいて専利出願に係る意匠が先行意匠と同一又は類似の物品であるか否かを判断する。

専利出願に係る意匠が物品の部分パーツである場合、物品の同一、類似の判断は、当該物品のパーツを対象とし、当該物品のパーツの用途、機能についてそれが同一又は類似の物品であるか否かを判断する。例えば、「自動車の灯具」の部分意匠について、当該意匠が応用される物品は、「自動車」自体でもなければその他の分野の「灯具」でもなく、「自動車に応用される『灯具』」である。

3.2.2 外観の同一又は類似の判断

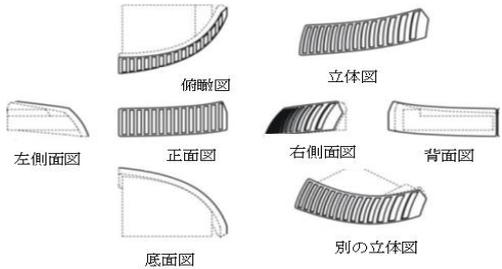
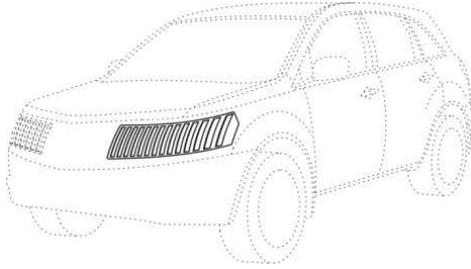
部分意匠の外観が先行意匠と同一又は類似であるか否かを判断する場合は、図面における「意匠を主張する部分」の全体外観を対象とし、それと先行意匠の対応する部分とについて対比を行わなければならない。「意匠を主張しない部分」の外観は、専利出願に係る意匠の範囲ではないが、「意匠を主張する部分」との間の位置、寸法、分布関係の解釈に用いることができ、外観の同一又は類似を判断する場合に依然としてそれを斟酌すべきである。

即ち、部分意匠における「意匠を主張する部分」が先行意匠の対応する部分と同一であり、且つ「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」との間の位置、寸法、分布関係が先行意匠とほぼ同一である場合は、外観が同一であると認定すべきである。「意匠を主張する部分」が先行意匠の対応する部分と同一又は類似である場合、「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」との間

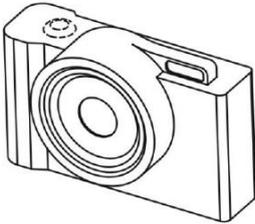
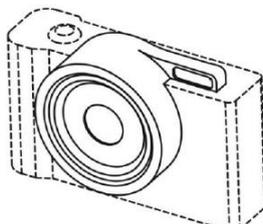
の位置、寸法、分布関係は先行意匠とは少々異なっているが、それらの関係が依然として当該類の物品分野においてよく見られるものであるときは、原則として外観が類似であると認定すべきである。逆に、「意匠を主張する部分」の全体外観が先行意匠の対応する部分と同一でもなく類似でもなく、又はたとえ「意匠を主張する部分」の全体外観が先行意匠の対応する部分と同一又は類似であったとしても、その「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」との間の位置、寸法、分布関係が当該類別の物品分野においてよく見られるものではない場合は、外観が同一でもなければ類似でもないとして認定すべきである。

3.2.3 事例

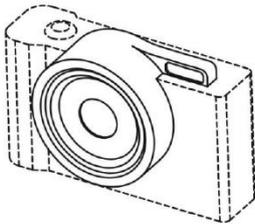
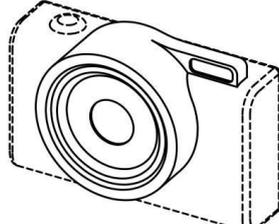
例 1：意匠が応用される物品の判断

先行意匠 自動車ヘッドライト	意匠出願案件 自動車のヘッドライト
 <p>左側面図 正面図 右側面図 背面図</p> <p>俯視図 立体図</p> <p>底面図 別の立体図</p>	
<p>[説明]</p> <p>右図は「自動車のヘッドライト」の部分意匠をもって専利を出願したが、当該意匠が応用される物品は、「自動車前方に應用される「灯具」であり、左図の先行意匠の「自動車ヘッドライト」と同一の物品であり、且つその両者の外観が類似し、その両者が類似の意匠に属するため、当該意匠は新規性を具えない。</p>	

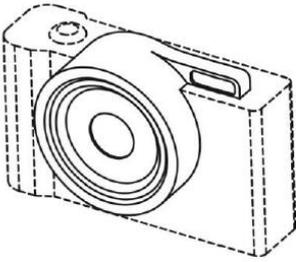
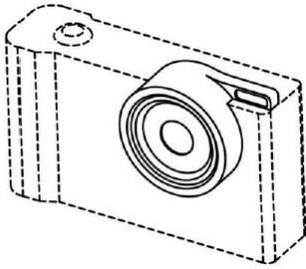
例 2 : 「意匠を主張する部分」が先行意匠の対応する部分と同一である

先行意匠 「カメラ」	意匠出願案件 「カメラのレンズ」
	
<p>【説明】</p> <p>右図は「カメラのレンズ」をもって部分意匠を出願したが、その「意匠を主張する部分」が左図の先行意匠の対応する部分と同一物品の同一外観であり、その両者が同一の意匠に属するため、当該意匠は新規性を具えない。</p> <p>上記の 2 つの図例について、逆に左図の「カメラ」をもって全体意匠を出願した場合、右図の先行意匠は「カメラのレンズ」の部分意匠であるが、当該カメラの全体意匠と先行意匠で開示された内容（「意匠を主張する部分」および「意匠を主張しない部分」で構成された全体を含む）と同一意匠であるため、当該意匠は新規性を具えない。</p>	

例 3: 「意匠を主張しない部分」自体の内容は専利出願に係る意匠の外観の限定に用いてはならない。

先行意匠 「カメラのレンズ」	意匠出願案件 「カメラのレンズ」
	
<p>【説明】</p> <p>右図は「カメラのレンズ」の部分意匠をもって専利を出願したが、当該「意匠を主張する部分」が左図の先行意匠の対応する外観と同一であり、「意匠を主張しない部分」の外観が異なっているが、その両者の「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」との間の位置、寸法、分布関係がほぼ類似であることから、同一物品、類似外観と認定すべきであり、その両者が類似の意匠に属するため、当該意匠は新規性を具えない。上記の 2 つの図例は、逆もまた新規性を具えない。</p>	

例 4: 「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」との間の位置、寸法、分布関係が少々異なっている

先行意匠 「カメラのレンズ」	意匠出願案件 「カメラのレンズ」
	
<p>[説明]</p> <p>右図は「カメラのレンズ」の部分意匠をもって専利を出願したが、「意匠を主張する部分」が左図の先行意匠の対応する外観と同一であり、その両者の「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」との間の位置、寸法、分布関係が少々異なっているが、当該関係が依然として当該類別の物品分野においてよく見られるものであることから、外観が類似すると認定すべきであり、両者が類似の意匠に属するため、当該意匠は新規性を具えない。上記の2つの図例は、逆もまた新規性を具えない。</p>	

3.3 創作性

3.3.1 創作性の判断基準

部分意匠の創作性を審査する場合は、主に「意匠を主張する部分」の全体を対象とし、それが容易に想到しうるか否かを判断する。それが当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者が先行意匠を基礎とし出願時の通常知識を参酌して当該先行意匠を模倣、転用、置換、組み合わせ等の簡単なデザイン手法により当該部分意匠を完成させることができ、特異な視覚効果が生じなければ、容易に想到しうるものであり、創作性を具えないと認定しなければならない。

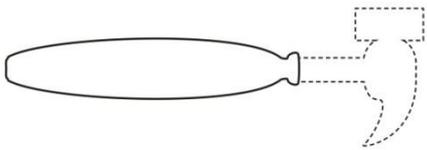
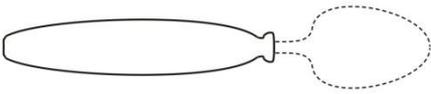
「意匠を主張しない部分」は、意匠が応用される物品又はそれと「意匠を主張しない部分」との間の位置、寸法、分布関係の表現に用いられ、「意匠を主張しない部分」の創作性を考慮する必要はない。しかしながら、「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」との間の位置、寸法、分布関係が、当該物品に

においてよく見られるものではない場合、依然として当該位置、寸法、分布関係の差異が、その他の先行意匠及び出願時の通常知識を参酌してなされる簡単な手法であるか否かを判断することにより、当該部分意匠が容易に想到しうるか否かを判断しなければならない。

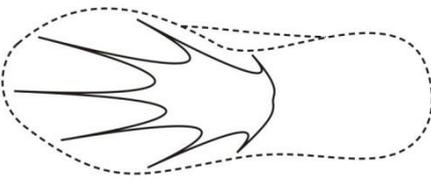
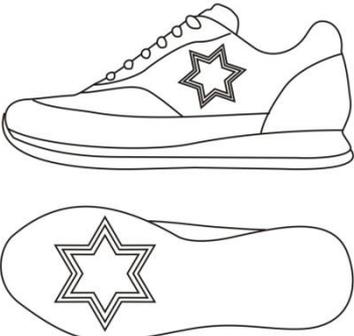
例えば、意匠を出願する専利は、「スプーンの柄」形状であり、その先行意匠との差異は、同一でもなければ類似でもない物品分野における「金槌の柄」形状について直接転用したものであるに過ぎない場合、創作性の判断範疇に属する。また、専利を出願する意匠が、「運動靴の靴底部分」の様子の部分意匠であり、従来の靴表面模様を当該出願案件の靴底に応用したものであり、当該靴底模様の意匠は当該類別の物品においてよく見られる位置ではないが、その他の引例の先行意匠を参酌することで、運動靴表面模様を靴底の意匠に応用することが従来の応用手法であると知ることができれば、依然として容易に想到しうる意匠に属する。

3.3.2 事例

例 1：直接転用

先行意匠 「金槌の柄」	意匠出願 「スプーンの柄」
	
<p style="text-align: center;">【説明】</p> <p>右図は「スプーンの柄」の部分意匠をもって専利を出願したが、それはその他物品分野の外観つまり左図の「金槌の柄」を直接転用したものにすぎないことから、容易に想到しうると認定しなければならず、創作性を具えない。</p>	

例 2 : 「意匠を主張する部分」の位置を変更したが、当該物品ではよく見られるものではない場合

先行意匠 1 「運動靴の部分」	意匠出願案件 「靴底の部分」
	
<p>先行意匠 2 「運動靴」</p>	
	
<p>[説明]</p> <p>右図は「靴底の部分」の部分意匠をもって専利出願したが、それは従来の靴の表面模様（左図の先行意匠 1 を参照）を当該出願の靴底に応用したものであり、その靴底の模様の意匠は当該類別の物品においてよく見られる位置ではないが、その他の引用文献の先行意匠（左図の先行意匠 2 を参照）から従来の運動靴の表面の模様を靴底デザインに応用する応用手法は周知であると知ることができることから、容易に想到しうると認定しなければならず、創作性を具えない。</p>	

3.4 先願主義

3.4.1 先願主義の判断基準

先願主義は、2 つ以上の同一又は類似の意匠出願案件を有する場合、最先の出願についてのみ専利を与えることができることをいう。同一人又は異なる人が同日に出願した場合は、出願人に対して期限までに択一するよう又は協議する

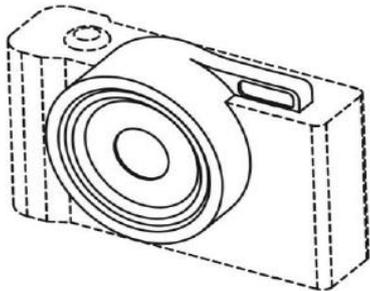
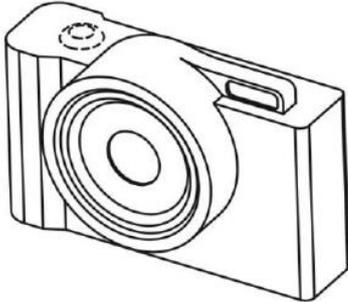
よう通知しなければならない。先願主義を審査する場合、その両者の専利出願に係る意匠を対比の範囲とすることにより、その両者が専利の重複であるか否かを判断する。即ち、当該 2 つの出願案件が部分意匠である場合、その対比範囲は、図面における「意匠を主張する部分」に準じるべきである。「意匠を主張しない部分」自体の内容は、外観対比の範囲としてはならないが、「意匠を主張する部分」との間の位置、寸法、分布関係の解釈に用いることができ、専利出願に係る意匠が応用される物品の認定にも用いることができる。従って、当該 2 つ以上の専利出願案件における「意匠を主張する部分」が同一であり、それと「意匠を主張しない部分」との間の位置、寸法、分布関係がほぼ同一である場合は、同一又は類似であると認定すべきである。「意匠を主張する部分」が先行意匠の対応する部分と同一又は類似である場合、「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」との間の位置、寸法、分布関係は異なっているが、それらの関係が依然として当該類別の物品分野においてよく見られるものであるときは、原則として類似であると認定すべきである。

また、当該 2 つの出願案件について、一方が全体意匠であり、他方が前者の一部に開示された部分意匠である場合、その対比範囲は、全体意匠に開示された全体及び部分意匠の「意匠を主張する部分」について対比を行わなければならない。両者の専利出願に係る意匠の内容が異なっているため、原則として同一でもなければ類似でもないとして認定すべきであり、いずれも専利を与えることができる。

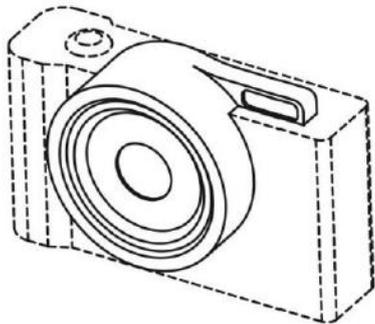
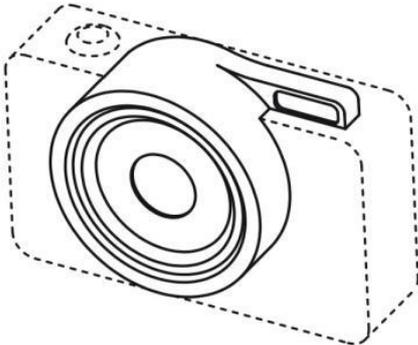
ここで注意すべき点は、異なる者が異なる日に 2 つ以上の出願案件を有し同一又は類似の意匠である場合、「新規性喪失の例外」の規定を適用することができる。先願案件が公告されて後に初めて後願案件の審査を行わなければならないことである。新規性喪失の例外の引用文献を審査する場合は、先願案件の専利出願に係る意匠のみに限定されることなく、先願案件の明細書又は図面に開示された内容を対比範囲とすることができる。

3.4.2 事例

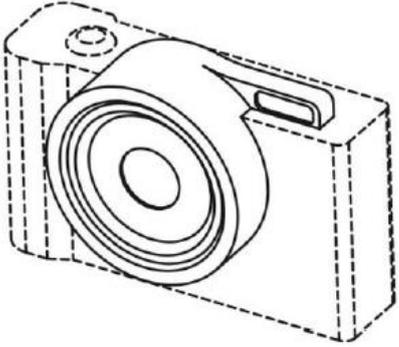
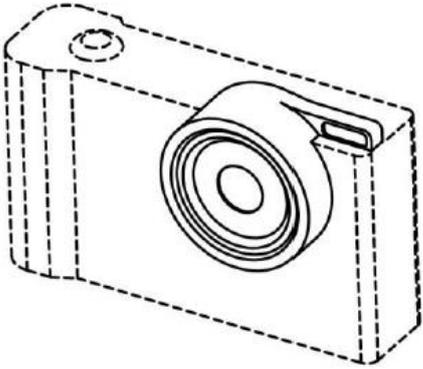
例 1 :

先願案件 「カメラのレンズ」	後願案件 「カメラ」
	
<p>[説明] 同一人が「カメラのレンズ」の部分意匠及び「カメラ」の全体意匠を前後して意匠出願した場合、先願案件の「意匠を主張する部分」即ちカメラのレンズ部分が後願案件のカメラの全体と対比し、その両者の専利出願に係る意匠は同一でもなければ類似でもなく、後願案件は先願主義の規定に符合する。上記の 2 つの図例については、逆もまた同様である。</p>	

例 2 :

先願案件 「カメラのレンズ」	後願案件 「カメラのレンズ」
	
<p>[説明] 同一人によって出願された先願、後願案件がいずれもカメラのレンズで同一の物品であり、「意匠を主張する部分」の外観が同一であり且つそれと「意匠を主張しない部分」との間の位置、寸法、分布関係がほぼ類似である場合、外観が類似で両者は類似の意匠であると認定すべきであり、後願は先願主義の規定に符合しない。</p>	

例 3 :

先願案件 「カメラのレンズ」	後願案件 「カメラのレンズ」
	
<p>[説明]</p> <p>先願、後願案件の「意匠を主張する部分」は、ともにカメラのレンズ部分で同一であり、それと「意匠を主張しない部分」との間の位置、寸法、分布関係は異なっているが、それらの関係が依然として当該類別の物品分野においてよく見られるものである場合、原則として類似であると認定すべきであり、後願は先願主義の規定に符合しない。但し、同一人によって提出された出願である場合は、後願案件を先願案件の関連意匠とすることができる。</p>	

4. 一意匠一出願

部分意匠をもって専利を出願する場合も、一意匠一出願の規定を満たさなければならぬ。即ち、部分意匠は、通常、単一の外観が単一の物品に応用されるものではない。しかしながら、1つの物品に2つ以上の分離した「意匠を主張する部分」が含まれている場合は、それが単一の意匠の創作対象について異なる意匠部分を主張するため、依然として全ての部分からなる全体を一意匠と見なすことができ、1つの出願案件をもって意匠を出願することができる。例えば、意匠を出願する専利が「デスクランプの部分」(図 8-17 に示す)である場合、破線によって従来の支持ロッド体が表示されているため、意匠を主張するデスクランプカバーと基台部分とが2つの分離した部分に区分される。専利を出願する意匠が「包装袋の部分」(図 8-18 に示す)の場合は、主張する意匠

が包装袋両側の特徴であり 2 つの分離した部分であるため、依然として全ての部分からなる全体を一意匠と見なすことができ、1 つの出願案件をもって意匠を出願することができる。ここで注意すべき点は、権利の行使上、全ての部分からなる全体を一意匠として権利を行使することができ、その 1 つ又は複数の部分について個別に単独で権利を行使してはならないことである。

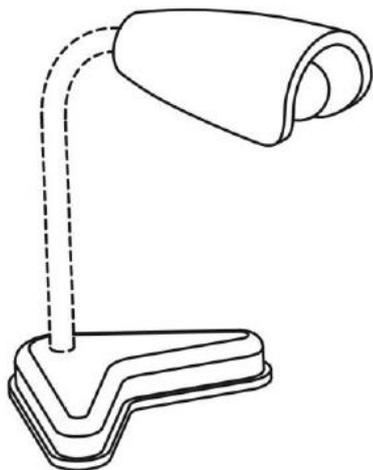


図 8-17

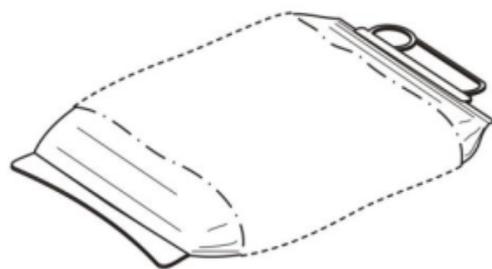


図 8-18

第九章 画像意匠

1. 画像意匠の定義	2
1.1 一般原則.....	2
1.2 画像意匠の態様	3
1.2.1 コンピュータアイコン.....	3
1.2.2 グラフィカルユーザインタフェース	4
2. 明細書及び図面	6
2.1 明細書	6
2.1.1 意匠の名称	6
2.1.2 物品の用途	7
2.1.3 意匠の説明	8
2.2 図面.....	8
2.2.1 図面に備えるべき図	9
2.2.2 図面の開示方法	11
2.3 専利出願に係る意匠の解釈	12
3. 専利要件	14
3.1 産業上の利用性.....	14
3.2 新規性	14
3.2.1 物品の同一又は類似の判断	14
3.2.2 外観の同一又は類似の判断	15
3.2.3 事例	16
3.3 創作性	20
3.3.1 創作性の判断基準.....	20
3.3.2 事例	22
3.4 先願主義.....	24
3.4.1 先願主義の判断基準	24
3.4.2 事例	25
4. 一意匠一出願	26

第九章 画像意匠

意匠は、視覚効果を有する物品の形状、模様、色彩又はその組み合わせ（本章では、以下「外観」という）を保護する創作である。コンピュータアイコン（Computer Generated Icons）及びグラフィカルユーザインタフェース（Graphical User Interface, GUI）とは、コンピュータプログラム製品を介して生じるバーチャルグラフィックスであり、一般の実体物品のように恒常的な形状を有さず、又は包装紙又は布の模様、色彩のように常に物品に表示することはできないが、性質的には依然として視覚効果を有する形状、模様、色彩又はそれらが組み合わせられた外観創作に属し、かつ当該コンピュータプログラム製品もまた広義的には産業上の利用に供することができる実用物品であることから、「物品に応用されるコンピュータアイコン及びグラフィカルユーザインタフェース（本章では、以下「画像意匠」（Graphic Images Design）という）も、物品の外観に応用される創作であり、意匠が保護する標的の要件を満たすものである。ここで説明に値するのは、意匠が保護する画像意匠とは、コンピュータプログラムのソースコード、又は宛先コードのプログラミングを保護するのではなく、コンピュータプログラム製品が実行されてから生じる視覚的な外観を有する画像意匠を保護するものであるということである。

画像意匠の専利出願案件を審査する場合、本編のその他の章節における一般的规定に基づくもの以外に、別途判断や処理を行う必要のある事項については、本章において説明する。

1. 画像意匠の定義

1.1 一般原則

- (1) コンピュータアイコン及びグラフィカルユーザインタフェースとは、コンピュータプログラム製品を通して生成され、各種電子装置の表示装置（ディスプレイ）を介して表示され、又は投影により生じた二次元もしくは三次元のバーチャルグラフィックを指す。いわゆる「コンピュータプログラム製品」とは、コンピュータで読み取り可能なプロ

グラム又はソフトウェアを搭載したものを指すが、外見の形式にはとらわれないものを言う。

コンピュータアイコン及びグラフィカルユーザインタフェースは、性質上、視覚的效果を有する形状、模様、色彩又はそれらの結合の「外観」の創作に属するもので、コンピュータプログラム製品も広義的には産業上の利用に供することができる実用「物品」に属するものであることから、コンピュータプログラム製品を通じて生じるコンピュータアイコン及びグラフィカルユーザインタフェースであれば、意匠が物品に応用されなければならないとの規定を満たすことができ、画像意匠が応用される各種電子情報製品について別途出願する必要はない。コンピュータプログラム製品又はその他の物品に応用されるものであることを明記せず、画像自体のみを単独で出願する場合は、意匠の定義を満たさないことを理由に専利を付与しない。

1.2 画像意匠の態様

1.2.1 コンピュータアイコン

コンピュータアイコンとは、単一の画像ユニットで、それは1つの画像(image)で1つの表示情報又は操作に供することができるオブジェクト(object)、フォルダ、アプリケーションプログラムを表わすものである。

態様は、静的なコンピュータアイコン及び変化外観を有するコンピュータアイコンに分けられ、以下のように説明できる。

- (1) 静的なコンピュータアイコン：クリック操作又は状態情報を示すことができるコンピュータアイコンで、例えば通話キーアイコン（図 9-1 参照）又はバッテリー状態アイコン（図 9-2 参照）等がある。
- (2) 外観が変化するコンピュータアイコン：コンピュータアイコンの使用過程において、当該意匠の外観に1つ以上の変化、又は、当該コンピュータアイコンの使用時に徐々に変化が生じる外観が生じるものを指す。例えば通話状態が変化する通話キーアイコン（図 9-3 参照）又は順に変化する

バッテリー状態アイコン等である。



図 9-1 通話アイコン

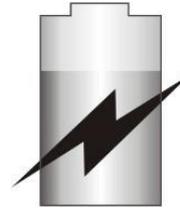


図 9-2 バッテリー表示アイコン



前視圖1



前視圖2



前視圖3



前視圖4

図 9-3 外観が変化する通話アイコン

1.2.2 グラフィカルユーザインタフェース

グラフィカルユーザインタフェース (GUI) とは、2つ以上のアイコン、ダイアログボックス又はその他の選択メニュー等のユニットで構成される GUI 全体であり、ユーザーが迅速に情報を取得し又は容易に操作し易くするために幫助できるものを指す。

態様は静的 GUI と変化外観を有する GUI に分けられ、以下のように説明できる。

- (1) 静的 GUI：複数のアイコンユニット及びその背景で構成される GUI で、例えばプログラム選択メニュー（図 9-4 参照）、通知ウインドウ、サイト画面又はゲーム画面（図 9-5 参照）等。
- (2) 変化外観を有する GUI：GUI の使用過程において、当該意匠の外観に 1 つ以上の変化を生じるものを指し、例えば当該 GUI 意匠はマウスオン又はクリックの後に異なる変化が生じる外観であり（図 9-6 参照）、又は、例えば当該 GUI 意匠が使用されたときに徐々に変化が生じる外観である（図 9-7 参照）。

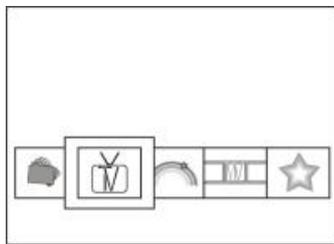
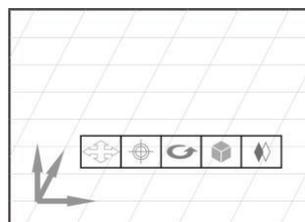


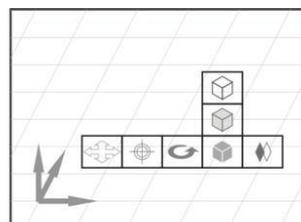
図 9-4 プログラム選択メニュー



図 9-5 ゲーム画面

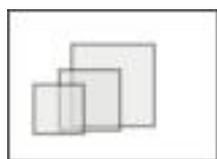


正面図

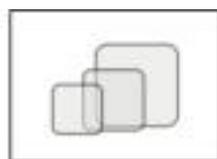


使用状態図

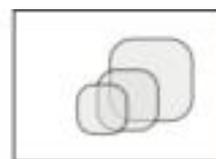
図 9-6



正面図 1



正面図 2



正面図 3



正面図 4



正面図 5

図 9-7

変化外観を有する画像意匠は、単一画像意匠について生成された外観上の複数の変化であり、認知上、一意匠と見なすべきであり、依然として一意匠一出願の規定を満たすことができる。即ち、外観毎の変化状態は、独立した意匠を示すわけではなく、個別にその専利権を主張することができず、すべての変化状態の一つの全体の意匠として構成することによってのみ権利を行使することができる。

変化外観を有する画像意匠をもって専利を出願する場合も、上述した意匠が物品に応用されなければならないとの規定を満たす必要があり、開示された画像自体のみについて意匠を出願してはならない。

2. 明細書及び図面

2.1 明細書

意匠の出願に係る明細書について、その内容には意匠の名称、物品の用途及び意匠の説明が含まれなければならない。そのうち、物品の用途又は意匠の説明が意匠の名称又は図面に明確に表現されている場合は、記載しなくてもよい。

2.1.1 意匠の名称

画像意匠を出願する意匠の名称は、「何物品の画像」又は「何物品の GUI」への応用と記載すべきであり、「アイコン」自体を記載してはならず、応用される「何物品」のみを記載してもならない。例えば、意匠の名称として、「コンピュータプログラム製品の画像」、「コンピュータプログラム製品の GUI」、「コンピュータプログラム製品の操作メニュー」又は「コンピュータプログラム製品のウインドウ画面」等と記載することによって、より広い保護を受けることができ、各種電子情報製品について別途出願する必要はない。しかしながら、出願人が特定物品分野におけるコンピュータアイコン又は GUI について画像意匠を出願する場合、意匠の名称は、当該特定物品について指定し、例えば「携帯電話のアイコン」、「ATM のアイコン」又は「洗濯機の GUI」とすることもできる。

意匠を出願して主張された内容に画像意匠及びその応用される物品（又は物品の部分）が同時に含まれている場合、例えば意匠を主張する内容に携帯電話の

全体形状及びそのスクリーン上の画像が同時に含まれている場合は、意匠の名称を「画像を有する携帯電話」と記載すべきである。

又、審査官は、意匠の名称に指定された物品に基づき、図面の内容及び物品の用途の記載を対照させ、「国際工業意匠分類表」に明確に定められたコンピュータアイコン及び GUI の類別番号に基づいて指定し、例えば 14-04 I0022 (アイコン) 又は 14-04 G0172 (GUI) のように指定しなければならない。当該画像意匠の意匠を主張する内容に特定の物品分野に応用される外観が同時に含まれる場合は、当該画像の類別番号を指定するほか、その応用される物品の類別番号を同時に指定しなければならない。例えば、「携帯電話のアイコン」は、類別番号 14-04 I0022 (アイコン) 及び 14-03 P0404 (モバイル電話) を同時に指定し、「ATM のアイコン」は、類別番号 14-04 I0022 (アイコン) 及び 20-01 T0143 (現金自動預け払い機) を同時に指定し、「洗濯機の GUI」は、類別番号 14-04 G0172 (GUI) 及び 15-05 W0046 (洗濯機) を同時に指定しなければならない。

2.1.2 物品の用途

画像意匠の物品の用途とは、当該画像意匠が応用される物品の使用又は機能等を補助説明するために用いられる、例えば画像意匠が応用される物品が各種電子情報装置にインストールすることができ、通用性を有するコンピュータプログラム製品を指す場合、一般的に言えば、物品の用途について特に説明する必要がなく、省略することができる。しかしながら、当該画像意匠が特定の物品分野に応用され補助説明しなければならない場合は、この欄に当該画像意匠が応用される物品の用途を明記すべきであり、例えば「この意匠が応用される物品とは、専ら現金引き出し、照会及び振込等の機能を提供する現金自動預け払い機を指す」と記載する。

また、物品の用途は、当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者が当該意匠内容を理解することができるように、画像を応用する物品の使用方法又は機能を説明する記載にも用いることができる。例えば、「本意匠が応用される物品は、現金自動預け払い機である。図面に開示された GUI は、現金引き出し、照会及び振込等の画像要素を含み、ユーザが現金引き出し画像要素を選択した場合、現金引き出しメニューに移り、ユーザが引き出したい金額を選択又は入

力することができる」と記載することができる。

2.1.3 意匠の説明

画像意匠の意匠の説明は、主に当該コンピュータアイコン又は GUI の外観特徴について説明を加え、当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者が当該意匠の外観を理解することができるようにするものである。

外観が変化する画像意匠で、図面に複数枚の図が開示されている場合、意匠の説明において各図の間の変化の順序又は関係を明記しなければならない。例えば：

- (1) 順番に変化する画像意匠の場合、「図面に開示した各図は、正面図 1～正面図 5 の順に外観に変化が生じる画像意匠である」（1.2 の図 9-7 を参照）と記載することができる。
- (2) 複数に変化する画像意匠の場合、「図面に開示した各図は、正面図から正面図の変化状態図 1～正面図の変化状態図 5 までを生じる、複数の異なる変化外観の画像意匠である」（図 9-8 を参照）と記載することができる。

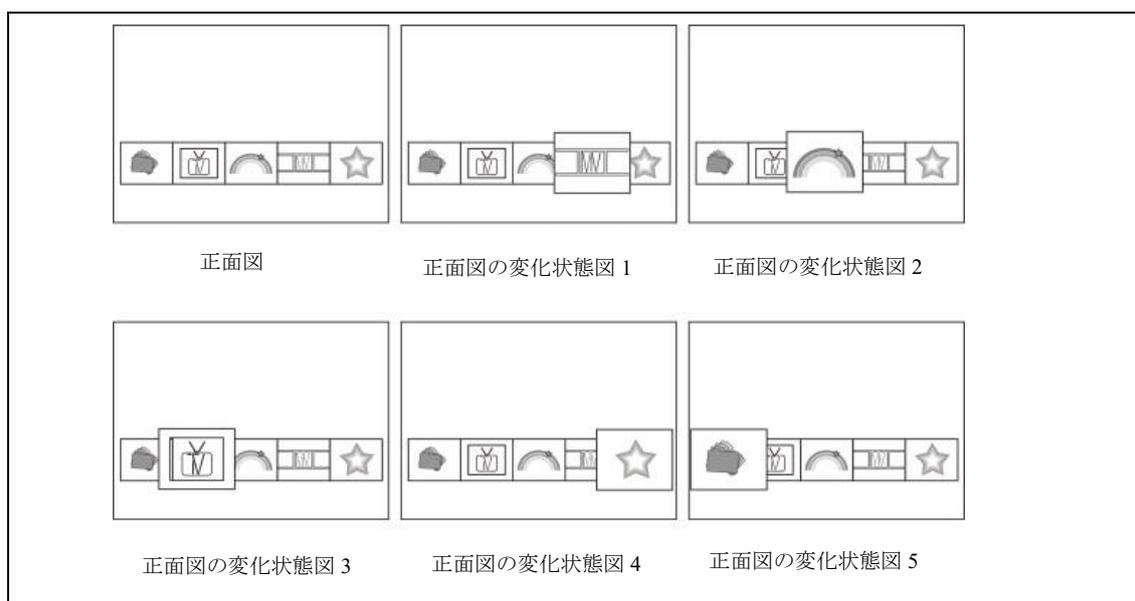


図 9-8

2.2 図面

画像意匠の出願に係る図面は、十分な図を用意すべきであり、図面における各図は、専利出願に係る意匠が明確かつ十分に開示され、当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者が当該画像意匠の内容を理解するとともにそれに基づいて実現することができるように、明確な開示方法を満たさなければならない。

2.2.1 図面に備えるべき図

画像意匠は、通常、ディスプレイにより表示又は投影された平面図形である。従って、正面図又は平面図のみで表現することができ、その他の図を省略することができる。しかしながら、当該画像意匠が三次元視覚化の特徴を有するもので、例えば 3D 投影、VR 視覚化を通じて生じさせた立体形態の画像意匠、又は物品の特殊形態に合わせるためのもので、例えば局面又は円柱面のディスプレイにより生じさせた画像意匠であることから、特殊形態によって正面図又は平面図のみで当該意匠を十分に開示することができない場合は、実施可能要件を満たすために、依然として立体図又はその他の図を具備しなければならない。

また、例えば、図 9-9 の「洗濯機の GUI」のように、その他の補助図を描画して当該画像意匠の細部特徴の表示を補助することもできる。

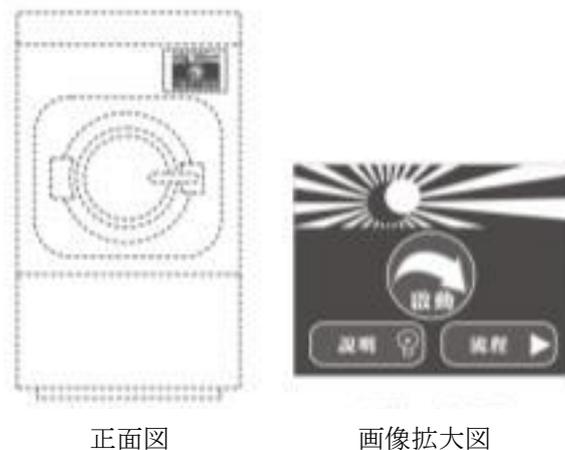


図 9-9

変化外観を有する画像意匠をもって意匠を出願する場合は、2つ以上の図をもって変化前後又は重要変化過程における画像意匠を表現して初めて専利出願に係る意匠を十分に表現することができる。例えば本章 1.2 節図 9-6 のように、正面図及び使用状態図をもって変化前、後の画像意匠を表現する。又は図 9-10 のように、正面図 1 及び正面図 2 をもって変化前後の画像意匠を表現する。又、本章 1.2 節図 9-7 のように、順に変化する外観の画像意匠は、複数の図をもってその順に変化する外観を表現すべきであり、意匠の説明にその変化順序を明記しなければならない（当該説明方法の詳細は、本章「2.1.3 意匠の説明」を参照されたい）。

また、外観が変化する画像意匠をもって意匠登録出願する場合、代表図における 2 つ以上の図をもって変化の前後又は重要な変化過程を表現する画像意匠（図 9-11 を参照）であって始めて意匠登録に係る出願の変化する意匠を十分に表現することができる。

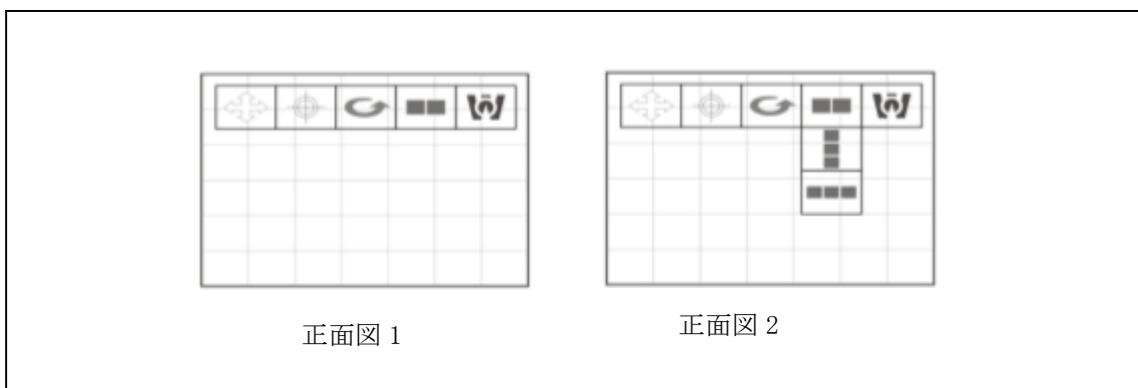


図 9-10

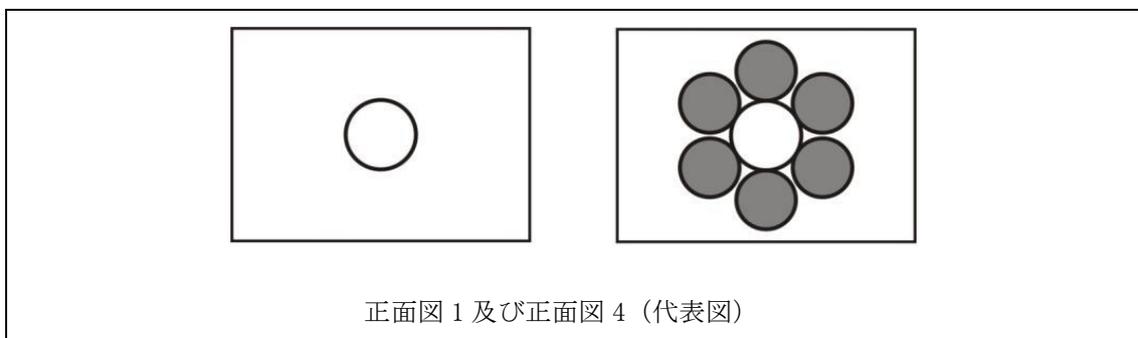


図 9-11

2.2.2 図面の開示方法

画像意匠を応用する物品は実体形態を有しないコンピュータプログラム製品であることから、画像意匠をもって専利を出願する場合、原則的に図面では当該コンピュータアイコン又は GUI のみを開示すればよく、実線又はいかなる破線でスクリーン、ディスプレイ又は関連する電子情報装置等のキャリアを描く必要はない（図 9-12 から図 9-14）。ただし、登録出願に係る意匠が当該画像意匠の物品、環境又は権利を主張しない部分を表現しようとするものである場合、部分意匠における「権利を主張しない部分」の表現方法を参考にしてこれを表現することもできる（図 9-9 又は図 9-15 を参照）。

画像意匠に複数の分離した画像ユニットが含まれるもので、又はその主張しようとする権利内容を明確に特定する必要がある場合、破線又はその他の実線以外の方法で境界線（boundary）を描いて、その境界範囲を明確にしなければならない（図 9-16 を参照）。

図面に上述した破線又はその他の実線以外等の「意匠を主張しない部分」の内容が含まれる場合、意匠の説明にそれを表示する意味を具体的に明記しなければならない。例えば図面に開示された画像において破線で開示された文字、数字、図形又は符号は、本願において意匠を主張しない部分である」（図 9-13 を参照）、
「図面に開示された一点鎖線はディスプレイを示し、本出願で意匠権を主張しない部分である」（図 9-15 を参照）又は「図で開示された破線で囲われたものは、本出願で権利を主張しようとする範囲を特定したもので、当該破線自体は本出願で権利を主張しない部分である」（図 9-16 を参照）と記載する。



図 9-12

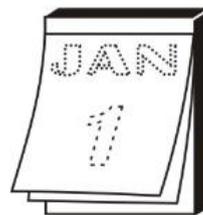


図 9-13

コンピュータソフトウェアのアイコン

コンピュータソフトウェアのアイコン

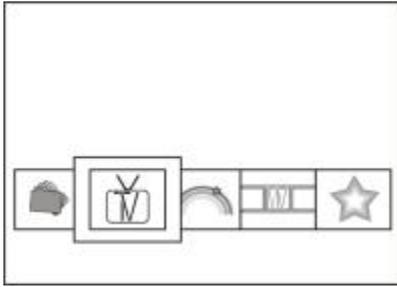


図 9-14

コンピュータソフトウェアの GUI

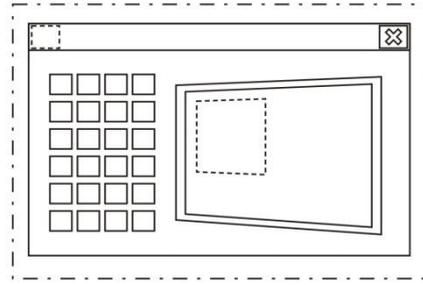


図 9-15

コンピュータソフトウェアの GUI

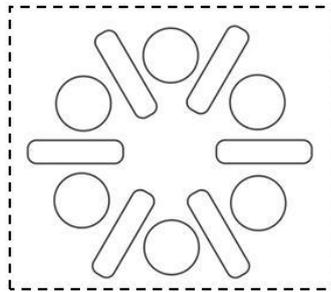


図 9-16

コンピュータソフトウェアのアイコン

2.3 専利出願に係る意匠の解釈

意匠権の範囲は、図面に準じるとともに明細書を参照することができる。従って、意匠の図面は、専利出願に係る意匠を限定する主要な基礎であり、画像意匠の専利出願に係る意匠を認定する場合は、主に図面に開示されたコンピュータアイコン又は GUI で構成された全体外観に準じるため、明細書に記載された物品及び外観に関する説明も斟酌することができる。

。以下、図面及び明細書における各項内容について詳しく説明する。

- (1) 図面に開示された内容：画像意匠の外観が図面で開示されたコンピュータアイコン及び GUI で特定される。図面に開示された内容に「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」が含まれる場合、登録出願に係る意匠の外観は「意匠を主張する部分」をもって特定し、「意匠を主張しない部分」は「意匠を主張する部分」の環境における

位置、寸法、分布関係を解釈するための用いることができる。審査の際は、実線又はその他の方法で開示された「意匠を主張する部分」のすべての内容を専利出願に係る意匠の全体外観として構成しなければならない。

- (2) 明細書の意匠の名称：意匠の名称は、意匠が適用される物品の記載に用いられるため、意匠の名称は、意匠の物品を認定する主要な依拠である。
- (3) 明細書の物品の用途：物品の用途が記載されている場合は、それも意匠の物品を認定するときにも斟酌することができる。
- (4) 明細書の意匠の説明：図面に「意匠を主張しない部分」が含まれる場合、意匠の説明は、図面における「意匠を主張しない部分」の開示方法について明確且つ十分に説明しなければならない。また、変化外観を有する画像意匠である場合、意匠の説明にはその変化順序を明記する必要があり、専利出願に係る意匠を解釈する場合にはそれも斟酌することができる。また、意匠の説明に、その他の関連外観の説明がある場合は、それも斟酌することができる。

簡単に言えば、専利出願に係る意匠を出願する場合、画像意匠外観の限定は、図面が開示する内容を基礎とし、図面の内容に「意匠を主張する部分」及び「意匠を主張しない部分」を含む場合、には「意匠を主張する部分」の内容を基礎とし、意匠の説明の記載を斟酌することができる。又、図面における「意匠を主張しない部分」は、「意匠を主張する部分」との間の位置、寸法及び分布関係の解釈、又はその環境の解釈に用いることができる。画像意匠が応用される物品の限定は、意匠の名称に記載された物品を認定の根拠とし、物品の用途が記載されている場合はそれも斟酌することができる。上述のようにして専利出願に係る意匠の全体範囲が構成される。ここで注意すべき点は、図面において参考図として標示された場合、専利出願に係る意匠の範囲としてはならないが、応用する物品又は使用環境の説明に用いることができることである。

3. 専利要件

3.1 産業上の利用性

専利法には、専利出願に係る意匠は産業上利用可能であるものでなければならぬと規定されている。画像意匠をもって専利を出願する場合、意匠を主張する画像が当該物品分野における産業上製造又は使用可能であれば、当該画像意匠は産業上の利用性を有すると認定すべきである。

3.2 新規性

画像意匠の新規性を審査する場合、審査官は、普通の消費者が商品を選別購入する観点をシミュレートし、明細書及び図面に開示された専利出願に係る意匠を対象とすべきであり、専利出願に係る意匠に開示された外観が引用文献における単一の先行意匠の対応する部分と同一又は類似であり、且つ当該意匠が応用される物品が同一又は類似である場合、同一又は類似の意匠であり、新規性を具えないと認定すべきである。

3.2.1 物品の同一又は類似の判断

画像意匠が応用される物品を認定する場合は、意匠の名称に記載された物品を判断基礎として対照させることにより、専利出願に係る意匠が先行意匠と同一又は類似の物品であるか否かを判断する。

出願人が「コンピュータプログラム製品』のアイコン」、「『コンピュータプログラム製品』の GUI」、等の通用性を有する意匠名称をもって出願を提出する場合、当該画像意匠が応用される物品は、各種電子情報製品に適用できる「コンピュータプログラム製品」であると認定すべきである。特定物品分野における画像意匠をもって出願を提出する場合、例えば「携帯電話のアイコン」又は「洗濯機の操作インターフェース」の場合、それらの画像意匠が応用される物品は、単に「携帯電話」又は「洗濯機」自体のみでもなければ、いかなる製品に運用するコンピュータプログラムでもなく、「携帯電話に適用する『コンピュータプログラム製品』」、若しくは「洗濯機に適用する『コンピュータプログラム製品』」と認定すべきである。つまり、通用性を有する意匠の名称で出願した場合、当該物品の類似範囲にはコンピュータプログラムを有する電子情報製品まで含まれるこ

とができるが、同一又は類似する模様、図を有する実体物品まで含むことはできない。特定物品の分野をもって画像意匠を出願する場合には、当該物品の実際の用途を考慮しなければならず、これにより当該物品の類似範囲を確認する。

例えば、意匠出願が「コンピュータプログラム製品のアイコン」で、先行意匠が「洗濯機のアイコン」である場合、前者が応用される物品が各種の電子情報製品に広く運用できる「コンピュータプログラム製品」で、すでにコンピュータプログラムを有する洗濯機まで含まれているため、先行意匠にはすでに出願の物品が開示済みであると判断すべきである。しかしながら、「携帯電話のアイコン」と「洗濯機のアイコン」とを対比する場合、前者の携帯電話のコンピュータプログラム製品は後者の洗濯機のコンピュータプログラム製品が限定する物品の機能、用途が明らかに異なっているため、原則的に両者は同一でもなければ類似でもない物品であると判断すべきである。又、先行意匠が包装紙又は布上の模様図形であり、又は先行意匠が携帯電話の実体の押しボタンの模様図形であり、「コンピュータプログラム製品のアイコン」の画像意匠出願案件を審査する場合、包装紙、布又は実体の押しボタンの物物的性質とコンピュータプログラム製品とは全く異なるため、当該両者は同一でもなければ類似でもない物品である判断すべきである。たとえ両者が同一又は類似の外観であるとしても、画像意匠の新規性を否定する引用文献としてはならない。

3.2.2 外観の同一又は類似の判断

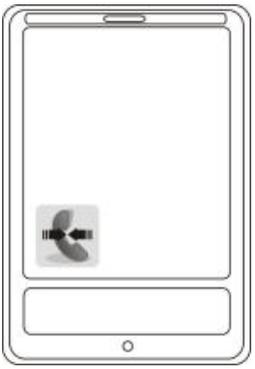
画像意匠の外観が先行意匠と同一又は類似であるか否かを判断する場合は、図面に開示されたコンピュータアイコン又は GUI の全体外観と先行意匠の対応する部分との対比を行うべきである。当該画像意匠に「意匠を主張しない部分」を含む場合、当該「意匠を主張しない部分」が表現された外観は、専利出願に係る意匠の範囲ではないが、「意匠を主張する部分」との間の位置、寸法、分布関係の解釈に用いることができ、専利出願に係る意匠の内容に当該画像と「意匠を主張しない部分」との間の位置、寸法、分布等の配列関係の特徴が含まれている場合は、外観の同一又は類似を判断するときにも斟酌しなければならない。

専利出願に係る意匠が変化外観を有する画像意匠である場合は、図面におけるすべての図内容からなる全体外観について単一の先行意匠との対比を行うべ

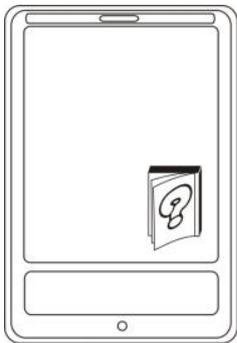
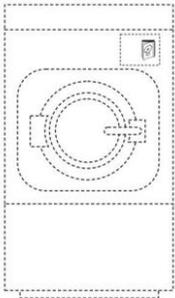
きであり、複数の引用文献における全部又は一部の意匠内容の組み合わせをもって対比を行ってはならない。専利出願に係る意匠が単一の先行意匠に開示された対応する部分と同一又は類似である場合は、同一又は類似の外観であると認定すべきである。変化外観を有する画像意匠をもって専利を出願する場合は、その開示された各図の変化順序についても考慮すべきであり、原則として明らかに異なる変化順序の画像意匠について、同一でもなければ類似でもない外観であると判断すべきである。

3.2.3 事例

例 1：意匠が応用される物品の判断

先行意匠 「携帯電話のアイコン」	意匠出願案件 「コンピュータプログラム製品のアイコン」
	
<p>[説明]</p> <p>「コンピュータプログラム製品のアイコン」の画像意匠をもって専利が出願された場合、当該意匠が応用される物品は、各種の電子情報製品に応用できる「コンピュータプログラム製品」であり、先行意匠「携帯電話のアイコン」が応用される物品は、「携帯電話の『コンピュータプログラム製品』」であり、出願案件にはすでに先行意匠の物品が含まれており、又、当該同一外観のアイコンもすでに先行意匠で開示されたものであり、当該意匠は新規性を具えない。</p>	

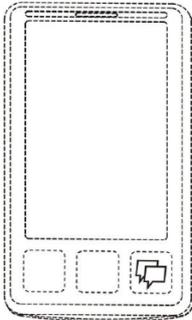
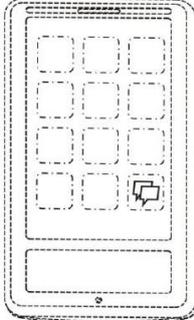
例 2 : 意匠が応用される物品の判断

先行意匠 「携帯電話のアイコン」	意匠出願案件 「洗濯機のアイコン」
	  <p>(画像拡大図)</p>
<p>[説明]</p> <p>「洗濯機のアイコン」の画像意匠をもって専利が出願された場合、当該意匠が応用される物品は、「洗濯機の『コンピュータプログラム製品』」であり、先行意匠「携帯電話のアイコン」が応用される物品は、「携帯電話の『コンピュータプログラム製品』」であり、その両者が限定する物品機能、用途は明らかに異なるため、同一でもなければ類似でもない物品で、たとえ両者のアイコン外観が同一であったとしても、当該意匠は新規性を喪失しない。以上 2 つの図例については、逆もまた新規性を喪失しない。</p>	

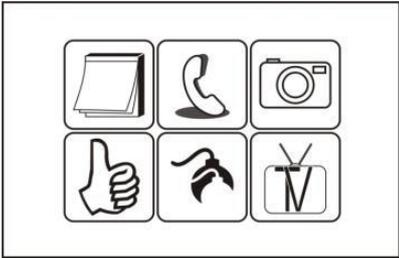
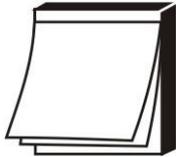
例 3 : 意匠が応用される物品の判断

先行意匠 「衣服」	意匠出願案件 「コンピュータプログラム製品のアイコン」
	
<p>[説明]</p> <p>「コンピュータプログラム製品のアイコン」の画像意匠をもって専利が出願された場合、当該意匠が応用される物品は、「コンピュータプログラム製品」であり、先行意匠は「衣服」であり、コンピュータプログラム製品と衣服の物品性質は全く異なっていることから、その両者は同一でもなければ類似でもない物品であると判断すべきであり、たとえ衣服の表面の模様と出願案件のアイコン外観が同一であったとしても、当該意匠は新規性を喪失しない。</p>	

例 4：意匠が応用される物品の判断

先行意匠 「携帯電話の押しボタン」	意匠出願案件 「携帯電話のアイコン」
	
<p>[説明]</p> <p>「携帯電話のアイコン」の画像意匠をもって専利が出願された場合、専利出願に係る意匠が応用される物品は「携帯電話の『コンピュータプログラム製品』」であり、先行意匠「携帯電話の押しボタン」が応用される物品は、「携帯電話の『押しボタン』」であり、コンピュータプログラム製品と実体の押しボタンは全く異なることから、その両者は同一でもなければ類似でもない物品であると判断すべきであり、たとえ押しボタンの表面の模様と出願案件の画像外観が同一であったとしても、当該意匠は新規性を喪失しない。</p>	

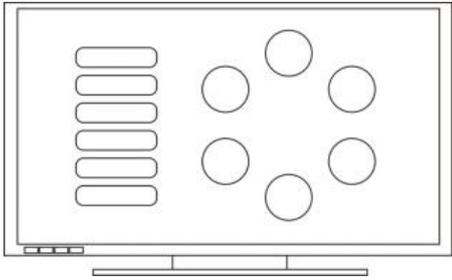
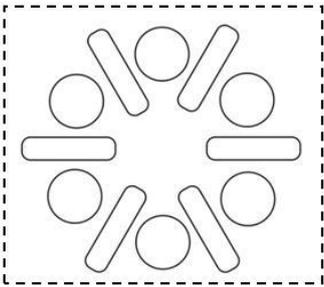
例 5：専利出願に係る意匠は先行意匠の一部に開示されている

先行意匠 「コンピュータプログラム製品の GUI」	意匠出願案件 「コンピュータプログラム製品のアイコン」
	
<p>[説明]</p> <p>「コンピュータプログラム製品のアイコン」をもって専利が出願され、先行意匠で「コンピュータプログラム製品の GUI」が開示されているが、両者が応用される物品がいずれも「コンピュータプログラム製品」であり同一物品で、又、その意匠を主張するアイコンが先行意匠の対応する部分とは外観が同一であるため、その両者は同一の意匠であると判断すべきであり、当該意匠は新規性</p>	

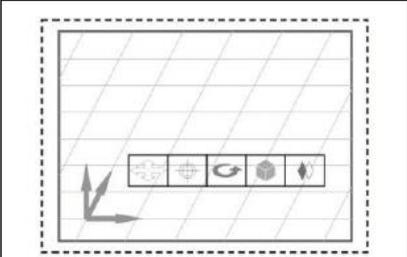
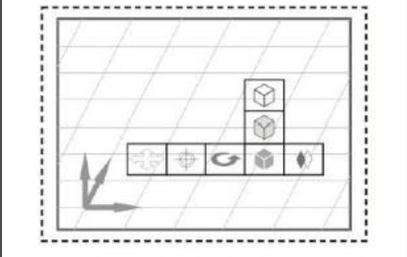
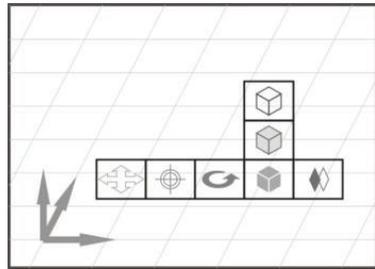
を具えない。

逆に、専利出願に係る意匠が「コンピュータプログラム製品の GUI」であり、先行意匠にその部分のみが開示されている場合は、原則として同一でもなければ類似でもない外観であると認定すべきである。

例 6：専利出願に係る意匠の内容にその「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」との間の位置、寸法、分布等の配列関係の特徴が含まれている

先行意匠 「表示パネルの GUI」	意匠出願案件 「コンピュータプログラム製品の GUI」
 先行意匠の GUI は、左側に縦に並んだ5つの長方形ボタン、右側に3つの円形ボタンが配置された表示パネルの全体像を示している。	 意匠出願案件の GUI は、中央に円形ボタンと長方形ボタンが放射状に配置された部分のみを、破線枠で囲って強調している。
<p>[説明]</p> <p>「コンピュータプログラム製品の GUI」をもって画像意匠が出願された場合、各画像ユニットの外観は先行意匠と同一であるが、当該意匠の重点は、当該画像の「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」との間の位置、寸法、分布関係によって表現される視覚効果にある。その配列された後の全体外観と先行意匠は異なり、類似でもないため、専利出願に係る意匠は新規性を喪失しない。以上2つの図例については、逆もまた新規性を喪失しない。</p>	

例 7 : 専利出願に係る意匠は先行意匠の一部に開示されている

<p>先行意匠 「コンピュータプログラム製品の GUI」 (変化外観を有する画像意匠)</p>	<p>意匠出願案件 「コンピュータプログラム製品の GUI」</p>
<div style="text-align: center;">  <p>正面図 1</p>  <p>正面図 2</p> </div>	<div style="text-align: center;">  </div>
<p>[説明]</p> <p>「コンピュータプログラム製品の GUI」をもって画像意匠を出願する場合、先行意匠は、外観が変化可能な画像意匠である。専利出願に係る意匠が当該先行意匠に開示された対応する部分と同一の外観であるため、専利出願に係る意匠は新規性を具えない。</p> <p>逆に、専利出願に係る意匠の外観が変化可能な画像意匠であり、先行意匠にその部分のみが開示されている場合、原則として同一でもなければ類似でもない外観であると認定すべきである。</p>	

3.3 創作性

3.3.1 創作性の判断基準

画像意匠の創作性を審査する場合は、明細書及び図面に開示された当該画像意匠の全体内容を対象とし、それが容易に想到しうるものであるか否かを判断

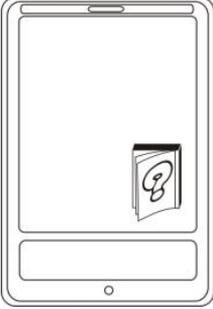
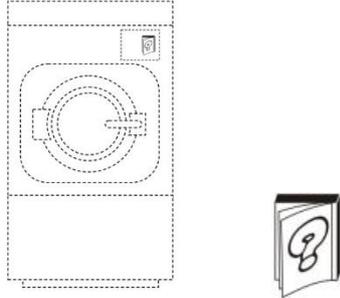
する。当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者が先行意匠を基礎として出願時の通常知識を参酌することで、当該先行意匠を模倣、転用、置換、組み合わせる等の簡単なデザイン手法により当該画像意匠を完成することができ、且つ特異な視覚効果を生じていない場合は、容易に想到しうるものであり、創作性を具えないと認定すべきである。

当該画像意匠に「意匠を主張しない部分」を含む場合、当該「意匠を主張しない部分」は、通常、意匠が応用される物品の表現、又は「意匠を主張する部分」との間の位置、寸法、分布関係の解釈、又はその環境の解釈に用いられ、「意匠を主張しない部分」の創作性を考慮する必要はない。審査時に引用された引用文献は、同一又は類似の物品分野に制限されず、同一でもなければ類似でもない物品分野についてそれがその他の従来の先行意匠を直接転用するものであるか否かを判断することができる。例えば、専利出願に係る意匠が「洗濯機のアイコン」である場合は、従来の「携帯電話のアイコン」についてなされた直接転用に過ぎず、また、専利出願に係る意匠が「コンピュータプログラム製品のアイコン」である場合は、従来の平面図形（例えば包装紙の図形、紡績品の図形等）についてなされた直接転用に過ぎず、いずれも当該画像意匠は容易に想到しうるものであり、創作性を具えないと認定すべきである。

また、創作性を審査する場合は、複数の引用文献における全部又は一部の意匠内容の組み合わせ、又は引用文献における一部の意匠内容の組み合わせ、又は引用文献における意匠内容とその他の形式の公開された先行意匠との組み合わせをもって、当該画像意匠が容易に想到しうるものであるか否かを判断することができる。

3.3.2 事例

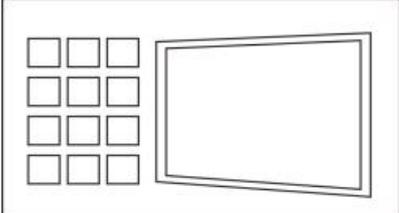
例 1：直接転用

先行意匠 「携帯電話のアイコン」	意匠出願案件 「洗濯機のアイコン」
	 <p style="text-align: right;">(画像拡大図)</p>
<p>[説明]</p> <p>右図「洗濯機のアイコン」をもって画像意匠出願する場合、それはその他の物品の意匠分野の外観、つまり左図「携帯電話のアイコン」を直接転用したに過ぎず、容易に想到しうるもので、創作性を具えないと認定しなければならない。</p>	

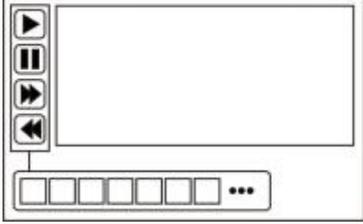
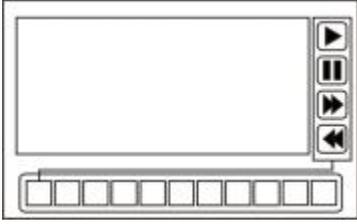
例 2：直接転用

先行意匠 「衣服」	意匠出願案件 「コンピュータプログラム製品のアイコン」
	
<p>[説明]</p> <p>右図「コンピュータプログラム製品のアイコン」をもって画像意匠を出願する場合、それはその他物品の意匠分野の外観、つまり左図の衣服の表面上の従来の模様を直接転用したに過ぎず、容易に想到しうるもので、創作性を具えないと認定しなければならない。</p>	

例 3 : 置換、組合せ

<p>先行意匠 1 「携帯電話の GUI」</p>	<p>意匠出願案件 「コンピュータプログラム製品の GUI」</p>
	
<p>先行意匠 2 「携帯電話の GUI」</p>	
	
<p>[説明] 右図「コンピュータプログラム製品の GUI」をもって画像意匠を出願する場合、2つの従来の GUI（左図の先行意匠 1 及び先行意匠 2 に示す）を簡易に組み合わせただけに過ぎず、且つ当該画像意匠の全体外観に特異な視覚効果を生じさせることができないため、容易に想到しうるもので、創作性を具えないと認定しなければならない。</p>	

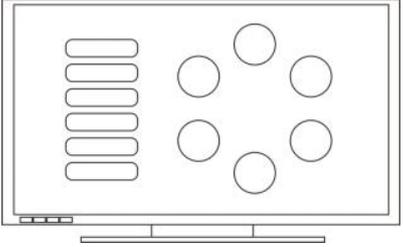
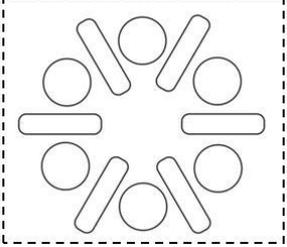
例 4 : 位置、比例、数などの変更

<p>先行意匠 「コンピュータプログラム製品の GUI」</p>	<p>意匠出願案件 「コンピュータプログラム製品の GUI」</p>
	

[説明]

右図「コンピュータプログラム製品の GUI」をもって画像意匠を出願する場合、従来の先行意匠（左図の「コンピュータプログラム製品の GUI」）における意匠の比例、位置又は数を変更しただけに過ぎず、且つ当該画像意匠の全体外観に特異な視覚効果を生じさせることができないため、容易に想到しうるもので、創作性を具えないと認定しなければならない。

例 5：位置、比例、数などの変更

先行意匠 「表示パネルの操作インターフェース」	意匠出願案件 「コンピュータプログラムで生じた GUI」
	

[説明]

右図「コンピュータプログラム製品の操作インターフェース」をもって画像意匠を出願する場合、それぞれの画像ユニットの外観は先行意匠（左図の「コンピュータプログラム製品の操作インターフェース」）と同一であるが、その「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」との位置等の関係を変更し、専利出願する意匠の全体外観に先行意匠と比較してより特異な視覚効果を生じさせており、容易に想到しうるものではないと認定しなければならない。

3.4 先願主義

3.4.1 先願主義の判断基準

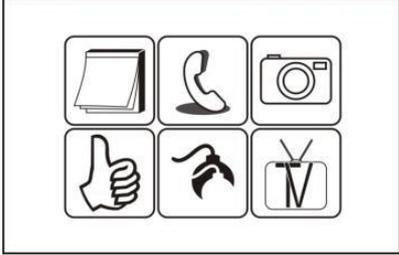
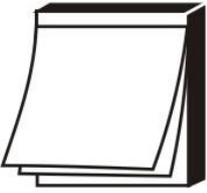
先願主義とは、2つ以上の同一又は類似の意匠出願案件を有する場合、最先の出願についてのみ専利を許可することができることをいう。同一人または異なる者が同日に出願した場合は、出願人に対して期限までに択一又は協議するよう通知しなければならない。先願主義を審査する場合は、その両者の専利出願に

係る意匠を対比範囲とすることにより、その両者が重複した専利であるか否かを判断しなければならない。例えば、同一人による出願である先願案件がグラフィカルユーザインタフェースの画像意匠であり、後願案件が先願案件の一部に開示された画像意匠である場合、両者の専利出願に係る意匠の内容が異なっているため、原則として同一でもなければ類似でもないと認定すべきである。又、同一人による出願である先願案件が外観の変化可能な画像意匠であり、後願案件が先願案件の一部に開示された画像意匠である場合、両者の専利出願に係る意匠の内容が異なっているため、原則として同一でもなければ類似でもないと認定すべきであり、いずれも専利を与えることができる。

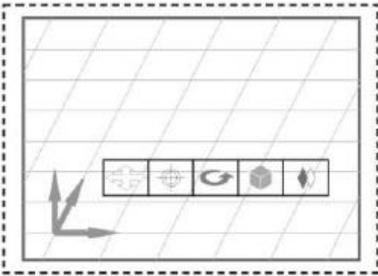
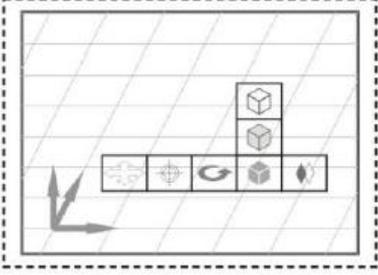
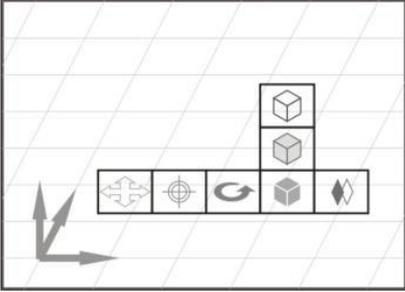
ここで注意すべき点は、異なる者が異なる日に同一又は類似の意匠である出願案件を2つ有する場合、「新規性喪失の例外」の規定を適用すべきであり、先願案件が公告された後に初めて後願案件の審査を行う。新規性喪失の例外を審査する引用文献は、先願案件の専利出願に係る意匠を対比範囲とすることのみに限定されるものではなく、先願案件の明細書又は図面に開示された内容であってもよい。

3.4.2 事例

例 1 :

先願案件 「コンピュータプログラム製品の GUI」	後願案件 「コンピュータプログラム製品のアイ コン」
	
<p>[説明] 同一人によって出願された先願案件が複数の画像ユニットを含む GUI であり、後願案件が1つの画像ユニットのみである場合、後願案件の画像意匠が先願案件の一部に開示されてはいるが、両者の専利出願に係る意匠が同一でも類似でもないため、先願主義を満たし、いずれも専利を与えることができる。以上2つの図例については、逆もまた同様である。</p>	

例 2 :

<p>先願案件 「コンピュータプログラム製品のアイコン」 (変化外観を有する画像意匠)</p>	<p>後願案件 「コンピュータプログラム製品のアイコン」</p>
<div style="text-align: center;">  <p>正面図 1</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>正面図 2</p> </div>	<div style="text-align: center;">  </div>
<p>[説明]</p> <p>同一人によって出願された先願案件が変化外観を有する画像意匠であり、後願案件が静的な画像ユニットのみである場合、後願案件の画像意匠が先願案件の一部に開示されてはいるが、両者の専利出願に係る意匠が同一でも類似でもないため、先願主義を満たさないことはなく、いずれも専利を与えることができる。以上2つの図例については、逆もまた同様である。</p>	

4. 一意匠一出願

画像意匠をもって専利を出願する場合、一意匠一出願の規定をも満たす必要がある。即ち、画像意匠は、通常、単一物品上に応用された単一の画像外観でなければならない。

画像意匠に 2 つ以上の画像ユニットを含み合併して使用する特性を備えている場合、やはり当該一組の画像で構成される全体を一意匠とすることができ（図 9-17 を参照）、一意匠一出願の規定に符合する、この方法で画像意匠を出願した場合、それと図 9-18 が出願する「コンピュータプログラム製品の GUI」とは異なり、前者が専利出願する意匠の内容には、それぞれの画像ユニットと「意匠を主張しない部分」との間の位置、寸法、分布関係は含まれていないが、後者には当該境界線で限定する全体範囲が含まれ、即ち、後者の専利出願における意匠の内容にはそれぞれの画像ユニットと「意匠を主張しない部分」との間の位置、寸法、分布関係からなる全体画面が含まれる。

この他に、登録出願に係る意匠に 2 つ以上のコンピュータアイコン又は GUI の図が開示されているが、明細書及び図面の各図の間で開示された画像意匠の変化関係を知ることができない場合、2 つ以上の画像意匠と見なされ、審査官は一意匠一出願の規定に違反するとして、理由を明記して出願人に期限を設けて分割出願又は明細書及び図面を補正するよう通知しなければならない。この時、出願人は「変化外観を有する画像意匠」の出願態様に符合するよう、規定により分割出願することができ、又は本章「2.1.3 意匠の説明」の規定に基づき各図の変化関係の説明を補正することができる。

また、注意すべき点は、上述の図 9-17 の方式で画像意匠を出願した場合、権利行使上、すべてのユニットからなる全体を 1 つの意匠とすることによってのみ権利を行使することができ、その 1 つ又は複数の部分を別々にして単独で権利を行使してはならないことである。



図 9-17 コンピュータプログラム製品の一組の画像



図 9-18 コンピュータプログラム製品の GUI

第十章 組物意匠

1. 組物意匠の定義	2
2. 明細書及び図面	4
2.1 明細書	4
2.1.1 意匠の名称	4
2.1.2 物品の用途	5
2.1.3 意匠の説明	5
2.2 図面	5
2.3 専利出願に係る意匠の解釈	7
3. 専利要件	8
3.1 新規性	8
3.1.1 物品の同一又は類似の判断	8
3.1.2 外観の同一又は類似の判断	9
3.1.3 事例	10
3.2 創作性	11
3.2.1 創作性の判断基準	11
3.2.2 事例	12
3.3 先願主義	13
3.3.1 先願主義の判断基準	13

第十章 組物意匠

意匠の出願は、原則的には物品毎の外観について出願を提出しなければならない。これがいわゆる「一意匠一出願」である。しかしながら、意匠の実務上、産業界が製品開発を行う場合、通常、習慣上同時に販売又は同時に使用する複数の物品について全体的な創作を行うことで、当該複数の物品が組み合わせられた後に全体的に特異な視覚効果が生じる意匠を達成する。従って、専利法では、2つ以上の物品は、組物物品の意匠（本章では、以下「組物意匠」という）を保護するために、同一類別に属し、習慣上、組物で販売又は使用する場合、一意匠をもって出願を提出することができる。権利行使上も、組物意匠を1つの全体的意匠としてのみ権利を行使することができ、その単一又は複数の物品を別々にして単独権利行使を行ってはならない。

組物意匠の専利出願案件を審査する場合、本編のその他の章節における一般の規定に基づくもの以外に、別途判断や処理を行う必要がある事項について、本章において説明する。

1. 組物意匠の定義

組物意匠とは、2つ以上の物品が同一類別に属し、習慣上組物で販売又は使用される場合、一意匠をもって出願を提出することができるものをいう。

同一類別とは、国際工業意匠分類表の同一クラス（classes）の物品を指す。即ち組物意匠のすべての構成物品は、当該分類表同一クラスにおける物品でなければならない。例えば「一組の食卓椅子」をもって組物意匠を出願した場合、当該物品を構成するテーブル及び椅子がいずれも国際工業意匠分類表の第06類—家具に列挙された物品であるため、組物意匠の同一類別に属する。

習慣上、組物の物品で販売されるとは、当該2つ以上の物品が、市場消費習慣上、組物の物品で同時に販売されることをいう。例えば、寝具セット（ベッドカバー、ベッドシート及び枕カバー等を含む）、ティーセット（ティーカップ、ティーポット、受皿及びフィルタ付ポット等を含む）、ソファセット（ソファ椅子、ソファベッド及び腰掛け等を含む）、食器セット（ナイフ、フォーク及びスプーン等を含む）、手工具セット（ドリル、スパナ及びねじドライバー等を

含む)、ペア時計セット（男、女ペア時計を含む）、ティーテーブルセット（大中小ティーテーブルを含む）等。

習慣上、組物の物品で使用されるとは、当該2つ以上の物品が、使用習慣上、組物の物品で合併して使用されることをいう。通常、そのうちの1つの物品を使用する場合、使用について連想され、他の物品又は他の複数の物品の存在を想到することができる。例えば、コーヒーセット（コーヒーカップ、コーヒーポット、シュガーポット及びミルクピッチャー等を含む）、学習机椅子セット（学習机及び椅子等を含む）、文具セット（鉛筆、消しゴム、定規及びペンケース等を含む）、ブラシセット（大小化粧ブラシ、化粧パフ及び手鏡等を含む）、アクセサリセット（指輪、ネックレス及びイヤリング等を含む）、運動服セット（ジャケット、ズボン、帽子等を含む）、ステレオコンポセット（プレーヤ、スピーカ及びアンプ等を含む）等。

習慣上組物の物品で販売又は使用されるか否かを判断する場合、審査官は、市場消費形態及びユーザの実際の使用状況をシミュレートすることにより当該組物意匠がいわゆる習慣上組物の物品で販売又は使用されることを満たすか否かを判断すべきである。販売促進の目的のために任意に組み合わせられた物品であり市場消費習慣上の組物の物品で販売されるものではない場合、例えば鉛筆が特典としてカバンとともに販売された場合、又は、使用状況上それが合併して使用されることを連想しがたい場合、例えばゴルフクラブ及びバスケットボールである場合は、専利法における習慣上組物の物品で販売又は使用されることを満たさないと判断すべきである。

専利法の組物意匠の定義を満たす場合は、「同一類別」に属し、且つ「習慣上組物の物品で販売されること」又は「習慣上組物の物品で使用されること」のいずれか1つの規定を満たさなければならない。上述要件を満たさない場合は、組物意匠の定義を満たさないことを理由に出願人に対して期限までに明細書及び図面を補正し又は分割出願するよう通知すべきである。また、組物意匠を出願する場合は、上述の規定を満たすほか、専利法の意匠に関する定義をも満たす必要がある（詳細は、本編第二章「意匠とは何か」を参照）。

2. 明細書及び図面

2.1 明細書

意匠の出願に係る明細書について、その内容には、意匠の名称、物品の用途及び意匠の説明を含まなければならない。そのうち、物品の用途又は意匠の説明が意匠の名称又は図面に明確に表示されている場合は、記載しなくてもよい。

2.1.1 意匠の名称

組物意匠をもって専利を出願する場合は、意匠の名称が簡単明瞭で、組物意匠の保護する標的を具体的に含むように、上位の名称で指定するとともに、「一組」、「一セット」、「組」又は「セット」等の用語で記載しなければならない。例えば、「一組のソファー」、「一セットの食器」又は「コーヒーセット」と記載する。意匠の名称に組物意匠が保護する標的が明確に含まれておらず、又は「一組」、「一セット」、「組」又は「セット」等の用語が記されていない場合は、明細書及び図面の「実施可能要件」を満たさないことを理由に出願人に対して期限までに補正するよう通知すべきである。

組物意匠が当該組物の物品の部分パーツ若しくは部分特徴を主張し、又は当該組物意匠の部分を除くようとする場合は、意匠の名称も部分意匠の記載規定を満たさなければならない。例えば、「一組の食器の柄」又は「コップ用コースターセットの部分」と記載する。当該組物意匠に画像意匠が同時に含まれている場合、例えば、意匠を主張する内容にオーディオステレオコンポセット及びそのオーディオスクリーン上のアイコンが同時に含まれている場合、意匠の名称は「アイコンを有するオーディオステレオコンポセット」と記載すべきである。

また、審査官は、意匠の名称の指定する物品に基づき、図面の内容及び物品の用途の記載を対照させて、「国際工業意匠分類表」に明記されたものに基づくべきであり、特定の組物の類別が明記されていない場合は、すべての構成物品の類別番号を指定しなければならない。例えば、意匠の名称が「ナイフセット」である場合は、類別番号を 07-03 C0187（ナイフセット）に指定し、又は意匠の名称が「一組のオフィスデスク椅子」である場合は、国際工業意匠分類表に当該組物の類別が明記されていないため、類別番号を同時に 06-03 O0013（オフィスデスク）及び 06-01 O0009（オフィス椅子）に指定しなければならない。

2.1.2 物品の用途

組物意匠を出願する場合、その物品の用途は、当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者が物品の用途の記載により当該組物意匠が適用される組物の物品をより明確に理解することができるように、組物の物品の用途、使用方法又は機能について説明すべきであり、必要に応じて各構成物品の用途についても説明することができる。

2.1.3 意匠の説明

組物意匠は組物の物品についてなされた全体的な創作であるため、当該意匠の説明は、当該組物の物品からなる全体視覚外観の意匠特徴、例えば組物の物品が並列されてなる全体的に連なる視覚効果、又はすべての物品の間に備わる共通意匠特徴等、について説明しなければならない。

また、補助説明図面に開示された各構成物品の名称である場合も、意匠の説明欄に簡単に説明すべきであり、例えば「図面に開示された組物の物品にプレーヤ、アンプ及び左右スピーカが含まれる」又は「図面の正面図において、(1)と表示したのはプレーヤであり、(2)と表示したのはスピーカであり、(3)と表示したのはアンプである。」(図10-1を参照)。

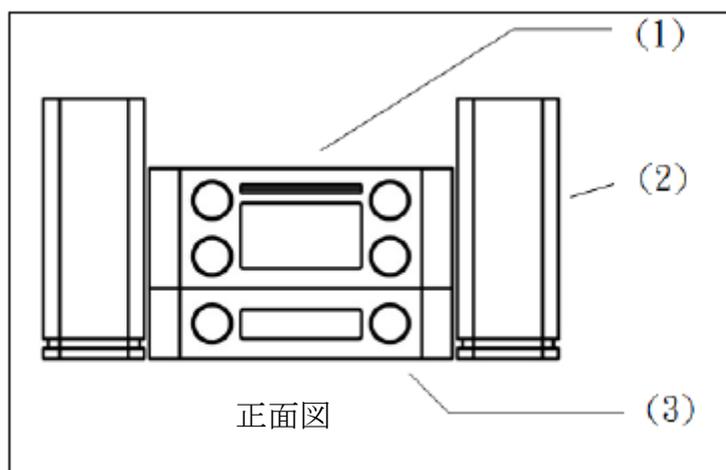


図 10-1

2.2 図面

組物意匠が2つ以上の物品を含むため、当該組物意匠の外観を十分に開示するため、一般的に、図面には各構成物品のすべての図をそれぞれ開示すべきであり(例えば、各構成物品の立体図及び六面図をそれぞれ開示する)、組物の物品

を含みかつ当該組物意匠を代表し得る図を少なくとも1枚開示すべきであり、それによって専利出願に係る意匠の全体外観（図10-2に示す）を具体的に表現する。しかしながら、意匠の特徴の関係から、合併開示方法により各図において当該組物の物品を開示する場合は、それがすべての構成物品の外観を十分に開示することができれば、この方法に基づいて行うことができる（図10-3に示す）。

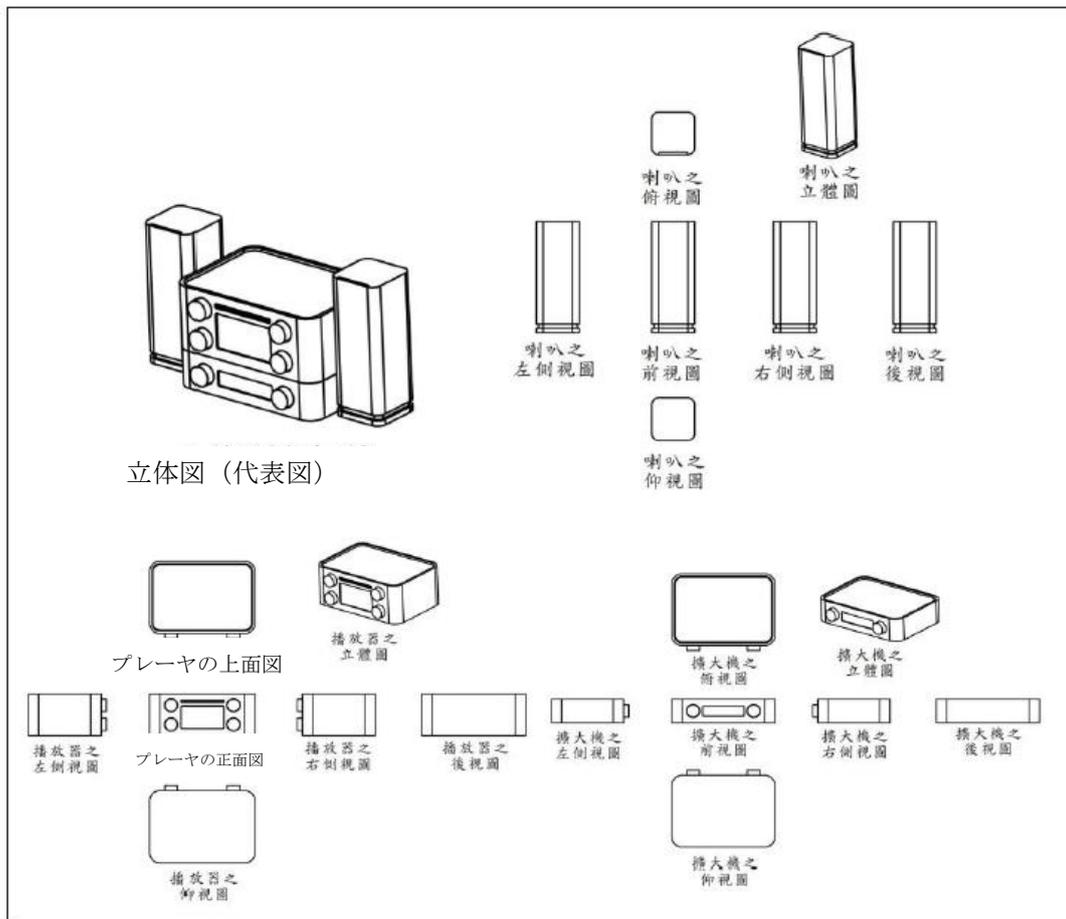


図10-2 一組のステレオコンポ

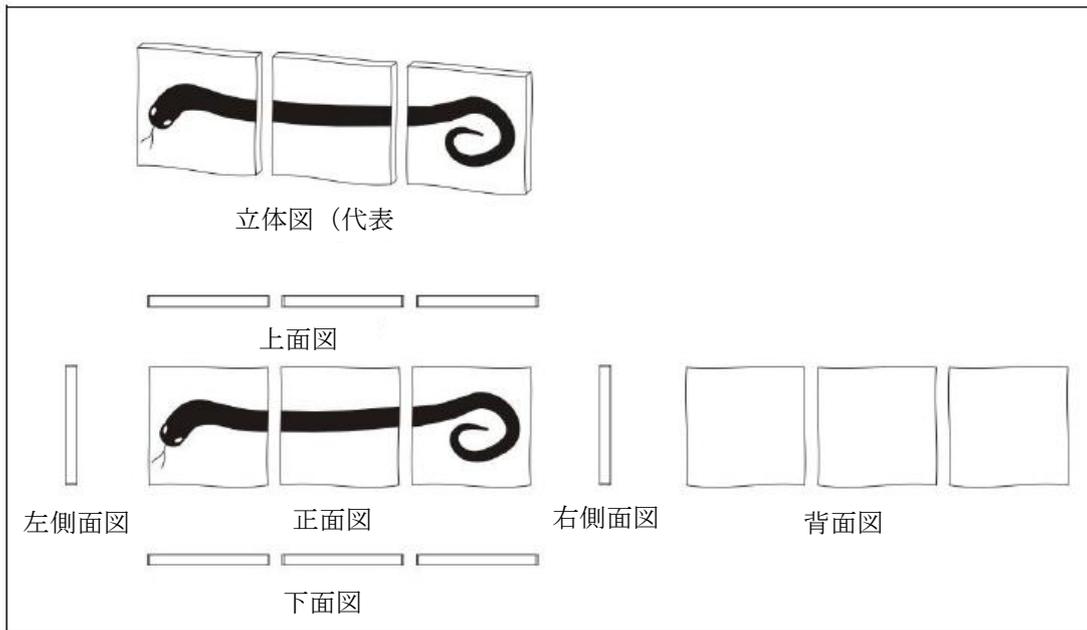


図 10-3 コップ用コースターセット

2.3 専利出願に係る意匠の解釈

意匠権範囲は、図面に準じるとともに明細書を斟酌することができる。従って、意匠の図面は、専利出願に係る意匠を限定する主要な基礎であり、組物意匠の専利出願に係る意匠を認定する場合は、主に図面に開示されたすべての構成物品からなる全体外観に準じるため、明細書に記載された物品及び外観に関する説明も斟酌することができる。

組物意匠は、組物の物品が同時に販売される又は合併して使用されることに対する市場の要求を満たすために当該組物の物品について行なわれた全体的な視覚的創作である。従って、専利出願に係る意匠の解釈上、出願する組物の物品を全体の意匠としてのみ見なすことができるが、そのうちの1つ又は複数の物品について別々に単独でその専利出願に係る意匠について解釈してはならない。図面及び明細書における各項の内容について以下のように詳しく説明する。

- (1) 図面に開示された内容：組物意匠の専利出願に係る意匠の認定は、主に図面に開示されたすべての構成物品からなる全体外観をもって行われる。従って、専利出願に係る意匠の外観及び物品を限定する場合は、図面における各図に開示された全部の内容に基づき判断しなければ

ばならない。

- (2) 明細書の意匠の名称：意匠の名称は、意匠が適用される物品の記載に用いられるため、意匠の名称も、意匠が応用される物品を認定する依据である。
- (3) 明細書の物品の用途：物品の用途が記載されている場合は、意匠が応用される物品を認定するときにも斟酌することができる。
- (4) 明細書の意匠の説明：意匠の説明が記載されている場合は、意匠が表現する外観を認定するときにも斟酌することができる。

簡単に言えば、専利出願に係る意匠を解釈する場合、組物意匠の外観の特定は、図面に開示された組物からなる全体外観を基礎とし、意匠の説明が記載されている場合は、これも斟酌することができる。組物意匠が応用される物品の特定は、図面に開示された内容に基づき意匠の名称に記載された組物の物品を対比させて行い、物品の用途が記載されている場合は、これも斟酌することができる。上述のようにして、専利出願に係る意匠の全体範囲が構成される。ここで注意すべき点は、図面に参考図と表示される場合、専利出願に係る意匠の範囲としてはならないが、応用する物品又は使用環境の説明に用いることができることである。

3. 専利要件

3.1 新規性

組物意匠の新規性を審査する場合、審査官は、普通の消費者が商品を選別購入する観点をシミュレートし、明細書及び図面に開示された専利出願に係る意匠を対象とし、即ち組物意匠のすべての構成物品からなる全体外観について、単一の引用文献中の先行意匠における対応する部分と対比を行うべきであり、複数の引用文献における全部又は一部の意匠内容の組み合わせと対比を行ってはならない。当該組物意匠に開示された全体外観が単一の引用文献中の先行意匠における対応する部分と同一又は類似であり、且つ当該組物意匠が応用される物品と同一又は類似である場合は、同一又は類似の意匠であり、新規性を具えないと認定すべきである。

3.1.1 物品の同一又は類似の判断

組物意匠が応用される物品を認定する場合は、図面に開示された全体内容に

基づき、意匠の名称に記載された組物の物品を判断の基礎とし、それに基づいて専利出願に係る意匠が先行意匠と同一又は類似の物品であるか否かを判断すべきである。組物意匠に係る物品の同一又は類似を判断する場合は、各構成物品の用途、機能の差異にこだわることなく、組物の物品が構成する全体用途、機能を判断の対象とすべきである。

例えば、「一組のステレオコンポ」(プレーヤ、アンプ及び左右スピーカを含む)をもって組物意匠を出願する場合は、「一組のステレオコンポ」の各構成物品についてそれぞれ対比を行うものではなく、当該「一組のステレオコンポ」の全体用途、機能について先行意匠と対比を行うべきである。当該「一組のステレオコンポ」と先行意匠に開示されたステレオコンポ設備(プレーヤ、低音スピーカ及び左右中音スピーカを含む)とが同一又は類似の全体用途、機能を有する場合は、たとえ両者の構成物品が少し異なっていたとしても、依然として同一又は類似の物品であると判断すべきである。

3.1.2 外観の同一又は類似の判断

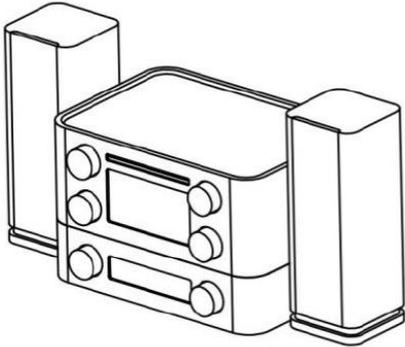
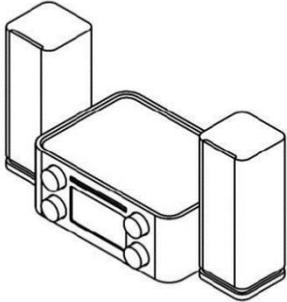
組物意匠の外観が先行意匠と同一又は類似であるか否かを判断する場合は、図面に開示された全体外観を対比の対象とし、それと単一の引用文献中の先行意匠における対応する部分について対比を行うべきである。

一般的に言えば、新規性の審査において引用された単一の引用文献中の先行意匠に組物意匠のすべての構成物品が含まれている場合、組物意匠は先行意匠における対応する部分と同一の物品であり、同一の外観であるため、同一の意匠であると判断すべきである。逆に、引例された単一の引用文献中の先行意匠に組物意匠の一部の構成物品しか含まれていない場合は、当該他の一部の構成物品の外観が開示されているわけではないため、原則的には外観が類似ではないと認定すべきである。

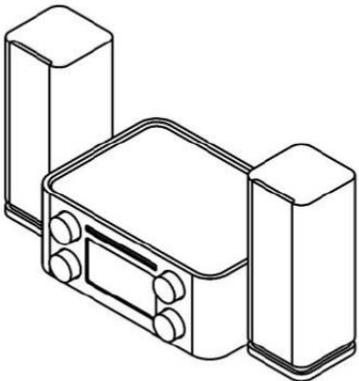
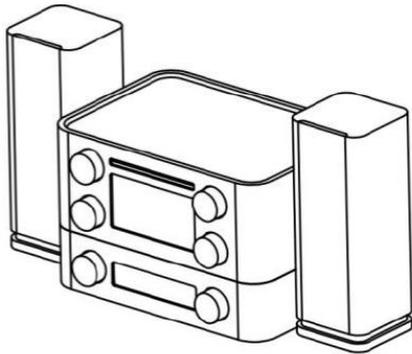
しかしながら、単一の引用文献中の先行意匠に組物意匠のすべての構成物品が完全に含まれてはいないが、当該組物意匠が一部の構成物品が追加された後に、依然として普通の消費者に混同の視覚的印象を生じさせる場合は、外観が類似であると認定すべきである。

3.1.3 事例

例1：単一の先行意匠に組物意匠のすべての構成物品が含まれている

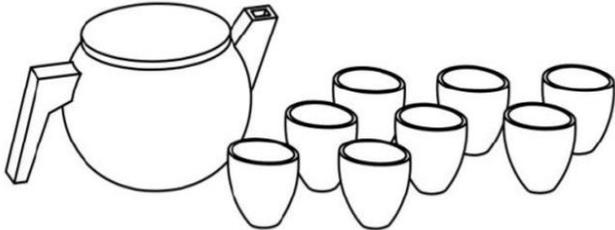
先行意匠 「一組のステレオコンポ」	意匠出願案件 「一組のステレオコンポ」
	
<p>[説明]</p> <p>「一組のステレオコンポ」の組物意匠をもって専利を出願する場合、当該組物意匠が、プレーヤー及び左右スピーカを含み、先行意匠に開示された内容が、プレーヤー、アンプ及び左右スピーカを含むときは、組物意匠に開示された内容が単一の先行意匠における対応する内容に開示されているため、その両者が同一の意匠に属し、当該意匠は新規性を具えない。</p>	

例2：単一の先行意匠に一部の構成物品のみが含まれている

先行意匠 「一組のステレオコンポ」	意匠出願案件 「一組のステレオコンポ」
	

[説明]
「一組のステレオコンポ」の組物意匠をもって専利を出願する場合、当該組物意匠が、プレーヤ、アンプ及び左右スピーカを含み、先行意匠に開示された内容には、アンプが開示されておらず、プレーヤ及び左右スピーカしか開示されていない時は、全体が類似ではない外観であり、当該意匠は、新規性を喪失しない。

例 3：単一の先行意匠に組物意匠の部分を構成する物品が含まれるのみであるが、依然として普通の消費者に誤認・混同の視覚的印象を生じさせる

先行意匠 「一組のティーセット」	意匠出願案件 「一組のティーセット」
	

[説明]
「一組のティーセット」の組物意匠をもって専利を出願する場合、当該組物意匠が、先行意匠に開示された1つのティーポット及び6つのティーカップに比べて2つのティーカップが追加されているとき、追加された後にも消費者に混同・誤認の視覚的印象を生じさせる場合は、依然として両者が類似の外観であり、当該意匠は新規性を具えないと認定すべきである。

3.2 創作性

3.2.1 創作性の判断基準

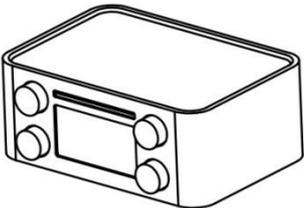
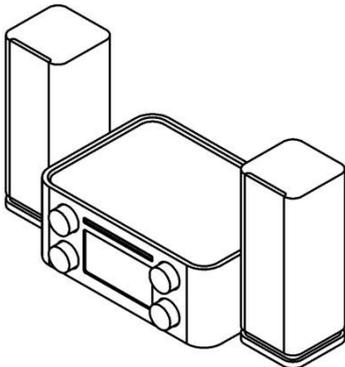
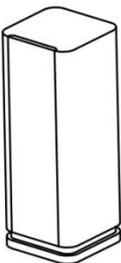
組物意匠の創作性を審査する場合は、複数の引用文献における全部若しくは一部の意匠内容の組み合わせ、又は1つの引用文献における一部の意匠内容の組み合わせ、又は引用文献における意匠内容とその他の形式で公開された先行意匠との組み合わせをもって、当該組物意匠が容易に想到しうるものであるか否かを判断すべきである。

例えば、「一組のステレオコンポ」(プレーヤ、スピーカ及びアンプを含む)をもって組物意匠が出願された場合、審査に引用された複数の文献にそれぞれプレーヤ、スピーカ及びアンプが含まれているときは、当該複数の引用文献につい

て当該組物意匠が容易に想到しうるものであるか否かを判断すべきであり、それが単なる簡単な組み合わせにすぎず構成された全体意匠に特異な視覚効果を生じさせるものではないときは、当該組物意匠が創作性を具えないと認定すべきである。しかしながら、当該組物意匠が引用文献と比較して修正又は再構成が施され、特異な視覚効果を生じさせるときは、当該組物意匠は依然として創作性を具えると認定すべきである。

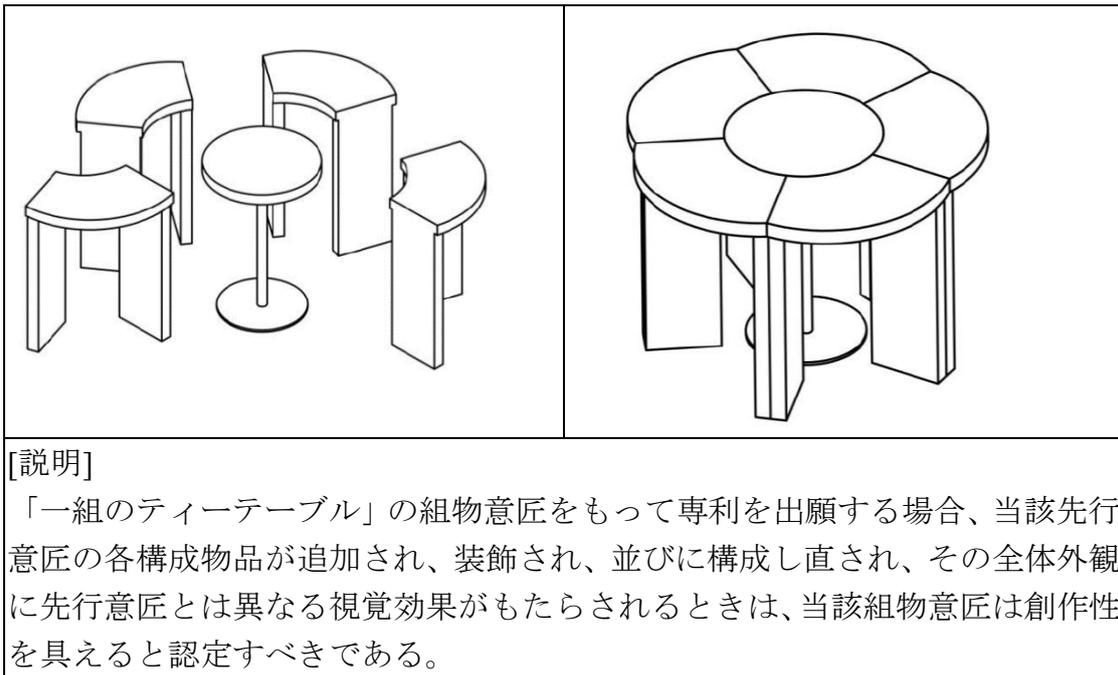
3.2.2 事例

例1：組合せ

先行意匠1 「プレーヤ」	意匠出願案件 「一組のステレオコンポ」
	
先行意匠2 「スピーカー」	
	
<p>[説明] 「一組のステレオコンポ」を持って組物意匠を出願する場合、従来のプレーヤとスピーカの簡単な組合せに過ぎず、且つ当該組物意匠の全体外観は特異な視覚的効果を生じさせることができないため、容易に想到しうるもので、創作性を具えないと認定しなければならない。</p>	

例2：装飾又は構成し直しにより特異な視覚的効果を生じる場合

先行意匠 「一組のティーテーブル」	意匠出願案件 「一組のティーテーブル」



3.3 先願主義

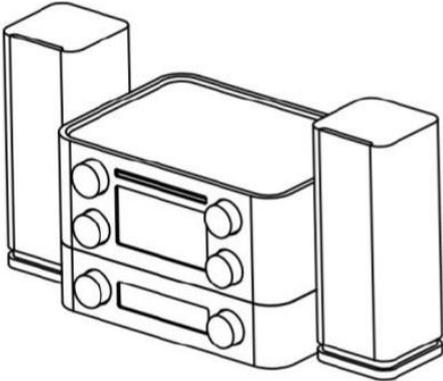
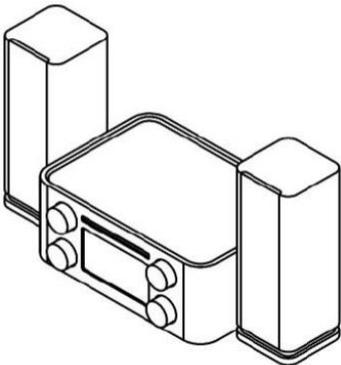
3.3.1 先願主義の判断基準

先願主義とは、2つ以上の同一又は類似の意匠出願案件を有する場合、最先の出願についてのみ専利を許可することができることをいう。同一出願人又は異なる出願人が同日に出願した場合は、出願者に対して期限までに択一又は協議するよう通知しなければならない。先願主義を審査する場合は、両者の専利出願に係る意匠を対比の範囲とし、それに基づいて両者が重複した専利であるか否かを判断すべきである。即ち、当該2つの出願案件のいずれもが組物意匠であり、又は一方が組物意匠であるが他方が全体意匠である場合は、審査時に両者の主張する意匠の全部内容を対比の範囲とすべきである。従って、一方の出願案件の内容が他の組物意匠出願案件の一部の構成物品である場合、原則として当該両者の専利出願に係る意匠が同一でもなければ類似でもない認定すべきであり、いずれも専利を与えることができる。

ここで説明すべき点は、異なる出願人が異なる出願日に同一又は類似の意匠出願案件を2つ以上出願した場合、「新規性喪失の例外」の規定を適用すべきであり、先願案件が公告された後に初めて後願案件の審査を行うことである。新規性喪失の例外を審査する引用文献は、先願案件の専利出願に係る意匠を対比の

範囲とすることのみに限定されるものではなく、先願案件の明細書又は図面に開示された内容であってもよい。

3.3.2 事例

先願案件 「一組のステレオコンポ」	後願案件 「一組のステレオコンポ」
	
<p>[説明] 同一人によって出願された先願案件の專利出願に係る意匠にプレーヤ、アンプ及び左右スピーカが含まれており、後願案件の意匠に先願案件に開示されたプレーヤ及び左右スピーカが含まれている場合は、その両者の專利出願に係る意匠が同一でもなければ類似でもないため、先願案件を満たさないことはなく、いずれも專利を与えることができる。以上2つの図例について、逆もまた同様である。</p>	

第十一章 関連意匠

1. 関連意匠の定義	2
2. 明細書及び図面	9
2.1 明細書	9
2.2 図面	10
3. 専利要件	10
4. 関連意匠の効果	10

第十一章 関連意匠

意匠は、産業上利用可能な外観の創作を保護する。産業界が新製品を開発する際、通常、同一の意匠概念のもとで複数の類似の製品意匠に発展させ、若しくは同一の製品について前後して改良を行うことで類似の意匠を生み出すことから、これらの同一の意匠概念のもとでの類似意匠、又はその後改良された類似意匠について、原意匠と同等の保護価値を有することを考慮して、同等の保護効果を与えるべきであり、専利法には同一人が 2 つ以上の類似の意匠を有する場合、意匠権者の権益を保護するために、意匠及びその関連意匠（衍生設計）を出願することができる」と規定されている。

関連意匠の専利出願案件を審査する場合、本編のその他の章節における一般的规定に基づくもの以外に、別途判断や処理を行なう必要がある事項について、本章において説明する。

1. 関連意匠の定義

関連意匠とは、同一人が 2 つ以上の類似の意匠について原意匠及びその関連意匠を出願することができ、「先願主義」要件の制限を受けない特殊な態様の意匠制度である。即ち、先願主義に基づき、同一又は類似の意匠に 2 つ以上の専利出願がある場合、一般にはそのうち最初に出願されたものについてのみ専利を許可することができる。しかしながら、同一人が 2 つ以上の類似の意匠を有する場合は、それぞれ意匠及びその関連意匠を出願することができる。ただし、原意匠と類似せず、関連意匠のみと類似する意匠については関連意匠として出願してはならない。

関連意匠は原意匠と類似の意匠であるため、同時に又は前後して出願を提出するかを問わず、その出願日は、当然ながら原意匠の出願日よりも早くなつてはならない。また、公告許可された専利出願案件はその他の出願案件の先行意匠となるため、公衆の権益を維持するために、原意匠が公告され公衆に周知される先行意匠となった後、たとえ同一人によって出願されたとしても、再度類似の意匠をもって関連意匠を出願してはならない。即ち、関連意匠の出願は、原意匠が既に出願（出願当日を含む）されている場合又は原意匠公告日の前に始めて行うこ

とができる。関連意匠が主張する優先権日も原意匠の出願日（優先権を主張する場合、その優先権日より前ではない）よりも前ではない。

関連意匠の定義を満たすか否かの判断は、同一出願人によって出願された関連意匠及びその原意匠の専利出願に係る意匠を対比する範囲とし、それに基づいて当該関連意匠出願案件が原意匠出願案件と類似であるか否かを判断する。専利出願に係る意匠の類似の判断は、以下の3つの態様を含む。1.類似の外観が、同一の物品に応用される。2.同一の外観が、類似の物品に応用される。3.類似の外観が、類似の物品に応用される。

その両者の専利出願に係る意匠の物品が同一又は類似であるか否かの判断は、図面に開示された内容と意匠の名称に記載された物品を対照させることとを判断の基礎とする。例えば「スプーンの柄」の部分意匠及び「スプーンの柄」の全体意匠をもって原意匠及びその関連意匠が出願された場合は、同一の物品であると認定すべきである。「スプーンの柄」の部分意匠及び「フォークの柄」の部分意匠をもって原意匠及びその関連意匠が出願された場合、それらはいずれも食器の柄であるため、両者は、類似の物品である。「スプーンの柄」の部分意匠及び「金槌の柄」の部分意匠をもって原意匠及び関連意匠が出願された場合、その両者は、異なる分野の異なる用途の柄であるため、その両者は、類似ではない物品である。

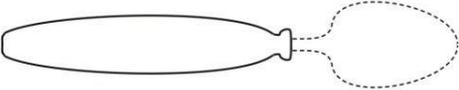
その両者の専利出願に係る意匠の外観が同一又は類似であるか否かの判断は、図面における意匠を主張する内容に準ずる。例えば、部分意匠をもって意匠及びその関連意匠が出願された場合は、その両者の図面における「意匠を主張する部分」に準ずるべきであり、「意匠を主張しない部分」自体の内容は、外観対比の範囲としてはならないが、「意匠を主張する部分」との間の位置、寸法、分布関係の解釈に用いることができ、それに基づいてその両者が同一又は類似であるか否かを認定する。全体意匠及びその部分意匠をもって意匠及びその関連意匠が出願された場合は、当該全体意匠図面に開示された全体外観及び部分意匠における「意匠を主張する部分」についてその両者が同一又は類似であるか否かを判断すべきである。組物意匠をもって意匠及びその関連意匠が出願された場合は、図面に開示された組物の物品の全体外観についてその両者が同一又は類似の外観であるか否かを判断すべきである。

以下の事情がある場合は、関連意匠の定義を満たさないことを理由に、関連意匠を与えない。

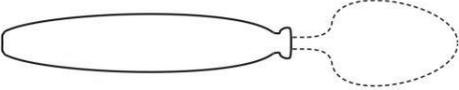
- (1) 専利出願に係る関連意匠が原意匠と完全に同一であり、即ち物品が同一でありかつ外観が同一である場合。
- (2) 専利出願に係る関連意匠が原意匠と類似ではなく、即ち物品が同一でもなければ類似でもなく、又は外観が同一でもなければ類似でもない場合。
- (3) 原意匠がまだ権利を取得していない出願過程において、原意匠が既に出願が取り下げられ、専利を与えないと査定され又は期限までに許可証が受領されず公告されていない場合。

事例

例 1：物品の同一又は類似の判断

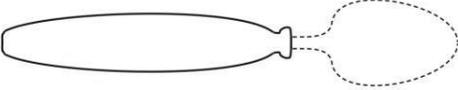
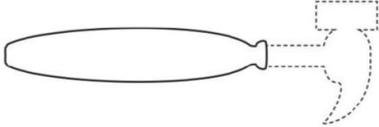
原意匠 「スプーンの柄」	関連意匠 「スプーンの柄」
	
<p>[説明] 「スプーンの柄」の部分意匠及び「スプーンの柄」の全体意匠をもって原意匠及び関連意匠が出願された場合は、その両者が同一の物品であると認定すべきであり、両者の外観が類似である場合は、両者が類似の意匠であると認定すべきであり、意匠及びその関連意匠として出願することができる。</p>	

例 2：物品の同一又は類似の判断

原意匠 「スプーンの柄」	関連意匠 「フォークの柄」
	

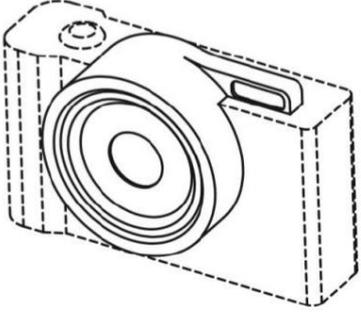
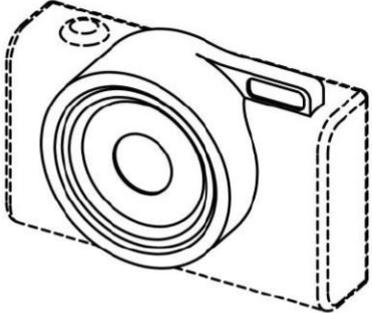
[説明]
「スプーンの柄」の部分意匠及び「フォークの柄」の部分意匠をもって原意匠及び関連意匠を出願する場合は、それらがいずれも食器の柄で類似の物品であり、且つその両者の外観が類似であるため、その両者は類似する意匠として意匠及びその関連意匠として出願することができる。

例 3：物品の同一又は類似の判断

原意匠 「スプーンの柄」	関連意匠 「金槌の柄」
	

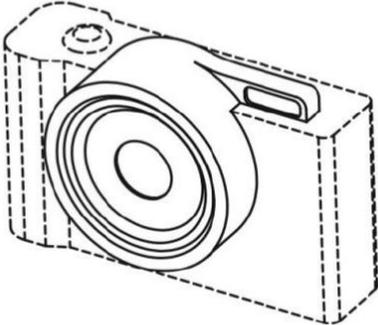
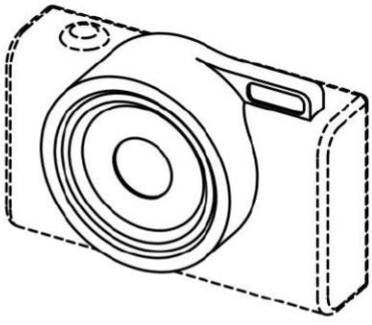
[説明]
「スプーンの柄」の部分意匠及び「金槌の柄」の部分意匠をもって原意匠及び関連意匠が出願された場合、その両者が異なる機能かつ異なる用途の柄であり、その両者が類似の物品ではないため、たとえその両者の外観が類似であるとしても、両者が類似ではない意匠であると認定すべきであり、意匠及びその関連意匠として出願してはならない。

例 4：部分意匠をもって意匠及びその関連意匠を出願する

原意匠 「カメラのレンズ」	関連意匠 「カメラのレンズ」
	

[説明]
 原意匠及び関連意匠はいずれもカメラのレンズで同一の物品であり、また、「意匠を主張する部分」の外観も同一でありかつ「意匠を主張しない部分」と「意匠を主張する部分」との間の位置、寸法、分布関係がほぼ類似であるため、全体の外観が類似であり、両者は類似の意匠であると認定すべきであり、原意匠及び関連意匠として出願することができる。

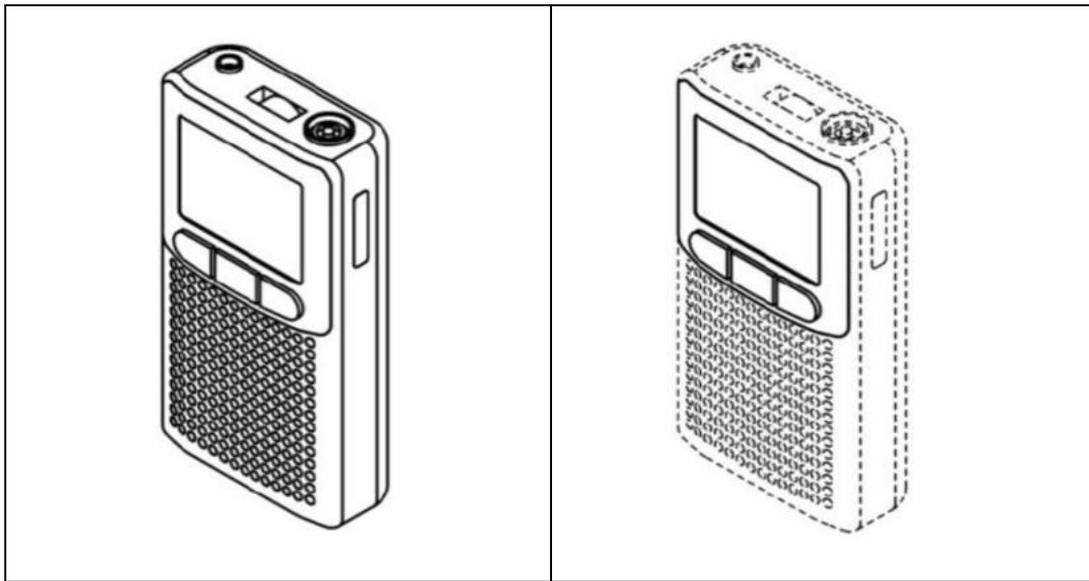
例 5：部分意匠をもって意匠及びその関連意匠を出願する

原意匠 「カメラのレンズ」	関連意匠 「カメラのレンズ」
	

[説明]
 原意匠及び関連意匠はいずれもカメラのレンズで同一の物品であり、又、「意匠を主張する部分」の外観もまた同一であるが、両者の「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」との間の位置、寸法、分布関係が若干異なっているが当該関係は当該類物品の分野ではよく見られるもので、外観が類似であり両者が類似の意匠であると認定すべきであり、原意匠及び関連意匠として出願することができる。

例 6：全体意匠及びその部分意匠をもって意匠及びその関連意匠を出願する

原意匠 「ボイスレコーダ」	関連意匠 「ボイスレコーダの操作パネル」



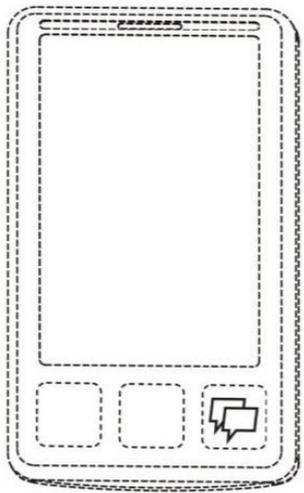
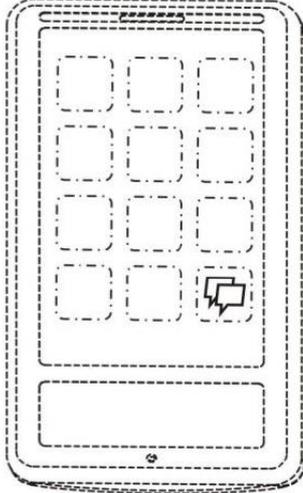
[説明]
「ボイスレコーダ」の全体意匠及び「ボイスレコーダの操作パネル」の部分意匠をもって原意匠及び関連意匠が出願された場合は、原意匠の全体外観及び関連意匠の「意匠を主張する部分」について対比すべきであり、その両者が同一でもなければ類似でもない意匠であるため、原意匠及びその関連意匠として出願してはならない。

例 7：全体意匠及びその部分意匠をもって意匠及びその関連意匠を出願する

原意匠 「タイヤホイール」	関連意匠 「タイヤホイールの部分」

[説明]
「タイヤホイール」の全体意匠及び「タイヤホイールの部分」をもって原意匠及び関連意匠を出願する場合、当該関連意匠が一部のリベットの特徴の主張を排除し、原意匠の専利出願に係る意匠の範囲とは少し異なっているが、前者の全体意匠について後者の「意匠を主張する部分」と対比したところ、その両者は依然として類似の意匠であるため、原意匠及びその関連意匠として出願することができる。

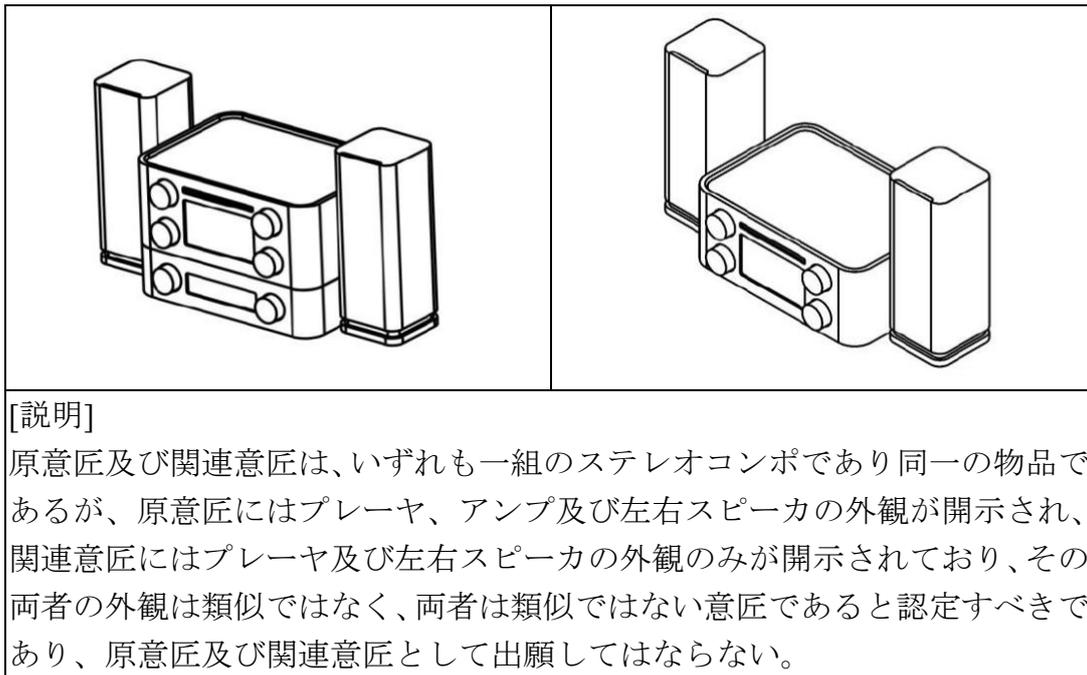
例 8：部分意匠及び画像意匠をもってそれぞれ意匠及びその関連意匠を出願する

原意匠 「携帯電話の押しボタン」	関連意匠 「携帯電話のアイコン」
	

[説明]
「携帯電話の押しボタン」及び「携帯電話のアイコン」をもって原意匠及び関連意匠が出願された場合は、前者が応用される物品が「携帯電話の押しボタン」であり、後者が応用されるのは「携帯電話のスクリーン」で、両者が類似ではない物品であると認定すべきであり、たとえ両者の「意匠を主張する部分」の外観が同一であるとしても、両者は類似ではない意匠であると認定すべきであり、原意匠及び関連意匠として出願してはならない。

例 9：組物意匠をもって意匠及びその関連意匠を出願する

原意匠 「一組のステレオコンポ」	関連意匠 「一組のステレオコンポ」



2. 明細書及び図面

2.1 明細書

意匠の出願に係る明細書について、その内容には意匠の名称、物品の用途及び意匠の説明を含まなければならない。そのうち、物品の用途又は意匠の説明が意匠の名称又は図面に明確に開示されている場合は、記載しなくてもよい。関連意匠を出願する場合も、その意匠の名称は明確でなければならず、適用される物品を簡潔に指定するとともに、専利出願に係る意匠内容と一致すべきであり、関係のない文字を記してはならない。関連意匠の意匠の名称は、その原意匠と完全に同一である必要はなく、例えばボールペンを原出願案件に係る万年筆の関連意匠として出願する場合は、専利出願に係る意匠の内容と一致するように、その意匠の名称を「ボールペン」として記載すべきであり、「万年筆関連一」と変更する必要はない。

関連意匠は原意匠と類似の意匠であるため、その態様は、類似外觀が同一又は類似物品に応用されることと、同一外觀が類似物品に応用されることとを含む。従って、類似の物品である場合は、関連意匠明細書における物品の用途欄にその原意匠物品と類似の関連説明又はその差異部分を明記することができる。類似の外觀である場合は、関連意匠明細書における意匠の説明欄にその原意匠外觀と類似の関連説明又はその差異部分を明記することができる。

2.2 図面

関連意匠を出願する場合は、その図面も専利法の意匠図面に関する開示要件を満たさなければならない。詳細は、本編第一章第 1.4 節の「図面」を参照されたい。

3. 専利要件

関連意匠は、それが原意匠と同等の専利権利保護効果を有し、その専利要件が一般意匠の専利要件と同一であるため、いずれも専利法における産業上の利用性、新規性、創作性、新規性喪失の例外及び先願主義の規定を満たさなければならない。しかしながら、原意匠出願案件と関連意匠出願案件との間、若しくは同一意匠出願案件のその他の 2 つ以上の関連意匠出願案件の間については、専利法における先願主義の規定を適用しない。上述の関連意匠の専利要件の判断は、関連意匠出願日（優先権を主張する場合は、優先権日）を判断の基準日とする。関連意匠における産業上の利用性、新規性、新規性喪失の例外及び先願主義に関する専利要件は、本章において別途規定されている場合を除き、第三章の専利要件を準用する。

審査時に、関連意匠が原意匠と同様に専利を与えない理由を有する場合は、同時に審査意見通知書を発行することができる。しかしながら、関連意匠が原意匠と同様の専利を与えない理由を有しないが、原意匠がまだ権利を取得していない出願過程において、原意匠出願案件が既に出願を取り下げ、専利を与えないと査定され又は期限までに許可証が受領されておらず公告されていない場合、関連意匠出願案件は当然ながら専利法におけるいわゆる「2 つ以上の類似の意匠がある場合は、意匠及びその関連意匠を出願することができる」の定義を満たさず、関連意匠に対しても専利を与えることができない。しかしながら、出願人は、当該関連意匠を意匠として変更出願することができる。2 つ以上の関連意匠がありかつ互いに依然として類似意匠である場合は、択一して意匠として変更出願することができる。その他は当該意匠の関連意匠として変更出願できる。

4. 関連意匠の効果

- (1) 関連意匠権は単独で主張し、その類似の範囲に及ぶことができる。
- (2) 関連意匠権期限は公告日から始まり、その原意匠権期限と同時に満了する。

- (3) 関連意匠権にその独立した権利範囲があるため、たとえ原意匠権には専利年金を納付せず若しくは放棄により当然消滅し、又は取り消しが確定した場合であっても、関連意匠は依然として存続することができ、原意匠権の取消し又は消滅によって影響を受けることはない。